

令和3年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和3年12月3日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について
令和3年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について
- 第 5 報第3号 専決処分報告について
令和3年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について
- 第 6 議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第2号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について
- 第 8 議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について
- 第 9 議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第10 議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第11 議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第12 議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について
- 第13 議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について
- 第14 議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

第1から第14まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
総務部理事	山下純司	都市環境部長	塩野哲也
住民生活部長	井上弘一	健康福祉部長	青山雅則
教育部長	松井良明	総務課長	山本敏光
秘書人事課長	高木真之	税務課長	金崎恭彦
こども未来課長	寺口万佐代		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉中隆昭） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和3年第4回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚くお礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和3年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早朝よりお集まりを頂き、誠にありがとうございます。

11月の末より、朝晩、大変冷え込むようになりました。急激な寒暖の変化は体調を崩しやすくなります。皆様には、体調など崩されないようご留意を頂きたいと思えます。新型コロナウイルスにつきましては、全国的にも感染状況は落ち着いているところでございますが、寒い時期のウイルスの活発化、新たな新株オミクロンによる第6波に備え、引き続き気を緩めることなく感染防止対策のご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号、報第2号、報第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。内容につきましては、報第1号は

地方税法等の一部改正に伴う上牧町税条例の一部改正でございます。報第2号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第6回）につきましては、主に接客事業所感染防止対策支援金などの地方創生臨時交付金事業費の補正でございます。報第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第7回）につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の補正でございます。

議第1号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の交付等に伴い、出産育児一時金の額の改正を行うため、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議第2号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約については、川西町、三宅町及び田原本町の3町で磯城郡水道企業団を設置されることに伴い、組合構成団体数等の変更を行うため組合規約を変更するものでございます。

議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）につきましては、1億5,040万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億1,106万円とさせていただきます。

歳入の主な内容につきましては、国庫負担金の民生費国庫負担金で障害者自立支援給付費負担金1,740万円を、衛生費国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,441万6,000円を増額計上しております。国庫補助金の衛生費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金714万8,000円を増額計上しております。教育費国庫補助金で、歴史いきいき史跡等総合活用整備事業費補助金を1,959万1,000円減額しております。県負担金の民生費県負担金で、障害者自立支援給付費負担金870万円を増額計上しております。県補助金の教育費県補助金で、文化財保存事業費補助金を587万7,000円減額しております。財産収入の不動産売払い収入で977万6,000円を増額計上しております。財政調整基金繰入金で、今回の補正の調整額6,219万4,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は8億6,148万7,000円となります。町債におきましては、保健福祉センター整備事業債5,270万円、道路冠水防止対策事業債880万円を計上しております。文化財整備事業債は1,240万円減額をしております。

歳出の主な内容につきましては、総務費の地方創生臨時交付金事業費で接客事業所感染防止対策支援金400万円を増額計上しております。民生費の障害福祉費で自立支援給付費3,480万円を、保健福祉センター運営費で保健福祉センター外壁改修工事5,627万6,000円を計上しております。衛生費の予防費で、高齢者インフルエンザ予防接種支援事業の予防接種委託料606万2,000円を、新型コロナウイルスワクチン接種事業費1,976万4,000円を、健康増進事業費で健診データ標準化対応システム改修委託料402万6,000円を計上しております。土木費の

道路橋梁費で道路水路管理補修工事500万円を、道路冠水防止対策工事880万円を計上しております。教育費の文化財保護費で史跡上牧久渡古墳群整備事業費を3,918万2,000円減額しております。公債費で繰上償還元金570万4,000円を、諸支出金の第三セクター等改革推進償還基金費で積立金938万1,000円を計上しております。

議第4号から議第6号につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の各補正予算でございます。

議第7号は、塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について、議第8号は、文化センター空調機更新工事請負契約の締結について、議第9号は、不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結についてでございます。

以上のとおり、案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（吉中隆昭） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

東議会運営委員長。

（議会運営委員長 東 充洋 登壇）

○議会運営委員長（東 充洋） おはようございます。議会運営委員会の報告を行わせていただきます。東 充洋です。

本日招集されました令和3年第4回上牧町議会定例会の議会運営について、12月1日午前10時より、全委員出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。今定例会に上程されました町長提出議案は、報第1号 専決処分報告、上牧町税条例の一部を改正する条例について、報第2号 専決処分報告、令和3年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、報第3号 専決処分報告、令和3年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議第2号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）

について、議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について、議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について、議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結についての専決処分3件、議案9件です。

初めに、議案の本会議審議及び各常任委員会への振り分けについて審議いたしました結果、報第1号、報第2号、報第3号については、本日、本会議審議を行い、総務建設委員会には議第3号、文教厚生委員会には議第1号、議第2号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号をそれぞれ付託することに決しました。

続きまして、会期日程について審議を行いました結果、本会議は12月3日及び12月14日、総務建設委員会は12月6日、文教厚生委員会は12月7日、一般質問につきましては10名の議員から通告があり、12月10日に遠山、牧浦、東（あずま）、竹之内、康村議員の5名、12月13日には石丸、服部、富木、木内、東（ひがし）議員の5名に振り分けを行いました。したがって、会期は12月3日から12月14日までの12日間と決しました。開会時間は全て午前10時と決しました。一般質問の持ち時間は、従来どおり理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

以上で議会運営委員会のご報告といたします。



◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、富木議員、8番、康村議員を指名いたします。



◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの12日間にしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの12日間と決定いたしました。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 報第1号 専決処分報告について説明いたします。

専第10号 上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が令和3年5月10日に公布され、同年11月1日に施行されたことに併せ、地方税法の一部を改正する法律も施行されたことから、上牧町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

それでは、今回の改正について説明いたします。

上牧町税条例附則第10条の2、わがまち特例に関します条文の追加及び追加に伴います項ずれの改正でございます。近年、気候変動に伴います降雨量の増加による大規模な水害が各

地で発生している状況を踏まえまして、特定都市河川浸水被害対策法等に基づき都道府県知事等の認定を受け、浸水被害の防止を目的として設置されました雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を3分の1とするものでございます。

なお、この条例は令和4年1月1日から施行する必要があり専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 先ほど、この条例の施行日について、4年1月1日とご説明申し上げましたが、誤っております、令和3年11月1日からの施行ということでございます。

どうも申し訳ございませんでした。

○議長（吉中隆昭） 今、部長から説明の訂正がありましたが、よろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案とおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、令和3年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第2号 専決処分報告についてご説明いたします。

専第9号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第6回）につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年10月11日に専決処分させていただいたものでございます。

今回の補正予算の主な内容は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県や市町村が地域の実情に応じてきめ細かく支援の取組を着実に実施できるよう、臨時交付金の特別枠として創設されました事業者支援金分に関する事業費を増額計上しております。また、新型コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金対象事業につきましては、令和3年度一般会計当初予算と補正予算に計上いたしました事業費と合わせまして、今補正後の事業費といたしましては19事業、予算総額1億6,109万5,000円となっております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業費が確定したことから、今回の補正予算において、13事業についても財源内訳補正を計上しております。

それでは、補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、説明書4ページ、5ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,234万5,000円を、同じく説明欄、マイナポイント事業費補助金といたしまして71万2,000円それぞれ増額計上しております。款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として、財政調整基金から6万円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は9億2,368万1,000円となっております。

次に、歳出につきましては、6、7ページ、款総務費、項総務管理費、目一般管理費、説明欄、会計年度任用職員人件費につきましては、国が実施するマイナポイント事業の事業期間が令和3年9月末から12月末までに延長されたことを受け、引き続き手続支援を行うために、会計年度任用職員の任用期間を延長する費用としまして71万2,000円増額計上しております。同じく、目地方創生臨時交付金事業費、説明欄、会計年度任用職員人件費54万9,000円と、飛びまして8、9ページ、説明欄、接客事業所感染防止対策支援事業費1,024万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、人との接触機会が多いと見られる接客業を営む事業所に、消毒液等の感染防止対策費用が増加していることから、持

続的に感染防止対策を図っていただくための事業費を増額計上しております。

戻りまして6、7ページ、説明欄、保育所感染防止対策事業費32万9,000円、飛びまして8、9ページ、説明欄、学校・園感染防止対策事業費128万円につきましては、保育所、学童、幼稚園、各学校等において、室内の換気状態を客観的に把握、確認することで、児童、生徒、園児及び教職員等の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を資するために二酸化炭素濃度を測定する計測器の購入費用を増額計上しております。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

今回の補正は、専決で行われている事業が主なんですけれども、10月11日に行われました全員協議会で、事業者支援ということで地方創生臨時交付金1,240万円を活用してということで、2つの事業、接客事業所感染防止対策事業と、それと保育所、学校、幼稚園の感染防止対策事業の費用で、それで大体1,240万円という規模だったんですけれども、今回計上された補正予算の中では、財源振替で、歳出の6ページ、説明書の8ページ、9ページのところで、主にですけれども、接客事業所感染防止対策事業が1,024万7,000円に対して一般財源が376万6,000円というふうに一般財源に振り替えられているところなんですけれども、資料も出しているんですけれども、これの主な要因といいますか、簡単な特徴的な要因をご説明いただけますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 予算書9ページの接客事業者感染防止対策支援事業費の財源内訳の部分のご質問だと思います。タブレットの資料ナンバー、第6回補正予算の部分の歳入の1-3をご覧いただきたいと思います。その中で、事業一覧ということで表を載せさせていただいております。その中で、通常事業分、それと事業者支援分という形で載せております。この中で、事業者支援分が1,231万1,000円という臨時交付金でございます。この部分で、事業者支援分の中で事業費の案分をさせていただきましたので、このような形で臨時交付金額が648万1,000円、一般財源部分が376万6,000円となったということでございます。通常事業分につきましては、前回頂いております1億1,764万円と、今回の補正で補助裏分の3万4,000

円を足した1億1,767万4,000円を事業費ごとの案分をしましたので、それによる財源振替で
ございます。

そういうことで、事業者支援分につきましては1,231万1,000円の臨時交付金を事業案分さ
せていただきましたので、接客業につきましては事業費が1,024万7,000円ございますので、
事業案分させていただいた結果、このような一般財源の財源振替となったということござ
います。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 私も資料は見させていただいたんですけども、この中で、事業者支
援分の中で、香芝、葛城、北葛のコロナ検査センターで事業が途中でなくなっているとい
うので、ここでも減ってきているので、それも事業者支援として影響の1つかなと思って私は
理解したところですが、そういう考えでよろしいですね。それも含めて全部の事業者支援分
の中で案分された交付金という理解でよろしいですね。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 今おっしゃられました香芝市・葛城市・北葛城郡コロナセンター
共同運営事業費の9月末で終わったという部分でございますが、この第6回補正におきまし
ては事業案分しておりません。後で出ています議第3号の第8回補正予算でその部分の案分
をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。資料があちこちによく似たのが出てきていたもので
すから、分かりました。ありがとうございました。終わります。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 歳出のところ、それぞれ会計年度任用職員の人件費ということが計
上されているわけなんですけれども、それぞれ、これについての説明をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1つ目の款総務費、項総務管理費の目一般管理費につきましてはの
会計年度任用職員でございますが、この分、先ほど少し提案理由の中でも触れさせていただ
きましたが、マイナポイントの事業が9月末から12月まで延長ということですので、この3か
月間の会計年度任用職員を雇用するための費用でございます。

続きまして、同じく目地方創生臨時交付金事業費につきましては、今現在、手続等を進め

ていただいております接客事業所感染防止対策支援事業ということで、この分に受付であったり振込に当たる手続等をしていただいている会計年度任用職員2名分の額でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 総務管理費のほうは1名分。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1名分でございます。

○11番（東 充洋） 了解しました。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。よろしく申し上げます。

6回補正の中で、歳出の6ページ、7ページの説明欄ですけれども、この中で、今回6ページにもありますが、1番下で保育所感染防止対策事業費ということで、これは二酸化炭素濃度計測器の財源ですけれども、次にも9ページのところに、学校についても予算が上がってきております。保育所、学童保育については32万9,000円、そして9ページの学校については128万円、それで保育所についての資料をナンバー2で出させていただいております。また、学校についてもナンバー3で出てきておりますが、学校はきちっと個数と単価とで128万円になっておりますが、保育所は個数、配置数はあるけれども、単価が書かれてなくて、これは学校と保育所、学童保育の計測器の種類が、機種が違うのか、金額が半額ぐらいになっているんですけど、その辺りをお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今ご質問の単価の部分ということでございますが、単価につきましては資料には書かせていただいておりますが、一括購入みたいな形で取らせていただいておりますので、単価については同額でございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。そしたら、保育所についても学童についても11月上旬に配置をされていると思うんですけれども、きちっとした取扱いというか、されているのかどうか、その辺り、効果的に使われているのかお願いします。

○議長（吉中隆昭） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） 資料のほうは、一括購入でしたので単価を入れ忘れておりました。申し訳ございません。配置は書かせていただいておりますように、11月上旬には全

ての箇所に設置をさせていただきました。しっかり説明をさせていただいて、記録もしっかり取っていただくように伝えて、運用していただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 学童、また保育所等については、先生方、指導員の方々がしっかりとそういう辺りを管理しながらしていただいていると思います。冬に向けまして、やっぱり換気の部分がコロナの感染対策には、予防が一番効果的であるということになっておりますので、その辺りも、子どもたちのことをしっかり守っていただくためにもまたしっかりした運用をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第5、報第3号 専決処分報告について、令和3年度上牧町一般会計補正予算（第7回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第3号 専決処分報告についてご説明いたします。

専第11号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第7回）につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年11月25日に専決処分させていただいたものでございます。

今回の補正予算の内容は、令和3年11月19日に閣議決定に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するために、高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別的な給付金を支給されるための事業費を計上しております。

それでは、補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、説明書4、5ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目民生費国庫補助金、説明欄、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1億5,770万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金363万8,000円をそれぞれ増額補正計上しております。

次に、歳出につきましては、6、7ページ、款民生費、項児童福祉費、目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費につきましては、臨時特別給付金として、高校生までの子ども1人当たり5万円の給付金として1億5,770万円、給付金を支給するための事務費としてシステム改修委託料等363万8,000円を増額計上しております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。よろしくお願いいたします。

7回の補正についてですが、歳出の6ページ、7ページ、説明書のところでございます。お聞きしたいのは、今回、新型コロナウイルスの感染症の長期化ということで、その中で影響が出ている子育て世帯を支援する取組として、児童1人10万円相当の給付ということで、そのうち、児童手当の仕組みを使って、今回前倒しで年内をめどに5万円の現金給付ということで先行的にするということで、来年春に子どもたちの関連で使い道として残り5万円をクーポンで配布するというような仕組みに、流れになっているかと思いますが、国では1兆9,473億円、そして上牧町では今回の補正で、資料はナンバー1、歳出のところで1億6,133万8,000円ということで計上されております。

そこで、先日の11月25日の議員懇談会についても、対象者ということで内容的なことをご説明いただきました。また、先日の議員説明会のときにもご説明いただいたんですが、お聞きしたいのは、年内支給ということで目指しているということで5万円がありましたけれども、それまでにシステム改修の完了であるとか、いろいろ児童手当の調査であるとかということでご説明がありましたが、今の進捗状況と、年内に支給が可能なのか、皆さんに年内に届くような状況に今なっているのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） 令和3年12月、今年中に支払いをできるように事務を進めております。しかし、プッシュ型と積極支給という形でさせていただく分は、令和3年9月分の児童手当を受給されている方、その方は児童手当の口座に、それから所属庁から児童手当を受給している公務員のうち、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を上牧町から受給した方については、これまでは町で所得や口座情報を確認できる方となりますので、その方は別途届出済みの口座に振り込む旨の通知を12月中に送付し、12月下旬に振り込む予定をしております。それ以外の方になりますが、それ以外の方は関係書類を添えていただいて支給申請を行っていただき、その後、指定していただいた口座に振込をする予定で事務を進めておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） それぞれの状況等に応じた形で申請も必要になるということだと思います。それで、公務員の方はプッシュ型ということで、公務員についてはいろいろ様々にやり方が違うような形になっているんですけど、うちはプッシュ型だったと思いますが、それでよろしいですね。

○議長（吉中隆昭） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） 自治体によって、公務員の方も手上げ方式という形で申請を頂くほかの市町村もございしますが、上牧町といたしましては、できる限りはさせていただこうと思ひまして、令和2年度の子育て世帯の臨時特別給付金を受給した方は口座情報を得ておりますので、その口座でよろしいですかという通知を出させていただいて、それで変わられている方もいらっしゃいますので、その後は、また変わられる方はご連絡いただくという方式を取らせていただくという形で進めております。現在、児童手当を受給されている方と、公務員の2年度に上牧町から受給した方を積極支給という形で進めております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。あと、高校生についても申請が必要な方と、高校生の方の兄弟で児童手当を支給している世帯については、そのままプッシュ型でというようなお話もお聞きしたかと思えます。

あと、広報にチラシが入っておりました。確認をさせていただいたんですけれども、皆さんの対象者の方々からの問合せも今かなりあるのではないかなと思っています。具体的に誰がもらえるの、支給対象者は幾らもらえるのというような内容等はここに掲載をされておりますので、その辺りしか皆さんの情報は行ってないということと、ホームページ等々で申請の方法とかもお知らせをするということと、LINE等も来ておりましたので、そこら辺の周知について、やはり皆さん、年内にということを知ると、どうなっているの、うちはもらえるのかなというようなことも私にも連絡がございまして、その辺り、広報、周知についてはホームページ等々で、あとほかにはなさらないということによろしいですか。

○議長（吉中隆昭） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） 今おっしゃっていただいたように、12月号の折り込みに、この時点ではまだ情報もあまり来てなかった状況なんですけれども、やはり報道とかがありましたので、分かっている時点の広報、折り込みチラシを急遽、課で印刷をしまして、折り込みをさせていただきました。その後、ホームページにも掲載させていただいております。それから、1月号に再度、もう少し分かっている部分を詳しく載せた分を折り込みチラシで配布させていただく予定をしております。それから、プッシュ型の方に対しましても通知を送らせていただきます。児童手当の方には、児童手当が振り込まれている口座に振り込みしますという形と、それから、先ほどの公務員の方にも、こちらが分かっている口座に振り込みさせていただきますと、一部、口座の番号を隠した部分なんですけど、分かるような形で通知はさせていただきます。それから、12月中に受給されない方につきましても、給付金の案内等を送らせていただく予定をしております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 12月で大変忙しい中の作業となりますけれども、無事故でまた支給ができますようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 1番、遠山健太郎でございます。

専決処分、令和3年度上牧町一般会計補正予算（第7回）につきまして質問させていただきます。

今回の子育て世帯への臨時特別給付金事業というのは国の施策なので、我々地方議員といえますか、町議会議員が物を申し上げることもどうかと思うんですけども、逆に、ここでしか言う機会がないのでお話をさせてもらいたいと思うんですが、まず、今回の事業が子育て世帯への臨時特別給付金事業ということで、子育て世帯、私もぎりぎりこの世帯に入っている人間なので、その代表として伺いたいというふうには思うんですけど、軽い話で申し訳ないんですが、報道等で18歳以下への給付というふうによく言われているんです。18歳以下への5万円給付と言われているので、実は報道やネットとかを見ると、18歳以下の子どもたちは自分たちに5万円をもらえるとと思っているんです。そうではなくて、家でもけんかになるんですけど、そうではないぞと。これは世帯に来るものだから、おまえへのお小遣いではないぞと言うんですけど、いま一度、このユーチューブを見ている18歳以下の方もいらっしゃると思うので、その辺りをしっかりここで言っていただきたい。これは子どもに払うものではなくて、世帯へ払うものだという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） 対象児童は、おっしゃったみたいに18歳、高校生という形ではなっておりますが、支給対象者といたしましては、児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い方に支給されるということなので、支給対象者というのは保護者という形になっております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ありがとうございます。18歳以下への5万円支給と言わないで、報道もぜひ、18歳以下の子どもを持つ世帯への支給と、長いんですけど言っていただかないと、子どもたちは誤解をしまして、年内にもらえるからそれで何を買おうかなという話で、それは違うよという話をいつもさせてもらうので。あとは、個人的な話では、世帯の中で給料の高い人に行くといつて、どっちが高いのみたいな話になったりするので、そこもどうかと。それは別に関係ないです。ありがとうございました。

もう1つ伺いたいことがあります。予算書6ページ、7ページの節18のところで、給付金として1億5,770万円があります。こちらの算出根拠につきましては、議員懇談会でも資料を頂いていたりするんですけども、いま一度、その1億5,770万円の算出根拠、対象の人数も含めてご説明をお願いしますでしょうか。ざっくりでいいです。

○議長（吉中隆昭） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） まず、内閣府の通知による算出方法というのが通知がございまして、令和3年9月分の児童手当、これは特例給付を除く分なんですけれども、支給対象となる児童、今回は住基ベースで15歳までという形で出させていただきました。それが2,230名。それから平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童が、16歳から18歳になりますね。これも住基ベースで一旦651名という形で算出させていただいております。10月以降、令和4年3月31日までに生まれた児童手当の対象児童、それが新生児ということで50名。算出根拠には児童手当を受けられている対象児童に1.1倍を掛けなさいよという内閣府令の算出方法がありましたので、そちらのほうを計算させていただきまして、その方掛ける5万円ということで1億5,770万円を見込ませていただいております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 詳しい説明をありがとうございます。私のほうで実施対象児童見込み数を足したら、住基ベースでは2,931人です。要は、上牧町で今回支給対象になる18歳以下の児童、ゼロ歳以上を児童というのは僕は抵抗が少しあったりするんですけど、2,931人ということで、参考までに、もし資料があればですけども、上牧町内の18歳以下の全人口は何名いらっしゃいますか。要は、何が言いたいかという、今回支給対象にならない18歳以下の方が上牧町にどのぐらいいるか。これは分かりますか。支給対象と言ったらまた18歳に払うみたいな話になっているので違いますけど、18歳以下の子どもを持ちながら支給対象にならない、要は、該当の人数はどのぐらいいるか把握されていますか。

○議長（吉中隆昭） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） 申請していただくので、所得に応じてということになりますんですけども、一旦、今、児童手当で特例給付を受けられている方は対象外になりますので、今現在9月分に関しましては79名が対象外となっております。そこに15から18歳の高校生のみの児童を持っておられる方の所得というのがまだ確認はできておりませんので、そこで児童手当を受けられない所得と同等の方がいらっしゃったら、そこにプラス何人かという形になりますので、見当でしかないんですけども、80名から100名までの間です。その方が対象外になるのかなと思っております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 推測ですよ。分からないと思うんですけど、約100名ぐらいの方が、国の施策でいろいろな衆議院議員選挙の公約とかを見させてもらって、当初は一律という話

があったときに、それが今回外れたという形になると思うんですけど、その中で、先ほど算出根拠で1.1という数字がありましたでしょう。内閣府の通知に基づく1.1の根拠って、内閣府はなぜ1.1を倍数するのかというのは教えていただけますか。

○議長（吉中隆昭） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） 住基で中に入っておられない児童という場合がございます。例えば別居監護とかというのがありますので、上牧町の住民基本台帳の中に入っていないけれども、保護者さんが上牧町在住で、それ以外によその町でいらっしゃる方もいらっしゃいますので、その部分を含んで、多めに予算取りという形で1.1というのが数値として上がってきているのだと思っております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 分かりました。数字のマジックになってしまって、あまり言うのもあれなんですけど、僕個人的には今回のやつというのは一律で支払ってほしかったという思いがあったりしましてね。というのは、今回1億5,770万円の予算で1.1倍しているんで、全部で3,140人になりまして、これで恐らく全部払えるのではないかなという思いがあるんです。所得制限を課しているんで払えないと思うんですけど、この1.1倍の中で取りあえず不用額が恐らく出るだろう、その中で18歳以下に全員払えるのではないのかなと思ったりはしているんですけども、国の施策ということで、しょうがないと思いつつながら、やっぱりそこについては、本当は払ってほしかったなと思います。

ただ、今日、僕が聞いたかったのは最初の1番のやつで、18歳以下に払うものではないんだよ、その世帯に払うんだよということをしっかりみんなに認識していただいて、次のクーポンに実は関係してくることだと思っております。これについては次のクーポンのときに質問することになると思うんですけども、クーポンを使える対象事業所がどこになるか。これは、だから、子どもが使えるところでは多分ないと思うんです。子育てのために使えるものを売っているところというところだけ。ここはクーポンのときにもしっかり注視しなければいけないかなというふうに思っています。詳しい説明をありがとうございました。私からは以上です。

○議長（吉中隆昭） こども未来課長。

○こども未来課長（寺口万佐代） 先ほど100名と言いましたが、確定ではございません。今現在、上牧町で79名が特例給付になっておりますので、それから少しプラスという形で100名以内と回答させていただきました。

あとそれからクーポンに関しましては、まだ国からも情報等、今のところはほとんど来ない状況でございますので、また来次第、どのような形になるか、検討しながらしていけないかなとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） この議案は国からの分ですので、先ほど遠山さんもおっしゃいましたが、地方の財源で云々ということではないと思うんですけども、これは町長、我々政治家としての話になるかと思うんですけども、子育てということで、クーポンも含めて10万円というような金額だけで、本当にゼロ歳からの子どもたちの子育てというのは10万でいいのかどうかということが第1点。

もう1つは、本当に今、子育て世帯の方々も困っているかもわかりませんが、一般の大人の方も非常に生活に困窮しているという方が非常にたくさんいてはるんです。そういう人たちを一体どうするんや。

また、もう1つは、先ほども大学生の話が出ていましたけども、大学生の方々もバイトが減った、本当に収入が減って生活が大変という方が非常にたくさんいてるという人たちのところには目を向けられないで、今まさしく子育てというところだけに着目されているということで、1億というお金が上牧町に入ってきて、それを皆さんがまた苦勞して皆さんにお届けしていくということになるかというふうに思うんですけども、私の言いたいのは、そういう全体的なことではなしに、ただ子育てというような名目だけを使って10万円を出したら、それで国の責任が果たしているかのごとく報道されているということに対しては、非常に私は憤りを感じているところがあるんですけども、町長はどのようにお考えでしょうか。これは担当課とかそういうのを外れて、政治家、今中富夫の考え方を少しお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、大変難しい、答えにくい質問を頂いたんですが、まず子育て支援の話でございますが、子育て世帯に対して10万円、先ほど遠山議員からも質問が出ておりますように、現金5万円とクーポンと、この組合せ云々の話は今マスコミ等でも大変問題になっておりますが、その批評は私はいたしません、そういう形で子育て世帯に対して、保護者に対して支援される。それが全てで賄えるのかというのは、そんなとてもやないけど、それで賄えるというものではございません。一助にしてほしいということで国で、政府で決定さ

れて、今その作業にかかっておられるというのが現実であるというふうに考えております。

それと、東議員がおっしゃるように、18歳以下の子どもだけなのかということですが、今、上牧町でも接客事業者に対して4万円の支給をその交付金を利用しながらさせていただいております。これもそれぞれの自治体によってやり方が違うわけですので、上牧町としては小さな事業所が多い町であるということで、接客事業者に対して4万円ということで支給をさせていただくということがございます。それぞれの段階でいろんな支援の仕方、それぞれの自治体でやっておられます。それが十分でないということも我々は理解はいたしております。

そういうことでございますので、政府も一定、生活困窮をされておられる方がたくさんおられるわけでございますので、そういう部分についての支援、これから我々としてもそういう声を上げる必要もございまして、そういう形で国のほうもしっかり考えていただくということで、私はこれから進んでいかななくてはいけないし、国にもそういう考え方をしっかりお持ちいただくということで、これから進むべきであるなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。町長は私が一体何を言いたいのかということはずぐ分かっているんだというふうに思うんですけども、結局は、これは頂く方々にとっては大事なお金ですので、受け取っていただければいいかなというふうに思うんですけども、早い話、衆議院選挙のときに言っていた話とは大分狂ってきていますので、違う方向に来ているということは確かで、私は結局はばらまきだなというふうに感じているところがあるということを主張して、終わっておきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長(吉中隆昭) 日程第6、議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長(井上弘一) 議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の上牧町国民健康保険条例の一部改正につきましては、産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が引き下げられること及び少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額について、42万円を維持すべきとされたことを踏まえた健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布されました。これに基づき、上牧町国民健康保険条例の所要の整備をするものでございます。

それでは、今回の改正について説明いたします。

上牧町国民健康保険条例第6条第1項中、40万4,000円を40万8,000円に改め、同項ただし書中、1万6,000円を1万2,000円に改めるものでございます。これにより、産科医療補償制度の掛金が4,000円引き下げられ1万2,000円に、これを受け、出産育児一時金の本人給付分が4,000円引き上げられ、出産育児一時金の支給総額について42万円を維持するものでございます。

この改正は令和4年1月1日の施行となっております。

以上が今回の上牧町国民健康保険条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(吉中隆昭) 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第2号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第7、議第2号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 議第2号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、奈良県広域水質検査センター組合の構成する団体である川西町、三宅町及び田原本町がそれぞれ実施している水道事業を統合するため、磯城郡水道企業団を設置し、令和4年4月1日より水道事業を開始することになったことを受け、奈良広域水質検査センター組合の構成団体のうち、川西町、三宅町及び田原本町の3町を磯城郡水道企業団に変更するための規約を変更するものでございます。また、経費の区分の施設整備負担金の計算根拠に使用している厚生労働省統計について、平成13年1月に厚生省と労働省が統合され、厚生労働省となったことによる厚生省統計から厚生労働省統計への名称変更によるただし文についても、現在不要のものとなったため、削除する規約の変更を併せて行うものでございます。

それでは、組合規約の変更規約についてご説明いたします。奈良広域水質検査センター組合規約第2条中、「市町村」の次に「及び一部組合（以下、組合市町村という。）」を加え、以後の条文中の「市町村」を「組合市町村」に改めます。第15条中、第1項中の「ただし、平成13年以前に発行された厚生省統計は厚生労働省統計とみなす」を削り、規模割の項中の「水量と」を「水量（水道事業開始後の期間が3か年未満の一部事務組合にあっては、3か年に不足する期間の当該一部事務組合を組織するそれぞれの市町村の当該期間の水量を加えて平均した量）と」に改め、施設数割の項中の「規模」の次に「（前々年度末現在の既認可水道事業の施設がない一部事務組合にあっては、当該一部事務組合を組織する市町村の前々年度末現在の既認可水道事業の施設の規模を合計した規模）」を加え、別表第1及び別表第2中の「川西町、三宅町、田原本町」を「磯城郡水道企業団」に改める。

以上が奈良広域水質検査センター組合規約の変更内容で、令和4年4月1日からの施行となっております。

慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第8、議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について説明いたします。

補正予算（第8回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,040万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,106万円とするものでございます。

また、第2条、繰越明許費では、繰り越して使用することができる経費として、6ページ、第2表、繰越明許費補正では、総務費で定年延長例規整備事業137万5,000円、民生費で保健福祉センター改修事業5,902万6,000円、衛生費で塵芥車両更新事業857万6,000円、不燃ごみ等中継施設建設事業4億1,311万2,000円の4事業を追加しております。

また、第3条の地方債の補正では、起こすことができる地方債の変更として、7ページ、第3表、地方債補正で、保健福祉センター整備事業債を5,270万円、道路冠水防止対策事業債を880万円それぞれ増額変更し、文化財整備事業債を1,240万円減額変更しております。

それでは、補正予算に関する説明書の歳入歳出事項別明細書で、主な内容につきまして説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、説明書4、5ページ、款分担金及び負担金、項負担金、目衛生費負担金、説明欄、産後ケア事業負担金16万2,000円と、少し飛びまして、款国庫支出金、項国庫補助金、目衛生費国庫補助金、説明欄、妊娠出産包括支援事業補助金81万9,000円につきましては、産後ケア事業における利用者の増加により、それぞれ増額補正計上しております。

次に、項国庫負担金、目民生費国庫負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金1,740万円、少し飛びまして、款県支出金、項県負担金、目民生費県負担金、説明欄、障害者自立支援給付費負担金870万円につきましては、各障害サービスの利用者数や利用料等が増加しており、給付金の増加が見込まれることから増額計上しております。

次に、目衛生費国庫負担金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,441万6,000円と、項国庫補助金、目衛生費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金714万8,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン追加接種等に伴う事業費が増加したことにより増額計上しております。

次に、項国庫補助金、目民生費国庫補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金40万7,000円と、県支出金に移りまして、項県補助金、目民生費県補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金40万7,000円につきましては、延長保育事業及び学童保育所事業等の補助基準額変更に伴い、それぞれ増額計上しております。

国庫補助金に戻りまして、目衛生費国庫補助金、説明欄、感染症予防事業費等補助金175万3,000円につきましては、健康管理システム改修に伴う増額補正計上をしております。

次に、目教育費国庫補助金、説明欄、歴史いきいき史跡等総合活用整備事業費補助金1,959万1,000円と、少し飛びまして4から7ページ、款県支出金、項県補助金、目教育費県補助金、説明欄、文化財保存事業費補助金587万7,000円と、款町債、項町債、目教育費1,240万円につきましては、史跡上牧久渡古墳整備事業変更に伴い、減額補正計上しております。

次に、4、5ページに戻りまして、県負担金、目民生費県負担金、節保険基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減の対象者が減少したことにより173万5,000円減額補正計上しております。

次に、項県補助金、民生費県補助金、説明欄、精神障害者医療費補助金につきましては、給付費が増加していることから60万円増額計上しております。

次に、6、7ページ、款財産収入、項財産売払い収入、目不動産売払い収入977万6,000円につきましては、旧土地開発公社解散に伴い取得した土地を含む土地を売却しましたので、増額計上しております。売却額につきましては、歳出20、21ページ、款支出金、項基金費、目減債基金費で39万6,000円、同じく目第三セクター等改革推進債償還基金費で938万1,000円を繰上償還の財源とするため、積立てを行っております。

次に、款寄附金、項寄附金、目総務費寄附金につきましては、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附を1件頂きましたので、50万2,000円増額計上しております。また、歳出、20、

21ページ、款支出金、項基金費、目ふるさとまちづくり基金費へ同額積立てを行っております。

6ページ、7ページに戻りまして、款繰入金、項基金繰入金、目長寿社会福祉基金繰入金49万円につきましては、歳出10、11ページ、款民生費、項社会福祉費、高齢者福祉費、説明欄、敬老事業費の財源として取崩しを予定しておりましたが、敬老会が新型コロナウイルス感染拡大により中止したことにより、減額補正計上しております。補正後の基金残高は851万1,000円となっております。

次に、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として財政調整基金から6,219万4,000円の繰入れを行っております。繰入れ後の基金残高は8億6,148万7,000円となっております。

続きまして、款諸収入、項雑入、目雑入、説明欄、婦人学級研修参加費41万8,000円、高齢者学級研修参加費30万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により研修会が中止したことにより減額補正計上しております。同じく説明欄、買物代行物品自己負担金2万円につきましては、新たに実施予定でございます。歳出14、15ページでございます款衛生費、項保健衛生費、目保健衛生総務費、説明欄、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者のための生活支援事業のうち、新型コロナウイルス感染症により保健所から自宅療養等を要請された方で、親族等から資金を受けることが困難な者に対して、生活に必要な食料品及び日用品の買物を代行した購入費用自己負担分を増額補正計上しております。

款町債、項町債、目民生費、保健センター整備事業債5,270万円、目土木債、道路冠水防止対策事業債880万円につきましては、それぞれ事業の財源とするため増額補正計上しております。

次に、歳出に移りまして、8、9ページ、款総務費、項総務管理費、目一般管理費、説明欄、定年延長例規整備支援業務委託料につきましては、地方公務員法が一部改正され、職員の定年が段階的に延長されることから、条例等を整備する必要があり、整備支援を受ける事業費として137万5,000円増額計上しております。同じく説明欄、掲示場撤去及び整備工事につきましては、令和3年4月1日より上牧町公告式条例の規定により、掲示場を15か所から2か所に変更したことに伴い、撤去及び整備事業費として52万8,000円増額計上しております。

目電子計算費、説明欄、認証システム構築業務委託料につきましては、情報系ネットワークの強靱化に伴い新サーバーへの認証システムの構築が必要であることから、事業費250万8,000円増額計上しております。目地方創生臨時交付金事業費、説明欄、香芝市・葛城市・北

葛城郡コロナ検査センター共同運営事業費につきましては、令和3年9月30日をもって閉鎖しましたので、共同運営事業負担金219万7,000円を減額補正計上しております。

12ページ、同じく説明欄、接客事業所感染防止対策支援金につきましては、追加調査した結果、交付対象事業者が増加したことにより、400万円増額計上しております。また、地方創生臨時交付金対象事業費に変更が生じたので、併せて今回、財源内訳の補正をしております。

項戸籍住民基本台帳費、目戸籍住民基本台帳費、説明欄、諸証明書コンビニ交付事業費につきましては、マイナンバーカード普及に伴い、コンビニでの諸証明の交付件数が増加していることから8万2,000円増額計上しております。

款民生費、項社会福祉費、目高齢者福祉費、説明欄、敬老事業費につきましては、敬老会をコロナウイルス感染拡大により中止したことにより、関係経費の事業費を49万円減額補正計上しております。同じく説明欄、後期高齢者医療特別会計繰り出しにつきましては、低所得者の保険料軽減の対象者が減少したことにより231万4,000円減額計上しております。

目障害者、説明欄、障害者総合支援事業費、自立支援給付金につきましては、各障害福祉サービスの利用者数と利用料について、大幅な増加により給付費の増加が見込まれることから3,480万円、同じく説明欄、精神障害者医療費につきましては、給付費が増加していることから120万円、同じく説明欄、償還金利子及び割引料につきましては、各給付事業の過年度精算金として1,109万5,000円それぞれ増額計上しております。

目保健センター運営費、説明欄、保健福祉センター改修事業費につきましては、保健福祉センターの外壁等が経年劣化により、タイル等に破損等が生じている状況であり、安全な施設環境を維持するための改修工事費として5,851万7,000円増額計上しております。

項児童福祉費、目児童福祉総務費、説明欄、償還金利子及び割引料につきましては、各事業の過年度精算金を増額補正計上しております。また、同じく説明欄、地域子育て支援事業費につきましては、延長保育事業補助金及び学童保育所補助金の補助基準額変更に伴い、66万2,000円増額計上しております。

目児童措置費、説明欄、児童手当システム改修委託料につきましては、児童手当法が一部改正されたことに伴い、改修費用として316万6,000円増額計上しております。

款衛生費、項保健衛生費、目保健衛生総務費、説明欄、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者のための生活支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症により、保健所から自宅療養を要請された方で、親族等から資源を受けることが困難な者に対して、生活に

必要な食料及び日用品の買物代行費用及びパルスオキシメーター貸出し費用として2万3,000円増額補正計上しております。

目母子衛生費、説明欄、妊婦一般健診審査委託料につきましては、妊娠届出数が増加していることから、妊婦健診診査費用384万円を増額計上しております。同じく説明欄、産後ケア事業委託料につきましては、コロナ禍の影響もあり、多くの利用者があり、今後も利用が見込まれることから105万3,000円増額計上しております。

目予防費、説明欄、予防接種委託料につきましては、65歳以上の高齢者が対象のインフルエンザ定期接種について、新型コロナウイルス感染症との併発による重症化を予防することを目的に、今年度に限り、予防接種にかかる自己負担額を無料にする事業として606万2,000円増額計上しております。

次に、14から17ページ、同じく説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種、追加接種等の接種体制を確保する事業費として1,976万4,000円増額計上しております。目健康増進事業費、説明欄、健診データ標準化対応システム改修委託料につきましては、健康診査等の実施機関から提出される結果について、マイナンバー制度を活用し、市町村間での情報連携を行い、個人が一元的に確認できるようにシステムを改修する事業費として402万6,000円増額計上しております。

次に、16ページから19ページ、款土木費、項道路橋梁費、目道路橋梁費、説明欄、道路水路管理補修工事につきましては、令和3年7月に短期間大雨により、服部台地区で既設排水管が破損し陥没が発生したことを受け、緊急に対応する必要があることから、道路水路管理補修費から先行で緊急対策事業を実施させていただきました。その結果、緊急対策工事費用にかかった事業費が確定しましたので、500万円増額補正計上しております。同じく説明欄、道路冠水防止対策工事につきましては、道路冠水防止対策の検討を行った結果、既設のヒューム管等を継続利用する必要があるため、そのために現在工事中である服部台明星線内の特殊マンホールのサイズ変更と既設横断管の取替え工事が必要であることから、事業費880万円を増額計上しております。

項住宅費、目住宅管理費、説明欄、修繕料につきましては、町営住宅等の修繕費用として360万円増額補正計上しております。同じく説明欄、町営住宅長寿命化事業費につきましては、町営住宅等運営基本方針策定委員会開催に伴う委員報酬等を5万3,000円増額計上しております。

款教育費、項教育総務費、目事務局費、説明欄、学校適正化事業につきましては、学校適

正化協議会の開催回数を増やすことに伴い14万3,000円増額計上しております。

次に、項社会教育費、目社会教育振興費、説明欄、生涯学習推進事業費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により婦人学級研修及び高齢者学級研修を中止したことにより、関係事業費といたしまして107万5,000円減額補正計上しております。

次に、18ページから21ページ、目文化財、説明欄、史跡上牧久渡古墳群整備事業につきましては、事業内容が変更になることから3,918万2,000円減額補正計上しております。

次に、項社会体育費、目社会体育総務費、説明欄、体育協会役員謝礼につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、会長杯ソフトボール大会及びスポーツフェスティバルが中止になったことにより19万2,000円減額補正計上しております。

次に、款公債費、項公債費、目元金、説明欄、繰上償還元金につきましては、塵芥焼却場の解体により用途廃止になることから、過去に借入れを行っている事業債を繰上償還する必要があり、繰上償還に係る事業費570万4,000円を増額計上しております。

以上、補正予算の概要を説明させていただきました。慎重にご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第9、議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,908万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億5,976万4,000円とするものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

補正予算に関する説明書4ページ、5ページ、歳入につきましては、款県支出金、項県補

助金、目保険給付費等交付金で1億5,666万3,000円を増額計上いたしております。これにつきましては、説明書の歳出、6ページ、7ページの款保険給付費、項療養諸費、目一般被保険者療養給付費で1億851万円、目一般被保険者療養費で147万9,000円、項高額療養費、目一般被保険者高額療養費で4,667万4,000円、これらを合算した額となっております。保険給付費に関しましては、コロナ禍の影響による受診控えなど減少傾向で推移していましたが、令和3年度においては、受診控えの反動が出てきたため増加に転じまして、コロナ前の水準を上回っているところでございます。

次に、説明書4ページ、5ページ、款繰入金、項財政調整基金繰入金、目財政調整基金繰入金で241万7,000円を増額計上いたしております。これにつきましては、説明書の歳出、6ページ、7ページの款諸支出金、項償還金及び還付加算金、目一般被保険者還付加算金の財源としまして、財政調整基金を取り崩すものでございます。

以上が今回の補正内容でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第10、議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（井上弘一） 議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,024万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,069万9,000円とするものでございます。

それでは、内容について説明いたします。

補正予算に関する説明書4ページ、5ページ、歳入につきましては、款後期高齢者医療保険料、項後期高齢者医療保険料の現年度分で1,214万6,000円を増額計上いたしました。これ

につきましては、保険料の増収によるものでございます。

続きまして、款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金で231万4,000円を増額計上いたしております。これは低所得者の保険料軽減分として一般会計から繰り入れるものでございます。

これらの補正予算に伴いまして、説明書の歳出、6ページ、7ページの款後期高齢者医療広域連合納付金、項後期高齢者医療広域連合納付金の節負担金補助及び交付金で983万2,000円を増額計上をいたしております。

次に、説明書4ページ、5ページ、歳入の款諸収入、項償還金及び還付加算金、目保険料還付金で41万5,000円を増額計上いたしております。これにつきましては、説明書の歳出、6ページ、7ページの款総務費、項徴収費、目徴収費で、過年度分過誤納付還付金としまして同額を計上いたしております。

以上が今回の補正内容でございます。ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、ご説明いたします。

第1条、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ772万6,000円とするものでございます。今回計上しております補正予算につきましては、介護サービス事業勘定のみの増額計上となっております。

それでは、内容についてご説明いたします。

要支援1または2の認定を受けた方が介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、サービス提供事業者との連絡調整を行い、総合的に支援するための介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所へ委託をしている委託料におきまして、新規、継続ともにサービス利用件数が若干の伸びを示したことにより、現状の予算額では多少の不足となる見込みであるため、補正予算に関する説明書、歳入、4ページ、5ページの介護予防サービス計画費及び歳出6ページ、7ページ、委託料の予防プラン作成委託料において、それぞれに10万円を増額計上するものでございます。

以上が今回の補正内容となります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第12、議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

令和3年度一般会計補正予算（第5回）で予算計上させていただきました塵芥焼却場解体工事について、このたび入札が整い、契約の運びとなりました。契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

では、契約内容についてご説明いたします。

まず、入札の方法は総合評価落札方式でございます。工事場所は、香芝市上中地内になります。工事期間は、議会の議決を得た日から令和5年3月31日までとなっております。契約金額につきましては、3億5,838万円で、うち消費税及び地方消費税は3,258万円でございます。契約の相手方は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社奈良本

店、常務執行役員本店長、高田幸伸でございます。以上が塵芥焼却場解体工事の契約の説明でございます。

工事概要につきましては、上牧町塵芥焼却場の焼却棟、屋外機器設備、キュービクル、煙突、車庫2棟、トラックスケール、管理棟、休憩室、計量管理棟、資源ごみストックヤード、上屋などの解体撤去となります。

以上が塵芥焼却場解体工事の概要となります。慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第8号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第13、議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（松井良明） 議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

令和3年度上牧町一般会計補正予算（第5回）にて予算計上させていただきました文化センター空調機更新工事につきましては、このたび入札が整い、契約の運びとなりました。当該契約に係る契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、昭和39年3月条例第5号、第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、今回の契約の内容についてご説明させていただきます。

入札の方法につきましては、一般競争入札でございます。工事の期間は、議会の議決を得た日から令和4年6月30日までとなっております。契約金額につきましては6,706万7,000円で、うち消費税及び地方消費税額は609万7,000円でございます。契約の相手方は、奈良県北葛城郡上牧町米山台5丁目5番5号、株式会社岡本設備代表取締役、岡本数博でございます。以上が文化センター空調機更新工事請負契約の説明でございます。

続きまして、工事の概要について説明をさせていただきます。工事場所は、上牧町大字上牧地内、文化センター、中央公民館及び図書館でございます。今回更新する空調機につきましては、大ホールを除く文化センターでは室内機33台、室外機12台、中央公民館では室内機9台、室外機4台、図書の一部では室内機15台、室外機5台の、合計、室内機57台、室外機21台でございます。

なお、工事の施工に際しましては、工事期間中における施設利用の一時休止に伴い、各施設の利用を頂く方々への影響を最小限にとどめ、併せて利用者の安全確保の観点から、それぞれ系統ごとに工事实施の時期を設定することといたしておるところでございます。

説明は以上でございます。慎重にご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第14、議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

- 都市環境部長（塩野哲也） 議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

令和3年第2回定例会において、議第9号で議決されました不燃ごみ等中継施設建設工事請負契約について、受注者の村本建設株式会社奈良本店、常務執行役員、本店長、高田幸伸より、昨今の社会情勢により、鉄骨コラム部材の納入に係る期間が当初予定していた期間よりも延び、鉄骨建方の着手が遅れるため、契約期限の延期願が提出され、協議の結果、履行期限を令和4年3月31日までを令和4年4月28日までと変更契約を締結することになりました。変更契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第 1 号から議第 9 号の委員会付託

○議長（吉中隆昭） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 1 号から議第 9 号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め、1 人 1 時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については 1 人 1 時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

散会 午前 11 時 46 分

総務建設委員会会議録

1. 日 時 令和3年12月6日(月) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算(第8回)について
1. 出席委員
- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 委員 長 | 牧浦 秀俊 | 副委員 長 | 上村 哲也 |
| 委 員 | 東 初子 | 木内 利雄 | 東 充洋 |
| | 吉中 隆昭 | | |
1. 理事者
- | | | | |
|-------------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 今中 富夫 | 副 町 長 | 阪本 正人 |
| 教 育 長 | 松浦 教雄 | 総 務 部 長 | 中川 恵友 |
| 総 務 部 理 事 | 山下 純司 | 都市環境部長 | 塩野 哲也 |
| 住民生活部長 | 井上 弘一 | 健康福祉部長 | 青山 雅則 |
| 教 育 部 長 | 松井 良明 | 総 務 課 長 | 山本 敏光 |
| 秘書人事課長 | 高木 真之 | まちづくり推進課長 | 松井 直彦 |
| まちづくり推進課長補佐 | 吉川信一郎 | 建設環境課長 | 吉川 昭仁 |
| 住民保険課長 | 落合 和彦 | 税 務 課 長 | 金崎 恭彦 |
| 福 祉 課 長 | 中本 義雄 | 生き活き対策課長 | 林 栄子 |
| こども未来課長 | 寺口万佐代 | 教育総務課長 | 丸橋 秀行 |
| 教育総務課主幹 | 辻村 純 | 社会教育課長 | 野崎 威志 |
1. 事務局
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 局 長 | 森本 朋人 | 書 記 | 山口 里美 |
| 書 記 | 横田 大樹 | | |

開会 午前10時00分

○**牧浦委員長** 皆様、おはようございます。ほんまに1年たつのは早いもので、もう12月ということで、今日の新聞で奈良県の総医療費は770億5,000万、これまでの増加傾向から一転減少したとあります。コロナによる受診控えが影響らしいですが、いいことなのか悪いことなのかまだ分かりません。まだまだいろんなところにコロナの影響が出てきています。一日でも早いコロナの収束を迎えたいものです。

それでは、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○**今中町長** 皆さん、おはようございます。総務建設委員会に付託をされました議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、活発なご議論を頂き、可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。よろしくをお願いします。

○**牧浦委員長** 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。

議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○**東（初）委員** おはようございます。東初子でございます。よろしくお願いいたします。

令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、質問させていただきます。説明書の8、9ページ、款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費の9ページのところの防災行政無線管理費の需用費、修繕料と役務費の手数料のところの内容の説明をお願いいたします。

次に10、11ページの款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の諸証明書コンビニ交付事業費について、マイナンバーによりとのことでしたが、内容の説明をお願いいたします。

14、15ページ、款4の衛生費、項1の保健衛生費、目2の母子衛生費の妊婦一般健康診査委託料のところですが、内容の説明をお願いいたします。

最後に、16、17ページの款4衛生費、項2の清掃費、目2塵芥処理費の一般廃棄物処理事業費のところの燃料費44万6,000円のところです。原油価格の高騰等が原因なのか、その辺の説明をお願いいたします。以上です。お願いいたします。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 これもう歳出に入っているんやけども、これからずっと、みんなそういうふうにして行くんですか。入と出と全部混ぜ合わせて質疑していくんですか。

○牧浦委員長 少ない場合は入と出と両方行くんじゃないかと僕も認識しているんですけども、多いときは出と入と分けてやっていたと思うんですが、分けてないとは思うんです。

○東（充）委員 その多い、少ないは何を基準に多い、少ないんですか。

○牧浦委員長 議案が多い場合はそうしていましたが、そやけど、今は、補正の場合は私は分けなくて、そのまま入と出、行くと認識しているんですけど。

○東（充）委員 もういいんやけども、そやけど、委員長、それはちょっと思い違いをしてはるんです。一般会計はやっぱり入と出を分けてやってるんです。そやけど多い少ないというのは一体何の基準でそんなこと言うてるんかどうか、もう一つよう分からんのやけど、言ってるのは議案書の1号、2号、3号が多いとか少ないとかと言うたはんのか。

○牧浦委員長 極端に言うたら。

○東（充）委員 僕が言うてるのは質疑の。

○牧浦委員長 暫時休憩をお願いします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

○牧浦委員長 再開いたします。

総務課長。

○山本総務課長 予算書8ページ、9ページ、防災行政無線管理費の需用費、修繕料につきましてご説明申し上げます。防災無線の寿命及び残量の減による防災情報システム用UPSバッテリーの交換時期が来ておりますので、その交換という形で修繕料を上げさせていただきました。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 その時期が来ているということで、今回、補正で修繕料をUPSバッテリー交換作業費と防災行政無線点検手数料ということで上がっているんですが、これは今回補正というふうになっているんですけども、毎年定期的にとか、何かそういうことではないん

ですね。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 毎年定期的にというよりも、5年に一遍なんで、その都度その都度主要箇所を見ていくという形になると思います。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。5年に1回、主要箇所を見ていくということですね。防災のことですので早め早めがいいかというふうに思いましたので、毎年とかそういう点検があるのかなというふうに思いました。分かりました。以上でございます。

○牧浦委員長 次、お願いします。

住民保険課長。

○落合住民保険課長 それでは10ページ、11ページ、2総務費、3戸籍基本台帳費、1戸籍基本台帳費の11役務費8万2,000円について説明させていただきます。こちらの内容につきましては、当初コンビニ交付を1,500枚予定しておりましたが、マイナンバーカードの普及に伴い、コンビニでの住民票、印鑑証明、前年度に比べまして、9月時点におきまして前年度400枚、今年度813枚と2倍以上の取得がございます。前年度予算、決算の1,080枚に対し、今年度は9月末813枚となっております。3年度のコンビニ交付の総発行率を想定し、700枚の補正予算8万2,000円を計上させていただいております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。それだけマイナンバーカードを使用してのコンビニ交付が増えているということの理解でよろしいですね。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 結構でございます。

○東（初）委員 やはり、このコロナ禍でもありまして、マイナンバーカードを使つてのこういうコンビニ交付というのはすごく便利だし、時間的にも短縮できるということと、あと、この状況になってきまして、役場の業務はどんな感じでしょうか。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 役場の窓口業務につきましては、やはりコンビニ交付が最大に伸びておりますので、多少なりとは住民票、印鑑証明の部分に関しましては減少しており、大分楽になったというんではなしに、スムーズにいけております。あと、マイナンバーカードの申請に関しましては大分落ち着いてきておりますが、今後、今テレビで話題になっておりますマ

イナポイントの付与もございますので、またこれから普及につけて伸びていくと考えております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。やはり、窓口業務の軽減にもつながると思いますので、また、そういう形で。今はそういう印鑑証明とか住民票とかという形ですが、ほかのことはお考えではまだないですね。ほかの何か業務をこちらのほうに取り寄せること、コンビニ交付でというのは今のところはないですね。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 現状といたしましては、上牧町はNR 7で7町で動かしております。将来的には戸籍を取れるように、また7町と合同で協議しながら取り組んでいっております。またそれに伴い、国民健康保険の要するにひもづけ、また役場内で相談させていただきまして、税証明とか、図書カードとかも、また今後の課題となってくると考えております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。個人情報でもありますので難しいところはあると思いますが、いろんな意味の軽減として、また進めていっていただけたらと思います。以上でございます。

○牧浦委員長 よろしいですか。

それでは、次、お願いいたします。

こども未来課長。

○寺口こども未来課長 補正予算書15ページ、衛生費、保健衛生費、母子衛生費、母子衛生費の妊婦一般健康診査委託料についてでございます。こちらの内容といったご質問だったと思います。歳出の資料が13で提出させていただいております。妊婦と赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行う妊婦健康診査に係る費用のうち、10万円を助成する事業となっております。内容は問診、計測、血液検査、超音波検査、診察、保健指導などです。こちらのほうが令和3年度は妊娠届出数が9月末時点で64件となっており、このまま計算いたしますと年間130件くらいの妊娠届が予想されますので、そちらの増加分をこちらの補正予算として上げさせていただいております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。このように妊婦さんが増えるということは大変喜ばしいというふうに思っております。本町の少子化対策、子育て支援等がそういう形で結びついていてくれるのかなというふうに感じております。今後の状況というのはどのような感じで

しょうか。住民が新しい方が増えている。

○牧浦委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 数年前まではささゆり台のほうに転入が多くて、最近は下牧とか中筋出作が多い傾向となっております。新居等が多いため、今後はまた滝川台の分譲地帯に、もし若い世代が転入されるようになりますと、また増加するのではないかと考えております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。今後も少子化対策として、またしっかりとお願いしたいと思います。以上でございます。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いいたします。

建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、16ページ、17ページの目2の塵芥処理費の中の一般廃棄物処理事業費の需用費の燃料費の高騰というところの話でございます。まさしく、東委員がおっしゃられましたように原油価格の高騰という影響も確かに受けております。あわせて、資源ごみの収集台数の増があるため、当初予算で見積もっておった金額を上回ってきたということでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。台数が増ということは、やはりそれだけ今の現状でごみの量がまた増えてきているということ。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 ごみの量は増えていることはないんですが、資源ごみの量が増えているということで、住民のリサイクルに関する意識が高まっているのかなというのは考えているところでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。そういう意識が資源ごみを集めているということで、住民の意識が高まっているということですね。その意味で台数が増えているということですね。分かりました。ありがとうございます。以上でございます。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

上村委員。

○上村副委員長 おはようございます。上牧町一般会計補正予算（第8回）について、質問させていただきます。8ページ、9ページの款総務費、目一般管理費の掲示板撤去及び整備工

事のことですが、撤去した掲示板は完全に処分されるのかどうか教えてください。

12ページ、13ページの款民生費、項社会福祉費、目保健福祉センター運営費の保健福祉センター改修事業費のことですが、当初約300万程度の修繕でしたが、今回5,800万と補正が出ているわけですが、その300万の見積りのときにこれだけの修理箇所というのか、分からなかったものですか。その辺教えてください。

続きまして、14、15ページの款民生費、項児童福祉費、目母子衛生費の説明会でも言っていたいたんですが、もう一度教えてください。この産後ケア事業の委託先をもう一度詳しく教えてください。そして、こういった事業の周知方法をちょっと詳しく教えてください。

それから、同じページの目予防費の予防接種事業費ですが、この間の説明会で3回目の接種のファイザーが6割やったか、モデルナ4割というお話でしたが、多分住民はファイザーにこだわると言うんですけども、この4割のモデルナが余ってくるような気がするんですけど、その辺はどういう理解してはりますか。また、詳しく教えてください。

それから最後に、18、19ページの款土木費、目道路橋梁費の道路冠水防止対策工事ですが、今回の修繕というかマンホールの既設管の中は本当に確認して、この箇所だけの修繕でいけるのでしょうか。あと、新設の道路の道路点とこの会所というかマンホールの底との落差というか高低差はどれくらいのものなのか。この図面を見せていただいているんですが、こんな形で済まないような気がするんですけど、詳しく教えてください。以上です。

○牧浦委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、款総務費、項総務管理費、目一般管理費、一般管理費の予算書8ページから9ページの掲示板の撤去及び整備工事につきまして、処分をどうするかということなんですが、それのご説明をさせていただきます。タブレットで歳出ナンバー2ページで上げさせていただいておりますとおりに、処分は7件の処分になっております。7件の撤去になっております。以上でございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 これ、今後完全に処分というのか、破棄されるのか。もし保存というか置いとけるんやったら、今後どこか何かの掲示場所で、例えば役場前にもう1個増やすとか、それとも違う用途で。また新たに作るより、もし置いとけるのであれば置いといたら生かせるかと思ひまして質問させてもらたんですけど、どうでしょうか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 委員のご指摘のとおり、置いておくというの考え方はあるんですが、下のほうから撤去を全部していきますんで、足から全部切っていきますんで、今、保管する場所もございませんし、完全撤去という形にさせていただきます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 もったいないけど仕方ないですね。了解です。分かりました。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 すみません。私、さっきの撤去箇所を7か所と申し上げたんですが、8か所です。片岡台出張所のところを入替えしますんで、その分が8か所、1つ入替えという形で8か所に訂正させていただきます。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いいたします。

福祉課長。

○中本福祉課長 それでは補正予算書、12、13ページ、保健福祉センター改修事業費の中の工事請負費、保健福祉センター外壁改修工事についてでございます。委員のご質問の中で当初300万程度の予算がなぜ、5,627万6,000円になったのかというご質問でございますが、これにつきましては当初、保健福祉センター改修事業費といたしまして、本業務に係る設計業務、こちらにつきましては、308万3,000円の予算を計上させていただいておりました。その設計業務が完了いたしましたので、この工事費の金額が出てきましたので、今回工事請負費として5,627万6,000円の補正予算を計上させていただいたというところでございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 ありがとうございます。僕、ちょっと勘違いしておりました。設計業務ですね。ただ、この金額にちょっと驚いて、箇所箇所みたいな修繕じゃなく、ほぼやり替えのイメージでよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 はい。今回の改修工事につきましては、保健福祉センターの外壁のタイル部分、こちらについて全面改修行わせていただくという予定でございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 了解しました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 よろしいですか。

それでは、次、お願いいたします。

こども未来課長。

○寺口こども未来課長 補正予算書15ページ、母子衛生費の子育て世代包括支援センター事業費の産後ケア事業委託料の件についてでございます。ご質問の委託先は広陵町でございます心友助産院と平群町でございます助産院カンガルーホームでございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 ありがとうございます。町内にはないということですね。

○牧浦委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 ただいま利用できる助産院はこの2か所となっております。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 分かりました。あと、周知方法といたしまして、妊婦さんの母子手帳の段階ではこの事業は周知されているんですか。

○牧浦委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 まず、年度初めに保健事業予定表というのを配らせていただいております。そちらにもこちらの事業の内容を一部掲載させていただいております、それから妊娠届、今おっしゃっていただきました母子手帳を取りに来られるときに、いろいろ家庭の状況等も聞かせていただいております。出産されるときにはどういった形で協力が得られるのかということをご丁寧に保健師や助産師が聞き取りをいたしまして記録をしております。赤ちゃんが生まれましたら、生後2週間程度で助産師から全てのご家庭に電話連絡をさせていただきまして、そちらでも産後の悩みとか相談に応じて、その後また自宅に赤ちゃん訪問というのをさせていただいておりますので、そういったときにもどういった状況かとか、必要かという話は聞かせていただいて、必要であればご利用いただくという形となっております。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 分かりました。ほんなら情報漏れとかは、恐らくほぼない状態ですね。分かりました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いいたします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、補正予算書15ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業のファイザーとモデルナのご質問だったかと思えます。今、全国の自治体から要望を上げておりますのは、正確には3種類のワクチンなんですけども、2つ使われるということで、そのワクチンの有用性、例えばテレビ等の情報になりますが交差接種すること、特にモデルナを使うことによって、ファイザー2回打ってモデルナを1回使うと、ファイザーを3回打

つよりも抗体保有率が高まるという情報も流れております。ただ、国がどんなデータを出してくるか、ちょっと私どもも今は分からないんですが、そういったこともありますので、そういういい情報を流させていただいて住民に考えていただく、住民にご協力を頂くしか、ワクチンがそれだけしかないということで、国から言われておりますので、ぜひご協力を頂きたいと思っております。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 うまいことはまればええと思うんですけど、万が一、ファイザーしか要らんという住民の方がほとんどやった場合はどうしてお考えですか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 ファイザーのワクチンが入ってくるというめどは私どもにも今のところ来ておりません。この1月に入ってくる分には情報があるんですが、その後のめどが私どもには情報がありませんので、せっかく2回打たれて抗体保有率をつけたのにそれを待たれるがゆえにどんどん抗体の保有率が低下していくということは、せっかく2回打たれた意味がないと思いますので、そこはこだわらずに早く受けていただいて抗体価を上げていただくというのが最善の策だと思いますので、そういった丁寧な説明をさせていただくしかないかなと思っております。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 ですよ、それしか方法ないんでしょうね。分かりました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いいたします。

建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは18ページ、19ページでございます。目道路橋梁費、節工事請負費の道路冠水防止対策事業費についてでございます。この中のマンホールの新設というところの中で既設管は大丈夫なのかというところのご質問だと思います。この既設管につきましては調査結果の中で既設管を生かすということをご承知のとおりだと思いますけども、この既設管は当然古い既設管でございますので、この既設管がどれだけ傷んでいるのかとか、そういう既設管の管更生の調査を今後実施していくという、今後の予定になりますけども、そういう形で既設管を調査するというところと、あと、この箇所の修繕だけでいいかということなんですけども、当然、既設管延長がありますんで、その辺のところ一定の距離の既設管の調査は実施するという今後の予定を申し上げておきます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 タブレットの資料のラインでいくと、結構曲線というか曲がっているんで、ヒューム管、直管がこれだけの角度で曲がっていると、入りというのが浅い部分とかも結構あると思うんですけど、その辺をカメラ等で、1メートルやったら人も入れるのかな、ちゃんと確認した上で、見といていただけたらと思うんですけど、どうでしょうか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 今、上村委員がおっしゃられましたとおり、当然カメラ調査を行って、きちんと適切な管更生の手法を選定して修繕という形に進めていきたいと考えております。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 よろしくお願ひします。それと、このタブレットの特殊マンホールの形なんですけど、今工事を着工されていますけど、着工前にちょっと中をのぞいたら結構な深さで掘ってあったんですけど、このマンホールの蓋とマンホールの底の高さって結構な高低差になると思うんですけど、その辺どれくらいになるか、もう把握なされていますか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 今、この提出させていただいている資料の中でなかなかそこら辺の表示はできていない部分があると思いますけども、これのちゃんとした図面を引っ張り出せばあるんですけども、今手持ちにございませんで申し訳ございませんでお伝えすることができないのでご承知ください。

○牧浦委員長 都市環境部長。

○塩野都市環境部長 この高さのこと、今、底辺と道路盤との高さの問題を言われておると思うんですが、もともと都市計画道路で設定した中での管の据替えと、現状におきましてこの赤の部分に上から来る部分は当面の間使用しなくてはいけないということで、高さも当然初めから合わせている問題なんで、ただ、今見ている感じで思われますが、あそこ自体が今度道路となると高低差をなくしますので、この高さで問題ないんです。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 ほんならタブレットの資料どおりぐらいの感じになるんですか。

○牧浦委員長 都市環境部長。

○塩野都市環境部長 はい。設計上そうなっております。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 了解しました。ありがとうございました。以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

木内委員。

○木内委員 おはようございます。令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、質問をさせていただきます。

まず最初に、6、7ページの款財産収入、それから不動産売払収入のところでは977万6,000円というのが計上されております。過日の議案説明会の折に、随契だということでお聞きしたように思うんですが、その随契におけるところの法的根拠、条例または地方自治法等を示していただければいかがかと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

それから次に、10ページ、11ページ、款10民生費、それから目の障害福祉費のところでは障害者総合支援事業費というのがございます。自立支援給付費3,480万円が計上されておりました、これは当初予算が4億3,088万4,000円でしたが、今回は補正で、今申し上げたとおり3,480万円が補正されました。大幅な増加が見込まれるためということなんですけど、何かこの要因があるんでしょうか、それをまずお伺いしたいと思います。

それから、その次の12、13ページのところで一番上に精神障害者医療費も当初予算が1,896万円、今回補正が120万円組まれておりますが、これらについても補正を組まなければならなかった要因について答弁を頂きたいと思っております。

次に18ページ、19ページでございます。土木費があって、目で住宅管理費というのがございます。住宅管理費で360万円が組まれております。当初予算で700万円、今回の補正で360万円補正計上をされておりますが、タブレットの資料を見させていただくと算出根拠として、過去2年間の11月から3月まで5か月間に発生した修繕実績額から算出したというふうに明記されているんです。それやったら当初予算で組んどったらええやないかと思うんですが、いかがでしょうか。まず答弁を頂きます。

次に20ページ、21ページですが、社会教育費のうちの委託料、工事請負費で440万3,478万2,000円がそれぞれ減額補正をされております。ここで全般的なことについてそれぞれお伺いしたいと思います。まずは総合計額が、予算が過日の懇談会か説明会か忘れましてけど、総合計事業費が8億1,499万6,000円だというふうにお聞かせいただいているんですが、これの国・県・町、またその他があったらその他なんですけど、財源内訳についてまずお答えを頂きたいと思っております。

それから、今回、伐採費用等についてあったんですが、どの程度伐採をされるのかについてもお伺いしておきたいと思っております。まずそれらについて答弁を頂いて、あとは詳細にわ

たってお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。質問事項は以上でございます。

○牧浦委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

総務課長。

○山本総務課長 委員からのご指摘の法的根拠の条例の部分を述べさせていただきます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例と上牧町財産規則、上牧町契約規則が主な法的根拠となっております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 今これ総務課長が述べられた例規集、例規集ごっつい重たいんで、抜粋してコピーしてきました。今、総務課長から答弁いただいた議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条で、今答弁としてお述べになったんですが、ここまた後でお聞きします。それで、まずこれは全部随契であったのかどうかだけ、まず答弁いただけますか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それで課長、上牧町契約規則というのが財務の中でございまして、これも例規集です。その中の随意契約というのがございまして、これの地方自治法施行令を示しながら、この随意契約のところは述べておられるんです。第16条に今申し上げた地方自治法施行令というのがございまして、地方自治法の施行令を見たって、ここの当然例規集と一緒に書いてあるんですが、ここで財産の売払いというのがございます。この場合30万というのがあるんですが、これに該当するのか否か、まず答弁いただきたいと思っております。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 ちょっと申し遅れたんですけども、その関連条例に関しまして上牧町普通財産売払い事務処理要綱というのがその下にございます。それに該当させていただきまして売払いを進めさせていただいております。

○木内委員 委員長、ちょっと休憩していただいけませんか。

○牧浦委員長 暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時12分

○牧浦委員長 それでは再開いたします。

木内委員。

○木内委員 ただいま総務課長から発言がありました、上牧町普通財産売払い事務処理要綱、このことについては資料の提出をお願いしたいんですが、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○牧浦委員長 ただいま木内委員より、上牧町普通財産売払い事務処理要綱の資料についての請求がありました。これについて、議長、お願いいたします。

吉中議長。

○吉中議長 ただいま木内委員から資料請求ありましたが、出せる分は出していただきたいと思えます。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 そのように取り計らいさせていただきます。

○牧浦委員長 それでは、暫時休憩をお願いします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

○牧浦委員長 再開いたします。

それでは、木内委員、お願いいたします。

○木内委員 ただいま、資料請求させていただいた上牧町普通財産売払い事務処理要綱について資料を頂きました。ありがとうございます。資料を見ると令和元年、もしくは令和2年4月1日施行というふうに、どっちなのでしょう。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 資料の正式な分じゃないんで、手持ちの資料だったんで、すみません。それは令和2年の4月1日施行のものです。

○木内委員 ほんなら、この要綱は令和2年4月1日から施行ということが正しいんですね。了解しました。ちょうど1年ほど前ですか。お聞きをするわけですが、この事務処理要綱のどの部分を指して今回の契約に至ったか、お示しいただきたいと思えます。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 売払いの部分に関しましては、第3条の部分に関しまして、お手元の資料から順次説明させていただいてよろしいでしょうか。

○木内委員 結構です。

○山本総務課長 タブレットが1の1、1の2不動産売払収入の分で上げさせていただいております。1番から松里園は上の3条の3項、既に貸付け済みの土地という形で松里園の方に貸しておりました土地の部分になっております。そのあとの2者でございますが、3条の4隣接地、隣接所有者の方が購入という形で申立てがありましたので、隣接者に売却という形を取らせていただきました。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 例規集の中に財産の上牧町契約規則の随意契約第16条の第2項のところに、随意契約の方法による契約を締結しようとする場合においては見積りに必要な事項を示して、なるべく2以上の者から見積書を提出されなければならないというふうに明記されている。読み替えれば、今回の不動産売払収入ということで売払いなんですから、見積りを2以上の者から提出させなければならないということを読み替えれば、2以上の人に当たらなければならないんじゃないかというふうにも読めるんですが、ここはいかがですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 そういう捉え方もあると考えております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 その答弁やったらおかしいですよ。要は広く公告して、Aという土地、もしくはBという土地を町としては売却しますと。広く住民の皆さん等々に知らせる最低価格はここですみたいな形で、今読んだところを申し上げればそういうことになるんじゃないかと。もう一度申し上げます。随意契約の方法による契約を締結しようとする場合において見積りに必要な事項を示し、なるべく2以上の者から見積書を提出させなければならない。読み替えれば、今私が申し上げたようなことにはならないかというふうに申し上げているんです。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 今の読み替えればという部分でございます。手元に処理要綱をお持ちいただいているということで、第3条に売払いの方法ということで原則は一般競争入札で売っております。ただ、下記のいずれかに該当する場合は随意契約で売ることができますということを見せていただいているところでございます。その中で、今、課長が説明させていただきました3号、4号に該当するという部分で今回買受人から申出があり、うちとしても3号、4号に該当するというところで売払いを進めさせていただいているところでございますので、見積りというよりも3号、4号ということで、その方に売るというふうに考えているところでございます。

○木内委員 もう1点、違うところなんですけど、今のはそれで、部長の答弁でお聞きしておきます。

ここで確認をしておきたいんですが、通則の先ほどから出てきております、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条にあるんですが、予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る）とあるんですが、この1件5,000平方メートル以上のものをどう読むかなんですが、こここのところは逆に見解を教えてくださいたいと思うんです。

1件というのは1筆という捉え方なのか、例えば、Aという人がちょうど土地を買いたい、10筆あって1筆が全部1,000平米やったらこの10筆をまとめて1件とするのか、そこら辺はどうなんですか。ここに書いてある1件は1筆という読み方なのか、今私が後段で申し上げたような捉え方なんでしょうか。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、1筆の考え方ということでございます。今回の売払いにつきましては3件上げさせてはいただいております。

○木内委員 今回のことは関係なしに。

○中川総務部長 考え方としては1つの契約という意味ではなしに、1つの事業というような捉え方をさせていただければと思っております。例えば、1件が事業目的の違う土地が1,000平米ずつ10筆あるならば別と考えております。これが1つの事業と、1つの一体性があるというふうにあるのであれば1つというふうに、1件というふうに考えております。

○木内委員 それじゃ、これで正しいですか。これは自分でも納得しておきたいんで。今Aという人が町の物件を買いたいと、購入したいと。町も売りたいと。10筆あると。これを買いたいというときに、1,000平米ずつやったら1万平米ですね。要は、それですと1万平米なら5,000平米以上になるわけですから、これは議会の議決に付すべきことになるのか、要は10筆あっても5,000平米以内であれば1件という見方なんですか。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 1件の考え方なんですけども10筆、10筆でも場所が違うとか事業名が違うというのであれば別々やと考えております。同じ方に売ったとしても。例えば、町内の中で今3か所売っていますけども、たまたま今回の2か所が同じ人に売買したとして、もしこれが両方足して700万で5,000平米あったとしても、別々の場所、別々の事業でということで売買させていただいているということなので、あくまでも一体性はないと、別々のものというこ

とで考えさせていただいております。ですので、今みたいに筆が5筆、多分あると思う。それも一体性、1つのところでまとめて、同じ方に売るということなので、もしこれが700万で5,000平米以上超えているようであれば、議決を要する案件に当たるというふうに考えております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 了解しました。整理できたような気がします。ありがとうございます。この件は結構でございます。

それでは、次、お願いします。

○牧浦委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それでは補正予算書、10ページ、11ページ、障害者総合支援事業費扶助費にあります、自立支援給付費の増加の要因ということでご説明させていただきます。これにつきましては資料を提出させていただいておりますので、資料ナンバー、歳出ナンバー7番をご参照ください。こちらの増の要因でございますが、資料にもお示しさせていただいておりますように、今回、共同生活援助、自立訓練、就労支援A型、就労支援B型、居宅介護につきまして、当初よりも大幅な増が見込まれるということで補正させていただきました。これの増の要因でございますが、新規の手帳の取得者の増加及び1人当たりの利用単価の上昇によりまして、今回補正計上をさせていただいたということでございます。

○木内委員 次、お願いします。

○中本福祉課長 続きまして、補正予算書、12ページ、13ページ、精神障害者医療費、こちらの増の要因についてでございます。こちらにつきましても資料を提出させていただいております。資料ナンバー、歳出ナンバー8番をご参照ください。こちらにつきましても新規での精神障害者手帳の取得の増加によるものと、それとあと1人当たりの通院、こちらの病院にかかれる回数が増によりまして、今回補正計上させていただいたというところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 さきの11ページの障害者総合支援事業費の件ですけども、お伺いしているところによると単価が上がった、利用者が増えたということですが、利用者が増え、利用料が増えるというのは、利用者が当初予算では想像がつかないくらい利用が増えるというのは何か要因があったんでしょうか。

○牧浦委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 利用者の増につきましてはこの資料でお示しさせていただいておるとおり、例えば、共同生活援助で申しますと、当初月当たり19名を見込んでおったんですけども、それが月当たり平均20名の利用という形で人数自体は1名ということなんですけれども、この1名増えることによって12か月分の利用というのが発生してまいります。あと、単価につきましても令和2年度に見込んでおったときには、コロナによりましてサービスの利用の控えというのが若干あったというふうに思っております。今回実績を見させていただきましたら、1人当たりの利用単価が増加しておるということで、コロナによる利用の控えもちょっと解消してきておるのではないかとということで、1人当たりの利用単価も上昇してきておるというようなことで捉えております。

○木内委員 次、お願いします。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いいたします。

まちづくり推進課長補佐。

○吉川まちづくり推進課長補佐 補正予算書18ページ、19ページでございます。款土木費、項住宅費、目住宅管理費、節需用費でございます。今回、補正予算要求させていただいた修繕料について委員のご質問ですが、提出させていただいた資料の算出根拠について、実績を算出するのであれば当初から組んでおけばという話でございますが、当初につきましては過去の実績から求めさせてもらいまして、当課では妥当な700万というのを毎年計上させていただいているんですが、このたび、秋から想定外の修繕が多数発生したものですので、その金額だけを補正するにはやはりまだ年明けからも修繕が見込まれるので、それを過去2年度の5か月間の11月から3月分までの予想ということで計上させていただきました。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 今、想定していなかった修繕が発生したというのは、主なものを二、三発言ください。

○牧浦委員長 まちづくり推進課長補佐。

○吉川まちづくり推進課長補佐 修繕の内容ですが、玄関、床、建具、浄化槽、曝気槽、エア一管等でございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それはどの住宅でしょうか。

○牧浦委員長 まちづくり推進課長補佐。

○吉川まちづくり推進課長補佐 町営住宅が6軒、改良住宅が8軒でございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 冒頭でも申し上げたとおり、算出根拠についてということだけを読むと、あなたも理解できると思うけど、過去2年度の11月から3月までの5か月に発生した修繕実績から算出しましたということだけを見ると、当然、当初予算に組めるやないかというふうには私は理解するんです。だから、この前段で9月までか10月までか知らんけども差額が発生したと。その後に、今読んだところを付け加えんと当初予算で計上しておけるやないかということになると思うんですが、そこはいかがですか。

○牧浦委員長 まちづくり推進課長補佐。

○吉川まちづくり推進課長補佐 説明資料の説明不足で、今回困惑させたと思います。今後についてはきちんとそういった経緯等も記入した上で資料を提出させていただきます。

○木内委員 結構です。それでは、次、お願いいたします。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 まず8億1,400万の財源内訳についての質問ですが、約8億1,500万のうちの国庫補助金に当たる部分が50%相当分になります。約4億750万円。続きまして、県費の部分が15%の約1億2,225万円、その補助を除いた部分に対して起債の充当率が90%の2億5,670万円、残りが一般財源となります。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 申し訳ないですが、町が起債の分が2億5,670万円。それと、一般会計は何ぼになるんですか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 2,855万円です。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 要は、町としての負担はトータル幾らになるんですか。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○牧浦委員長 再開いたします。

社会教育課長。

○野崎社会教育課長 2億8,525万円になります。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 2億8,525万円ということによろしゅうございますか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 はい、そのとおりです。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 これ、また後でも触れるかと思うんですけども、当初、総事業費が約2億5,000万ということで出発しました。それから見ると総事業費が3倍強の予算に膨れ上がった。こんな話、国でもよく聞くんですが、かなり膨張した予算になっているんです。当初の2億5,000万くらいですと、町の負担も5,000万円とかそういう額で済んどったかと思うんですが、3億円弱の負担を町が強いられるということになるんです。それは取りあえず聞いておきますが、このことはとにかく後日に負担を感じるんじゃないかなと思います。ここで細かい具体的なことをお聞きしていくんですけども、隣接地にある元ゲートボール地は民有地なのか町有地なのか、まず答弁を頂きたいと思います。

言うてる意味が分からへんかったら、こちらへフィードバックしていただいて結構です。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時38分

○牧浦委員長 再開いたします。

社会教育課長。

○野崎社会教育課長 民有地でございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 民有地ということは確認できました。そこで、調整池については、今、社会教育委員会としては、先だつてより問題になっております調整池はどこに設置するか想定されているのでしょうか。答弁を頂きたいと思います。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 今現在のところは敷地内での調整池として考えております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 約1万7,000平方メートルある敷地内にという意味ですか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 はい、そのとおりです。

○牧浦委員長 木内委員。

- 木内委員 それでは頂いているこの資料の図面、せんだって資料提出いただきました図面の北西側に防災調整池、ここということよろしいでしょうか。
- 牧浦委員長 社会教育課長。
- 野崎社会教育課長 はい、そうです。
- 牧浦委員長 木内委員。
- 木内委員 もう少し明確に答弁いただけませんか。
- 牧浦委員長 社会教育課長。
- 野崎社会教育課長 敷地内にこの北側のところで設置を考えておるところでございます。
- 牧浦委員長 木内委員。
- 木内委員 これ、そやけど教育部長、先だってここではちょっと工法的に問題があるという話があったように記憶しているんですが、そこら辺も含んでいかがでしょうか。
- 牧浦委員長 教育部長。
- 松井教育部長 それでは今、課長が申しあげましたところの補足にもなるんですけども、上牧久渡古墳群整備事業に係る現状と、まず今後の展望について、調整池も含めてご説明をさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
- 木内委員 お願いします。
- 松井教育部長 まず初めに、先週の12月2日木曜日に当該事業に係る現在の状況説明と今後の展望について協議及び相談のために文化庁に課長、課長補佐、私の3名で説明に参りました。その際、久渡古墳群整備事業については町の重要施策であるという位置づけを明確にさせていただきながら、町長からも強い意志を持って事業を完遂するよという指示を受けている旨を説明させていただいたところでございます。また、さきの議員懇談会におきましても本事業の今後の推進に関して、調整池に係る候補や不確かな要因が多いということを議員皆様からも憂慮を頂き、基本設計の段階に遡って仕切り直し、明確なビジョンの下、事業を推し進めるというご意見、ご提案を頂いたところでございますが、文化庁の調査官からもそのような提案がございました。当該提案に関しましては現状における本事業の推進に際しまして、決定には至っていない調整池等の懸案事項はございますが、当初から難航が予想され、相当の期間を要する見込みでございました、開発許可申請に必要な20件にわたる隣接土地所有者との筆界確認についても既に完了しており、調整池に係る方針が決まれば実施計画に基づく今後の展開におきましては円滑に進められるものと認識をしております。今後におきましては、万難を排し粛々と取り組むよということの町の考え方を示させていただいたとこ

ろでございます。

あわせて、今回の協議の中で調整池について、現時点におきましては史跡内に設置という形で進んでおりましたが、史跡内に設置をするとなると古墳を傷つけることも憂慮され、また計画区域内と古墳がかなりの形での接近をしている関係上、そこに設けるとなると先ほど来お示しをさせていただいているいたずらに細長く、構造上も問題のある調整池しか造ることしかできません。この上におきましては、原点に立ち返りまして、古墳の史跡の敷地外に調整池を設置するべく、その辺の具体的な方策について検討をするということを内部的に決定をさせていただいた経緯がございます。この上におきましては当該敷地外に調整池を設けた際の具体的な事務について熟慮をさせていただき、また適時適切に議員皆様方にお示しをさせていただくという考えを持っているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 部長、ありがとうございます。私が地元で住んでいますので、これ夢と希望のある施策ですから、ぜひとも早期に竣工していただきたいというふうに願ってやまないところでございます。その上で発言をさせていただくんですが、町と県、もしくは文化庁との話合いとか細かいニュアンスは私どもは分かりませんので、そのこのところはそのことを踏まえてお聞きを頂きたいんですが、まず今、部長の発言からお聞きすると、この調整池というのは、約1万7,000平米、坪に直すと約5,200坪だと思うんですが、その敷地外に調整池、つまり池というのは造るというふうに聞こえたんですが、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 そのとおりでございます。史跡内の水を処理するという関係で隣接する土地を選定をし、民間所有であれば、その辺のアプローチもしていきたいというふうに考えているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それでは、今計画されている史跡の土地が約1万7,000平方メートル、5,200坪ほどなんですが、その外に造るということが今確認されたところでございます。そこで、容量的にはどの程度の調整池が必要なんでしょうか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 今手元に処理すべき水の量とかを書いた資料がございませんので、ちょっと精査をさせていただいて、後ほどご報告をさせていただきたいと思っております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 ほんなら、暫時休憩いただいて、取ってきていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○牧浦委員長 それでは、その資料をまた昼から出していただきたいと思いますが、議長、どうですか。

○吉中議長 ただいまの木内議員からの資料請求、出せますか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 提出をさせていただきたいと考えております。

○吉中議長 よろしく申し上げます。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 資料という形でご提示をさせていただいたほうがよろしいですか。口頭での回答、どちら。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 私はどちらでも構いません。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 それでは口頭による報告とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○牧浦委員長 議長、よろしいですか。

○吉中議長 はい、結構です。

○牧浦委員長 それでは暫時休憩いたします。再開は、昼1時からお願いします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○牧浦委員長 それでは再開いたします。

社会教育課長。

○野崎社会教育課長 それでは、まず調整池の貯留場についてなんですけども、ボックスカルバート案で968立方メートルになります。総延長については約130メートルです。それと東面の擁壁についてなんですけども、高さは4メートル、西面の擁壁については2.8メートル、南面についてはまだ高さは決定していない状況であります。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 今、答弁いただきました調整池の容量、間違っと思ったら後でご指摘ください。968立方メートルで、この130というのはどういうことでしょうか。この130メートルというのに

もう少し説明を加えていただけませんか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 ボックスカルバートという形なので、箱型になっていますので約5メートル掛ける4メートルの筒の部分で130メートルの長さで貯水をしていく形になります。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それが今、この頂いている図面の、このことをおっしゃってるんですか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 はい、そのとおりです。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 先ほど午前中の話で、もう外に設置するという話になっている、今おっしゃっている5メートルの4メートルで130メートルって、そこへ貯水するというのはこのことでしょうか。そやけど、午前中の話で外に造るという話が部長から明快な答弁があったわけやから、その130メートルというのはおかしいんじゃないですか。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時04分

○牧浦委員長 それでは再開いたします。

教育部長。

○松井教育部長 先ほど課長が説明させていただいた部分につきましては、史跡外へ造るという以前の図面上の説明をさせていただいた次第でございます。敷地外につきましては、まだ具体的な設計には至っておりませんが、面積で大体300平方メートル程度の用地が必要であるというふうに認識をしております。具体的にはまた設計の段階にはなるんですが、今の段階で300平方メートルの中で縦横の具体的な距離とかは提示することはできません。一応300メートルの中でということになりますので、深さについても縦横の長さが決まれば深さについても確定ができるのかなというふうに認識をしているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それは承知しました。調整池の必要容量は968立米というのは、これは動かないということによろしいでしょうか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 今後の地球温暖化等を勘案して、雨量もかなり相当増えるというということ

を前提に算定をした数字であるというふうにご理解を頂ければと考えております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 誠に恐縮なのですが、米山台にあるタンク、1つ何立米でしたか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 2,000立米の貯留が可能というふうにご認識をしております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 1基2,000立米。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 はい、そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 そうすると、1基2,000立米とすると、この調整池は容量でいうとあのタンクの半分ということに理解しとってよろしいですか。ちょっと少ないな。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 そのように数字上は大體半分ということになります。ただ、米山については住宅地の中ということもございますので、久渡古墳整備については史跡内をアスファルト舗装とかの工事は施しませんので、その量については妥当なものであるというふうにご認識をされているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 いやいや、968立米というたってぴんとこんので、今タンクと比較させていただいた話でございます。あれのおおむね半分ぐらいが貯水池の容積になると、その旨は承知いたしました。

そこで、当然調整池の設置位置に関しては近隣の土地を購入するというふうにご計画しなければならぬと思っておりますが、その交渉にはもう入っているのでしょうか。まだ全然入っていないのでしょうか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 これからでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 めどをつけている土地はあるのでしょうか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 隣接している仮設道等は予定しているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 もう少し明確にお答えいただけませんか。ちょっと不明瞭だったんで、しっかりとお答えください。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 隣接地で予定しているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それはそういうふう聞いておきます。次に、擁壁の件に移らせていただきたいと思うんですが、確認ですが、ただいま答弁がありました東側についてはH、高さが4メートル、西面に関しては2.8メートル、南面に関してはまだ決定していませんということでよろしゅうございますか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 はい、そのとおりです。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 南面はここに石積擁壁と書いてあって、H3.5メートルからゼロメートルと書いてあるんです。これはまだ決定していないということよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 はい、まだ確定はしていない状況でございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それじゃ次、お聞きするんですが、この擁壁の設置位置については、隣接地、東面及び西面を例えて言うならば私有地、要は民地の境界からどのくらい離してこの擁壁を建てようとしているんですか。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時12分

○牧浦委員長 再開いたします。

社会教育課長。

○野崎社会教育課長 境界のぎりぎりに設置を予定しているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それで、隣接する住宅が二、三十軒あるかと思うんですが、東面にしたって、ぎりぎり4メートル建てられて、隣地の住民の理解を得れると思いますか。課長、ご案内のと

おり、当初は目隠しのルーバーみたいなもんを設置するということになってましたよね。このときの高さはどのくらいの高さを設定していましたか。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時15分

○牧浦委員長 再開いたします。

教育部長。

○松井教育部長 不明瞭な説明で申し訳ございません。擁壁につきましては前の担当とも協議をさせていただき時間を頂戴させていただきたいと思っておりますので、後でご説明をさせていただきたいと思っておりますが、ご了承いただけますでしょうか。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 私の話の内容をもうちょっと先に申し上げておきます。要は課長、部長ご存じと思うんですが、この東面に関しては古墳委員会のメンバーでここに住んでいる人が1人入っているんです。今はもうその人は外れてるんです。近隣住民としてこの委員会に参加して発言もしてはります、この東面のところに住んでる人が。それを全く仕様が変わるわけですから、これ、一から近隣住民を入れた説明会、またこの人たちを委員に入れてもう一度やらなければならないのと違うかというところが私の趣旨でございまして、そこら辺も含めて後ほどお聞きします。

○牧浦委員長 それではこの件については後ほどということで、木内さんこれで終わりやっただかな。

○木内委員 いや、違います。後ほどというのは、今調整してくれるのと違うの。後ほどというのは、いつの後ほど。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 暫時休憩を頂きましたら、その時間を利用して調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○牧浦委員長 どのくらい。1時半で大丈夫ですか。

教育部長。

○松井教育部長 1時半までということで、させていただきます。

○牧浦委員長 それでは暫時休憩いたします。再開は1時半から。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時28分

○牧浦委員長 それでは再開いたします。

都市環境部長。

○塩野都市環境部長 前任者として分かっている範囲からさせていただきます。まず、擁壁の件なんですけども、まず東側の部分、先ほどの言われている部分、この擁壁について花壇の石積みみたいなものを積んでいく擁壁は、根入れを入れてほぼ4メートルの分があります。これについては1号墳の東側の部分が崩れるおそれがあるということで、その強化用としてあくまでも1号墳の辺りだけになります、先ほど言ってる4メートルというのは。境界から立ち上がりは1メートルほどの距離を空けております。ということで、現況と1メートル空けたところから3メートル50の5分の勾配での花壇、花を植えたりできるような石積みの擁壁が3メートル50で1号墳の土砂崩れを防ぐという形なっております。それ以外のところは、東側については擁壁は今のところ計画ないようです。元の計画どおり目隠しフェンスもしておくという形になっております。

それともう1点、西側ですが、西側は境界の付近に現状水路があります。その付け替えをして、その部分と少し境界を空けてほぼ2メートルの擁壁が立ち上がる、これも石積みという形で5分の勾配がついているという現状になっております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 社会教育課長、聞かんといかんので申し訳ないけども、着任したのが今年4月かららしいんで、前後左右のこと分からへんかったと思うんですけど、申し訳ございません。辛抱してください。

委員長。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それで、今の話だけでは、東側の擁壁のことですが、よろしければここからここまでが4メートルだということをお教えいただきたいのと、石積みですか。コンクリートじゃない擁壁ですか。

○牧浦委員長 都市環境部長。

○塩野都市環境部長 コンクリート製の花壇というか、花を入れられる形のブロックの積み上げになります。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 4メートルに花壇を積み上げるというのはちょっと理解できないんですが、どん

なものでしょうか。

委員長。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 どこからどこまでが4メートルのどういうふうな擁壁で、どこからどこまでは高さがこんだけになりますとかいうのが分からへんかったら、全く分かりません。それはまた後で論議しますが、それで仕様が、要はスペックが変わったわけやから、隣接する東側、隣接する西側、なおかつ南側の住民の皆さん方にはもう一度委員に入っていていただいて説明せんと、ころっと変わっているわけやから、これは当然そうするべきだと思いますけど、そこら辺はいかがですか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 今、委員のご指摘のとおりでございます。擁壁等についても工法等が変更となっております。当然、隣接する住民の方々への説明はもちろんのこと、先ほど委員から、以前に検討委員会にご参画を頂いた委員さんのお話もございました。その部分については、その部分がどのように変更になって、どのような影響があるかということも含めて説明をさせていただくこととしたいと思っております。

あわせて、先ほど委員からの質疑の内容で伐採の工事についてのご質問も、後で課長から対応させていただくんですけど、それについてもまた近隣住民に説明をするということも予定をしておりましたので、その際に併せて擁壁等の工法に係る隣接地の方々への説明をさせていただき、一定理解を頂くということを予定しているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 先、擁壁の件だけ行きます。もう再三、各駅停車になって申し訳ないので、擁壁の高さのどこが4メートル。どういうスペック、仕様でどのようなものか、東面、西面、南面について、おおむね立面図で分かるように平面図及び立面図で後日提出をお願いしたいと思うんですが、いつまでとは言いませんので、後日提出していただきたいと思いますが、委員長、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

○牧浦委員長 分かりました。この件につきましてどうでしょうか。

教育部長。

○松井教育部長 その件につきましては、擁壁の概要等が詳細にご理解を頂けるような形の図面を作成させていただいて、後日、委員の皆様方にご提示させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○牧浦委員長 議長、いかがでしょうか。

吉中議長。

○吉中議長 よろしく申し上げます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それじゃ、お手数をおかけするんですが、よろしくその件はお願いをしておきたい。

次に、今、部長からも一部触れていただきました。毎木調査が行われました。この毎木調査はいつ終わったんですか。毎木調査の資料をもらったんですが、多分平成2年8月やったと思うんですが、当初から言われているように、これ日付が全くないので、多分平成2年8月27日に私の手に入ったと思うんですが、これ、史跡の委員会のメンバーに配付されたものです。このことについてお伺いをいたします。今回、補正資料でも出ているように、914万1,000円で伐採工事を行うとなつとるんですが、914万1,000円の伐採工事の内容について答弁を頂きたいと思います。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 先ほどの毎木調査のうちの枯れた樹木の伐採と笹や下草刈りを行うものでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 毎木調査によると121本の樹木が植わっていると。そのうちのどれを伐採する予定ですか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 このうちの枯れた木11本になるんですけども、樹木についてはこのうちの11本を伐採する予定でございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 つまり、枯死7本、半枯れ4本計11本の樹木を伐採すると、こういう理解でよろしゅうございますか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 はい、そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 そこでお尋ねするんですが、私の記憶が間違いなければ、この毎木調査というのは1年半以上前にやられたたんですよね。そこで、それ以降、枯死、半枯れというのは増えて

いるということはないのでしょうか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 史跡の業者と確認したところ、11本の枯れ木の伐採ということで確認をしておるところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それはそれでお聞きをしておきます。

それで、私、下草を刈る工事、元914万1,000の工事の中には、その枯死、半枯れの11本プラスチック等を刈るということなんですが、この下草を刈るというのはどういう意味で刈るんですか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 公園内の園路の確認のために、下草刈りをする予定でございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 何平米あるのでしょうか。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時43分

○牧浦委員長 再開いたします。

社会教育課長。

○野崎社会教育課長 面積については1万7,600平方メートルでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 平米単価は工事費幾らでしょうか。諸経費も含めて、発注する平米単価。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 単価については185円でございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 ざっくり言って、今言っている185円掛ける1万7,000すると314万ですよ。ざっくり言って300万円です。それと900万との整合性について答弁ください。私が言ってるのが間違っていたら違いますと言ってきて結構ですよ。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時48分

○牧浦委員長 再開いたします。

社会教育課長。

○野崎社会教育課長 直接工事費431万2,000円と共通仮設費46万5,000円を足した部分が純工事費として、あと、現場管理費として203万6,000円を足した部分と、あと一般管理費149万7,000円を足した部分に消費税を掛けまして914万1,000円となります。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 ええ、と言うしかないです。一般管理費と431万の管理費と、いわゆるその間接経費ですね。それはトータル何ぼになっていますか。おおむね、この900万の半分以上を占めているじゃないですか。

それで正しければ、それはそれで聞いときます。そやけども900万のうちの50%以上は管理費みたいな話、どこに通んねんというふうに私は思います。まして、そんなに難しい工事じゃないわけでしょ。木を切るのと下草を刈るだけの話でしょう。超高層ビルを建てるわけじゃないですから。何でそういう積算になってんのかと首を傾げざるを得ません。これ、副町長、今、このところを聞いてもらっていかがお考えですか。

○牧浦委員長 副町長。

○阪本副町長 多分、今、社会教育課長の説明がちょっと不十分だというふうに思います。再度、直工につきましては431万2,000円、それと共通仮設が46万5,000円と、その中で現場管理費が203万6,000円で一般管理費が149万7,000円だというふうな内容になってまして、その合計が831万円の消費税を掛けた分が914万1,000円ですか、そういうふうな形に、今、試算はなっております。ですから、先ほど議員からいろいろ言っていた内容につきましては、直工の部分につきましては先ほどの枯木の木の部分とか、それと草刈りの部分、それと竹の部分等が含まれているのかなというふうに思います。その部分で431万2,000円の直工の部分が発生しているというふうな今の事業費の内容になっております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 一部、私が聞き間違いをしておりました。今、副町長からあった203万円、149万円、これが間接経費ですよ。

○阪本副町長 そうです。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それを合わすと350万になるんですよ。それにしては直接の工事と管理費の経費の割合とがいかにアンバランスですよ。何でそこまで、間接費が203万、149万かかるん

だというふうに私は思っとるんですが、長い行政経験のある副町長はいかがお考えですか。

○牧浦委員長 副町長。

○阪本副町長 経費につきましてはいろんな計算が、多分発生してくると思います。直工の金額と共通仮設を入れた部分が純工事費という形になってきまして、その経費の金額によりまして、一般管理費や純工事費というふうな部分の率が変わってきますので、これ正式に設計出しておりますので、この金額が正当だというふうには認識しております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 私は不自然極まりないと思っているんですが、取りあえず、この場ではお聞きしておきます。

副町長、結構です。ありがとうございます。課長の説明によると1万7,000平米を全部下草刈りするという事になっとるんですが、先ほど課長は園路の部分を確認するために草を刈るとしたら園路のところだけでいいんじゃないですか。なぜ、約1万7,000平米、約5,200坪を全面草刈りをしなければならないんですか。理由をおっしゃってください。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 先ほどの部分に加えて、工事に向けての準備の部分でも刈る必要があるというところがございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 工事はいつからどのように着工される予定ですか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 工事については実施設計を完了して、開発許可行為の許可を得てからの工事となります。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 ということは来年の初夏というか、以降になるという理解でよろしゅうございますか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 はい、そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 その頃には草伸びてますよ。それを言っとるんですよ、それを。もう一遍刈らなアカんじゃないですか。そこら辺はいかがお考えですか。

○牧浦委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○牧浦委員長 再開いたします。

社会教育課長。

○野崎社会教育課長 補助事業として認めてもらうために委託プラス今回の工事が必要ということでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 そちらから提出していただいた資料を見ると、第1期整備工事は令和4年度というふうになっています。この第1期整備工事の入札はいつされる予定ですか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 この分につきましては1月を予定しております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 令和4年度第1期整備工事ですよ。1月というのは令和5年の1月という意味ですか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 今1月と言いましたのは伐採工事について答えました。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 ですから、もう一度聞いてくださいね。第1期整備工事はそちらから頂いた資料によると2022年、令和4年度ということになっておるのですが、この第1期整備工事はいつ入札を念頭に置いておられるか答弁いただきたいと思います。言うてる意味分かってきているかな。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 第1期工事の入札関連でございます。先ほど課長も説明させていただいておりますとおり、現時点において調整池の関係で実施計画の完了には至っておりません。その後、開発許可申請を早期に県に提出させていただいて、その一連の条件が整い次第ということになってまいるのかなというふうに認識をしているところでございます。先ほどの下草刈りとのスケジュール感にも合わせて、社会教育課といたしましては基本的に草刈りをして一定の時間が経過するとまた草が生えるということも十分に憂慮はしておりますが、補助事業を推進する上において、令和3年度においても何らかの形での事業展開をするというような県からの指導もございましたので、下草刈り等については3年度内に行わせていただきます。

来年度の事業の予定でございますが、基本的には開発許可申請等が十分に整った時点ということになりますので、今、具体的な入札の時期については明言は差し控えたいと思っておりますが、可能な限り、早期の予算編成と事業計画をまとめた上、手続きとしての入札についても遅滞なく進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 同じことを2回やらなければいけないというのはどう考えても税金の無駄遣いです。県が言おうがどこが言おうが。そこら辺はこういうことで補助事業やから年度内に手つけとかなあかんわみたいな話、手つけるだけでいいんやったら11本の半枯れの木を切っとたら、それだけでいいんじゃないですか。草というのはもう一遍生えてきたらもう一遍整備せなあきませんやん。だから、補助事業やから県が言うてるからせなあかんで、着手だけでええんやったら11本の枯死、それと半枯れの木を切るだけというのはいかなのでしょうか。それでは駄目なんでしょうか。

○牧浦委員長 教育部長。

○松井教育部長 その辺まで県と十分に詰められていなかったというのが現状でございます。この上におきましては2回目の草刈りが必要にならないようなスケジュール感を持って事業を推進させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 そのことが一番大事なんです。これ、そちらから頂いたスケジュールによると第1期整備工事は令和4年度に入ってからですから、今までの私の経験値から言うと、少なくとも入札するのが6月、7月の話ですよ。ほんならとっくに、草、もう一遍生えてるんです。そこら辺は気をつけて税金の無駄遣いをなさらないようにだけ申し上げておきたいと思いません。

いろいろ言っただけで課長には申し訳なかったです。前のいきさつが分からなかったので大変申し訳なかったと思いますが、そのポジションに座ってはるからしゃあないと思って聞いてくれたら結構です。取りあえずは部長、今あなたがおっしゃったように、同じことをやるというのはもったいないですよ。そのことだけ十分気をつけてスケジュール、工事着手、また入札等々にしっかりと計画をされるように申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。長いこと、すみません。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 東です。それでは質問をさせていただきます。

歳入です。4ページ、5ページ、この中で歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業費補助金、減額になっているんですけど、減額はいいんですけど、この歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業という事業そのものは、一体どういう事業を指しているんかということをお聞かせください。これは当初2,640万1,000円ですか。そこからの減額となっているというふうに思うんですけども。

次に、6ページ、7ページ、不動産売払収入のところ、先ほども木内さんからもいろいろと質問があったわけなんですけども、初めに、その西大和開発から購入したと思われる新町のところの山です。あれ購入したの、もともとは幾らでしたっけ。その値段がどうのこうのと言うんじゃないんですけども、あれはもともと幾らやったかというのを教えていただきたいと思うのと、もう1点は売却公社用地が2つあるわけなんですけども、これらの公社用地、今まで売却をするためには境界明示がなかなか整わないということであるわけなんですけども、ここの2筆の分というのは境界明示などがきちんとされたのでしょうか。それとも、売却に当たり境界明示するのに費用がどれくらいかかっているのかというのがあるならば教えていただきたいというふうに思います。

次に歳出に入ります。歳出の8ページ、9ページですけども、総務管理費の中なんですけども、12番の地方創生臨時交付金事業費というところの中で、18の負担金補助及び交付金、香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センター共同運営事業負担金ということで、減額の内容というのは分かっているんですけども、ここで聞きたいのは、これは9月末で閉鎖されたというふうに認識しております。それ以降、10月以降になるかと思うんですけども、その間にPCR検査を受けなければならないというふうになった方はいらっしゃるのかどうか、もしいらっしゃるなら何名ぐらいPCR検査を受けられたのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、10ページ、11ページのところ、東さんもお聞きになったと思うんですけども、証明書のコンビニ交付事業なんですけども、増加しているんだということなんですけども、件数なんかはさっきおっしゃられていたわけなんですけども、これでまずこのカードです。カードが増えているということなんですけども、いろいろマスコミなんかでも報じられているんですけども、カードをつくることによって幾らかプレミアみたいなのがつくというような話があると思うんですけども、その辺をもう少し詳しく教えていただけたらというふうに思いますので、その辺お願いしたいと思います。

次に、16ページ、17ページですけれども、ここで予防費の中で5健康増進事業ということ
で402万6,000円、健康増進事業費ということで資料も出していただいているわけなんですけ
ども、これを整備することによって、他町との間の情報のやり取りが早くて便利になるとい
うことなんですけれども、ある面いいように思うんですけども、結局はこれによって個人の
情報が双方によって分かるというような状況になってしまって、その辺の保護法がきちっと
確約できるのかどうかという心配が私にはあるんです。その辺についてはどのようにお考え
になるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次、18、19ページです。18、19ページの道路橋梁費の中の工事請負費なんですけれども、
その中で道路水路維持管理費ということで、500万計上された。この500万はさきの冠水の
事故が起こったところに、ここの費用から500万を、緊急があるので先に使った。しかし、
今回でその分はここで計上し、当初の維持管理費のほうで使うということになったというふ
うに説明ではあったというふうに思うんですけども、ということは当初幾らやったかな、
金額はちょっと忘れまして、ごめんなさい。それで、今ここで500万円を復活させるとい
うことはまだ事業がされていないところがあるし、そして、それは道路の補修や管理を、補修費
などを多くの地域の方々が希望されているからだというふうにおっしゃっているんですけ
ども、その部分はどのような状況で支出をされていっているのかということを再度お伺いし
たいんです。1つ気になるのは、例えば片岡台の2丁目なんですけれども、ちょうど片岡台
のバス停から真っすぐ片岡台の2丁目に行ったら公園があるんです。その公園が三叉
路になっているんですけども、その三叉路のところがもうアスファルトが全部なくなってし
まって、そのアスファルトに入っていた石ころみたいなだけが溜まっているんです。あの
状況では自転車も、それからバイクも危ないん違うかなと思って。必ず滑る。三叉路ですの
で右折なり左折なりしたときに、その砂利でタイヤが取られるん違うかなという心配が非常
に強く懸念しているんですけども、その辺はどうお考えになるのかな。それも住民の方々の
多くの要望が出てくるん違うかと思うんですけども、そういうところはどうなんかというの
をお聞かせいただきたいというふうに思います。

その次、その下なんですけれども、住宅管理費の中の町営住宅等長寿命化事業費のところを
お聞きします。これはこの補正予算が通れば多分、策定委員会が設置されるんだろうとい
うふうに思って、資料にも書かれていたわけなんですけれども、この5万3,000円で何回委員会を
開こうとしているのかなというふうに思います。それをまずお聞かせください。

それから、同じページの下なんですけれども、教育費の事務局費の中で学校適正化事業費と

ということで、委員の報酬ということと旅費が計上されたわけなんですけども、これは4回分というふうに説明があったかと思うんですけども、今、あと4回でこれは終わるのか、それともまだまだ協議がされるのか、今、協議をされるのでしたらどのような状況になっているのかということだけを教えていただきたいと思います。以上です。

○牧浦委員長 それでは順次、答弁をお願いいたします。

社会教育課長。

○野崎社会教育課長 補正予算、4ページ、5ページ、款14国庫支出金、項国庫補助金、目教育費国庫補助金、節社会教育費補助金、説明欄、歴史活き活き！史跡等総合整備事業費補助金について、補助制度について説明させていただきます。趣旨について、文化財保護法（昭和25年法律第214号、以下法という）第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝、または天然記念物（以下史跡等という）の保存と活用を図ることを目的とした国庫補助金の制度でございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 これはこの計画そのもの全体をいうんですか。全体計画のことをこの活き活き云々という話なんですか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 はい、そうです。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 この資料をもらって、そこでこの中で例えば多目的広場だとか、それから花の広場だとか、それから展望広場、それから憩いの広場とかいうのがここに描かれているわけなんですけども、これはどういう事業名になるんですか。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 その部分につきましては、史跡上牧久渡古墳群整備事業となります。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そういう中に含まれているということなんですね。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○野崎社会教育課長 はい、そのとおりです。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 委員長、了解。次、お願いします。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いします。

総務課長。

○山本総務課長 それでは予算書、6、7ページ、款財産収入、項財産売払収入、目不動産売払収入につきまして説明申し上げます。この土地に関しましては公社の代物弁済土地となります。以上でございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 それで、境界明示だとか、そういうのはもうきちんとなっていたという状況なんですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 境界明示ですね。これは地目が山林等になっておりますので境界明示というのが非常にできにくい部分がありまして、土地家屋調査士に依頼をかけたら、約2,000万以上かかって境界明示ができへんという回答を頂きました。これは今回に関しましては山林で里道部分に関しましては境界明示は行いましたが、それ以外については公募で山林のまま売らせていただきました。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 それ、そういう形で山林やからという限定でできるんですか。それとも、上牧町には他の境界明示ができない土地がたくさんあって、なかなか売却するにも売却しにくいというような状況になっていると思うんですけれども、その辺との違いは何なんですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 売却できる土地に関しましては測量して売払いをするというのが大前提やと思うんですが、今回に関しましては山林で、境界明示というのは非常に困難な状況が多々ありますので、山林に関しましては境界明示は無理だろうと思います。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そしたら、その旧の開発公社の持っていた土地でも欲しいと言われる方がいらっしゃると。ところがなかなか売却するに至らないと。それは何かというたら境界明示ができないからだというふうになっているんですけれども、言うたら、今みたいに公募で売ることができるのであるならば、住宅地、宅地であってもそれは可能だというふうになるんじゃないですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 住宅地は実測を必ずかけないけませんので、公募での売買は難しいと考えます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 宅地とかいうものにおいては公募は無理ということなんです。

○牧浦委員長 総務課長。

○山本総務課長 宅地の部分に関しましても宅地の部分は必ず実測で売買しなければ、後で不備が生じますので、必ず売却するときは実測させていただいて、登記させていただいた後に売却させていただくようにしております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そやけど、その登記が初めにしとかなきゃあかんものをせずにして、上牧町は買ってるわけじゃないですか、土地開発公社が。それでこれだけ住民の皆さんも、皆さんもみんな苦勞しているわけじゃないですか。そういう中でいち早く、今回みたいに売買ができて、売却ができて、そして3セク債を少しでも早いこと完了させようという目的じゃないですか。そういう中で山だけは実測することができないと。境界明示をすることが不可能であろうという判断でできるわけですから、宅地も不可能ということで明示ができないわけですから、これまでそういう経緯であるわけですから、でなければ幾つかはもっと早いこと売れてるはずでしょう。それができていないということは、それは可能なんちゃうんですか。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、東委員からいろいろご意見を頂いたところでございます。今までは確かに境界明示等ができない部分があるということで、なかなか売払いができませんでした。ということもありまして、先般、令和2年4月1日に改めて普通財産の売払いについてということで要綱を定めさせていただきまして、それに基づきまして今回売却をさせていただいたところでございます。その中には、今回売らせていただいた要件の中には隣接地の所有者ということもございまして、今回売却するに当たって隣接との、今度買っていただけるということで、そういった分の境界が必要ないということもございまして、公募でということもございまして、その他のほかにつきましても、きれいな明示という分はできてないんですけど、境界という部分につきましては現場で立会いをさせていただきまして、役場、その他以外で持っておる個人さんの土地におきましても、旧の土地開発公社のときに一旦境界ということでもう一回等打っておられたところがございまして、それをもって境界ということで双方、今回売った、買われた方以外の方にも隣接あるんですが、そこについても一応ご了解を得させていただいて、売却させていただいたところでございます。ですんで、今、宅地という部分でございますが、現状把握させていただいて、そのところができるのかどう

かを少し判断、費用対効果のこともあるんですけども、そういったものを少し現場を見せていただいて、今、宅地につきましてできる限りそういった形のという、今後のこともございますんで、そういった部分はできるところはさせていながらというところはあるんですが、できないものにつきましては今のような形で今回、相手の条件等にもよります、判断させて委員会にかかって売却させていただいたというところでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そしたら、例えば北上牧でアパートを経営されていて駐車場の用地がないからいうて、公社の土地を無料で貸しているじゃないですか。そういうところなんかは相手の方は欲しいと言うてるけども境界明示ができないから、売れんからということで貸してるわけでしょう。そういうのはどうなるんですか。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、委員がおっしゃっていただいた分もあるんですが、ただ境界、1面だけやなしに、例えば四方4面ありましたら全てがご了解いただけないとそういうことができない部分もございまして、今回につきましては、そういうことがほかの隣接地全てにおきまして境界のほうで立会い等に基づきましてさせていただいたということで、今回売却させていただいたというところでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 ということは、それが解決しない限りは、貸しているところには無料でずっと使っていただくというような状況になるんですね。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、ご意見いただいている部分でございまして、確かに無料云々という部分はちょっとあれとさせていただきます、ただ、それができるかどうかというのは全ての、そこだけではなしにそこを周旋するとほかにも明示にも影響してくる部分ございまして、そういった部分でなかなかその辺の一面が一体的に整備できていないということから、そういう形に現状なっているのかなというところで思っているところでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 しかし、駐車場の隣接しているときにはきちんと建ってるんですよ。そのアパートが建ってる。その明示があるわけですから、下のところが。そこからほかにも、どこの部分で境界明示がきちんとできないんですか。北側は道路じゃないですか。小辻じゃないですか。前には大きな道路じゃないですか。新たに造った道路じゃないですか。で、1軒

家が建ってるじゃないですか。そのどこが明示できないんですか。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 できてない要因というのは申し訳ございませんが、全て認識しておるわけではございませんので、ちょっと私からお答えしにくい部分はあるんですけども、ただ、例えば物によっては相続を終えてないであったりとか、今回がそういったケースに当たるのかどうか分かりませんが、そういったものであったり、お互いのその境界がそこやという分の境界がご納得いただけない部分もあったりするのかなと思うところでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 これ、どうしてこないしてしつこく聞いているかといいますと、この間、議会報告会をやったんです。議会報告会にいろんな質問とかご意見を頂いているんです。その方から2回連続で同じような質問を議会側が受けているんです。たまたま僕が回答せえという順番に当たりましたんでやったんですけど、その方いわくは、公募でも売買することはできるのではないかという意見をお持ちなんです。そういう話を聞いて、その方も、議会も、皆さんも一緒なんですけども、早いこと処理したいなというのはもうみんな一緒なんだと、考え方は一緒なんですけどもということで、今、部長がおっしゃったような回答をその方にはさせてもらったんですけど、そやけども2回もされているということは腑に落ちていないんやろうというふうに思って、その方の質問の続きじゃないですけど、反対に私がさせてもらっているというような状況なんですけど。多分、この問題はまだ続くだろうというふうに思うんで、議会側も私以外に次、誰が答弁するか分かりませんが、そのときにやっぱりきちんとした答弁をしないと、仏の顔も3度までかと言われたら、これはまたつらいなというふうに思いまして、それでちょっとしつこく聞いたわけなんです。やはり欲しいという方がいてるわけですから、その欲しいということにあやかるというか乗るということも必要なんじゃないかというふうに思いまして。それで、隣接していて利用できる場所があるならば、条件的にその土地を公共の土地を無料で借りて、できるということがあるならば、ほかの人だってひよっとしたらそういう方がいらっしゃるかもわかりませんので、その辺は一応きちんとしたけじめはつけてはるやろうというふうには思うんですけど、欲しいというところはなるべく早く売却するというような状況にならないと駄目なのかなというふうなことで質問しました。ですから、もう少し精査して将来どうなるんかということもきちんとされたほうがいいんじゃないかというふうに思いますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 委員おっしゃっていただいたとおり、解散のときに議会等から附帯決議というところでご意見も賜ったところでございますんで、頂いたということで鋭意進めているところではあるんですが、なかなか境界明示につきましては難しい部分があってということで、現状できてないというのが正直なところでございます。今回におきましても欲しい人がいらっしゃって、たまたまその土地が欲しい方の隣にあるということもありまして、周り周辺境界等につきましても理解に基づきまして、同意を頂いたということで今回売却させていただいたところでございますんで、今後またそういった形で、できるところからではあると思いますが、売れるものは売り、整理できるところ、今言うてるなかなか明示は難しい分はあろうと思いますが、できる限りそういったことも進めながら、将来的なこともございまして、できる限り3セク債の償還を早期にとということもございまして、鋭意努力していきたいと思っております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 1つだけ。さっき聞いてんけども、今回売れたという新町の山、それはそれでいいんですけども、あれ、もともとは西大和開発が今よりももっと広く開発しようという計画だったみたいです。ところが、オイルショックのために今の開発よりも広げることができないということで、オイルショックのときにやめられた。その広げられるときに、例えば代替地を求められたときにどうしようかということで、あの土地を、あの山を西大和開発が買ったんですね。それをもう開発行為がないからということで上牧町に移ったという状況だというふうに思うんですけど。あのとき公社は、あの土地、あの山を幾らで買いましたっけね。

○牧浦委員長 総務部長。

○中川総務部長 取得価格というのは今すぐ手元にはございませんでして、今の言うてる分につきましては平成25年ですか、解散時におきまして代物弁済ということで物で頂いた分の土地ということがありますんで、ちょっと申し訳ないですけど、たしか昭和55年ぐらいに土地開発公社がその土地を取得されている経緯がございましたのであるんですが、申し訳ないんですが、その当時幾らで買われたというのは今現在は把握できません。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。私、また1回調べてみます。ありがとうございます。結構です。じゃ、次。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いいたします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、補正予算書9ページにあります、香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センター共同運営事業所のPCR検査の9月以降の数ということなんですけれども、このPCR検査できる医療機関が発熱外来認定医療機関といわれまして、上牧町には5か所ほどあると聞いております。ちょっと今また1件増えているかもしれないんですが、ただすみませんが未だに公になっておりません。それですので、PCR検査を何件されているのかというのはちょっと私どもの耳には入ってきていない状況でございます。ただ、9月、10月、11月と聞いておりますと、今コロナの感染者の患者さんが大変減っております。それもありましてだと思っておりますが、保健センターに問合せ、生き活き対策課のほうにありまして、大体月に2件ぐらいの、どこの医療機関でPCR検査が受けられますかという問合せは入っております。以上でございます。

○東（充）委員 分かりました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いいたします。

住民保険課長。

○落合住民保険課長 それでは、10ページ、11ページ、諸証明コンビニ交付事業に伴うマイナンバーカードの付加価値、マイナポイントについて説明させていただきます。こちらのマイナポイントにつきましては、実施については11月の19日に閣議決定されております。それに伴いまして、マイナンバーカードを新しく申請した方に新規で5,000ポイント、保険利用初期登録で7,500ポイント、金融機関口座ひもづけで7,500ポイントのポイントが付与される予定でございます。申請方法につきましては、まだ未定となっております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 やはりこのポイントが魅力でたくさんの方が申請されるというような状況になっているんですか。

○牧浦委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 前回のマイナンバーカード取得のときに関しましては、やはりマイナンバー申請者のほうが2倍にも3倍にも伸びておりました。今年度、マイナポイント12月までという形で一応なっておりましたが、3か月の延長になっておりましたが、今現状では大分下火傾向になっておりました。今回、この閣議決定で、今言いましたとおり、新規5,000ポイント、国民健康保険7,500ポイント、口座登録7,500ポイント、これからまた来年を見越して

一気に増えてくる見込みだと考えております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 結構です。ありがとうございます。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いいたします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは補正予算書17ページにあります健康増進事業費の委託料、検診データ標準化対応システム改修委託料のところ、全てのものを登録されると個人情報の漏洩等の心配はないのかということでございます。このシステム改修につきましてはパソコンやスマートフォンで国民の皆様が保健医療情報を閲覧、活用できる仕組みを構築するというので、今までも母子保健、健診の結果の入力というのを一昨年の議会でご提案させていただいて可決していただきました。今回はがん検診とか骨密度、あと歯周疾患等の検診のデータを入れるようにということで、実際の運用は令和4年の6月ぐらいになるんだろうと思っているんですが、そこで運用ということでございます。ですから、皆様がこの情報が必要だ、個人情報を見たいということでご自分が思い立たれたら、マイナポータルを使って見ていただくこととなります。ただ、おっしゃられたように個人情報という観点で物すごく大きなものを取扱いさせていただくこととなりますので、十分漏洩のないように気をつけてさせていただくということは国から、また県、それと扱うもの、業者の連携システムを構築するもの全てに言われることなので、その辺は十分注意をさせて取扱いをさせていただきたいと思っております。現在、母子保健を活用させていただいているんですが、今のところ個人からの閲覧の申込みというのは入ってはおりません。以上でございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 しかし、自分で見たいなというときには見れるというような状況に今後はなるということですので、自分が見る限りはいいとは思いますが、しかしそこからやっぱり他人さんが例えばパスワードも分かっている他人の方のスマホなんかを使って、他人の情報を見ようと思ったら可能になってくるわけですね。やっぱりその辺、自分自身でいうところにはひょっとしたら便利なのかもわかりませんが、やはり本人に、言うたらなりすましというんでしょうか、そういうことで見るということもできるという可能性はあるということですので、その辺はやっぱり行政のほうでそれは何としてでも止めなければというふうにしても、なかなか難しい状況にはなるのかなというふうには感じているんですが、幾ら気をつけよう気をつけようということでも、個人の方に取扱いをどれだけ慎重に

しなければ駄目なのかということ啓蒙するなり、十分通知するというようなことも本当に大切なことというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 大変デリケートな情報が入ることになりますので、今、委員のご心配いただいていることが、一番私どもも心配でございます。マイナポータル、マイナンバーカードを使ってということになりますので、そこの取得から保存、全部含めての注意喚起が大変必要になるかと思っておりますので、そういったところも他課とか連携しながら注意喚起できたらいいかなと思っております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 十分注意喚起のほうをしていただきますように、お願いしておきたいというふうに思います。次、お願いします。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 それでは、18、19ページ、道路橋梁費の工事請負費として道路水路維持管理費、補修工事500万円についてのご質問だと思います。これにつきましては、先ほども委員申されましたように、既設排水管のヒューム管の損傷の陥没事故に伴って緊急的に措置した部分の先行支出をさせていただいている部分の補正計上ということになっております。これにつきましては当初、2,600万円の当初予算を計上させていただいている中からの先行支出というところの補いというところでご理解いただきたいと思っております。

あわせて、片岡台2丁目公園付近の舗装の件なんですけど、これも東委員より以前にご指摘いただいて、すぐさま現場に確認させていただいております。これも早急に対応するというところで現場も動いておりますので、いましばらくお待ちいただきたいというところがございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 たまたま、住民の方と話す機会があって、お近くの方なんですけども、これ見てと言われて、ああそうなんやと思ったんで言わせていただいたんですけども、ほかにも我々の知らない緊急を要するところなんていうのは多々あるのかなというふうに思っているんですけども、今、その2,600万のどれだけの支出があるんかというのはちょっと分かりませんけれども、そういうことでの緊急の要請というんでしょうか、要望というのが多々これからもあるのかなというふうに思うんですけども、そういうときは規模によっても違うと思うんですけども、今年度は十分それで対応していけるというふうに理解してよろしいですか。

○牧浦委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 そのとおりでございます。

○東（充）委員 了解しました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いいたします。

まちづくり推進課長補佐。

○吉川まちづくり推進課長補佐 それでは補正予算書18ページ、19ページでございます。款土木費、項住宅費、目住宅管理費、節で報酬と旅費でございます。説明欄に記入しています町営住宅等長寿命化計画事業費ということで、ご質問は、委員会は何回開くのかというご質問だと思います。予定では2回開催する予定でございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 この2回というのは今年度が2回で、令和4年度も引き続いていくというような計画なんですか。それじゃなくて、2回で終わるといふことなんですか。

○牧浦委員長 まちづくり推進課長補佐。

○吉川まちづくり推進課長補佐 2回というのは今年度で2回という計画でございます。追記なんですけども、重要な案件でございますので、予定では2年かけてじっくり煮詰めていきたいと思っております。

○東（充）委員 これは了解しました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 それでは、次、お願いいたします。

教育総務課主幹。

○辻村教育総務課主幹 それでは、令和3年度上牧町一般会計補正予算に関する説明書、19ページの款8教育費、項1教育総務費、目2事務局費、学校適正化事業費の学校適正化協議会委員報酬及び旅費についてご説明させていただきます。今回、4回分の会議の追加開催について補正計上させていただきましたが、4回で終わるのかというところと、今どのような状況であるかということでございますが、学校適正化協議会におきましては学校適正化基本計画案の作成に向けて協議を進めております。あと4回で基本計画の案を提言、答申できるまで4回でできたらなということで補正計上させていただきました。今どのような進捗状況ですが、中学校2校を1校にするという方向性の下、協議を進めておりまして、小学校に関しましても、現在3校あるものをどうするのかということも協議を重ねております。今はそれらの意見をまとめていくというような段階でございます。

○東（充）委員 分かりました。了解しました。ありがとうございます。

1点いいですか。住宅の話で修繕料が今回360万円計上されたということはいいんですけども、例えばこの住宅の長寿命化のところにも関わってくるのかなとは思いますが、別にそこをずっと見てるわけではないんですけども、私が北上牧の中をたまたま新聞配ったりなんやしているときに見受けるんですけども、非常に改良住宅なんかが空き家がすごく多いなというふうが目立つんです。あれはこのまま置いといてなった場合、修繕費なんていうのがすごく今度は大きくかかってくるんじゃないかと心配をしています。今、非常に空き家が目立つという状況で、将来これどういうふうにしていくのかと。今は年間1,000万くらいの補修費でやっていこうというふうに、今回でも1,000万ほどですよ。やっていこうというんでしょうけど、これがどんどんと老朽化していくというような状況になってくるわけですので、今想像しているよりも大きな補修費というのが必要になってくるのではないかと。私は反対にこれだけの件数があるんで、この補修費にすごく大きな費用が、予算がかかってくるのではないかと危惧しています。その辺はどうお考えになっているのでしょうか。

○牧浦委員長 まちづくり推進課長補佐。

○吉川まちづくり推進課長補佐 今、委員がおっしゃった改良住宅の今後の修繕に多額な費用がかかるであろうとか、今後どうするのかというのが、担当課では改良住宅というのは、今大きな町営住宅を移転していただかないといけないという問題がありまして、その移転していただく問題の町営住宅に空きがあふれてしまった場合に改良住宅をそのまま貸すとかではなくて、町営住宅に見なして、用途を切り替えて貸す方向で検討をしている次第でございます。先ほどの1つ前に戻るんですけども、基本策定委員会でも、その辺のいつどういう、改良住宅を壁を塗り直すのとか、住み替えていただく準備をするために中の改装であるとかというのを、これから具体的に何年度にこの改良住宅を改装しましょうとか修繕しましょうとかというのを煮詰めていく予定でございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 町長と冗談で、もう一般に、改良住宅を売却したらどうやと。そんな大きな固定資産税にはならないのかもわからないんですけども、固定資産税でもかけてやったほうが一定の収入は入るんじゃないかなというような話をしたことがあるんですけども、正直、改良住宅等を売却するなんていうのは可能なんですか。

○牧浦委員長 まちづくり推進課長補佐。

○吉川まちづくり推進課長補佐 この問題についてはなかなか答えにくい面もあるんですが、少し土地の問題等も整理が必要なところが、やはり宿題もあって、その辺も精査しないと、

例えば昔の服部住宅のように払下げをして、土地は上牧町のものですよ、建物については払下げをしますので、あなたのものになりますよということには簡単にはいかないというのが現状です。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 一定、個人の方からの買収というのもあったと思うんですけども、例えば大きな土地をお持ちであった方から買収したというところもございますよね。そういう大きなところの部分というのは境界明示はなかなか難しかったか分かりませんが、今は上牧町の名義になっているわけですから、真ん中は取っていけるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういうのがどうなんかなというのがありまして、ですから今度は公営住宅法に変えて、改良住宅も住宅の一部として使用というようなことも考えておられるということなんですけど、大体改良住宅というのは服部台のところにある改良住宅は増築費、買収費、土地代、それから造成費もろもろ、建設費全部を含めたら、あそこは1軒当たり1億かかっているんですよ。あとは大体建物だけで大体3,000万程度、2,000万の後半から3,000万、3,200万ぐらいの建築費ではなかったかというふうに理解しているんですけども、それでも家賃1万でいけば一体何年かかるかなんて、よく言ってきたわけなんですけれども、それがどんどんと空き家になってきて、そこをそのまま放置して、放置はしないでしょけれども、このままの状態では傷むことは間違いないわけで、そのときにはどうするのかなという懸念がありまして、それで質問をさせていただきました。分かりました。ありがとうございました。以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○**今中町長** 一般会計の補正予算（第8回）について、答弁に大変不手際なところもございましたのに、可決すべきものと決定を頂き、ありがとうございます。また、本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○**牧浦委員長** これをもちまして総務建設委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時57分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

総務建設委員長

牧 浦 秀 俊

文教厚生委員会会議録

1. 日 時 令和3年12月7日(火) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第2号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について
議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について
議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について
議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について
議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について
議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について
議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結について
1. 出席委員 委 員 長 富木つや子 副 委 員 長 服部 公英
委 員 遠山健太郎 竹之内 剛 康村 昌史
石丸 典子
議 長 吉中 隆昭
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
総 務 部 理 事 山下 純司 都市環境部長 塩野 哲也
住 民 生 活 部 長 井上 弘一 健康福祉部長 青山 雅則
教 育 部 長 松井 良明 総 務 課 長 山本 敏光
秘 書 人 事 課 長 高木 真之 建設環境課長 吉川 昭仁
上 下 水 道 課 長 南浦 伸介 住民保険課長 落合 和彦
生 き 活 き 対 策 課 長 林 栄子 文化振興課長 吉川 貴尋
1. 事 務 局 局 長 森本 朋人 書 記 山口 里美
書 記 横田 大樹

開会 午前10時00分

○富木委員長 皆さん、おはようございます。

コロナもやっと下火になってまいりましたけれども、また、変異株オミクロンが出てまいりました。まだまだ油断が許されない状況ですので、一人一人がまた、より以上に感染防止対策に努めていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。本日の委員会がスムーズに進みますように、皆様のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

初めに理事者側より挨拶をお願ひいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。文教厚生委員会に付託をされました議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議第2号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について、議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について、議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結について、活発なご審議を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○富木委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。

議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

竹之内委員。

○竹之内委員 おはようございます。5番、竹之内剛です。

議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質問させていただきます。この条例につきましては、産科医療補償制度の見直しと、当該制度の掛金を変更するということでの説明を頂いておりますけれども、その内容を少し詳しくお聞かせいただけますか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 それでは、タブレット番号2をご覧ください。上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。その中で、産科医療制度の内容についてでよろしいでしょうか。

○竹之内委員 はい。

○落合住民保険課長 産科医療制度が見直され、当該1万6,000円から1万2,000円に引き下げることになりました。これにつきましては、内容といたしましては、お産のときに、何かの理由によって、重度の脳性麻痺の赤ちゃんの、そこのご家族の経済的な負担を補償する制度でございます。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 今の説明の中での、その該当する方のみにも補償される制度という理解ですか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 これに関して産科医療補償制度につきましては、産科医療機関が加入する。全国で3,180の医療施設、分娩施設がございます。そこの中の加入施設のほうが加入しているという形になっておりますが、全体で言いますと、3,180のうち、加盟していないのが3施設でございます。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 分かりました。その中で、私のほうが説明をしていただいている範囲の中では、大まかなこととしまして、今回見直しの理由について少し理解しているところは、少子化対策としての重要性で、出産育児一時金等の変更等があるとお聞きしていますが、その点に関してはいかがですか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 これにつきまして、出産一時金42万円のうち、産科医療制度が1万6,000円から、1万2,000円と減額されております。これに関しまして、分娩の際に、少子化問題とかいろいろ含めまして、個人の負担が、金額は少ないですが、4,000円分の負担が軽減されます。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 負担が4,000円軽減されるということで、従来、医療補償としまして、出産育児一時金で、42万円が支給されていたと思うんですけれども、この金額の差によって、支給額は変更はありますか。それとも、現状維持ということでしょうか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 42万円は現状維持になっておりますが、内容で産科医療制度の掛金が少なくなったため、本人負担額4,000円分が、多少ながらも本人の負担がかからず、要するに減少するという形になります。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 そうしましたら、逆に言いましたら、この42万円を維持するためにこの条例の一部を改正して、今、言っていた、1万6,000円から1万2,000円に、4,000円、お金は、掛金は減りますけれども、という様々な変更をされて、結論としましては、42万円を維持するためにこういう施策を取られたという理解でよろしいですか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 そのとおりでございます。

○竹之内委員 分かりました。そうしましたら、これから生まれてくるであろうお子さんのために、この補償は維持されてということで、この条例が施行されるということを理解させていただきます。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 以上で結構です。ありがとうございました。

○富木委員長 ほかにありませんか。遠山委員。

○遠山委員 おはようございます。遠山です。3点伺います。ちょっと事前に通告じゃないですけど、お話しします。

1点目は、今、竹之内委員が言われました、産科医療補償制度の説明をしていただいたと思いますけれども、もう少し分かりやすくといいますか、僕のほうで少し説明をさせてもらいたい。軽い話をするのでメモらなくて大丈夫ですよ。3,180施設のうち3施設が未加入なんですよね。ほとんどの施設、99.9%の3,177の施設で出産をした場合には、42万円もらえるけど、残りの3施設の場合には、40万8,000円しかもらえない。簡単に言うとそういう制度だと認識はしているんです。まず、それで間違いないですかね。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 そのとおりでございます。

○遠山委員 中で3施設、なかなか名前も難しいと思うんですけども、上牧町の町民の人にとってやっぱり心配になるのは、その3施設がこの近くにあるのかと。この近くには未加入の施設というのはありますか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 3施設におきましては、奈良県にはございません。兵庫、東京、茨城になっております。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 ということなので、兵庫に里帰りされる方がもしかしていらっしゃるかもしれない、東京、茨城に里帰りされる方がいらっしゃるかもしれないけれども、ほぼ上牧町で出産される方は、今回の改正によっても、42万円の出産育児一時金が支給されるという認識をさせてもらったので1点目は結構です。

2点目です。2点目なんですけども、少し提案といいますか、この出産育児一時金というのは、出産を控える夫婦、若者夫婦にとっては大変大きな制度なんです。ちょっと話がそれるので簡単に聞いておいていただきたいんですけども、出産にかかる費用というのが、令和元年度の速報値というのが厚労省で出ていまして、全国平均で約44万円ぐらいかかると。メモで見ますと、東京は約53万かかるんですってね。ちなみに奈良の平均は、全国平均より下で36万7,000円ぐらいだと。これは令和元年の速報値なんですけども。なので、42万円の負担があった場合、全国平均で2万円の自己負担が生じてしまっていると。この辺を国とか、いろんな党の方とかが、50万円にしてくださいという要望とかいろいろされているというのは、私は聞いているんですけども、東京の場合だったら11万円の自己負担が生じてしまっていると。一方奈良の場合は、平均で言いますけれども、42万円支給されることによって自己負担がないという。ただやっぱり若者の夫婦によっては、大変心配だということの中で、特に東京とかの自治体、東京の港区の事例なんですけども、出産育児一時金とは別に、出産費用から一時金を引いた額、これを助成するという制度があるんです。課長がご存じかどうかかわからないんですけども、この助成金というのは、この町で子供を産んでほしいという意味では、ドストライクな、直球な施策になるんですけども、奈良でその制度をしたところで、したところと云ったらすごい語弊があるんですけども、平均が42万円にいてないんで、恐らくその助成は必要がないかもしれないけれども、例えば上牧町でそういう助成の制度、42万円を超えた場合でも安心して出産していただきたいというような検討ってしたことがあるのか。したことがないのであれば一度、そういう検討とか、勉強をしていただきたいというふうに思ったりするんですが、その辺りどうお考えですか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 こちらに関しましては、関係各所とまた協議を重ねながら、上牧町少子

化対策に向けて、上牧町で子育てのできる住みやすい町になるように検討させていただいて、頑張りたいと思います。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 今、42万円ということは、奈良県の方針で、一時金は決まっておるということですよ。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 ということなので、いろいろな政治的な判断といいますか、例えば、奈良で一律にしないと、やっぱり不公平が生じる。保険、国保税の話もそうなんですけども、というのはあると思うんですけども、頭の片隅に入れといていただきたいという、単純に、どストライクな政策なので、上牧町で出産をする場合には、プラスの助成金があるから安心して上牧町で産んでいただけるということも、いいのではないかとということだけ少し提案をさせてもらいたいと思うので、頭の片隅に入れていただいたらそれで結構かと思います。

3つ目に行きます。全く話ががらっと変わって、ちょっと大変申し上げにくいお話を3点目にさせてもらいます。住民保険課だけではないんですけども、今回、タブレットの修正がありました。これだけでないと、今、先ほど課長がタブレットの2番と言いましたけど、これは正確には追加の1ですよ。ですから、そのぐらいタブレットの修正って分かりにくいんです。タブレットの2を見ると、出産育児金って書いてありますし、分かりますか。修正されているのでね。その辺が、先ほど竹之内委員も1をどうしても開いてしまったというのがあるので。今回タブレットに対してちょっと申し上げにくいこと、住民保険課だけではないのかもしれないんですけども、今回の12月の議会で、担当課で5つ、10か所の修正がありました。実は9月議会のときには、20以上の修正があったんです。いま一度なんですけども、タブレットの資料というのが、議案書に比べて、今回、実は議案書も2つ差し替えがあったんですけど、どのようにチェックをされているか。特にちょっと言葉が厳しいかもしれないんですけども、産科医療補償制度の補償という字、「ほしょう」というのはよくあるんですけど、4つあるんで、すごく分かりにくいんです。「ほしょう」と「いじょう」と「ほけん」、これは間違いやすい漢字の3つと言われているんですけども、あと出産育児一時金、これが2つとも固有名詞なので、制度が分かっている方が2人、最低3人、チェックしたら絶対分かるはずなんです。出産育児金という言葉はないので。それが、どういうチェック体制でここまで通ってしまったのか。改めてですけども、しっかりチェック体制をしていただきたい。特にこの固有名詞の違いというのは、産科医療補償制度を認識していたら、補償という漢字

を間違えることはあり得ないと僕は思っているんです。この委員会で大変申し訳ないんですけども、いつも担当部長が謝りに来られて本当に申し訳ないと思いながら、ただ二重三重のチェックをしますと言われながら、これだけ繰り返されていることも踏まえて、どういうふうにこういうのをチェックされているのか、例えば原課だったらどうされているのか、いま一度教えていただけますか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 この件につきましては、一応確認のほうはしておるんですけど、このようないかなることがないように、再三再度チェック体制を強化し、進めていきたいと思っております。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 課長だけではないので、大変申し上げにくいことだと思います。確認はされているという話をされていましたがけれども、例えば、私たち議会でも、広報も作りますし、一般質問の原稿とかをチェックをするのに、自分だけでチェックは無理だし、疑ってかからなきゃいけないところもあったりするので、そこはしっかりやっていただきたいと思うんですけども、総務部長、出ていただきましたけども、いかがですか。

○富木委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、遠山委員がおっしゃっていただいているとおりにいうふうに認識しております。今回改めて、議案の訂正であったり、資料も1回の修正ではなしに、2回3回という修正が出ているところがございますので、各担当課長あるいは部長等にも、資料等の確認ということで再度お願いしているところではございますが、実情起きているということはそのとおりでございますので、今後、何回も同じ言葉になってしまうんですが、再度改めて周知をさせていただきまして、資料等の訂正のないようにということで、取組を進めていきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 委員長、関連質問みたいで申し訳ないですけども、こういう時間が無駄だということを知っていただきたいと思ってあえてこの時間をつくらせてもらったんです。ぜひとも次回から、しっかりいま一度チェックをしていただきたいと思ひまして、すいませんでした。ちょっと関連質問になって恐縮ですけども、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○富木委員長 ただいまの、遠山委員のほうから資料について、また議案書についてのチェック体制の確認をしっかりとということでございましたので、この議案に対しての直接という

ことではなかったんですが、非常に重要なことだと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 8番、康村昌史です。

上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について少し質問させていただきます。さきの委員が2人、産科医療補償制度について聞いておられましたので、その辺について、もう少し知りたいことがあるので教えていただきたいと思います。

まず第1点なんですけれども、間違っていたら言うて下さいね。つまり、産科医療補償制度の掛金が減額されたということは、これを主管している日本医療機能評価機構が民間に保険を委託していると思うんですけれども、その保険料が減ったのかどうかを教えてくださいということ。

それと次に、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を軽減という説明がありましたんですが、運悪く重度の脳性麻痺児になられた方の、一体どこまで面倒を見ていただけるのか、その保険の内容について教えていただきたいと思います。その2点です。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 まず1点目の保険料が下がったのかということで、こちらは先ほど申し上げたとおり、1万6,000円から1万2,000円に下がっております。

○富木委員長 康村委員。

○康村委員 その保険料が下がったのは分かるんです。それは、保険会社の掛金が減ったのか、あるいはこの日本医療機能評価機構が独自で負担して安くなったのかというところがちょっと僕はつかめていなくて、教えていただきたい。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 保険料のことにしましては、保険医療機関のほうが、掛金のほうが下がったと。負担の保険料にしましては、ちょっと資料がございませんので、今のところ、1万2,000円が幾らに下がったのか資料が手持ちにございません。

○富木委員長 康村委員。

○康村委員 保険料が下がった要因は、引受け保険会社が保険料を下げたから下がったんですか、この4,000円。ただそういった単純な質問なんですけど、そういう説明でよろしいんです

か。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 今、現状といたしましては、1万6,000円から1万2,000円の掛金が変わったと。それに対して保険料も下がっていると思われま。

○富木委員長 康村委員。

○康村委員 部長に……。

○富木委員長 部長のほうにちょっと説明していただきます。

住民生活部長。

○井上住民生活部長 今のご質問なんですけれども、今、おっしゃいました公益財団法人の日本医療機能評価機構、これに対しての納付金が下がったという形になっております。ですので、産科医療補償制度の制度内容に見直しがかけられまして、今、課長が申しましたように、4,000円は納付金として下がったということでございます。

○富木委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、2点目の質問をお願いします。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 そうしましたら、産科医療制度の補償制度について説明させていただきます。まず、産科医療制度で該当にかかりましたら、一時金として600万円。あと、年間120万円を20年間、合計2,400万円。一時金と足しまして、3,000万円の補償制度でございます。

○富木委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。その後はないということですね。ここで保険は打ち切られるということですね。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 そのとおりでございます。

○富木委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○富木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議第2号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○富木委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

令和3年度国民健康保険特別会計補正予算の第3回ですけれども、歳出のところで、医療費が増加傾向にあるという説明を頂いたんですけれども、当初予算ではコロナによる受診抑

制はあまりないというふうなご説明でありましたが、増加傾向ということですのでけれども、1人当たりの医療費が増えているのか、受診件数が増えているのか、増加の、それぞれ、説明書の6ページ、7ページのところの保険給付費のところで、療養諸費の一般被保険者療養給付費で、約1億円の増額補正されております。それと、高額療養費のところでは4,600万円の増額計上ということで、増加傾向を見込まれてはいますが、どのような要因が考えられますか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 こちらの保険料につきましては、まず、保険給付費の中の、療養諸費、高額療養費の増額につきまして、説明させていただきます。

こちらにつきましては、前年度、コロナの影響により増加する場面でありましたが、受診控えにより抑制され、大分2年度は減少しておりました。しかし、3年度に入り、コロナ受診の控えの反動、リバウンドにより、1人当たりの医療費がコロナ以前の水準よりはるかに上回ってくるのが現状でございます。それに伴って、こちらの補正予算を計上させていただいております。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 当初予算のところの審議のメモを見て、ある予算委員の方が質問で、当初のところでは、受診抑制は、受診控えはあまりないというふうな予算組みだったと記憶しているんですけども、実際にはやはり、かかられる方は決まっているかもわかりませんが、定期的にかかっている方等が控えられたというふうな傾向が見られたという、今の説明ではそうですね。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 2年度の医療費、元年度の医療費の決算を見ますと、やはり2年度は極端に1億円程度減少しております。高額療養費についても、やはり1億円弱2年度は減少しておりました。3年度の現状見込みに対しましては、やはり今の元年度の決算額よりはるかに高い水準を今の現状では見込んでおります。要するに月単位の最高金額を、残りの6か月分を見込みまして、増額補正を計上しております。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 コロナによる受診控えで、特に重症化になるなど、心配される場所ですけども、決算でも、特定健診であるとか受診率が、なかなか上がっていなかったように思います。反対にがん検診のほうは受けられていたというふうな特徴もあったんですけど、やはり、し

っかり受診いただくということと、検診を受けていただくということが大事だと思いますので、その辺でも、広報でも何回かお知らせされていますので、引き続き早期発見、早期治療、それと持病のある方は引き続きしっかり受診いただくような広報等、お知らせ等もよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で質問を終わります。

○富木委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。引き続きよろしくお願ひします。

議第4号 国民健康保険特別会計補正予算(第3回)についてです。先ほどの石丸委員の続きになります。6ページ、7ページです。石丸委員がしっかり質問していただいたので、その追加と申しますか、確認ですけれども、6ページ、7ページの療養諸費の一般被保険者療養給付費と高額療養費のところ、高額療養費については1人当たりの額が増えたというお話がありましたけれども、まず、具体的な数字で教えていただきたいというふうに思っています、当初予算のとき、タブレットの5と6でしっかり明示されているんですけども、高額療養費のほうに行きましょうか。当初予算では5,150人。1人当たりの負担額が、これは令和元年度を根拠にしているんですけども、3万8,635円と。なので、当初予算が1億9,897万558円の予算計上をしているんですけども、今回4,667万4,000円。この4,667万4,000円が、1人当たりの額が増えたということでの算出なんですけども、この具体的な積算根拠をまず教えていただけますか。この46674のどういう形で、何掛ける何ではじき出したのか、教えていただけますか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 この高額療養費の決算見込みに関しましては、今年度の6月分の月の療養費の支払額2,194万520円を見込みまして、11月から3月まで、決算を見込んでおります。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 直近の11月の分を案分したらこれだけ増えるんじゃないかという予測をされた、そういう解釈でよろしいですか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 要するに、6月分の2,194万520円、こちらを11月から翌年の3月分まで、計5か月分を計上し、補正予算を計上させていただいております。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。では、その上の一般被保険者療養給付費、この1億851万円、この

算出根拠も併せてお願いします。これは当初予算では、人数5,150人掛ける令和元年度1人当たりの負担額28万3,753円ということで、14億6,132万7,950円で予算計上されているんです。それに、この1億851万を増やすことになるんですけど、この数字の算出根拠をお願いします。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 こちらにおきましても、本年度5月分、1億3,849万9,205円。こちらのほうに関しましても、11月から3月までの分を計上しております。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。これは数字の話になるんですけど、当初予算ではこういった形で、1人当たりの予算額幾ら掛ける人数幾らで出していて、タブレットも頂いているので、額が大きいので、できればその算出根拠も、これはタブレット使用に必要ではないかと思うので、今、にわかにならなくてもメモれないので、恐らく、皆さんもメモリきれてないと思うし、僕もメモるのを途中でやめてしまったので、後でテープ起こしはしますが、こういうのは、算出根拠で出されたほうがいいのかと思うのでお願いします。

という中で、本題といいますか、この1と、一般被保険者療養給付費と高額療養費、額が1億と4,000万ということで、1億はすごいと思うんですけども、率で見ると、一般被保険者療養給付費というのは、当初予算の割合の7.4%増額補正なんです。一方、高額療養費というのは、1億9,800万円の当初予算から4,600万円の増額なので、23.5%の増額補正なんです。単純に私は考えると、先ほど石丸委員からの話もありましたけども、高額療養費がこれだけ増額しているということは、やはりコロナの控えによる重症化ということが表れているのではないかと。高額療養費というのはそういうときに使うと僕は認識しているので、お金がたくさんかかる受診をした場合に高額療養費って負担されるものだと思うので、分かりませんか。一般療養費が7.4%の増額補正に比べて高額療養費が23.5%の増額補正ということなんですけども、その辺りの認識というのは、原課としてどうお考えですか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 一般高額療養費につきましても、やはり年度によって高額な治療を受ける方もございます。仮に平成30年度で言いますと、2億2,000、元年で言いますと、2億、3年度の、今、決算見込みで2億4,500という形になっておりますので、やはり、コロナ禍の重症のことも考えられるんですけど、年度によつての、高額治療の受ける金額によつても変わってくると考えております。

○富木委員長 遠山委員。

○**遠山委員** ということは、今の課長の説明によると、高額療養費というのはコロナの反動というよりは、むしろ年度によって、今年は高額療養費の負担が大きいため増額したという、多分そういう趣旨だと思うんです。一般被保険者療養給付費については、コロナ控えの反動だという趣旨説明ありましたね、提案理由の説明で。でも高額療養費はそうではないという認識ですか。

○**富木委員長** 住民生活部長。

○**井上住民生活部長** 委員が先ほどおっしゃっています高額療養費のほうなんですけれども、やはり今年度につきましては、コロナの影響もある程度受けておるといった上昇が考えておるところでございます。先ほどから当初予算と比較されて、前の委員さんも、質問の中にあっただと思うんですけれども、令和3年度の当初予算の編成時においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の局面でもございましたので、受診控え等により大きく減少しておったというのを加味しまして、予算の編成をしたわけでございますけれども、令和3年度においては、課長が申しましたように、受診控えの反動が出てきたと。給付費は増加に転じてコロナの前の水準を上回ってきておりまして、例えば令和2年度と比較しましても、12.9%、コロナ前の元年度と比較しましても、7%程度上昇しておるとというのが実際のところでございます。これはあくまで、令和3年度の療養給付費を見越した決算見込みの数値と比較したわけではございますけれども、そのように上昇してきておるところでございますので、コロナの重症化によるもの、また、受診控えの反動によるもの、そういったもので見込んでおります令和3年度の決算見込みとしましては、大体3万円程度は、1人当たりになりますと増加するというふうに見込んでおるところでございます。

○**富木委員長** 遠山委員。

○**遠山委員** 分かりました。単純にといいますか、高額療養費というのは、人によっては毎年使うものじゃないと思うので、だから、課長が言われるとおり、年度によって大きな差があるということは認識をしているんですけども、我々素人ではないですけど、基準からいくと、高額療養費が多いということは、重症化している人が多いのではないかと1個のシグナルになると僕は思っているんです。そういう形で特に今回23%も増額計上しているから大丈夫なのかと。コロナでなかったとしても、上牧町で重症化している方が増えているのではないかと、僕はシグナルだというふうに認識をしたので、今回そういう質問をさせていただいたんですけども、原課のほうとしても、そういう形で、注視をしながら、増額計上して。

最後に、今回その4,600万円の増額ということで、当初は2億で、あと4か月ではないです

か、もう今ぎりぎりの状態ではないかと思うんですけど、その辺りどうですか。今の執行状況。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 今回の現状について述べさせていただきます。先ほど説明させていただきました6月分の最高金額、2,194万520円。こちらのほうで、11月から3月までを見込んで予算計上しておりますが、現状といたしましては、9月、1,850万、10月について、1,980万、当初見込んでいた額より、二、三百万減少しているのが今のところの現状でございます。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 よく分かりました。なので、この補正予算は23%増というのは適当、適当というのはいい意味での合っている数字なんだということは認識させてもらいましたので、高額療養費、これからも僕は見守っていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。私の質問は以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

住民生活部長。

○井上住民生活部長 議会定例会初日の提案理由の説明についてでございますが、誤りがございまして、補正予算に関する説明書の4ページ、5ページ、歳入の款繰入金でございますが、231万4,000円を増額計上と説明いたしましたが、正しくは減額計上でございます。訂正して、

深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○富木委員長 ただいま住民生活部長より、提案理由の説明の訂正がございました。皆様、その件については、よろしく願いをいたします。

それでは、提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 服部です。よろしくお願いします。

今、部長から説明があったところの説明をしていただきたいと思います。減額理由の説明に、4ページ、5ページの今、訂正のあったところの、保険基盤安定繰入金の低所得者の保険料軽減分、減額の理由を聞かせてください。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 それでは、4ページ、5ページ、保険基盤安定繰入金、減額の231万4,000円について説明させていただきます。こちらにつきましては、歳出の6ページ、7ページの後期高齢者医療費広域連合会納付金の中の7割、5割、2割軽減の分の減額でございます。こちらに関しましては、一般会計から繰り出しておりますので、一般会計に戻させていただきます。繰入金でございます。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 この件についてはコロナの影響はなかったということですか。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 こちらの件に関しましては、7割、5割、2割の該当者、コロナの影響も多少あるかと思われませんが、7割、5割の軽減者の対象者数が減ったという形で減額になったと思われま。

○服部副委員長 分かりました。ありがとうございます。私の質問は以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

続いて質疑を行わせていただきますが、今、服部委員が聞かれたページのところですが、歳入の説明書4ページ、5ページで、後期高齢者医療保険料で現年分で増額計上ですけれども、保険料、1,214万6,000円。これの要因について説明をお願いいたします。今、7割、5割、2割の軽減者分が減ったということと関係してきています。保険料増の要因の説明をお願いいたします。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 それでは、4 ページ、5 ページ、後期高齢者医療保険料、増額1,214万6,000 円について説明させていただきます。こちらにつきましては、当初予算におきまして、後期高齢者医療広域連合のほうから予測をして、今年度の予測で3億11万9,503円の収入を見込んでおりましたが、9月時点での現年度見込額が3億1,226万5,000円であるため、増額補正しております。理由といたしましては、最初、所得課税で課税見込みをしておりましたが、所得が分からないので課税しておりましたが、6月に決定されておりますので、この分の1,214万6,000円分が、広域連合会からの通知により、今回の増額補正になりました。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 ということは、所得額が決定したことによる保険料の増額という理解でよろしいですね。

○富木委員長 住民保険課長。

○落合住民保険課長 そのとおりでございます。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。以上で終わります。ありがとうございます。

○富木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 服部です。よろしくお願いします。

それでは、4ページ、説明、歳入の4ページ、5ページで、介護予防サービスの10万円増額の理由について、まず聞かせていただきたい。

2点目、出してもらっている資料で、令和3年から令和4年3月まで、下のほうに米印のところでは単価が10円下がると、委託料の10円下がる理由を聞かせてもらいたい。

まず以上2点お願いいたします。

○富木委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、特別会計予算書の4ページ、5ページの増額の理由でございますが、令和2年度の当初予算で729万6,000円を見込んでおりましたが、決算で572万8,000円ということで、令和2年度、大変、コロナの影響だと思われるサービス利用の控えというのが多分にあったかと思われまして。そこで、今回そこまで落とさなかったんですが、693万3,000円という、当初を見込ませていただきましたが、最近になりまして、サービスの利用をしたいということで、お申込みの方が増えてきましたので、それでプランをたくさん立てることになってまいりまして、委託料が足りなくなると予想されましたので、10万円の補正を組ませていただいたところでございます。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 それからこの要支援1、または要支援2を受けた方が、介護予防サービスを適切に利用できるよということ、生き活き対策課で、要支援1、2のプランを普通は組むんですけど、他の居宅事業所にこれを委託するようになってるんですけど、この資料を見せてもらって、新規が6件、継続が130件となっているんですけど、生き活き対策課で受け持っている、プランを作成している何件ぐらいの分を生き活き対策課でやっているのか。それか、全て委託しているのか。その辺を聞かせてもらえますか。

○富木委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 今まで、今年度の前は、困難事例を生き活き対策課の包括支援センターで担当させていただいたこともあったんですが、最近ほとんど委託にさせていただいております。プランに結びつかない困難事例が大変増えてきておりますので、そちらのほうを重点的に対応させていただいているところでございます。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 最初に質問しました、10月より単価が10円下がるという形で書いているんですけど、これは国のほうの指導なんですけど、これはどういう理由で10円下がるんですか。

○富木委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 介護報酬の取決めで10円下がったと聞いております。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 僅か10円下がる理由というのは、その辺、何かありますか。

○富木委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 理由については、申し訳ございません、把握しておりません。また調べさせていただきます。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 あまりにも分からん減額だったので。私の質問は以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。引き続きお願いします。

議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結についてですけれども、まず、この契約に対する予算というのが、令和3年第3回定例会9月議会の補正予算で計上されておりました。

これはここで話すことではない意見なんですけども、補正予算というのはご存じのとおり、総務建設委員会で審議をされるので、予算と契約はできれば一体の審議がいいかと思うので、今後これは総務建設のほうがよかったかという意見なんですけど、考えていただきたいというふうに思います。それは別の話として、補正予算での審議の中で、審議といいますか予算書の中で、予算額が3億9,820万円だったという中で、全部で2点あるんですけども、まず伺いたいのは、今回、契約金額が3億5,838万円ということで、落札者1割、きっちりこれちょうど90%なんです。1割引きというような形になっているんですけども、工事内容は、補正予算のときの審議では、除染、解体、撤去、運搬、処分、埋め戻し、整地、PCくい引き抜き、機材撤去、調査分析とありますけども、工事内容に変更があるかどうか、まず1点教えていただけますか。

2つ目をまとめて言いましょうか。もう1個、工事内容が変更ないのであればですけども、補正予算の中では、工期が令和4年の12月までという形で補正予算が通っていると思いますけども、今回の契約では令和5年の3月31日ということで、3か月延びています。これが工事内容の変更と関係があるのか、それか、その工期が変更となっている理由がほかにあるのか、その辺り、以上2点お願いします。

○富木委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 まず1点目の質問でございます。工事内容に変更があるのかということでございますが、工事内容の変更はございません。

引き続き2点目の話なんですけど、工期を3か月延長しているんじゃないかという問題なんですけど、当初補正のときは、12月というお話をさせていただいたと思います。工事自体はおおむね1年というところはお聞きしているんですけど、今回、解体というところで、緊急に何が起るかわからないという部分もあって、マックスの工期を3月31日までと引き延ばさせていただいたと、こういう次第でございます。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。請負契約の締結の議案の審議のときというのは、予算のときに工事内容を審議しているので、それに変更があるかどうかとか、スケジュールがどうだとか、あと入札状況はどうだとか、その辺の審議だと思っていて、入札状況については、事前にホームページでも公開されていて、1社だということは聞いているのでここでは聞かないと思っています。工事内容についても変更がないと。工期については、1年ということだけれども、余裕を見て、余裕を見てというののもあれかもしれないですけど、年度内にはきっちり終わら

すと、令和4年度に終わらせるために3月31日の工期にしたということで、いま一度確認、それで間違いないですか。

○富木委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 そのとおりでございます。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 この工事につきましては、除染という大きな仕事もあると思いますので、粛々と工事管理に努めていただいて、きれいな整地になることを期待しています。私のほうからは以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで1時間たちましたので、感染対策のために換気を行いたいと思います。11時10分から再開をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○富木委員長 再開をいたします。

議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

竹之内委員。

○竹之内委員 5番、竹之内剛です。お願いします。

議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について、質問させていただきます。この件につきましては、大ホールを除く、文化センター、そして中央公民館、図書館の室内機、室外機、室内機につきましては57基、室外機につきましては21基ということで、説明を受けた中では、センターを閉鎖をせずに、来られる方の、住民の方の安全は確保しながらの工事を進めるということでありましたが、この件につきまして、工事の期間と、そしてどのような安全を確保されるかということを少し説明いただきたいと思います。お願いします。

○富木委員長 教育部長。

○松井教育部長 このたびの工事に係る安全対策ということのご質問でございます。

まず、ホールと中央公民館及び図書館の3系統を設定させていただき、それぞれのエリアごとに工事期間を設定させていただいて、全館一斉に工事を行うという事態は避けたいというふうに考えているところでございます。当然のことながら、工事以外の場所についても、クレーン等の場合によっては使う可能性もございますので、その辺の外部からお入りいただく際の安全であるとか、各施設においても、一斉に行わないということで、利用者の方の安全を十分に確保しながら、スケジュールを異にして行っていくというところで、安全対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 工事の概要としまして、3系統に分けてエリアごとに進めていかれると。室内、室外に分かれると思うんですけれども、事故の起こらないように十分に注意しながら計画を立てていただいて、実施していただきたいと思います。

○富木委員長 教育部長。

○松井教育部長 当然のことながら、利用いただく方、部分部分の工事になってまいりますので、けが等のないように十分に配慮をして工事を施工するように、請負業者のほうにも、安全面についての徹底をさせていただきたいというふうに考えております。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 以上で私の質問は終わらせていただきます。

○富木委員長 ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

文化センターの空調機の更新工事の請負契約ですけれども、これは、補正の5回の9月議会で予算計上されたもので、予算額7,553万円です。今回、珍しく一般競争入札で入札が行われたということで、本会議場で説明がありました。応札業者は何社で、最高金額は幾らであったか。まずそれが1点と、もう1点は、予算審議のときに総務委員会で、空調機がコロナ対応できるものが必要であるという意見が出ておりました。換気や除菌が必要であるという意見に対して、副町長は再度考えますということでありましたけれども、どういう機能を備えた空調機であるか、その点をお聞きしたいと思います。

○富木委員長 総務課長。

○山本総務課長 先ほどの入札の件数と、最高価格でございます。入札件数は2件でございます。入札の最高価格は8,200万でございます。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 それは、今回、町内の業者が落札ということですが、もう1社のところも町内の業者ですか。

○富木委員長 総務課長。

○山本総務課長 もう1社は奈良県内の業者でございます。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。それでは、空調機の性能ですね。検討されて、変わったのかどうかをご説明ください。

○富木委員長 教育部長。

○松井教育部長 今、ご指摘のところにつきましては、9月議会の際にも、総務委員会で、説明を十分にさせていただけなかったということがございます。それを受けまして、当町におきましては、現状の状況把握と認識のために調査をさせていただいたところ、小ホール以外の文化センター、中央公民館及び図書館におきましては、いわゆる全熱交換型の換気機器を既に設置をさせていただいております。この部分については、いわゆるロスナイ換気と言われるものでございまして、合計30台、既に配置をさせていただいており、機械換気を行っているところでございます。この部分については、十分にコロナにも対応し得るものであるというふうな確認をさせていただいているところでございます。したがって、今回整備をさせていただく部分については、換気機能は有しない機器の取付けということになります。換気については、既に先ほどご説明申し上げました全熱交換型換気機器で十分対応できるという認識をしているところでございます。あわせて、文化センターの小ホールにつきま

しては、熱交換型というのは設置はしておりませんが、4台の従来型の換気扇を設置しておりますので、その部分についても一定、換気は良好な状況で保っているというふうに認識をしているところでございます。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 換気は既に行われるということですが、除菌については、どのようなものでしょうか。除菌効果があるかどうか。

○富木委員長 除菌について効果があるかどうかというご質問です。

教育部長。

○松井教育部長 除菌については、現状の部分では対応できませんが、このたびの工事請負に係りまして、仕様書の中に、除菌機能を有する空気清浄機をそれぞれの部屋に設置をするということを条件にしておりますので、そこでは一定、除菌も機能するのかなというふうに認識をしているところでございます。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 空気清浄機を別に設置するということですね。この契約の中にはこれを全部含むものですか。

○富木委員長 教育部長。

○松井教育部長 その部分については、仕様書の中に盛り込んでおりますので、床に置く、据置き型の空気清浄機になりますが、契約の中に含まれております。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きしたところ、9月議会で総務委員会で意見のあったところで、コロナ対応は十分できるというふうな今回の契約ということを理解してよろしいですか。そういうことですね。

○富木委員長 教育部長。

○松井教育部長 当該換気の有効性を検証するために、簡易な方法ではございますが、町が導入をいたしましたCO₂センサーを用いまして、有人の室内において、窓を一定時間閉めるという状況で、二酸化炭素濃度を測定させていただきました。それによりますと、一般的に1,000ppm以下が良好な状態であると言われておりますが、当該文化センターにおける換気機器を使用したということであれば、400ないし550ppmぐらいに保持をできておりますので、一定、空気の換気については、良好な状況が保っているというふうに認識をしているところでございます。

○富木委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。お聞きをしておきます。以上で終わります。

○富木委員長 ほかにございませんか。遠山委員。

○遠山委員 遠山です。よろしくお願いします。

まずは、議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結についてですけども、石丸委員が今、言われましたけども、総務建設委員会で補正予算で審議をされて、空調といいますか、ウイルス対策は大丈夫かという話が、この審議をもって大丈夫ですと言っていたのは本当にうれしいお話だし、ありがたいお話、それを仕様書に盛り込んでいただいたということに対して、関係課と関係部署にお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。という中で私が1点伺いたいのが、前の前の竹之内委員から話がありましたけれども、工事の安全管理ということできっかりやっていくという話の中で、補正予算の議案のところでありましたけども、各棟ごとに工事を行うため適切な休館時期を設定し、施設利用状況と安全に配慮した上で計画的な工期調整を行うということで、スケジュールのことで伺いたんですが、恐らく一般競争だったので、要は総合評価ではないので、プレゼンというのはいりませんでしたのかもしれないですが、ある程度の一定の休館というのがやっぱりどうしても生じてくるかと思うんですけども、今のところ、小ホール、ペガサスホール、中央公民館、図書館の休館の予定がもし決まっているようでしたら、大体のスケジュールのめどがあったら教えていただけますか。

○富木委員長 教育部長。

○松井教育部長 具体的な一時休止の期間を定めてはおりませんが、図書におきましては、例年図書の棚卸し作業を2週間程度、職員が行っております。その期間内に設定をすることで住民の方々への影響が少なく済むということで、図書についてはそのような形で、中央公民館につきましては、文化教室の開講がその時期にございます。その部分については、開講の開講式のスケジュール感と、実際の工程の調整をさせていただくという形で、現在明確なところはございませんが、おおむね大ホールを除く文化センターについては、5月の第4週目から6月の第2週目、中央公民館1階及び図書館につきましては、5月第2週目頃から同月第5週目頃までの期間内において、文化センターの小ホール及び楽屋につきましては、5月の第5週頃から6月の第3週頃までの期間内での調整を予定しているところでございます。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 スケジュールにつきましても、予算審議のときにもありましたけども、しっかり

とした適切な休館時期を、今、考えていると言っていたただけで十分ありがたいお話なので、これは年度に繰り越して、来年6月まで余裕を持ったといいますか、工期に設定をしているという認識をさせていただきましたので、利用者の安全と利用者の利便性をできる限り担保しながら、これも先ほどの話と同じように、適切な工事管理、努めていただきたいと思います。いかがですか。

○富木委員長 教育部長。

○松井教育部長 おっしゃっていただいたとおり、その部分については、十分に配慮を行いながら、着実に事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

○富木委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひよろしくをお願いします。私の質問は以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。服部委員。

○服部副委員長 服部です。よろしくをお願いします。

今回の文化センター空調機更新工事請負契約の締結について、この件につきまして、契約の相手先、今回、地元の業者が請けてもらったということで大変喜んでいるんですけども、工事の大きさからいいまして、この業者で、今、コロナの影響もありまして、部品等、実際に空調機が入ってくるかというのもちょっと難しいところもあるのかなというのを聞かせてほしいんですけども、どういうメーカーで、どういう形で設置するのかというのも聞いておりますか。

○富木委員長 教育部長。

○松井教育部長 具体的な設置の機器につきましては、仕様書のほうで性能、スペックをお示しさせていただいて、それに合った形の同等品で調達を頂くということになっております。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 そしたら機種とかは指定していないわけですか。例えばダイキンエアコンであるとか、三菱製であるとか、パナソニックであるとか、いろいろながあると思うんですけども、そこはこちらのほうから指定はしていないという。

○富木委員長 教育部長。

○松井教育部長 指定はしておりません。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 そしたら、性能の新型とか旧式とかそういう形でのエアコンの指定もしていないと。

○富木委員長 教育部長。

○松井教育部長 基本的に先ほど説明申し上げましたとおり、性能であったりスペックであったりを規定しておりますので、いわゆる新型、新製品ということでの縛りはございません。

○富木委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。以上です。

○富木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

竹之内委員。

○竹之内委員 竹之内です。よろしく申し上げます。

議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結について、質問させていただきます。2点あります。

1点目に、工期変更の理由について。まず1点目から申し上げます。

○富木委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 まず、工期の変更理由ということでございますが、これにつきましては、昨今の社会情勢によりまして、鉄骨コラムの部材の納入にかかる期間が、当初予定していた期間よりも延びてしまったというところで、今後行われる鉄骨建方の着手時期が、遅れが生

じるところでの変更理由ということになっております。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 そのような理由であれば致し方ないと理解しますが、当初では年度内に工事は終わっていくという理解をしていましたけれども、気になるところは、年度をまたぐということは、工期が、示していただいているところを見ると、従来であれば令和4年3月31日で終了ということで聞いておりましたが、今回は4月28日まで延期ということで、約一月間延期になると思います。4月28日というのは、新学期、学校が始まる、始まって間もなくというところであります。新入生、特に小学校1年生であれば、入学を終えて、この工事区間のところに上牧小学校の児童が通学するというところで、安全面が懸念される場所ですけれども、安全確保等もちろん考えておられると思うのですが、この件について、今まで安全確保はしていただいたと思いますが、特に危なかった事項や、その点がなかったのか、そして、この工期延長に伴って、どのような安全対策を考えておられるか、質問いたします。

○富木委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 今、竹之内委員がおっしゃられました安全対策、当然考えていかなきゃならないところかと思っております。ただ、今回この1か月延長という形なんですけど、今、小学校の入学のタイミングとか、あるかと思うんですけど、その1か月のときには工事自体はもうほぼ出来上がっておりまして、竣工という形、検査というような部分でございますので、大型車両の出入り等はもうほぼないと考えています。ですので、特に安全対策というところの部分では、今までどおりというような形で行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 これまでの期間中の危険事故はなかったですか。

○富木委員長 建設環境課長。

○吉川建設環境課長 これまでの事故等の報告はございません。ですので、予定どおり進んでおるというところでございます。

○富木委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 ゼロという答えを聞いて、非常に安心いたします。ゼロが当たり前という形で進めていただきたいと、前回も申し上げましたが、今回気になったところが、今、課長の答弁の中で、その期間中はほぼ工事が完了して、大型車両は動かないと。私が懸念しましたのは、この期間というのは、小学校1年生の子供たちを含めた、中学生もそうですが、午前中

で授業を終えて帰ってくる。特に小学生の児童は、入学当時は、給食も食べないで、誰よりも早く帰ってくるという時間帯がばらばらにある期間中だと思うのです。その辺を考慮して、ちょっと考えてほしいと思ったのですが、その辺は、今の答弁の中で周知していただけると、安全面は確保していただけるということで安心しました。ありがとうございます。

○富木委員長 終わりですか。

竹之内委員。

○竹之内委員 その辺に考慮して十分に、これから先もゼロという答弁を頂けるような安全確保に従事しながら、工期を進めていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○富木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○富木委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○富木委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○富木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側よりご挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものと決定いただき、ありがとうございます。また本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○富木委員長 これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時34分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員長

富 木 つ や 子

令和3年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和3年12月10日（金）午前10時開議

第1 一般質問について

1番 遠山 健太郎

4番 牧浦 秀俊

2番 東 初子

5番 竹之内 剛

8番 康村 昌史

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
総務部理事	山下純司	都市環境部長	塩野哲也
住民生活部長	井上弘一	健康福祉部長	青山雅則
教育部長	松井良明	総務課長	山本敏光
まちづくり推進課長補佐	吉川信一郎	建設環境課長	吉川昭仁
上下水道課長	南浦伸介	福祉課長	中本義雄
こども未来課長	寺口万佐代	教育総務課長	丸橋秀行
社会教育課長	野崎威志	文化振興課長補佐	吉川貴尋

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠山 健太郎

○議長（吉中隆昭） それでは、1番、遠山議員の発言を許します。

1番、遠山議員。

（1番 遠山健太郎 登壇）

○1番（遠山健太郎） おはようございます。1番、遠山健太郎です。議長の許可を頂きましたので、通告書の記載に従い、私は27回目となります一般質問をさせていただきます。

先ほど朝、隣の東議員とお話をしたんですけども、この場に立つことが私は本当に大好きで、毎回わくわくドキドキしてしようがないんですけども、この質問に対しまして理事者の方々にはたくさんの準備をしていただいて、私がわくわくドキドキというのは大変失礼なお

話かもしれないんですが、準備していただいた資料を極力引き出せるような質問を毎回心がけていきたいというふうに思っているんですが、なかなかうまくいかない間に1時間を過ぎてしまいます。また今日も1時間、お付き合いをよろしく申し上げます。

さて、質問に入る前に、本当はここで少しいろいろお話をしたいというふうに思っていました。今話題となっている子育て世帯への支援策についてとか、あと軽い話で、私が今行っている少年野球で面白いことがあったこととか、あと実は1か月ぐらい前に関東地方のとある町には行きました、上牧町と同じ駅のない町を見に行き、とても感動したすばらしいと思ったことがあって、そんな話をいろいろしたいと思ったんですが、今日お話する内容は実はおとといぐらいにパソコンに全部入力したら結構時間が足りなくて、あまりお話しする時間がないということで、早速本題に入りたいと思いながらも既に1分たってしまったという状態なんですけども。

具体的な質問項目に入ります。私の今回の質問、27回目の一般質問は、久しぶりに2項目から成ります。

1つ目、財産収入について。財産収入は、上牧町のような財政規模の町にとって貴重な自主財源であり、一般財源です。下記の点について伺います。1、不動産売払収入。①平成24年9月21日付上牧町議会附帯決議に記された下記項目について。1つ目、予算執行の確実な実行、第1項。2つ目、予算処理の確実な実行、第2項。3つ目、用地の確定及び管理作業、第4項。②実務スキーム。③基本方針。

2つ目、物品売払収入。①実務スキーム。②基本方針。③近年の実績。

大きな2つ目、滝川遊歩道整備事業について。滝川の遊歩道整備事業は、観光資源の少ない我が町の貴重な観光スポットとして町内外の関心を集めている事業です。下記の点について伺います。1つ目、全体計画と現在の進捗状況。2つ目、今後の活用方法と安全対策。

以上が一般質問の要旨です。再質問は質問者席からさせていただきます。質問をよりの確にし、時間短縮に努めたいと思いますので、理事者の皆様におかれましてもご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） それでは、大きな1つ目、財産収入についてです。こちらについてですが、私の質問通告の後、月曜日の総務建設委員会に付託された不動産売払収入の審議で東議員と木内議員よりとても具体的な質問がありました。また、その際に木内議員より資料請求があった要綱2つ、もし皆さんのお手元があれば参考にしてください。また、事前の資料

請求に際し、お手元のタブレットに過去3年間の不動産売払収入及び物品売払収入実績を頂きました。ありがとうございました。

それでは、1つ目の不動産売払収入から順次答弁をお願いします。なお、後ほどまとめて質疑させていただきますので、①から③までまとめて答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 回答させていただく前に少しおわびをさせていただきます。今回、事前に遠山議員の一般質問に関する議会資料で、一部、さっきの売払いの実績ということで頂きましたところに数字の誤りがありましたことについて、申しわけございませんでした。深くおわびさせていただきます。

では、通告に基づきましてご回答をさせていただきます。①の附帯決議に関する事項で、第1、第2、第4項で3つご質問を頂いておるところでございます。

まず、1つ目の第1項につきましては、公社が解散するまでの間に土地を買い戻すに関する予算執行という部分については、この分については履行させていただいております。

2つ目の費用処理の確実な実行ということでございます。これは2つございます。1つ目の補償費、測量費等の土地取得の処理という部分、この部分につきましては、2つ目の取引が完了しない土地、建物の処理という部分につきましても、この分につきましても解散時とそれ以降、平成29年度に完了をしております。

4つ目の第4項でございます。代物弁済により町が公社から引き継ぐ用地の確定及び管理作業を平成24年8月23日付「町が公社から取得した土地の管理について」に基づき、最善の方法で行うことという、この部分につきましては、土地等の分類、管理等につきましてはできておるんですが、その中の用地未確定の境界明示という部分につきましては少しできていない部分はございます。

その次の実務スキームと、次の基本方針という部分でございます。これも少し関連する部分もありますので、回答としては併せたような形でご回答をさせていただきたいと思っております。この部分につきましては、先ほど少しご説明させていただきましたように平成24年9月21日付で上牧町議会より附帯決議ということで頂いております。その中に、5つ目に売却可能な土地の処分により早期の資金回収に努め、売却代金を一般財源化することなく、三セク債の繰上償還に充当することと明記されておる部分でございます。これに基づきまして、売却可能な土地から売却を進めておりましたが、財産売払いに伴う基準等の規定ができておりませんでしたので、規定を設けるということで、令和2年4月に上牧町普通財産売払事務処理要

綱を策定させていただきまして、売払いに関する基準等を定めさせていただいたところでございます。

先ほど少し質問の中にごございましたように、本定例会の議案といたしまして、今回、旧公社から代物弁済で頂きました不動産の売払いができましたことで、補正予算で計上させていただきましてご審議いただいたところでございます。今回の不動産の売払いにつきましては、新しくつくりました事務処理要綱に基づきまして事務を執行させていただいたところでございます。今後もこの上牧町普通財産売払事務処理要綱の基準等に基づきまして、売払いできる不動産から売払いを進めてまいりたいと、今後におきましても考えているところでございます。また、不動産売払いにつきましても、今回、第三セクター等改革推進債等への積立を行わせていただきまして、今後、一定の時期を見極めさせていただきまして繰上償還の実施もさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ①から③までまとめて答弁を頂きました。まず、私が今回、平成24年の議会の附帯決議を問題提起した、今回質問に出した、なぜこれを今さらといいますか、出した理由をお話しします。平成24年なので、これは9年前になりますかね。端的に、議会で当時審議をされまして、このとき私は実は議会の人間ではなかったんですけども、先輩方がたくさんいらっしゃったと思うんですが、様々な議論を経ましてこの附帯決議をしたと。実際、この付帯決議をした後の検証作業とか、附帯決議で約束や提案したことがどうなっているのか、できているのか、できていないのか、できていないなら理由があるのか、その理由は何なのかをいま一度、検証する場がやっぱり必要ではないかと思ったからなんです。

本来ならこれは恐らく決算特別委員会のときに末尾に資料が出ていますので、そこでしっかり審議をするべきだと思うんですけども、実は私は予算委員会は過去6年で毎回ほとんど入っているんですが、決算が実は2回しか入ってなくて、できれば今度の9月議会にまた議長にもお願いしようかなと思うので、決算委員会に入らせていただいてこの辺の審議を質問とかしっかりさせてもらいたいと思うんですけども、今頂いた中で、ほぼできていると。ただ、4番の境界の未確定の部分だけが、境界がなかなかできないという話。ただ、これが附帯決議に関連することなんですけども、境界を全部確定しなければいけないのかというそもそもの問題も議論になることだと思うので、これについてはまた決算で具体的な話をしていきたいというふうに思うんですが、次に実務スキームと基本方針についてなんですけども、先ほど部長に答弁いただきましたけども、去年に要綱を制定して、検討委員会も立ち上げて

しっかりやっているというお話でしたね。この事務処理要綱や検討委員会設置の要綱については、過日の総務建設委員会で木内議員が資料請求されたので皆さんのお手元にもあると思います。この点について少しお話をしたいと思うんですけども、部長はご存じかもしれませんが、この事務処理要綱、上牧町は去年ようやくといたしますか、附帯決議から8年たって作成されたということなんですけど、お隣の河合町でもこの要綱は実は策定をされています。私はお隣の河合町へ行ってきたんですけども、お隣の河合町では公社解散のとき、平成25年に制定をされているんです。河合町では同時期に町有未利用土地の利活用に関する取扱い基本方針を定めまして、上牧町の検討委員会に当たる機関として審査委員会を設置しています。上牧町の検討委員会の要綱を見ますと、構成員が副町長以下、部長5名から構成されている組織ですけども、河合町では、専門家、議会議員、固定資産評価審査委員、自治会長など外部構成員も委員となっています。河合町の組織や基本方針が全て正しいかどうかは分かりません。組織として十分に機能し、町有未利用土地の利活用に寄与しているか否かの判断も私にはできません。ただ、河合町の担当課にもいろいろお話を伺い、改めて思ったのは、上牧町においても今後はしっかりとした基準や手順の明確を図るべきだと思います。

さきの委員会での木内議員とのやり取りで、議会に付すべき面積要件、1件につき5,000平米の1件が事業ごとなのか、それとも一団としたものなのかという取扱いであるとか、また、東議員とのやり取りでは、宅地の売払いは公募ではできないという答弁があったと思うんですけども、私は実は以前、民間会社で用地買収を専門として十何年やっていた人間からすると、例えば宅地についても地積測量図などがあって、地積が確定している宅地については改めて実測する必要はなくて、その場合は公募取引も十分対応可能。特約などで実測に差異が生じた場合は対応するというので十分可能だというふうに思っています。

いずれにしても、町有地の売払いは町民の財産を売り払うという大変重要な事業なので、誰でも分かりやすく、誰がやっても統一化されている基準や方針を明確にすべきだと思います。そして、できれば不動産売払収入の補正予算計上時の議会の説明の資料も統一化する。よく話題となる売却相手先の公表も含めて、方針や基準を明確にする。そしてできれば、先ほどあった検討委員会も、河合町のように不動産鑑定士などの専門家も含めて外部委員を入れるべきではないかなと。そのために要綱ではなく条例化もしなければいけないかもしれませんが、その辺りも含めて、なぜこれを言っているかという、公社の土地を積極的に売却を推進するというお話があるんですけども、積極的に売却を推進とはどういうことなのか。例えば180幾つの筆があって、これを売りますと出すのが積極的なのか、それとも言われてきた

ものを売るのが積極的なのか、これによって全部違うと思うんですよね。今までは恐らく、木内議員の話もありましたけども、ほとんど随契で契約をしている。なぜ随契かという、隣地の方に売っているからとか、特別な事情がある、例えば貸付けしている方だと思うんですけども、そういう方はどちらかといえば積極的にというよりも、一般的に広く売る。そうやって一般競争入札になるんですけども、一般競争入札がないということは、要は積極的な売却の体制になっていないのではないかとということもあるので、その辺も含めて、いま一度、協会のことも含めてですけども、立ち返って見直ししていただきたい、検討して勉強していただきたいというふうに思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、遠山議員から、河合町の事例等も交えてご意見を賜ったところでございます。1つ目の先ほどの宅地の部分につきましても、議員がおっしゃっていただくとおり、地積測量図等がございましたら状況に応じて売却可能なのかなという意識、多分これは委員会の中でも私のほうで補足の説明をさせていただいたかと思うんですけども、今回におきましてもあくまでも事務処理要綱ということで、議員におっしゃっていただいたように公正・公平化と、透明化という部分もございまして、そういった基準がなかったということで改めてこういう基準をつくらせていただきまして、売払いをさせていただいたところでございます。その中で、今ございましたように今回売払いをさせていただいた土地につきましても、境界明示ができていないような土地につきましても、立会等を含めさせていただきまして、売払いできるようにということで、積極的にという部分にはならないかも分からないんですけど、今まででしたら売払いについてどうやという部分があったんですけども、今後につきましてはこういう基準等も設けさせていただきまして、より売りやすいというのはおかしいんですけども、売るための基準を改めて、できてはなかったんですけど、つくらせていただきまして、今回売却をさせていただいたところでございます。

先ほど遠山議員の話もございましたように、原則、一般競争入札でというふうには考えておるところなんですけど、ただ、本町が所有している土地におきましては、先般、補正の中でも少しご審議いただき、資料請求の中でも1度、写真等でも見ていただいたかと思うんですけど、なかなか一般競争入札で売買できるような土地ではなかったということもありまして、できてなかったところが正直なところでございます。ただ、町の考え方といたしましては、原則、売払いにつきましては一般競争入札を行いたいと思っておるところでございますが、ただ、全てができないということもございまして、少し例外的なものということ

で随意契約をできる範囲で改めて定めさせていただきまして、その範囲の中で売払いをしていくということで決めさせていただいたところでございますので、先般、いろいろ審査委員会等の内部の委員につきましてとか、外部の委員につきましても少しご意見を賜ったところでございますので、今後におきましても、河合町をはじめ、ほかの市町村におきましてもそういう要綱なり委員会等も設置されていることだろうと思いますので、そういった部分につきましても研究をさせていただきまして、今後の売払いについて考えていく中で勉強をさせていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） しっかり研究といいますか、勉強を重ねていただきたいというふうに思います。私が思っているのは、180幾つ筆があつて、昔、僕は予算か決算かで言ったことがあるんですけども、境界未確定でもできないのもあるんですけど、180あつて、境界が分かる、分からないの分別、そして、例えばこれについては境界が分からないから一般競争は無理やと、随契しか無理やと、できれば隣の人たちに売るしかないんだというリストがあればいいと思うんです。そういうリストの中で180あつて、これについては随契しか無理やから隣地しかない、境界も未確定、それとかこれは境界が確定したら売れるというリストも、一定のときに費用をかけてでもいいので、1回精査をして、売却可能、一般競争できそうなやつは180のうちどのくらいあるか分からないですけども、10、20あるかもしれない。それを例えばホームページで一般競争入札に出せば、これは積極的な売却の推進になるのではないかなと思うので、ご検討いただきたいと思います。不動産売払収入についてはぜひ検討していただきたいということで以上にしまして、次の物品売払収入、こちらについても①から③までまとめて答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そしたら、物品売払収入についてご回答させていただきます。物品売払収入におきましては、不動産売払いという部分みたいに現在、基準は設けておりません。ただ、資料の中でもお示しさせていただきましたように、過去、令和元年度、2年度で2件の公用車の売却を、1つは一般競争入札と、1つについては車の耐用年数等のこともありまして随意契約というような形で売払いをさせていただいているところでございますが、ただ、どういった備品を売払するかというようなところまで定めているような基準等がございますので、今後におきましては、そういった部分の売払いに関する基準を策定する必要があるのかなと思っているところでございます。

ただ、今回、幼稚園バスと公用車、循環バス、これを2台売らせていただいたんですが、ここにおきましては上牧町の備品管理規程がございまして、その中で、重要物品については取得価格が100万円以上を超える物品ということを規定させていただいておりますので、今回におきましては重要物品であるというようなことから売却をさせていただいたということでございます。ただ、その他の物品につきましても、今回質問いただいたことを受けまして少し研究等をさせていただきますと、各市町村におきましては様々な備品を売り払いされているというふうなところも見受けられましたので、本町におきましてもこの物品の売払いについての基準がまだできてないのかなと思っているところでございますので、この部分について、今後、基準を策定させていただく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） よく分かりました。物品についてはなかなか基準まで定めて至ってないという話があったんですけども、お話を伺っていただきたいというふうに思うんですけども、根本的な話として、上牧町でこの物品というものが何か定義をされているのかなということを僕は調べてみたんですけど、この物品は、地方自治法という法律の239条に規定がされているんですけども、上牧町でも実は昭和39年に制定をされた上牧町財産規則がありまして、第3章に物品に関する規定があるんです。お手元になくても、これは別に質問対象ではないので。第17条以下に物品の区分があって、上牧町として大きく備品、消耗品、原材料、生産物及び製作品と規定されています。この物品を売払いした場合に計上するのが物品売払収入と思うんですけども、先ほど部長のほうで公用車2台とありましたけど、過去3年では頂いた資料においても2件とも公用車、幼稚園バスとコミュニティーバスの待機車。改めて確認なんですけど、車以外の物品を売り払うなどということは今まで実績はないんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 記憶が少し定かではないんですが、少し年数はたつかと思うんですけども、環境課で多分、裁断機というんですか、昔そういう備品を売払いされたという記憶がございまして。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 結構前の話なんですよ。決算書類を見ましても、決算書類の一番最後によく不動産とか物品とかあるんですけど、この決算書の物品のところも車しか載ってないんですよ。それは無理だと思いますが、全部の物品ですと大変なことになるので。です

けども、今、環境課の話がありましたけども、例えば組織再編とかがあったときに使用しなくなった机とかテーブルなども売却すれば、多少ですけども収入になるのではないかなと。捨てれば廃棄に費用がかかりますけども、リサイクル、売却に回せば循環型社会の貢献という形でも貴重な財源確保にもなるのではないかなというふうに思っているんです。先ほどこれからも検討していきますというお話がありましたけども、いま一度、物品売払いに関する考え方も町として1回整頓、研究、勉強していただいて、方針や基準を明確にしてもらいたいというふうに思うんですけど、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほど説明させていただきました備品管理規程がございまして、その中に物品とはということで、一応、その性質、形状、また長期間の使用に耐えられる物品のうち、1点の取得価格、また評価額が3万を超えるものということで、中でも3万円以上を物品ということで規定はさせていただいております。ただ、今、遠山議員もおっしゃっていただいたとおり、決算書には公用車等、自動車の部分しか載せてはおりません。物品につきましても、どちらかという資産価値のあるものを先ほど説明させていただきましたけど、環境施設等にあった物品を売らせていただいたということでございまして、今おっしゃっていただいた組織改革であったり、通常使っている中でのそういう備品についての売払いという実績は本町はございませんでした。

ですので、今回頂きましたので、改めてなかなかこの分、どこまでを売り払うのかという難しい部分があるんですけども、財政状況のこともございまして、長く耐用年数を超えるような形での使用が、特に事務機であったりという、そういう部分につきましては少し耐用年数が過ぎたりとかでかなり傷んでいる部分もございまして、そんなのを売却できるのかと少し思ったりもするところであるんですが、ただ、やっぱり基準がないとどうなのかという部分もございまして、売却が出ればおっしゃっていただくように貴重な自主財源ということで、たとえ少しでも歳入ということで財政状況の部分については影響してくるのでございまして、そういった他町村の事例も含めまして研究をさせていただきまして、基準づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） やっぱり官公庁は難しいと思います。民間でしたら、我々でしたら前のところで現場事務所とかをつくって、机とかをが一つと、現場を移動するときにはもう机とか椅子とかが要らなくなるので、古いものでも、これは5,000円でも1,000円でもいいから

売ってしまえとってオークションにかけたりとかするんですけども、官公庁の場合、なかなかそういうわけにいかないと、耐用年数の問題もあるというのは分かるんですけど、その辺りも基準をしっかりとって、手順をしっかりとって、売れるものは少しでも売ってほしいと思ったら、例えばこの応接室が要らなくなるから応接室の椅子もまとめて売ってしまえ、1万円か2万円になるかもしれないということも考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

この財産収入のところで最後の確認となりますけども、今回この物品売払収入実績で出していたいただいた2つ目のコミュニティーバスの待機車売却について、少し詳しく教えていただきたい。売却に至った経緯、決算での計上方法、補正予算では調定額で今回計上していますが、決算に計上した理由についていま一度教えていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） コミュニティーバスという部分でございます。この部分につきましては、今回売却させていただいた分につきましては最終的には待機車ということで待機させていただいた車なんですけど、通常、令和2年から3台で走らせていただきまして、その間、もし乗れない方がおられたら、その車を利用して現場に迎えに行ってしまうということもさせていただいております。待機車につきましては、以前はちゃんと循環バスとして使わせていただいたバスを耐用年数が古いからということで新しく買い換えたときに、今後そういうことも必要であろうということで待機をさせていただいた分でございますので、今回売却させていただいた車につきましては平成23年に登録をさせていただいた車でございまして、約9年ぐらいたっておりまして、走行距離につきましては約20万キロぐらいを走行しているということもございまして、新しく車を購入するに当たりまして、業者とも少しこの部分についての資産価値というんですか、少しお話をさせていただきまして、何者からも少し見積もりを取らせていただいたんですが、場合によっては資産価値がないよと、逆に言うと引取り費用が欲しいぐらいですよというようなこともございまして、最終的には3者ぐらいにお願いをさせていただきまして、1者からこの価格でなら引き取らせていただきますということがありましたので、今回随契という形で、うちの契約規則にもございます30万以下につきましては随契ができるという範囲もございましたので、その部分につきましては今回随契で事務作業をさせていただきました。

ただ、遠山議員から今ご質問がありました。たしか昨年度の決算の中で、この部分につきましてはおっしゃっていただいたとおり調定処理というような形になっておりまして、予算

計上はできておりませんでした。この部分につきましては、今回の補正予算の中でもその部分に予算を上げる時期についてということで、債権が発生した時点で予算計上させていただきませうということでお答えをさせていただいたところでございますので、今後におきましてはその考え方を基に置きまして、今言っているように売却が成立した時点で次の定例会に予算計上させていただきまして、処理をさせていただきたいと考えているところでございます。令和2年度におきましては、その分について、金額も低いこともございまして、決算処理と言ったらおかしいんですが、ということになってしまったことにつきましては申し訳ございませんでした。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 私は令和2年の決算については委員には入ってなかったんですけど、ここで賛成しているの、売却には反対ではないんですけど、手法としてやはり少し問題と申しますか、結論から申し上げますとあまり今回の事例は今後は踏襲してほしくない、はっきり申して今後このような方法は使わないでいただきたいというふうに思って、部長からそういう趣旨の答弁を頂いたので結構だと思います。物品を売却する場合は、やはりしっかり補正予算に計上して、先ほど債権が発生した時点で補正予算に計上して、売却先と売却を開示する、しっかりと議会に対して説明をしていただきたいというふうに思います。平成23年式で20万キロ走っていたので資産価値がないという話があるかもしれないですけども、去年の3月に売った幼稚園バスでもそうですけども、ああいうぐらいの大きいバスは、私は少年野球をやっているんですけど、ニーズはあると思うんですよ。もしかして一般競争したら5万円以上で売却できたかもしれない。分からないですよ。ということもあると思うので、今後はしっかりやっていただきたい。

また、今回は実はそれだけでなくコミュニティバスの待機車の売却ですから、コミュニティバスの運行に支障があるかどうか、議会としては本来は聞かなければいけないこと。今、先ほどありましたけど、待機車の代わりに策を講じているというお話だったんですけども、そういうことも含めて議会にはしっかり説明をしていただきたい。コミュニティバスの待機車だったことも含めてというふうに思いますけども、部長からしっかり今答弁を頂いたので、その辺をお願いしたいというふうに思いまして、ここの質問は終わりたいと思いません。部長、ありがとうございました。

では、続きまして大きな2つ目に参ります。滝川遊歩道の整備事業についてに移ります。本件については、来週月曜日のトップバッターで一般質問をされる予定の石丸議員がより具

体的な通告をされていますので、私から少し要点を絞って質問させていただきます。

まず、1と2、全体計画と現在の進捗状況、今後の活用方法と安全対策について、まとめて答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） それでは説明させていただきます。まず、1番の全体計画と現在の進捗状況につきまして。全体計画でございますが、かんまき笹ゆり回廊整備の一環として滝川の水辺周辺地域を活用し、身近に自然に触れることができる快適で潤いのある遊歩道公園整備を平成31年度から令和4年度の5か年計画で実施している事業であります。

進捗状況につきましては、令和元年度に滝川右岸において、まきのは郵便局前から文化センターまでの区間の遊歩道整備を行いました。令和2年度には、滝川右岸において、文化センターから葛城台までの区間の遊歩道整備を実施し、左岸につきましては、まきのは郵便局から滝川台入り口までの遊歩道の整備を行いました。令和3年度につきましては、滝川左岸の服部台レインボープラザからホームセンターコメリの前までの遊歩道整備と、葛城台にありますバサ池の堤部分に公園の整備を実施している最中でございます。令和4年度につきましては、遊歩道とは接続はされておきませんが、かんまき笹ゆり回廊と絡め、滝川水辺周辺地域整備事業として下牧地域に公園の整備を考えているところであります。

そして、次に2番になるんですけども、今後の活用方法と安全対策がありますが、安全対策を先に言わせていただきたいと思います。

最初に、自転車優先道のことについて議会に説明不足でありましたこと、本当に申し訳なく思っております。

それでは、安全対策について説明させていただきます。滝川遊歩道において、農耕用車両の通行もあることから、安全性の確保のために右岸を歩行者優先道とし、左岸を自転車優先道としてすみ分けを行い、誘導や注意喚起の説明の看板を設置するとともに、広報での周知を図りながら安全性の確保に努めたいと考えております。

そして最後に、今後の活用方法ということで大きい話になるんですけども、かんまき笹ゆり回廊として滝川遊歩道から下牧地域に向かい、公園やほほ笑みサロン片岡を休憩などの拠点施設として、片岡城跡、伊邪那岐神社を巡り、そして北に向かい貴船神社を回り、葛下川の水辺公園を通り、上牧久渡古墳や浄安寺を巡り、秩父池から五軒屋集落を経て、滝川遊歩道に戻るといふ回廊計画を進めているところであります。教育委員会の協力の下、町行政一体となって進めているところであり、歴史的遺産や豊かな自然環境、そしてところどころに

点在する昔ながらの町並みと、町民の皆様の健康や憩いの回廊となり、歴史遺産から興味や探究心からの個々の充実感も生まれると考えております。これらのことから町外の多くの方々の関心も引き、本町を訪れる機会になるとも考えております。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今まとめて答弁を頂きました。申し遅れたんですけど、この件はさきのユーチューブで議会報告会をやらせてもらったんですけども、住民の方からも質問がありまして、東議員のほうでご丁寧に説明を頂いた件なんですけども、住民の方にとっても関心がある案件なのでお話を伺っていきたいと思います。

順番が多少前後しますが、最後に言われました今後の活用方法からいまいしょうか。かんまき笹ゆり回廊のお話をメインにされたと思います。一体となってやるという形なんですけども、この滝川の遊歩道をどう活用するかということも今後、一体は一体なんですけども、部長も話が大きくなりますという話があったのでこれは理解できるんですけども、この滝川の遊歩道を単体にとってでも何か活用ができるのではないかなということも今後検討していただきたいと思います。前の決算だったかな、忘れちゃったけど、早朝ウォーキングとかもこういうことをやられたという話も聞いていますし、そういうイベントに結びつけていただきたいと思うんですけども、今後の活用についてはこういう形でやっていただきたいということでお話を終わりにしまして、少しコアな部分に入ります。

現在の進捗状況につきましても、順調に推移をしているというお話がありました。しっかり工期管理をしていただいでやっていただきたいと思うんですけども、本題の安全対策について入りたいというふうに思います。事の経緯はともかく、正確にはともかくと片づけるレベルではないかもしれませんが、この点の指摘やお叱りは月曜日の石丸議員に委ねるとしまして、私は経緯はともかく、安全対策さえ万全にしていれば、せっかくの滝川遊歩道が危険なものにならなければそれでよしという観点からずばり聞きたいと思います。当初の計画なんですけども、右岸を歩行者専用道路、左岸を自転車専用道路という計画が、議会の説明によりますと、高田土木事務所との協議の中で、昭和50年11月19日付、当時、建設省河川局治水課長補佐、課長通達によって自転車専用道路は設置できないという結論に至った、そんな話ですよ。その結果、右岸を歩行者優先道路、左岸を自転車優先道路にするという説明です。左岸、右岸と分かりにくいんですけども、左岸を自転車専用道路から自転車優先道路にするという話は、過程はともかく、通達を守るという立場であれば一定の理解はせざ

るを得ないかなというふうに思っているんですが、それは理解できるんですが、あえて言います。なぜそれによって左岸を歩行者専用道路から歩行者優先道路に格下げ、あえて格下げと言います。歩行者の安全性を考えれば格下げです。なぜそれを格下げしなければならないのか。先ほど紹介した課長通達にも、歩行者専用道路は設置できないとはどこにも書いていません。ぜひとも左岸の歩行者専用道路は死守していただきたい。もう一度、高田土木事務所をはじめとする関係部署と協議をしていただき、議会に報告をしていただきたいと思いますが、ずばりその辺りはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 今おっしゃったような、右岸、左岸と分かれているんですけど、右岸を歩行者専用として、逆に言えば自転車が通れない状態となると、左岸が自転車専用になると必然的になるという思いの中で言われていると思うんですけども、その件についてはもう一度、高田土木と相談して、できるだけ、なるかならないかは僕らにも今この場では言えないんですけども、何回も相談はかけながら前進できるようにはしたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今、部長の前段の言葉が聞き取れなかったんですけど、とにかく歩行者専用道路というものは課長通達等で否定はされてないと思います、河川法とか道路管理法とか道路交通法とかによっても。議論の余地は十分にあると思います。今、遊歩道なので、これを歩行者専用道路にして、右岸は自転車優先道路、これについてはいろいろ議論するところがあると思うんですけども、少なくとも歩行者の安全を守る、今の遊歩道をしっかり担保するという意味では、しっかりしていただきたいということを申し添えておきます。

そしてもう1点、私はこの滝川遊歩道整備事業に期待している点が、観光資源として以外にもう1つあります。以前の一般質問で問題提起をした、滝川の西側を走る町道下牧高田線の自転車の安全対策です。従来の計画では、滝川河川敷に自転車専用道ができるのでそこで対応しますという答弁を、以前も一般質問、この場で頂いているんですが、それがかなわなくなった今、かなわなくなったと言ってしまうんですけど、町道下牧高田線の自転車の安全対策について再考していただきたいと思います。

具体的には、近年、近隣の市町でも見られる自転車道としてのカラー舗装です。今、真美ヶ丘から広陵の旧村に抜けるところのボックスカルバートのところに青い線が入っていますが、ああいう形。カラー舗装化などを検討して、関係部署として協議をしていただきたい。滝川の河川敷に、専用道ではないけど自転車優先道路を造るからいいのではないかと、上

は別にいいのではないかと、そういう問題ではないと僕は思っています。ぜひとも、少なくとも対策を講じるというような努力はしていただきたい、そう思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 今おっしゃられましたように、確かに自転車優先道を造ったとしても、ニトリの前からは都市計画道路を通ることになります。その件につきましては当然、あこは通学路でもありますので、何らかの今言われたような対策も考えていきたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） あえて言いますが、結構、僕はこれはきつい口調で申し上げたいと思いながら、きつい口調は僕はあまり好きではないので、今日はちょっと優しくと思って丸い眼鏡をしているんですけど。何ととっても、何度も言いますが、歩行者は専用にしてほしいと。自転車については、優先道路を造るけれども、実際、町道を走ると思うんです。特に私は朝、葛城台から出て行って、ジョーシンの交差点で見守りをするんですけども、子どもたちが通るではないですか。自転車も通っているんですよ。あそこは歩道が少し広いんです。なので、自転車が通りやすいので、自転車が歩道を走るということもある。僕も走ることがたまにありますけども。そこはやっぱり危なかったりするんで、下に下ろしてカラー舗装するなどしていただきたい。それによって、滝川の遊歩道の事業が完成するのではないかなと思います。もう一度、話を確認しますが、歩行者優先道路は専用道路にする。こちらの滝川の自転車優先道路は上の町道でもう一度、自転車の安全対策をしっかりと、その検討をする。また、関係部署との協議をしてみる。それについて、またしっかり議会、もしくは、もっと言いますと、話を戻すことになりますけども、今回の計画はNPO楽しいまちづくりの会がいろいろな提案をされた事業だというふうに聞いていますし、私たちが知っています。その辺りともしっかりと協議をしながら、何のための協働なんだと。協働のまちづくりと言いながら、計画を頂いていながらもそのフィードバックをやっぴりすべきだと。それが住民に対してのフィードバックだと思いますので、その辺り、いま一度お約束を頂きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 今おっしゃられましたように、高田土木との協議も確実にさせていただき、今言われた、できるだけそのようになれるようにと思っておりますが、協議をした結果、またそれについては議会に報告、楽しいまちづくりの会とも、その部分について

はまたフィードバックもさせていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ぜひともお願いします。

以上で私の質問は終わります。改めて多くの質疑や要望に対して、今日は要望もたくさんさせていただきまして申し訳なかったんですが、多くの答弁や回答を頂きましたことを心からお礼を申し上げて、27回目となりました一般質問を終わらせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、1番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は11時より。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（吉中隆昭） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

4番、牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦秀俊です。議長の許可を頂きましたので、通告書に基づきまして質問いたします。

県では、生活保護費の不正受給を防ごうと体制づくりの強化を始めました。なぜなら県内で発生した生活保護費の不正受給額は、全国的には減少傾向の中、県内は件数、金額とも、令和元年度の被害総額は約2億4,500万と過去5年で最高になったということです。仕事で得た収入や年金収入の未申告がほとんどを占めています。また、私自身には生活保護を受けるための相談、また不正受給をしているようだから対処してほしいなど、コロナ禍で増えてまいりました。そのことから、上牧町の関わり、職員の関わり、また我々議員の関わりをどう

すれば本当に必要な人に受給できるようにできるのか、不正受給の防止に努めることができるのか、質問いたします。

1つ目、上牧町での生活保護受給者はどのくらいなのか。

2つ目、上牧町の窓口は中和保健所ではあるが、どのような手続を行うのか。また、対象者の調査等の当町の関わりはどのようになっているのか。

3つ目、生活保護が決定した際の当町への報告はどうなるのか。

4つ目、不正受給の調査等は。当町の関わりは。

5つ目、不正受給が発覚した場合の当町への対応は。

6つ目、生活保護の審査の担当者を対象とした勉強会が行われているが、当町の担当者も参加するのかどうか聞かせてください。

次に、上牧町内のため池について質問いたします。昨今、ため池については、農業就労されている方の高齢化で離農される方々が年々増えてきており、管理を全くしていない池や1人で管理している池もあります。そして、防災重点ため池の指定も7か所あります。そこで、以下について質問いたします。

1つ目、上牧町内のため池は、個人所有を除きどれくらいあるのか。

2つ目、各池の水利組合の管理状況は、どれぐらいの実人数がいるのか。

3つ目、池の周りの草刈りについては、年何回行われているのか。

4つ目、住宅に面したため池について。ここでは米山池を示します。防草シートを貼っているが、この管理はどうなっているのか。

5つ目、防草シートだけの補助はできないのか。

6つ目、防災重点ため池について、工事完了の池はあるのか。また、これからの工事予定はどうなるのか。

7つ目、個人所有以外の池について上牧町と覚書を交わしているが、その内容は。そして、その申し送りなどはどうしているのか。

以上です。再質問については、質問者席で行います。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 生活保護の問題は、町で取り上げるかどうかもなかなか難しいところもありますし、やっぱり個人情報との壁もありますけども、どうしても接点が出てきます。この前、知人が亡くなりまして、どう見てもこれは生活保護のあれではないと思って社協のほうでお願いしたんですが、就職してすぐ辞めて、その後亡くなりました。本当に生活保護が必

要な人に必要なだけ持っていけるというのは、どのぐらい僕らができるのか。なかなか難しいので、そのことを聞かせていただきたいと思います。

それでは、1番からお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは、1番、現在、上牧町で生活保護受給者はどれぐらいかというところでございます。令和3年11月末現在におきまして298世帯、人数にいたしまして427名の方が生活保護を受給されておられる状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。それでは2番目の、ここはなかなか上牧町で窓口がないので詳しく説明いただきたいんですが、中和保健所のことになると思うんですが、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず、生活保護の決定及び実施する期間につきましては、生活保護法第19条において、都道府県知事、市長及び福祉事務所を設置する町村長と定められており、本町におきましては福祉事務所を設置しておりませんので、奈良県中和福祉事務所はこれに該当することになっております。本庁窓口で生活保護の申請があった際、申請書類を受理し、速やかに中和福祉事務所へ進達をいたします。その後において中和福祉事務所により申請者と面談や収入、資産に関する関係機関への調査等を行った上、生活保護が必要か否かを決定されることになっております。そして、申請者との面接につきましては、福祉課の担当者も同席し、中和福祉事務所の調査に協力をさせていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。うちの町職員と保健所が一緒にやって決めるという形でよろしいんですね。そしたら、次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 次、生活保護が決定した際の当町への報告はというところでございます。申請者だけではなく、町にも同じ結果が通知されることになっております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 通知が来た後、当町ではどういうふうな手続になるのでしょうか。それはもう手を離れて中和保健所から直接でしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 受給される申請者の方に通知が届くと、それと同じ通知が町にも届くんですけれども、その時点で実際、町の担当者は手を離れるという状況にはなりませんが、その都度、第一の窓口はやっぱり福祉課の生活保護担当課になりますので、いろんな相談等もその後においても受ける形になりますので、申請者、受給される方が直接、中和福祉事務所のケースワーカーさんと話をするというケースもありますが、まずは何かあれば多分、福祉課に話が来ると。その後、中和福祉事務所につなぐという、この形は崩れません。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そこで先ほど言っていましたように、相談を受ける場合があった場合はまず町の福祉課に行きなさいという、こういう認識でよろしいですね。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それで結構です。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました、ありがとうございます。不正受給が本当に全国的に見ても奈良県だけがばっと伸びていると。僕のあれかどうか分からないんですけども、不正受給の調査はこの当町に関わりがあるのかどうかということとともに、何で奈良県だけが伸びているんやろうと。何かそういう心当たりのないのかと。私はいろんなところ、上牧町の場合であれば中和保健所とかになっていて、離れているではないですか。そういうこともあるのかなと勝手に思っているだけなんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議員に今おっしゃっていただいた部分で、11月16日の奈良新聞の記事を拝見させていただきました。私も奈良県が全国的にそれほど不正受給が多いのかというのを初めて改めて知った状況でございます。上牧町以外の状況は私らが関知するところではございませんが、参考までに、上牧町の不正受給状況を報告させていただきます。ここ3年間の、まず令和元年度中、中和福祉事務所が疑わしき調査を行った件数、37件中、不正受給に該当すると至った件が4件ございました。金額にいたしまして56万6,342円の不正受給と。次に、令和2年度中に疑わしきというところで調査を行った件数が28件、そのうち不正受給に該当された件数が5件ございました。これが金額にいたしますと593万1,383円。今年、令和3年度中、疑わしき調査を行った件数、31件中、不正受給に該当された件数が7件ございました。こちらが金額にいたしますと299万2,406円という報告を受けているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に上牧町でも身近でこういうことが起こっているんだなということが分かったんですが、なかなかこれを防いでいくというのは難しいことだと思います。多分、理事者側でもそうだし、我々議員でもそうやと思うんです。なかなか個人情報保護の壁があるのも確かですし、でもやっていかないと後を絶たないというのか、これを見逃してしまうと。ちなみにさっきのあれで言いますと、データなんですけども、全国的な話をしますと、奈良県内の不正受給の件数のデータを言いますと、平成29年度、477件、約1億8,000万円。平成30年度、488件、約1億7,000万円。令和元年、548件、2億4,500万円。これだけ不正受給されています。これだけあって、さっきも話しましたが、本当に生活に困っておられる方に広くやっぱり生活保護を受けていてもらいたいと。そしたら、去年だけでいったら2億4,500万、これだけあれば本当に必要な人にどれだけ持っていったかということをやっぱり感じます。しかしながら、本当にこの生活保護は個人情報の壁というんですか、なかなか難しいものがあるんですけども、当課ではどうお考えになっておられますか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 確かに議員のおっしゃるとおりで、本当に困っていらっしゃる方か、それを偽って申請される方かというのを、その見極めの部分が今後、先ほどの11月16日の記事も見させてもらいましたら、県の担当課も勉強会を開くというところの記事も載っております。当然、防ぐためには、まず申請を受け付ける段階である程度その方の言動を、実際、資産、所得があるにもかかわらず、それを隠蔽して申請されるといったケースもあるのかなという部分もございますので、そこをまず窓口の段階で極力見極められる職員の担当者のスキル等も今後必要になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 今、部長のおっしゃられるとおりだと思います。それで、最後の生活保護の審査の担当者を対象とした勉強会があるとなっているんですけども、これは当町の担当者も参加するのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今現状は、国や奈良県が開催する生活保護担当者向けの研修会は、あくまでも福祉事務所の職員向けの研修会でございますが、今後において、本町のように福祉事務所を持たない自治体であっても、生活保護担当者向けの研修に参加できるような機会があればどんどん参加させてもらって職員のスキルアップに向けていきたいと、このよ

うに考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にこういう対応の難しいことなんですけども、やっぱりそういうことの情報は欲しいですね。我々にも相談が幾つか必ずあるんです。どういうことを言ってあげればいいのか、それでまた不正受給に関してもどうやって対応していいのか、なかなか僕らも苦慮しています。何度も言うようなんですけども、本当に生活に困っている方が広く生活保護を受ける体制をやっぱり皆でつくっていきたいと思っております。恐らく上牧町の福祉課の方たちもそう思っておられると思うんですけども、これからもよろしく願いいたします。それでまた何か情報があれば、また議員にも頂きたいと思います。これで、これについての質問を終わります。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、1番から順にお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） それでは、1番目の、上牧町内のため池は個人所有を除きどのくらいあるのかということで、町所有という形になりますが、ため池の数は32か所であります。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 各池の水利組合の管理状況はどれぐらいの実人数でいるのかということについては、池ごとに水利組合がありますので、その利用者、利水者の下に水路管理や維持管理をしていただいております。実人数に関しましては水利組合によって様々であります。少ないところでは3名、多いところでは20名程度となっております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 私もこれについては、全ての池ではないんですけども、実際、聞きに行ってきました。人数はいるんですけども、管理しているのは実質1人であるとか、体が悪くて出られないとかというようなところがたくさんありました。そういう面であれば、そういう部分の実人数は把握されていないということなのか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 正確に何名というのは把握していない。基本的に水利組合は、その池に対する使用する田んぼというか、田んぼに関わる方々が管理するというものになっておりますので、1人で草を刈っておられるとかについては詳しくは認識しておりません。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。また次のところで聞かせてもらいます。

それでは、池の周りの草刈りについては年何回行われているのですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 草刈りについては、こちらとしては指導というか、お話し合いでは最低2回で、多ければ3回も行っていただきたいという話をしております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ということは、されてないところがあっても担当課には来ないということですね。やってなくて、そのままほったらかしのところもあるということですね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 基本的に住宅部に近いところは苦情もありますし、よく分かるんですけども、山間部というか、山林に囲まれている部分については完全に把握はしておりません。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。今の現状としては、高齢者で管理されているところがほぼほぼですので、次の米山池を例にして話をしていきたいと思います。

4番目の住宅に面したため池について、ここでは米山池をまずやっていきたいと思います。防草シートを貼ってあるんですが、この管理はどうなっているのか聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 米山池に関しましては、水利組合が3名程度と少ないこともありましたが、また、住宅に面している箇所については、雑草等の処理や虫等の苦情等も上がったことから、28年度に水利組合との協議もした上で、民家に隣接するところについては防草シートを貼った経緯があります。その後の維持管理については、水利組合にお任せしているところであります。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 今、部長がおっしゃられたように、隣接している住宅に蛇が出たり、また隣接している公園にはマムシ注意の看板も貼ってあります。ここは集団登校の集合場所で

もあります。ただ、米山池は、ただ単に池の管理と水利組合の管理という意味合いよりも、これは住宅管理の要素も強いのではないかなと。今、米山池の水利組合は実質1人で管理されています。名簿には3人上がっているとは思いますが、草刈り等の管理ができていないと。この池だけは水利組合だけの話では過ぎないのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 最近の社会状況により、高齢化が進む中で農家も減ってきているのも事実であります。今言われるように、今回につきましては町で貼ったこともありますし、また水利組合と協議の上で、もし劣化している部分でしたら協議しながら考えたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） この米山池だけは本当に水利組合だけの話では収まらないのではないかと。後で防災重点ため池のところでも触れますけども、それでは、5番の防草シートだけの補助はできないかというところに行ってもらえますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 防草シートの補助ですが、基本的に水利組合との協議の中で、池の堤や工事系は現場が持ちますと。ただ、草刈り等の管理は水利組合でお願いしますという話合いの下で行ってききましたので、今のところそれについての補助は出す考えはありません。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。今なぜそういうことを言うかということ、本当に離農される方が多くて、実質、池の管理を水利組合ができなくなってしまっていて、米山池みたいに草刈りすらもできないと。米山池は住宅地に面しているから、あれは住宅の問題であったり水利組合の問題であったりと、中間の部分やと思うんですけども、これから先、水利組合で草刈りの管理もできないと。例えば本当に斜面のきつところ、神田池であったりイコマ池であったり、尾平はこの前やってもらったからあれやけども、本当に斜面がきつので、今元気な人数がいる間に防草シートでも貼れないかなと、こういうように思っただけなんですけども、この辺の検討はできないもののでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 検討はできないというわけではないんですが、それありきの話

はできないと。また、状況にはいろいろあると思いますけども、基本的には権利という言い方は申し訳ないんですけども、そういう権利も持たれている方々になるので自助努力も当然必要と考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ここでは意見としてお伝えしておきます。もうあと5年でそういうところにたどり着くでしょうというようなところがいっぱいありますので、よろしく願いいたします。

それでは、防災重点ため池について、工事完了の池はあるのか、また、これからの工事予定はどうなるのか教えてください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 防災重点ため池についてですが、まず防災重点ため池とは、100メートル以内に住居があり、堤防があつて、決壊したときに被害が出るおそれのある池を指しているものであります。現在、町内に7つの池があります。その部分で、昨年度、松里園の井戸ヶ尻上池が、平成2年度、昨年度に、この部分については堤部分に決壊のおそれがありましたので工事を完成しているところです。ほかの部分については、現在見守りながら進めているという形で、工事の計画はございません。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 私も松里園地区の工事完了を見に行ったんですけども、本当にちゃんとできておまして、草刈りもほぼしなくてもいいような状態になっております。また、その近くで畑をやっている人が、もう水利組合は来なくていいよと、私たちが草刈りについてはやってあげると、ということもやっぱり出てきているわけです。だから防災重点ため池ということで、工事が7か所あるんですね。挙げられているところは7か所あります。そこで先ほどの米山池のことなんですけども、防災重点ため池の中でも群を抜いて池と住宅の状況が危ないという状況になっています。これからの工事の予定と、それともしあれだったら僕はこの7か所を皆見に行っていたんですけども、これが一番危ないかなというような感じを受けるんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 確かに位置的に住宅の中にあり、住宅地が面しているところでもあります。ただ、今の段階で堤の状況等は当然、今も観察しているところであり、その状況に少しでも問題がありそうでしたら工事も考えているところです。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そういうことで、米山区の水利組合の組合長というんですか、のところに
行って来たんですよ、刈りに行ってくださいと。もう私1人では無理やと、町で刈って
くれへんかと、こういう話になったんですけども、いやいや、1件だけするとみんなほかの池
もそういうように準じてしまうのでなるべくお願いしたいのと、また町当局ともいろいろ話
をしますのと、またいい方法をお互いに考えていきましょうという話で終わってあるん
ですけども、なかなかやっぱりあの草刈り自体は難しいですよ。どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 難しいといえば当然斜面もありますので、そういうのもあると
思いますが、そうすると池全てがそういうところもありますので、特別扱いという言い方は
申し訳ないんですけど、今はできないと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） なかなか特別扱いというのも、1つの池をするとみんなやっぱりうちも
してくれとなってくると思うんですけども、本当に群を抜いて池と住宅が近い。ゆえにプラ
イオリティーを上げていただいて、次、防災重点ため池をするのであれば、順序を米山池は
上げてもらえたらいいかなと思うんですけども、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 防災重点ため池については、基本的に順序を設けてしていくと
いう考えはございません。ただ、今の現状を見た中で、堤の決壊等のおそれがあると判断し
た時点で進めるもので、そういう部分であれば当然、米山もなるんですけども、ただ何もな
い状態では現在のところはできないと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それは理解しました。ただ、また米山台、米山池を見ていただいたら僕
の言っていることも何とか理解していただけたと思いますので、これについてはお願いして
おきます。

それで、次、7番目、個人所有以外の池について上牧町と覚書を交わしています。その内
容を部長から一部頂いたんですけども、そしてその申し送り事項というんですか、申し送り
はどうなっているのか教えてください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 覚書は平成15年から随時交わしているところで、現在は先ほど

の全ての池について交わしております。内容につきましては、簡単に言いますと、ため池の全部または一部を売却した場合、両方で売却料金を折半するとか、町と組合という形と、それとまた、ため池の堤等で公共事業があった場合は協議した上で進めるというような部分が主な内容となっております。また、この申し送りといたしましては、当然、庁内としては農業担当部門がその部分を引き継いでいっていますので、ただ、水利組合については当然、水利組合内で次の方に申し送っていただいているものと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。覚書の中で、第1条、売却金額の半額を補償金として支払うものとする、こういう事例は今まであったのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 詳しくはあったとは聞いてないです。あったという話は聞いているんですけども、どういう部分でどうだったというのは僕は把握しておりません。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。これは杉田町長の時代の話ですね。恐らく今の町長が部長ぐらいのあたりの話かなと思うんですけども、僕もこれ、いろいろ古い人に聞きに行ってお上がってきた話なんですけども、町に名義を変えてもらった時点で売却ができるようになったと聞いているんですけど、それで間違いないのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 過去、共有地や、また過去のその持ち主が、過去の登記したときの自治会長やその関連の方々になっている場合であって、その部分の売るとなれば、それにつながる方々の相続の絡みがあってかなり難しかったところがあったと、そういうことを踏まえて平成15年に町名義にそれをする手続がありましたのでということで、売りやすい、売り買いも簡単にできるということで町名義になったという経緯があります。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。これから池が売れるか売れないかというのは、何やら池をつくらなあかんということで、池を売るというのはなかなかないことだと思うんですけども、この覚書の中に草刈りとか管理が一切うたわれていない。こういうことは本当に、さっきの話に戻るけども、町が草刈りは水利組合でやってくださいと、そのほかのことは町ですということだけであって、そういう覚書等々はないのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 覚書にはうたってはおりませんが、毎年4月に行います各池の水利組合長との協議会において、その部分は引き継いでいっております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） さっきも言ったかも分からないですけども、だんだん水利組合は高齢化しております。こういうこともやっぱり覚書という中で入れてもらうのがいいのか、それともほかでまた話し合っただけでやっていくのがいいのか。でも本当にもう迫ってきておりますので、また何か手を打っていただきたいと。僕もこの池については3回目の一般質問なんです。だんだん次から次へと、いや、一遍こう言いましたけども、こうでした、ああでしたとやってきたんですけども、だんだん人数が減ってきましたので、さっきも言ったように今人数のいるときに防草シートでも貼れたらいいなど。これはみんなが思っていることであって、できる、できないはまた別の話なんですけども、これからの管理すること自体が水利組合では難しくなってきております。

余談なんですけど、僕はちょうど60歳で還暦になったんですけども、おまえ若いから斜面とかを登ってくれと、ほかのところは年寄りでやるからと、今こういうような状況になってきております。60で若いと、こういう状態で、ほぼ皆80近いというところがありまして、これについて何らかの回答を頂きたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 確かに今おっしゃるように、管理という部分で高齢化が進んできているのは事実です。これは今までどおりやっておりますが、当然これからはそういう部分も含めて協議は進めていく必要があるのかなと考えております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。そしたら今回のお願いなんですけども、米山池の防災重点ため池の順番を上げてほしいということと、それと、もしできるのであれば今人数がそろっている間に防草シートを支給いただきたいと、こういうことをお願いして私の質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇東 初子

○議長（吉中隆昭） 次に、2番、東議員の発言を許します。

2番、東議員。

（2番 東 初子 登壇）

○2番（東 初子） 2番、公明党、東 初子でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に基づき一般質問を行わせていただきます。

まず初めに少しだけ、今回3回目のワクチン接種に向けてということで、今中町長をはじめ、職員の皆様には様々にご奮闘いただいておりますことを心より感謝申し上げます。

それでは、一般質問通告書、質問事項の1番目、コミュニティーバスの利用状況について。質問の要旨ですが、超高齢化、運転免許証の返納等により、住民の足となるコミュニティーバスの必要性が高まっているのではないかと思います。次の点についてお伺いします。

1、本町のコミュニティーバスの利用状況を教えてください。

2、今後のルートの考え方についてお聞かせください。

質問事項の2番目です。手話言語条例制定の進捗状況についてでございます。質問の要旨といたしまして、本町は、手話言語の普及並びに障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関しまして様々なお取組を頂いており、以前、ほかの議員からも質問がありました手話言語条例についてのその後の進捗状況をお伺いいたします。

1、これまでの経緯や取組について。

2、今後の方向性や進め方についてお伺いいたします。

再質問につきましては、質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） コミュニティーバスの利用状況についてでございますが、令和2年4月1日からバスを1台増便されまして、役場や2000年会館などの公共施設へのアクセスと住民の方の利便性を高めるために、3台のコミュニティーバス、ささゆり号、ペガサス号、ほほ

笑み号で新たなルートで運行され、より便利で利用しやすいようにしていただいていると思います。1番の本町のコミュニティーバスの利用状況と、2番の今後のルートの考え方についてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、1つ目の本町のコミュニティーバスの利用状況についてというご質問についてご回答させていただきます。コミュニティーバスの利用状況につきましては、令和3年11月末現在ではございますが、ペガサス号が累計で7,924名、ささゆり号が1万6,871名、ほほえみ号は1万983名で、3台合わせますと3万5,778名の方にご利用いただいているところでございます。昨年の11月末の利用状況、利用者数と比べさせていただきますと、昨年度におけます11月末の利用者数におきましては、3台合わせまして2万7,900名、今年度におきましては先ほどご説明させていただいたとおりでございますが、前年度に比べまして7,878名の増となっているところでございます。また、コロナ前の令和元年度の11月と比べましても、約900名程度の増となっている状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。利用状況としましては、現在は増えているということですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 利用状況としては、増えている状況でございます。利用状況の増えている要因といたしましては、コロナ禍の影響で不要不急の外出でということの一部控えられたりということもございますし、皆さん、ワクチン接種の2回の接種が終わられたということもございますし、また、国においても緊急事態宣言等が解除されたりということで、ふだんの生活状態に戻られつつあるのかなということ、利用者数におきましても増えている傾向にあるのかなというふうには考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） よく分かりました。増便されたということで、利用がすごくしやすくなっているように思うんです。その影響もあって増えていっているということも考えられるのではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員におっしゃっていただいたとおり、2台から3台にということで増やさせていただいた影響もあるのかなというふうには認識しているところでござい

ます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。それでは、2番目の今後のルートの考え方についてお聞かせいただけたらというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今後のルートの考え方でございます。コミュニティーバスの運行に関しましては、ほかの議員であったり住民の方々からということでいろいろなご意見、ご要望を頂いているのが現状でございます。現在、令和5年度の全面開通に向けまして、服部台明星線の道路の事業を進めているところでございますので、開通に合わせましてコミュニティーバスの運行も少し見直しをさせていただければと考えているところでございますので、令和4年度で少し検討させていただきまして、開通と同時に新しいルートでのバスの運行ができればということで、現在、検討を進めていこうと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。服部台明星線の開通に伴って、令和4年度も少し考えていただけるということによろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 一応、開通は令和5年度ということでお聞きしているところでございますので、それに合わせて令和4年度中にルートの見直し、またバス停等、お昼時間が、少し休憩がというようなご意見も頂いていることもありますので、そういったご意見をうちで整理をさせていただきまして、できる限り、全てご要望に沿えるというのはなかなか難しいと思いますけれども、いろいろなご意見を賜っております。少しでも住民の方々の外出時のご利用であったり、利便性向上になるようにという形で研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。今後のルートのことでお考えいただけるということで、1つご参考にしていただきたいことがございまして、桜ヶ丘3丁目の住民の方々より、コミュニティーバスは本当にありがたいということで、桜ヶ丘3丁目の場合はバス停からの距離がちょっとありまして、高齢で足腰や筋力が弱っているので、暑い日、寒い日、雨の日など買物帰りに重い荷物を持って歩くのが大変ということと、また、病気で体力がちょっと弱っている状態で通院のためにバス停まで行く、また、帰りにバス停から自宅まで歩く距離が長

くてしんどい状況なんですということで、何とかバス停を増やすなり大字内のルートを走らせていただきたいというお声があります。

タブレットに急遽載せていただいているんですけども、コミュニティーバスのルートの表なんです。これを見ていただきますと、上のほうが桜ヶ丘になるんですが、その大字の面積、そこを見ていただきまして、極端な例になるかと思うんですが、一番下の右下のところには葛城台の便がございますが、その状況を見ていただきますと、面積に対するこの停留所の間隔、これが桜ヶ丘の場合は非常に厳しい状態でございます、ほかのところもいろいろと坂があったりとか大変なところはたくさんございますが、ここの桜ヶ丘3丁目のあたりもなだらかな坂になっておりまして、バス停はメインの通りの1か所だけなんです。このリボンのような形になっているところが3丁目なんですけど、下のほうで、このところなんですけども、この下のほうから行きますと、なだらかな坂で距離がすごくあるんです。だから、それですごく高齢でコミュニティーバスは使用させていただきたいけども、それがもうしんどいんですというお話なんです。ですので、ほかのところ、例えばですけど松里園のほうを見せていただいても、面積に対してのバス停の間隔といいますか、その距離が長過ぎる状態になっているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 資料を見せていただきまして、東議員がおっしゃるとおり桜ヶ丘につきましてはメイン道路ということで、桜ヶ丘3丁目、桜ヶ丘1丁目、桜ヶ丘東公園ということで、桜ヶ丘地域におきましては3か所のバス停で現在運行させていただいております。今回、ご意見等も聞かせていただきましたので、令和4年度で検討を考えておりますので、今頂いたご意見も併せて検討させていただきまして、こういった形というのはこの場ではお答えはいたしかねますが、まだ現在検討できていないという状態でございますので、4年度でしっかりとこの今頂いた意見も踏まえて、そして検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。そのようにご検討いただけたらというふうに思います。この件でもう1つだけ、心苦しいんですが、第6回と第8回の上牧町議会の報告の皆さんと語り合う座談会があるんですけども、その中での住民の方の質問で、コミュニティーバスを幾ら充実させても停留所まで歩けない人もおられるので、利用料金や移動時間が少しかかっても町内をドアからドアへ運んでくれるデマンドタクシーも併設してほしいとの

要望があり、それに対する回答が、デマンドタクシーの導入については検討中とのことですが、財源上の問題で難しいというふうにしたときの回答だったんです。検討中というふうにあったみたいなんです、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） デマンドタクシーのご要望は以前から頂いておるところでございますが、町といたしましてはコミュニティーバスの運行でということ考えておまして、デマンドタクシーの導入については現在、検討は考えていない状況でございます。その代わりといたしましてはあれなんです、コミュニティーバスが当初1台であったやつを、住民の方々のご要望等も頂きながら2台、3台という形で現在3台で、ルートも新しくさせていただきました、より中というようなご意見も、この間の令和2年4月1日現在の改定に当たりまして住民の方々のアンケートも少し取らせていただきまして、新設のバス停のない箇所についてもというようなご意見もありましたので、改めてバス停等も追加をさせていただいたところでございますので、令和4年度でしっかりと今頂いた意見につきましてはバスのルートの中で再度検討させていただきたいと思っておりますので、デマンドタクシーにつきましては現在は考えておりません。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） よく分かりました。本当に素晴らしい上牧町独自のコミュニティーバスでございますので、住民の皆様の利便性をさらにより高めていただきまして、細やかなルート等をお考えいただきたいと思っております。思いやりの目線でさらに暮らしやすい上牧町にしていただけたらというふうをお願い申し上げて、この質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 手話言語条例制定の進捗状況についてでございますが、広報かんまき12月号で、表紙と2ページ目、3ページ目に上牧町聴覚障害者協会の皆さんの様子が掲載されました。障害のある人となない人がお互いに尊重し、支え合う共生社会の実現を目指してという特集で、聴覚に障害を持つ方のお話が紹介されています。その中に、聴覚障害の方がおっしゃっているお話なんです、一人一人状況が異なり、文字で書けば通じるというわけではありません。筆談の苦手な方もおられます。私たちと話すときは手話を知らなくても、身振り、表情、指さし、視線、メモ書き、絵で示すなどの工夫をしていただければ大変ありがたいです。できれば手話も覚えていただけたらうれしいですとあります。

このコロナ禍の今、マスクをつけることが当たり前になっている状況で、マスクをつけると表情が見えにくくなり、声が聞こえづらくなることから、以前よりも意識して、マスクの下ではありますが、表情にも気をつけ、大きな声で滑舌よく話すよう心がけるなど、お互いのコミュニケーションの取り方も工夫し、苦勞しているのが現状でございます。そんな中、やはり最も苦勞されているのが、先ほどの聴覚に障害をお持ちの方だというふう聞いております。聴覚に障害を持たれている方は、手話がなければ身振り手振りに加えて唇の動きから発話の内容を読み取る技術、読唇術から会話の内容を目で理解することが多いそうです。皆がマスクをしているとそれができなくなり、意思疎通ができないことで不安で不便な毎日をお過ごしのこととお察しします。

平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言葉には手話が含まれることが明記され、平成23年に改正された障害者基本法におきましては、手話は言語として位置づけられていますということです。さらに、障害の特性に応じたコミュニケーション等の手段を選択できる環境の整備が求められ、障害者の意思疎通、情報の取得や利用のための手段についての選択の機会の確保、拡大が図られることが定められていますが、これらの理解や整備、社会の理解はなかなか十分に進んでいない状況にあるというふうに思われます。手話を必要とする人とそれ以外の方が手話により意思疎通ができるようにすることは、健やかで安心して暮らせるまちづくりを進める上で必要なことと考えます。

私が感じましたのは、耳が不自由な方と交流する中で、手話ができる方が一緒におられるときはスムーズに伝わるんですが、いざ一対一でお伝えしようとするとなかなかやはり難しいということを体験いたしました。そこで、やはりいろんな方がそういう手話に触れることも必要ではないかなというふうに感じまして、この条例のことについてお伺いしようと思いました。そこで、これまでのこの条例の経緯や取組についてお伺いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 本町におきましては、先ほども議員が申されたように、手話は言語であるという認識の下に、聴覚障害者の方々へのコミュニケーション支援施策といたしまして、手話通訳・要約筆記者派遣事業や手話養成講座を実施しており、また、本年7月からは新たに手話通訳者設置事業、これも開始いたしました。そのための意思疎通支援施策の拡大を図っているところでございます。そこで、本町の手話言語条例制定の進捗状況についての、これまでの経緯や取組についてというところでございます。令和元年9月議会、令和2年3月議会におきましても、前の担当部長がお答えさせていただいているとおり、当事者

の方々や手話関係者の意見等を十分取り入れた条例づくりを現在も継承し、聴覚障害者協会の方々と、また手話関係者の方々との協議を重ねているところではございますが、いかなせん昨年来のコロナの影響で密を避けるというところで、その会合も令和2年度に至りましては4回止まり、今年度、令和3年度に関しましては2回にとどまっているという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） よく分かりました。コロナ禍ですので、なかなか会議も行っていくことが難しいということで、よく分かりました。その中で、もっと手話を身近に感じていただけるような工夫とかそういうことは、どのようにお取組を考えておられますでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 以前、かなり昔なんですけども、行政担当職員のほうで手話の勉強等をした時代もありました。ただ、なかなか実際、通訳士に至るまではかなりハードルが高くて、途中で断念してしまったという経緯でございます。手話通訳者協会の方々との会合、回数は先ほども申しましたように限られた回数でありましたが、その話の中で、当然、条例制定に向けていろんな思いを伺ってまいりたいというところではあったんですが、まさに生活に密着した部分の話が多くございました。というのは、我々は広報、またホームページ、LINE等でいろんなことを周知、啓発させていただいているつもりであっても、やはり障害をお持ちの方というのは、我々が思っているようになかなか伝わりにくいんだという思い込みと当事者とのギャップ、この開きを本当に感じました。

一例を言わせていただきますと、例えばごみ出し1つ取っても、なかなか町からの説明で理解しづらいんやというところで、生活環境課の協力を得てごみ出しの説明等もさせていただきました。また、マイナンバーカード、これもややこしいと。なかなか理解ができないというところで、これも政策調整課の協力を得て、共に勉強会をさせていただきました。あと、逆に今度、民生委員から手話通訳者、聴覚障害者の方々との関わりを持ちたいというところで、民生委員の定例会の場に協会から2名ほど参加していただいて共に勉強をしていただいたと。だから、手話を普及するというより、まずその当事者との関わりをいろんな団体等と広げていきたいというところで今考えている部分でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） よく分かりました。そういう形で、なかなか本当に今、部長がおっしゃったように伝わり方が本当に難しいということはよく分かります。私、最初に聞いてみよう

と思っていたことがございまして、近隣自治体の手話言語条例の設置の状況はどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、奈良県内で11市と5町の自治体が既に条例を制定されているというところがございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。北葛4町では、私がお聞きしたところによりますと条例制定がされているものとお聞きしたんですが、どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 非常に痛いところを突かれました。北葛4町のうち、まだ制定していないのは上牧町だけという状況です。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。やはりそこに向けて頑張っていっていただけているのはありがたいと思います。手話が必要な方の現状として、先ほどもいろいろごみ出しのことから本当に細かいことから大変なんです、ご家族と一緒に住まいの方は、そういう困ったときの相談相手は家族だったり親戚だったりということで推測できるんですが、お1人で暮らされている方というのは対応的にはどうなんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 私の認識するところであれば、協会の方々も結構夫婦で来られたりとかで、お1人で聴覚障害者の方はおられないのかなと思っておったんですけど、今、担当の福祉課長に確認したら、何名かおられるというところなんですけども、その方がまさにこの7月から週に1回、今現在、火曜日の午前中なんですけども、社協に設置させていただいたところに足しげく通っていただいているという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。お1人の方にもそういう事業を起こしていただいて、そこに通っていただいているということは心強いことだというふうに思います。

今後の方向性や進め方は今お聞きした中で分かりましたが、これは現在、障害をお持ちの方だけの話ではなくて、後天的に中途障害を持たれる方や全ての住民に当てはまることだというふうに思っております。人にやさしいまち上牧として、こういうルールづくりについてより積極的にお取り組みいただくよう要望したいと思います。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） その前に、先ほど私が申しました部分で訂正をさせていただきます。手話設置事業の部分で、先ほど私は火曜日の午前中と申しましたが、木曜日の午後でございますので訂正させていただきます。

今後の取組という部分で、続いて回答させていただいてよろしいですか。聴覚障害者の方々の話合いの中で、先般、手話言語条例というのはまずどういうものかと。これを制定することによって、私たちにとって何が変わるのか。また、どういうメリットがあるのか。何がよくなるのかという部分が単純に分からないというご意見もございました。そこで、実際、既に制定されている自治体等の事例検討などを行うワークショップを年明けの1月に考えております。そこからコロナの感染状況も鑑みながらペースを上げていければというふうに、今現状考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） ありがとうございます。ワークショップを1月に予定していただいているということで、本当に手話を少しでも、たとえ挨拶だけでも多くの方ができるようになれば、コミュニケーションもまた幅も広がっていくのではないかなというふうに考えております。この条例を制定することによって、上牧町民の意識の向上にもつながるというふうに考えますので、条例の制定を考えていただきながら地道に進めていっていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。丁寧なご答弁を頂き、感謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、2番、東議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時45分。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（吉中隆昭） 次に、5番、竹之内議員の発言を許します。

5番、竹之内議員。

（5番 竹之内剛 登壇）

○5番（竹之内剛） 皆様、改めましてこんにちは。議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、大きく3つの項目に分かれております。1、各行事、イベントについて。社会活動回復に向けた令和4年度の行事、イベントの再開、中止、運営内容の変更等の方針についてお聞きいたします。1、体育祭、2、文化祭、3、ペガサスフェスタ、4、マラソン大会、それぞれの項目について質問します。

大きな2番、各施設の使用について。コロナ禍で人数、時間の使用を制限していた施設の今後の運営の方針についてお聞きします。1、2000年会館、2、中央公民館、ペガサスホール、3、町民グラウンド、体育館、4、学校施設、5、町民プールの再開について、6、それぞれの使用内容についてお聞きします。

大きな3番、災害時の対策について。大規模災害時のライフラインの確保について、電気、水、ガス、それぞれのライフラインの供給の対策についてお聞きします。

再質問は質問者席にてさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） それでは、各行事、イベントについて。令和4年度、各行事、イベントは再開であるのか中止をされるのか。それと、再開についてはどのように考えておられるのか。新型コロナウイルスの感染予防も踏まえた上で説明をしていただきたいと思います。

それで、項目1番から4番まで挙げさせていただきましたが、1つずつの答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、各行事、イベントについて、社会活動復活に向けた令和4年度の行事、イベント等の再開、中止、運営内容の変更等について、まず体育祭から説明を申し上げます。町民体育祭につきましては、現時点におきましては上牧町スポーツ協会との協議を踏まえ開催する方向で検討をしているところでございます。また、今後の運営に関しましては、プログラムにおきまして従来、一定の盛り上がりを期待しております地区対抗

競技としての大縄跳び、地区対抗リレーにつきましては、各自治会での参加選手の人選に苦慮をされているという状況も踏まえ、何らかの対応策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） まず、一番最初に今答弁いただきましたが、体育祭に関することで再開をされるということでお聞きしました。まず体育祭という名称なんですけれども、こちらは数年前に日本体育協会という名称が日本スポーツ協会に2017年に変更なり、そして国民体育大会は2018年以降、国民スポーツ大会へ名称変更されました。それで、今年度、2020年のオリンピックであったんですけども、2021年に行われましたが、そのオリンピックの開会式を従来10月10日の体育の日という設定を改めてスポーツの日と定められましたが、社会の流れで、今再開されている幼稚園等の運動会であっても何々幼稚園スポーツ大会という名称をされているんですが、その辺の変更予定はありますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 大会期日も含めて、現時点において具体的な日を設定しているわけではございませんが、担当といたしましては、内容についても従前の形での開催を実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） それでは、答弁していただいた中で、再開して行うという答弁を頂きましたので、それに対して質問をさせていただきます。今答弁の中にもありましたけれども、競技の中で盛り上がりを見せている地区別リレー、大縄跳び等については、諸事情により変更する可能性もあると伺いました。私の質問の中にもその項目が含まれております。それで、それらを踏まえた上で、住民の方からお聞きしている意見、そして自分自身の提案を少しさせていただきますしたいと思います。

まず、住民の方からお聞きしている意見等について少し申し上げます。まず1つ目、入場行進の時間に人が集まりにくい。朝が早過ぎて、それに各地区の事情で高齢者が多いところは送迎などが必要なので、なかなか集まらない。これが1つ目です。

そして、先ほど言っておりました地区対抗リレーについてです。地区対抗リレーと大縄跳びについては、これは子どもたちがメインですよ。地区対抗は年齢別ですけども、大縄跳びの子どもたちが集まらない。12人だと思うんですけども。リレーに関しましても、子どもたちを含めた多世代にわたる年齢で組まれていると思います。その年齢層が集まらない。

いろいろ苦慮していただいて内容変更ができていますと思うんですけども、集まらない。ここに関しましては、優勝、準優勝と順位をつける点数制はこの種目だけだと思うんです。地区対抗のリレーの点数と大縄跳びを入れて、各地区の優勝を決める。これは少し考えてもらいたいという意見も聞きます。

次です。リレーの事情につながりますけれども、リレーの子どもたちが集まらないので、自治会によっては各子どもたちの参加を促すために自治会費等で図書券等をお配りして集めているところもあるというのを聞いております。

次です。当日の天候の心配がある。弁当の手配などが大変。そして、時間帯で当日参加する人への配慮が大変である。これは多分、リレーに来る時間だけ来てちょうだいとか、そういった方の意見だと思うんです。大変だよと。従来、数年前までは、1日中止であれば延期という形を取っておられて、昨今では前日の午前中に60%以上の雨が予想される場合は中止ということで放送していただいているんですが、それであってもまだ弁当等の手配が大変だという意見が出ておりました。お話を聞きました。

それと、一日中は長過ぎるのではないか。午前中、9時ぐらいから始まって、そしてお昼をまたぎ、お弁当を食べ、約2時半から3時に閉会式が行われているのではないかと思います。もう少し競技等に工夫をしていただければ、午前中に終われる。午前中に終われば、各自治会のストレス等を解消できるのではないかという意見を頂きました。

以上が住民の方から頂いた意見です。それに関して、少しご意見を聞かせていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員から、町民の意見ということでの提起がございました。まず最初の開会式の時刻の変更につきましては、もう少し遅くという意見もあるように今お聞きかせいただきましたが、それについても今後の検討の中で検討する余地はあるのかなというふうに認識しております。

先ほど私からも答弁させていただきました地区対抗系の種目について、選手集めに苦慮されているという各自治会のご尽力に感謝申し上げるところでございます。この上におきましても、やはり町民体育祭におけるメインのプログラムとして、一定、観覧の住民の皆様方も期待をいただいている部分のメニューになるのかなという認識をしておりますので、それについてはご苦勞を頂くんですけど、自治会での人選を継続していただきたいというふうに考えておるところでございます。

天候の件についての中止の決定ということの話であったように思っております。この部分につきましても、天候でございますので我々がどうできるということではないんですけども、中止、催行の決定については速やかに行うということを前提にまた検討してまいりたいというふうに思っております。

最後の実施を1日にするのか、短縮できないのかというところでございます。担当課でも従来は1日の形でのプログラム等を設定させていただいておりますので、これを半日にすることによる影響も踏まえて検討する余地はあるとは思いますが、できる限り、秋の1日を住民の皆様方と共に楽しくお過ごしいただくということから考えると、1日をもつての開催が適切ではないのかなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今答弁いただきました中で、まずリレーにつきまして、ここ数年いろいろ検討されていることだと思っておりますけども、種目に含まれて、当日、リレーをやりますとって集まります。用意ドンで号砲が鳴ります。非常に盛り上がるんですけども、その盛り上がるための各地区の苦勞、それぞれの苦勞を少し吸い上げた上で再検討していただけたらと思っておりますけども、その件はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員、申し訳ございません、ちょっと聞き取りにくかったので、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） リレーと縄跳びの件なんですけども、非常に盛り上がるのは分かるんですけども、盛り上がるためのリレー、縄跳びがあります。しかし、その種目をやることによって、用意ドンと号砲が鳴って、最後の種目で盛り上がります。私もいつも参加するので分かるんですけども、そのための各地区の方々の苦勞を考えると、もう少し同じ盛り上がるような種目を何か検討できる余地があればと思っておりますけど、それをお願いしたいんです。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今ご提案を頂きました件についても、検討させていただきたいと思っております。ただ、盛り上がりや一定担保しながら行う競技が、その選定がかなり苦慮するのかなということも考えておりますが、今ご提案いただいた内容も踏まえながら、検討をできる範囲でさせていただくということをお願いしたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ぜひ検討をよろしく願いいたします。

それと、一日中開催することが適切であるかどうかという答弁を頂いたんですけども、入場行進を8時半に行い、来賓の方がおられて、入場行進をします。それで体操をして競技に入るんですけども、終わるときには、朝に始まって昼を挟んで午後に終わります。そのときにテントの中は来賓の方はほとんどおられない。そして、各地区のテントの中もほとんどおられないような状態のところもあるんです。ですから、その辺、競技を楽しく過ごす、そのまま考えた上で内容を変更して半日で終わると、準備等もやはり役場の職員の方は1日準備して、また1日おられるということですので、そういう負担も考えると、軽減のためには、自分自身では半日で十分楽しんで盛り上がる競技ができるのかなと思うんですけども、その辺の検討の余地はありますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 町民体育祭につきましては、皆様方もご案内のとおり、平成30年の開催後、開催に至っていないという状況でもございます。コロナの関係もございますが、このたびコロナが一定収束をして、次年度、令和4年度におきまして、実施に際しましては一定の期間が経過しておりますので、その辺もプログラムの内容であったり、今、議員がご提案いただいた内容についても、いま一度振り返るいいチャンスかなというふうに認識をしておりますので、担当課で引き続き検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 検討をよろしく願いします。

それでは、内容についてですけども、去年のこの時期に質問させてもらったときに、再開はする方向であるけれども、今まで従来どおりの再開は無理だろうということだったので、それ以降、少し自分もいろいろ考えてみたことで、質問に対して、今のは住民の方の意見を吸い上げた上での質問でありましたけども、内容について提案という形でお伝えして、少し意見を聞いてみたいと思います。

まず、第1です。各自治会に意見を聞いてみて、そして吸い上げていただくということは大切だと思います。それに関しましては、自治会の会長の連合会があると思うんです。そこで集めていただいて、生の意見をもう一度聞いていただいて検討されたらと思います。それと、全体的な競技内容を検討しながら、参加者への姿勢もやはり見直して、現在の参加者におきましては、社会教育課の管轄であるスポーツ少年団がそれぞれあると思うんです。サッカー、野球、バスケット、あると思うんですけど、スポーツ少年団等の参加も促していくこ

とが町民全員の参加ということにつながるのではないかと思います。

そして、先ほど言いました自治連合会を通して話を聞いていただいて、住民の声を聞いていただきたい。そして、数年前にも申し上げたんですが、その競技等の変更や改革をすることによって、障害者の方も参加できるようになるのではないかと思います。前々回に質問させてもらったときには、障害者の参加はなぜないのかという質問に対して、前部長のご答弁なんですけども、決して障害者の方が参加してはいけないというわけではないということをお答えいただいておりますので、参加しにくい競技なのかなと現段階では思うので、その辺を踏まえて、やはり管轄されているスポーツ少年団、そして有志のスポーツの組織もあると思うんです。それに障害者スポーツ教室は週1回、ふれあい教室という形で開催されているんですけども、そちらにも少し耳を傾けていただいて、全般的に声を吸い上げて競技等の検討をしていただきたいと思います。これが提案事項になります。これは以上です。これは提案として申し上げておきますので、体育祭につきましては以上で結構です。

次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、続きまして文化祭についての考え方等をお答えさせていただきます。令和4年度文化祭につきましては、文化教室、文化クラブにご参加の方々やシルバークラブ会員の皆様方にとりましては、年に1度の発表の場であるというふうに認識をしているところでございまして、現時点におきましては実施の方向で検討しているところでございます。なお、現下の新型コロナウイルスの感染状況は、一定の落ち着きは見せてはおりますが、この先も予断を許さないものと認識をしており、状況によりましては中止、もしくは規模の縮小を余儀なくされる可能性は現時点で皆無ではないものと認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 状況によってはまた変わると思うんですけども、文化教室というのは、各文化教室の発表会という位置づけで認識させていただいてよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。では2番は結構ですので、3番をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） それでは、3番のペガサスフェスタでございます。ペガサスフェスタの令和4年度の開催につきましては、十分な感染症対策を講じまして、住民の皆様、参加者の方々の安全面を確保した上で実施する方向で検討しているところでございます。また、来年度、4年度につきましてはペガサスフェスタ20回目となります。また、町制50周年の節目の年でもありますので、例年とは違った新たな催し等を担当課で今考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ペガサスフェスタにつきましては、今ご答弁いただきましたように20回目で50年目という非常に大切な節目であろうかと思えます。ペガサスフェスタの場合は、環境、健康、文化をテーマにしたイベントという位置づけで、健康相談、健康チェック、地域の子どもたちの音楽やイベント、そしてフリーマーケットをされていますが、今年度は残念ながら中止になりましたけれども、年々、人数が増えてきていると認識しているんです。ある時間帯においてはすごくたくさん、ある時間帯においてはがらっと閑散する感じになりますが、その辺は十分、コロナ禍の感染という意味ではこうすれば大丈夫だなという、現段階で案はありますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 近年、コロナによりまして2年度、3年度、2年連続中止とさせていただきます。今度開催するに当たりましては、お客様が並ばれるところにつきましては十分な距離を取った形で、また消毒等も十分させていただいた上で開催の方向で検討するというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。やはり記念のイベントという形になると思います。ぜひともこのままコロナ禍が収束して、成功に収まるように願いたいと思います。今年は中止になりましたけれども、広報等で連絡とか周知があったと思うんですが、代替のイベントとしてステージパフォーマンスの動画を配信していると思うんです。あの動画の配信は12月1日から始まりましたけれども、何組か出てはるんですけども、1組ではなくて6組か7組だったと思います。あれは従来、もしかしたらこれは想像ですけども、ペガサスフェスタが開かれれば舞台に出ていただいたであろう人がユーチューブという形で撮影して出られているのかなと、その辺はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 今、竹之内議員がおっしゃられていましたように、例年、ペガサスフェスタを開催させていただいているときには、駐車場を利用しまして舞台等で保育所の方々、幼稚園の方々にやっていただいている部分を、今回ペガサスホールを利用させていただきました。12月1日から実施させていただきました。今回の出演団体につきましては7団体に参加していただきました。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） これは出演された方々からお聞きしたんですが、非常に評判がよくて、まず1つ目に何回も見られる。本来であれば1回だけ舞台を見て、ビデオに収めてそれを見るんですけど、ユーチューブのボタンをぼちっと押すと何回も見られるということで非常に評判がよくて、一部を除いて期限がなくずっと続けられるということで、非常に評判がよい企画をしていただいたということで、大変評価しているところです。団体は7団体ですけども、またどんどん見ていただいて楽しんでもらえたらと思います。

そしたら、ペガサスフェスタの件は以上です。4番をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、続きましてマラソン大会につきまして説明をさせていただきます。マラソン大会につきましては、現時点におきましては上牧町スポーツ協会との協議を踏まえ開催する方向で検討しているところでございます。なお、本年度におきましては、マラソン大会が中止になったことを受けまして、当大会の代替措置といたしまして奈良県市町村対抗子ども駅伝大会の上牧町代表選手の選考会に切り替えて、令和4年1月16日に実施をする予定としているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） マラソン大会中止に関しましてはやむを得ないのかなと思って理解しております。1月初旬に奈良マラソンを開催するに当たって、子ども駅伝も開催するという結論が8月の半ばにありました。それで、上牧町だけではなくて河合町も広陵町も全てマラソン大会は中止になったようで、選考会はどのようにされるのかなといろいろ工夫されているそうです。上牧においては、1月16日に駅伝に出場したい子どもたちを集めて選考会をするという、これは広報等で周知はされましたか。どのような周知方法をされましたか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 町内在住の小学5年生以上の児童に対して参加を呼びかけさせてい

たきます。それで、選考会につきましては、タイムトライアル形式で行うこととしておりまして、男女各上位4位までの8名を奈良県の大会に出場する選手であるというふうに決定する予定としているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。マラソン大会は、従来の要綱ではたしか4年生から参加できましたよね。今回は駅伝の選考をするという意味においては5、6年生に絞られたということと理解しました。それで周知していただいて、できるだけたくさん子どもたちが参加してくれればと思います。分かりました。以上で結構です。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 続きまして、大きな項目の2つ目の質問に移らせていただきます。まず、施設の使用について1番から4番までの質問をしています。順次よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それではまず、1番の2000年会館からご説明をさせていただきます。教室の利用人数につきましては、昨年来からの新型コロナウイルス感染防止の観点から密を避けるため、利用制限人数を2分の1程度に制限を設けておりましたが、このところの感染者数が減少傾向にあることを鑑み、今月の15日から利用可能人数をおおむね3分の2程度まで緩和する予定をしておるところでございます。これによりまして、多目的室は今現状、100人以内から150人以内、会議室及び和室は15人以内から20人以内、調理室は20人以内から30人以内、工芸室は30人以内から40人以内に利用制限を緩和する予定をしておるところでございます。なお、カラオケルームにつきましては、引き続き当面の間、利用休止とさせていただくところでございます。また、和室につきましても、現在、新型コロナワクチン集団接種に使用する物品等の保管場所、今まで多目的室の檀上に物品を結構置いておりましたが、その部分を今、多目的室を利用させていただいている状況でございますので、その物品が今、和室に入っている状況で、和室につきましても今現状、使用不可とさせていただいているところでございます。

それと、続けて6番の使用内容でございますが、多目的室におきましてはクラブ活動やサークル活動、また講演会などに使用されておられます。会議室1、2は各種団体の会議などに使用されており、調理室におきましては料理教室などが開催されておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、部長からご答弁をいただきました。まず、人数制限が緩和されているということで、2000年会館の多目的室につきましては2分の1から3分の2に緩和していく、その他も人数を増やして緩和していくというふうに理解しました。それで、今、夏から秋にかけて非常に不安定な使用になっていたと思うんですけども、住民の方からどうなるのだろう、もう使えるのかな、まだかな。多目的室においては集団接種で使用されておりましたので分かりやすかったですけども、ほかの部屋はどうなっているのだろうということをお聞きしましたので、今ご答弁いただきましたように、今のは予定だと思っておりますが、これは15日以降に周知されるということで今答弁いただいたんですね。分かりました。それで、1つ懸念されるのは、第3回の接種がどうやら政府によりますと前倒しということで、この後、2000年会館を使用するのかなという予測はされるんですが、それはまたそのときに対応されるということですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 当然、また第3回のワクチン接種に関しましても、2000年会館で順次進める段取りをしております。今のところ予定ですが、2月からまた多目的室及び会議室。会議室のところまで及ぶかどうか。1回目、2回目と違って人数等も限られてくる部分もあるのかなというところもありますので、そのときの状況に応じて、待機室が和室だけで済むのであれば会議室は開放できるかなと。始まってみないと、その辺の状況を鑑みながら部屋の貸出し等を検討させていただきたい、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 15日に一応周知をして、年明け2月からまた接種が始まるという可能性があるとということで、きちっと報告と使用等を分けていただけたら住民の方も納得されると思いますので、その辺はよろしくお願いします。2000年会館は以上で結構です。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、続きまして中央公民館、ペガサスホールについての説明をさせていただきます。全国的な感染者の減少を受け、本町の各施設における利用制限を緩和するという町としての方針に従いまして、中央公民館別館、庁舎西館になります3階の集会室の利用制限人数を60人から80人に、また、ペガサスホールにおきましては、大ホールの利用制限人数を定員の30%の305人から、50%程度の484人に拡大をすることとしております。なお、今後の感染状況のいかんによりましては、新型コロナウイルス感染症対策本部による検討及び決定を経て、制限の強化など、必要な措置を迅速かつ適切に講じることとしている

ところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今のご答弁で、人数の緩和が収容する主催者にとっては一番重要な要となってくると思うんです。この日曜日でしたか、どこかの幼稚園の大ホールを使ってイベントをされていたと思うんですけども、使えるようになったんだなという認識をしていました。分かりました。以上で結構です。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、町民グラウンド、体育館について説明をさせていただきます。県民グラウンド、体育館につきましては、定員の2分の1から3分の2に制限を緩和するという町としての方針に従い、県民グラウンドにあつては130人に、体育館にあつては65人にそれぞれ変更し、新型コロナウイルス感染症対策を継続して行うことを前提として運営することといたしました。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、人数の制限緩和をお聞きしましたが、グラウンドと体育館はたしかコロナ禍の中にあつて時間の制限をされていたと思います。例えば1団体であっても、1団体、午前中だけ、午後だけという制限がされていました。その辺の緩和はどうなっていますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） その部分につきましては、従前の例により行うということとしております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） グラウンド、体育館につきましては、スポ少の団体の方から時々問合せがあるんです。まだ全時間使えないのかなとか、人数はどうなるのかなとか。その辺の管轄されているスポ少ですので、社会教育課から連絡をと思うんですが、変更等の連絡をいただいていますか。どういう周知をされていますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） たびたび申し訳ございません。聞き取りにくかったので、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 周知ですね。コロナ禍にあつて人数制限もありました、時間制限もあり

ました、使えないときもありました。今度は緩和で人数が増えました、時間も緩和していきますよという、どうなったかなという問合せがスポ少の指導の方から時々あるので、その辺は周知されているのかなという疑問に対して質問します。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 町全体としての緩和措置であるとかいう部分については、周知を徹底できていると思っております。個別具体的な部分につきましては、私が担当しております図書館、ペガサスホールについては、町の連絡と併せて詳細を広報させていただいているという経緯がございます。グラウンド、体育館についても、できればそのような形でのさらなる町の発表と併せて、詳細にわたる広報をする方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 了解しました。町民グラウンド、体育館については結構です。

では、4番をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、学校施設の開放につきましてご説明させていただきます。学校施設の開放につきましては、県民グラウンド、体育館と同様に町としての方針に従い、学校開放に際しての、学校グラウンドにあつては130名、体育館にあつては65人にそれぞれ変更し、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行うことを前提として運用をするものとしております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 学校開放につきましては人数も緩和ということと、時間帯のことは多分、これはグラウンド、体育館に準ずると思っておりますので、ご答弁は結構です。分かりました。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは最後に、町民プールの再開ということでのお尋ねでございます。町民プールにつきましては、とりわけ子どもたちには学校行事やその他の教育活動において、いろいろな制限の中、一定の閉塞感を抱いているものと推察をしており、そのような子どもたちの気持ちに寄り添い、閉塞感を少しでも払拭したいという思いから、現時点におきましてはぜひとも再開したいと願いを持っており、その方向で検討しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） プールにおきまして、このまま前みたいに再開されへんのかなという話もお聞きしたんです。今の部長の答弁を頂きまして非常にうれしく思います。それで、再開に当たりまして、毎年、プール期間中に使用する子どもが少ない、もったいないという声を聞くので、こちらの小学生、今泳げない子どもが多くいるらしく、その辺を踏まえ上で、泳げる子どもたちを町で育てていくという例えば教育的な計画を立てていただくとか、そういう形でプールを利用して、こんなことをしようというイベント等も含めて、来年度再開に当たるのであればその辺の検討もしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 町民プールは泳げない子どもを泳げるようにするという目的ではないと思うんですけど、親御さんと同じに来ていただいて、保護者の方から指導をするという場面があってもいいのかなというふうに考えております。当然、学校にもプールがございますので、その辺の水泳指導という概念においては各学校に委ねたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。そしたら、プールにつきましては以上で結構です。

6番の使用内容につきましては、今1番から5番までの質問の中で内容も含めて答えていただいていたと思うので、6番は割愛させていただきます。

以上で大きな2番の質問を終わらせていただきます。次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 3番の災害時の対策についてお聞きします。災害が起きたときには、まずライフラインの電気、水道、ガスの供給が非常に大切で、遮断された場合は大変なことになると思うんです。その辺は十分措置を考えていただいているのかなと思うんですが、これから答弁を頂くとしますが、復旧や支援等につきましては一般的に3日程度かかると言われており、最低3日余裕を持って、1週間分の食糧、防犯グッズをそろえておきましょうという、町のガイドラインにも示させていただいていて目を通しております。その点を踏まえまして、こうするという説明を頂ければと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 電気、水、ガスの供給対策という中で、私からは電気、ガスの対策についてご回答させていただきたいと思います。今、議員から少しお話等も頂きましたが、大規模な災害時は電気、ガスなどの生命、生活を維持していくために必要不可欠なもの機

能を停止するおそれがございます。電気、ガスの復旧作業については、原則、関西電力であったり大阪ガス株式会社によりまして対応していただくことになるかと認識しておるところではございますが、ただ、本町の予防対策としましては、電気については電気通信施設等災害予防計画、動力施設災害予防計画に基づき、また、ガスにつきましてはガス施設災害予防計画等に基づきまして対策を図っているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 電気、水、ガスについては対策を講じられているということでお聞きしました。それで、ここで3つの中で、今日は特に1つ、電気の供給についてお聞きしたいんです。電気の供給については、災害が起こったときにまず避難をして、第一次避難、そして第二次避難をして、まずそこで時間を使って避難をして、例えば家が倒壊した場合とかでもそこで避難している状態になりますが、ガスは備蓄できませんけど、水の備蓄や毛布等は中学校や各施設に備蓄されているということは認識しています。それで、ここは電気に絞って少し質問をしたいんですけれども、昨今、電気の供給について、奈良県内の自動車会社と提携を結んで、災害時に電気を供給できる車両を貸していただいて、それで電気を供給するという方法を取られている町が、締結を結んでおられる町が何町かあるんですけれども、その辺は上牧町においては今のところそのような計画はないですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、自動車会社との自動車の電気活用という部分でございますが、これにつきましては少し前の議員の中でも一般質問等で頂きまして、その中でも少しお答えをさせていただいたところでございますが、現在、資源の活用から、自動車販売会社のEVなどを活用した資源確保も大切であるということで、そのときも答弁をさせていただきまして、早期に向けて締結できるようにということで、現在、自動車会社等との協議を進めさせていただいているところでございますので、協議が調べれば速やかに協定を結びたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） この電気の供給できる車は非常に興味があったので、近隣で提携されている自動車会社、奈良トヨペット株式会社とネットヨタ奈良株式会社に聞きに行ったんです。どのような供給の仕方ですかと聞くと、車においては外部給電可能な車両の種類が4種類あるらしいんです。燃料電池の自動車とか電気自動車、ハイブリッド、ハイブリッドプラグイン自動車、4種類あるらしくて、こちらを災害時に提携している町に連絡があれば持つ

ていくと。まず基本1台らしいんです。1台で持ってきていただいて、電気を供給してもらおう。これにおいてはどのような流れでいくんですかと聞くと、今、部長から計画されていると聞いたんですが、僕が尋ねたのは11月の下旬だったんですけども、そのとき上牧町から電話が1回だけありましたと言ってはりました。進めてはるのかなと思いつながら、まだ締結等の段取りには至っていませんと言われました。内容をお聞きしましたら、防災関係の担当者、うちのところだと思うんですけども、協定書や締結に必要な書類を整えて、町長等の責任者に確認して、協定内容と締結式を行って締結が完了しますということでありました。それで、その辺の計画については協議中ですとお聞きしたので、もしかしたら今進んでいるのかと思うんですけど、どの辺まで進んでいますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、近隣の多分、隣の広陵町の話の中での話かなと思うんですが、確かに広陵町におきましてはトヨタというようなメーカーのお話が出ておりましたが、本町におきまして、それ以外のメーカーにつきましても幅広く協定を結びたいというような形で、現在あらゆるそういう扱っている自動車との協議を進めているところでございますので、今のところまだ締結までは至っておりませんが、早期に締結できるような形で今後進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 車の会社はたくさんあるので、いろんなところという答弁を頂きましたが、極力急がなければならないということがないんですが、最近、地震も全国で多いです。いつどこでどのように起こるかわかりませんので、協議している間に地震が起こってしまうという可能性もあるので、ここは早急に進めていただきたいと思うのと、それで、車を供給させていただく会社にお聞きしたところでは、会社が持っているリース車を提供する予定なんですと。1台から3台ということで、大体3日間の予定でとおっしゃっていました。それで、どのように電気を供給するんですかと聞くと、ハイブリッドの場合はエンジンをかけなくても給電モードというコンセントがあるらしくて、それから差し込むと400ワットの使用で約3日間持つそうなんです。それだけではなくて、車という利便性を考えますと移動にも使えますし、夏であれば冷房、冬であれば暖房、こういった非常に利活用できると思うので、この辺を踏まえた上で一刻も早くとはいきませんが、できるだけ早く締結を結んでおいていただいて、最後に業者にお聞きしたら、やはり締結をしていただかないと必ずしも提供できるということにはなりませんということなので、会社からもこれは無料で提携されるという

ことをお聞きしていますので、ぜひとも早くこちらの締結を結んでいただいて、災害時に備えていただくことがいいのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員のおっしゃるとおり、いつ災害が起きるか分かりませんので、早期に結ぶように協議も進めてまいりたいと思います。ただ、少しお話がございましたが、それ以外にも避難所等に発電機等がないということもございまして、小型用の発電機の購入であったり、また災害時における応援協定等というのを、別の資機材の借用という部分でも協定等も結ばせていただいているという旨だけのご報告させていただきまして、再度、今おっしゃっていただいたところもあると思いますので、早期に締結できるように進めてまいりたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 電気供給のことにに関して、提携をいろいろ結んでおられるということで、これはその中の1つであるかもしれませんが、ぜひともこれがあって備えはできると思うので、その辺をお願いして、この3番の大きな災害の質問を終わらせていただきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、5番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は2時50分。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

◇ 康 村 昌 史

○議長（吉中隆昭） 次に、8番、康村議員の発言を許します。

8番、康村議員。

（8番 康村昌史 登壇）

○8番（康村昌史） 8番、自由民主党の康村昌史です。議長の許可を得ましたので、一般質問書に従って質問いたします。

私の一般質問は、質問事項2点から成っております。1番目が、保育園、幼稚園、学校、公園の遊具についてです。2番目は、動物愛護条例の制定についてです。

1番目の質問事項の要旨についてお話しいたします。1、各課が管理している遊具の維持管理状況を説明していただきたい。2番目に、遊具の点検、修理、交換についてです。3つ目が、遊具等の新設について質問いたします。

次の2番目の動物愛護条例の制定についてですが、1、動物愛護法について、2、動物愛護条例の制定についてで質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、1点目の、保育園、幼稚園、学校、公園の遊具について、今までにいろいろな事故が発生し、報告されております。最近では、10月14日、岡山市の私立認可保育園で、2歳の男児が園庭の遊具の隙間に首を挟まれ意識不明の重体、10月15日、死亡が確認されました。本当に痛ましい事故です。また、11月2日、新潟県加茂市の公園遊具、全長150メートルのローラースライダーで小学生5人がカーブでバランスを崩し、金属製の柵に衝突、1人が頭や顔の骨を折る重傷、4人が軽傷との報道がありました。そのほかにも衣服が滑り台に引っかかって窒息死、ジャングルジムから転落して頭蓋骨骨折、滑り台の滑走面を逆に上り、上から滑り降りた子どもと衝突し、転落して頭蓋骨骨折など、いろいろな事故が報告されています。また、固定遊具における事故で最も多いのが落下事故だそうです。

次に、児童、生徒が遊具に衝突する事故が続いております。しかしながら、絶対安全な遊具は存在しませんし、事故発生リスクと隣り合わせであります。そこで、各課が管理している遊具の維持管理状況の説明をお願いいたします。私の質問の要旨の2番目の点検、修理、交換についても一緒に説明していただいても結構かと思っております。それではお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 次の幼稚園、学校、公園遊具に関しましては違う部局になりますので、私からは保育園の遊具について、1番から3番まで続けてご回答させていただいてよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） よろしく申し上げます。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは1番でございます。第一保育所におきましては、遊具

は園庭に10基ございます。保育士及び子ども未来課により管理を行っておるところでございます。点検、修理、交換につきましては、遊具の点検については年に1回、公園施設点検技士による点検を業者に委託しております。今年度につきましては、5月19日に点検を実施いたしました。そのほか毎月2回、保育士による点検を行っております。その保守点検及び保育士の点検結果により、補修や交換等を行っておるところでございます。

3つ目の遊具等の新設についてでございます。遊具の新設につきましては、設置の古い遊具からの入れ替えを計画的に行っておるところでございます。ここ数年におきましては、平成30年度に遊具2基を購入いたしました。令和2年度に1基を購入いたしました。そして、令和4年、来年度に1基、また購入を予定しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。それでは、次の学校、保育園の1をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、幼稚園、学校の遊具についての回答をさせていただきます。各小・中学校、幼稚園の遊具につきましては、教育委員会にて管理を行っております。遊具の設置の内訳についてご説明させていただきます。上牧小学校が11基、上牧第二小学校が12基、上牧第三小学校が7基、上牧中学校、上牧第二中学校がそれぞれ2基、上牧幼稚園が12基、合計46基となっております。遊具の状況によりましては、修繕などを行いながら、子どもたちが常に安心して安全に使用できる体制を構築しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、点検、修理をきっちりされているということで、交換についてはどのようにされているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 遊具の点検につきましては、先ほどの答弁の中にもございました第一保育所と同様に、公園施設点検技士の資格を有する専門業者による遊具の点検を年に1度実施させていただいております。なお、本年度につきましては、令和3年10月27日に実施をさせていただいたところでございます。当該点検の結果を基に、重大な異常や全体的な老朽化による使用に耐えない状況が判明をしたときについては、直ちに使用禁止の措置を講じるとともに、また、部分的な劣化や摩耗などがある遊具については、子どもたちに危険が及ばないことを十分に考慮させていただきながら計画的に修繕を実施するなど、安全対策を徹底しているところでございます。また、遊具の入替え、交換につきましては、児童、生徒、園

児の時々のニーズに合致した形での遊具の選定等を行い、適時適切に実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、遊具の新設につきましては、当該児童、生徒、園児の利用状況や遊具の点検結果に基づき、また、各学校、幼稚園における既設の遊具の配置のバランス等も考慮し、財政担当課とも十分に協議をさせていただきながら計画的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 幼稚園、学校の点検、修理、交換については、十分計画的にされているということがよく分かりました。

それでは、次の公園遊具について説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 公園遊具についての管理ということで説明させていただきます。

町が管理している公園の遊具については、都市公園法施行規則第3条の2、第1号の規定に基づき、年に1回、専門業者による定期点検を実施し、日本公園施設業協会が作成した遊具の安全に関する基準に基づいて、公園施設製品安全管理士により健全度のランクづけを行っております。その結果を踏まえて、今年度におきましては修繕、交換が必要となるBランクに指定される遊具がありましたので、その分については現在、使用禁止とさせていただき、立入禁止テープを講じている状態であります。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） この公園遊具についてなんですけれども、町内の公園遊具、今年度になりましていきなり使用禁止のテープがぐるぐる巻きにされて本当にびっくりしたんですけれども、保育園とか学校等はちゃんと、僕が思うには、今までの説明も聞いていますように、点検、修理、あかんときは定期的に交換しているというのは分かったんですけれども、町内の公園、近所で私は片岡台2丁目ですけれども、桜ヶ丘の公園もテープがぐるぐる巻かれていますとか、ブランコについては全部取り外しがされているという、今年度になって急激にその数がぼんと増えたような気がして、点検、修理、交換がちゃんとされていたのかという疑問があるんですが、このテープのぐるぐる巻きは今年度いつ頃から全町的に貼られ出したのですか。教えていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） まず、修繕については、過去から修繕として、基本的に修繕、

改修、撤去という3つの方法がありますが、予算を取りながら修繕を主にやってきました。ただ、あまりにも数が多い中で、去年までCランクであったものがBランクになったものも当然出てきております。その部分を、今後の安全を考えれば問題ないということはないので、それは全てDランクになったものは今年の8月に使用禁止とさせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 今年の暑い頃にぐるぐる巻きの使用禁止のテープが巻かれたというふうに私も認識しているんですけども、それでは、上牧町内の公園遊具、その数は全部で幾らあり、この8月の点検で一体幾らが使用禁止になったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 上牧町内に公園が62か所あります。うち、遊具はいろいろ数はあるんですけども、全て合わせて224台の遊具があります。そのうち、今回B判定を受けて使用禁止にしている分は35台となっております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。ここでお尋ねしたいんですけども、定期的な点検、修理、交換が行われて、あかんときはすぐ交換していたと。ところが、8月までに使用していたのが、判定がCからDに変わってしまったので、機会を考慮して使用停止にしたと。それについてはよく分かりました。それで、ちょうどコロナも収束した頃で、子どもたちも遊べるような状況になってきた中で、つまり子どもたちから公園遊具、これが使用禁止になっていると、なぜなのとよく聞かれるんですけども、それは安全上の問題で使用禁止になったという説明はできるんですけども、今後、より安全な遊具はいつ設置されるのか。先ほど部長がおっしゃった35台ですか、幾らほどのお金がかかるか分からないんですけども、子どもたちから、どうせ作り変えるなら新しい遊具をつけてほしいとかいう要望もありますので、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 8月の使用禁止をした時点から今に至ってですが、現在、遊具の修理、交換、撤去等について、各自治会に対し意見聴取をさせていただいております。その中で、同じ遊具の入替えでいいのか、また、少子高齢化の現状を踏まえ、高齢者向けの健康遊具に変えるものなのか、また、利用者があまりない公園なので設置する必要はないのか等の意見を今聴取しているところでございます。またその意見をまとめまして、今後の公園整備の方向性を計画的に進めたいと考えております。その点で、来年からできるだけ早く、

来年になるんですけども、予算組み、財源の確保も必要ですので、それを含めながら早急な手を打ちたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） 部長の説明でよく分かりましたので、できるだけ早く新設を要望して、私のこの質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、2番目の動物愛護条例の制定についてですが、動物の愛護及び管理に関する法律、通称動物愛護法ですが、動物の遺棄や虐待の禁止、動物の適切な取扱いなどを定めている法律です。2020年6月から動物を適正に飼養するための規制が強化されました。また、2021年6月に改正施行された動物の愛護及び管理に関する法律の主な改正内容は、次の4点と私は思っています。まず、1番目が、無責任な餌やりに関する都道府県の指導等の強化。2番目が、動物虐待に対する罰則の引上げ。3番目が、適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化。4番目が、マイクロチップを動物に装着の義務化と。これは令和4年度までに施行予定というふうになっておりましたが、この動物愛護法の改正、この4点で内容は間違っていないのかを確認しておきたいんですが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） おおむねそのような改正だと認識しております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） ありがとうございます。また、この動物愛護法に関して、神戸市では飼育放棄された飼い猫やその子孫が野良猫となって増え、ふんや尿による悪臭の問題を引き起こしている。また、野良猫への無責任な餌やりが住民間のトラブルの原因になるということで、人と猫との共生に関する条例を制定されています。仙台市では、屋内で飼養されていない猫や飼育放棄された猫が繁殖するなど、不適切な猫の飼い方が飼い主のいない猫を発生させ、地域の生活環境に悪影響を及ぼしている。また、飼い主のいない猫に対する無責任な餌やりは住民間のトラブルを招く原因になっているということで、人と猫との共生に関する条例を制定されております。そこで質問をいたしますが、上牧町内で猫のふん尿被害等で住民間のトラブルになっていることはあるのか、ないのか、過去に遡ってあるのかをお尋ねいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 大きい、小さいはありますが、猫のトラブルということでは多

少連絡が入ることもあります。大きいものも、大きいというか、県を交えた協議を行ったものもあります。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） やはり猫のふん尿被害は大なり小なりあるということですね。そこで、住民間で猫のふん尿被害が発生した場合、担当課はどのように対応されるのかを教えてください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 住民トラブル、最近起こった事件を例に取って説明させていただきます。そのものについては、野良猫に対して餌をやる住民がおられまして、その近隣の家において庭にふん尿被害が出て、臭いがするとかということが起こりました。その点で苦情が出た上で、それを受けて奈良県の中和保健所と合同で立入調査を行い、指導を行ったというケースがあります。その中で、このときの解決ということではありませんが、方向といたしまして、県が事業の一環として猫よけ超音波発生装置、ガーデンバリアという機械を無償で貸し出しておられます。その件も使ったらどうですかという話で貸出しもできるという話があった中で、そのとき住民につきましては、それでしたら自分でそれを買って設置するというので購入され、その結果、猫が寄りつかなくなったということもあります。また、その家につきましては、自身の飼い猫もおりましたので、その部分についてもちゃんと首輪をして、ちゃんと分かるようにしていただくということも指導を併せてしたというケースがあるので、その例から言いますと、まず県の中和保健所との相談の中で解決に向けたと考えております。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） ありがとうございます。やはりこの地域のコミュニティーで住民同士がもめるというのは非常によくありませんので、担当課がよく頑張ったということがよく分かりました。しかし、猫を飼っている方は餌をやるのがなかなか人に迷惑をかけているのが分からないようで、住民同士がもめて非常にえらい目に遭うという。そこで、罰則や過料を強化したいです。動物愛護条例の制定を求めたいんですが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 動物愛護管理条例につきましては、現時点におきましては、奈良県内の市町村においてはどこも制定してない状況であります。そういう意味もあり、だからとしてうちはする、しないという話ではありませんが、県内の動向や、基本的に県が中心

となつて行われるものであり、その動向を見ながら考えていきたいと。ただ、今言われま
したように、そのような迷惑行為は定期的な広報等はしていく必要があるのかなと考えてお
ります。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。できましたら動物愛護条例を制定していただきたい
ということをお願いして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます
た。

○議長（吉中隆昭） 以上で、8番、康村議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時14分

令和3年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和3年12月13日（月）午前10時開議

第1 一般質問について

10番 石丸典子

6番 服部公英

7番 富木つや子

9番 木内利雄

11番 東 充洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
総務部理事	山下純司	都市環境部長	塩野哲也
住民生活部長	井上弘一	健康福祉部長	青山雅則
教育部長	松井良明	総務課長	山本敏光
まちづくり推進課長補佐	吉川信一郎	建設環境課長	吉川昭仁
生き生き対策課長	林栄子	教育総務課長	丸橋秀行
社会教育課長	野崎威志	文化振興課長補佐	吉川貴尋

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇石丸典子

○議長（吉中隆昭） それでは、10番、石丸議員の発言を許します。

10番、石丸議員。

（10番 石丸典子 登壇）

○10番（石丸典子） おはようございます。10番、石丸典子です。議長の許可を頂きましたので、一般質問の通告書の内容に従って、ただいまから一般質問を行わせていただきます。

今回は質問4項目ですけれども、まず1点目は、滝川遊歩道整備安全対策について。2つ目、公共施設の共同利用の検討について。3つ目、子どものインフルエンザ予防接種への助成について。4つ目、デジタル化と個人情報保護についてです。

まず1つ目です。滝川遊歩道整備と安全対策について。滝川の水辺の整備は、蛍が飛び、メダカが泳ぐ滝川、歩行者と自転車の分離をした滝川沿いの整備などの楽しいまちづくりの会の提案を受け、2018年、平成30年から2022年、令和4年までの5か年計画で行われております。滝川の右岸を遊歩道に、左岸を自転車道にするなどの事業です。11月19日は、上牧町議会がこれまで11回にわたって行っております町民の皆さんと語り合う座談会、議会報告会、は、昨年度からコロナ対策によって、ユーチューブでの動画を配信する催しにしております。配信は11月26日に行いましたけれども、事前に町民の皆さんから質問や意見を募集しての報告会です。その中で、遊歩道を自転車が走り大変危険である。対策の質問が寄せられました。特にこの遊歩道をスピードを出して自転車が走り、大変怖い思いをされている方はほかの方からもお聞きしているところです。この質問の回答をつくるに当たり、担当の議員が町への聞き取り調査で明らかになったことから始まります。しかし、この町の説明は、11月19日、初めて左岸が自転車専用道路でないとの説明がありました。多額の工事費が伴う事業を審議する議会軽視とも言えます。町としての見解をお伺いするものです。

2つ目は、滝川遊歩道の通行安全対策を伺います。

3つ目、水に親しむ場所の追加工事の状況について伺います。

4つ目は、現在、滝川台において住宅開発が進められておりますけれども、この住宅壊廃開発地への進入路として、中央公民館側の道路がつくられているところですが、この安全対策をお伺いします。

2点目、公共施設の共同利用の検討についてです。私は、これについては昨年の9月議会でも質問いたしました。その後の状況をお伺いします。この事業は中和・西和広域連携による共同利用の検討ということで、高田市、香芝市、葛城市と北葛城郡の4町、3市4町でそれぞれが保有する体育館、ホールなどの文化センター、全体で体育館が18か所、文化センターが13か所です。これを共同利用するという検討が行われているところです。昨年の質問では、令和2年度で利用者へのアンケートが行われるという説明がありましたけれども、その後の状況をお伺いします。

3つ目、子どものインフルエンザ予防接種への助成についてです。インフルエンザワクチン接種は感染を防ぎ、重症化を抑える有効な手段です。費用は医療機関で異なりますが、4,000円くらいかかり、13歳未満は2回接種が必要です。子育て支援の観点からも、町独自の支援策を提案いたします。

4つ目、デジタル化と個人情報保護について。本年5月に成立したデジタル関連法は、国、

地方自治体のシステムや規定を標準化、共通化して、個人情報を含むデータの利用を進めるものです。現在、マイナンバーにひもづけされているのは、社会保障と税、災害対策に限定して使用を認められているところですが、既に保険証の代わりになる、また、健診の情報をひもづけする、運転免許証、そして、銀行の預貯金口座などひもづけが予定されているところです。集められることで利用価値が上がり、企業のもうけの場が広がります。しかし、それと同時に情報漏えいや悪用のリスクが大変高まります。個人情報やプライバシーを保護するための法律の強化とともに、上牧町における個人情報保護条例をしっかりと守ることが大切です。町民の皆さんが、多くの方が一番不安に思っている情報化社会はこのことだと思います。町の見解をお伺いするものです。

再質問につきましては質問者席から行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それでは、順次、答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） ①について、私からお答えさせていただきたいというふうに思います。

今、壇上で石丸議員から、多額の工事が伴う事業を審議する議会軽視ですというような表現がございました。いろんな捉え方があるというふうに思うんですが、私としては、議会軽視ですという表現について、非常に残念な思いで聞かせていただきました。我々としては、議会を軽視しているつもりもございませんし、そんな考え方もございません。担当部課の説明が不十分であった、言葉不足であったことについては、担当部課も私も先般の会議の中でも謝罪させていただいております。歩行者専用道路、自転車専用道路という表現がしっかりとできておりませんし、そういうつもりで我々表現しているわけでもございません。あくまでも、車も通るわけでございますので、そういう表現をすること自体が誤解を招くという考え方もございまして、歩行者道路、自転車道路、こういう表現をさせていただいたと。そこに解釈にちょっと違いが出てきていると。我々のほうがそれについての十分な説明ができていないということで、議員の皆さん方に大変な誤解を与えてしまったと私も考えておりますので、石丸議員におかれましては、その辺のご理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 議会軽視という表現がきつかったかもわかりませんが、予算を審議するに当たり、専用道路でないのであれば必要ないのではないかという意見も出たと思います。遊歩道整備は令和2年と令和3年の事業ですが、自転車専用道路はできませんとい

う指導が高田土木からあったのが2018年、平成30年度というふうにお聞きしております。当初の予算段階から既に自転車専用道路、歩行者専用道路ではないということで始まっており、そこからもう既に誤解が来ていますので、やはり最初は行政の側も歩行者専用道路、自転車専用道路で進められていたところを、県の出先機関である高田土木事務所に聞きに行かれて、協議の結果、専用道路ということは、自転車専用道路はできないというふうにご指導を受けたのであれば、その時点で、自転車道とは言いますが、専用道ではないんですということをはっきりおっしゃっていただかないと、そこは私、議会軽視だと思うんです。担当の方がわざわざ高田土木事務所に行かれて、そういう指導を受けたのであれば、一般的に自転車道、歩行者道が専用道路か優先道路か、その辺で大きく変わってきますので、住民の皆さんも、ほとんどの方が専用の道路だというふうな認識です。そういう観点から、やはり、しっかり予算の段階からおっしゃっていただくべきだったと思います。ちなみに、私は令和2年度の主要施策の説明で、この遊歩道の計画の説明の資料、予算書につけられている説明書では、令和2年度は左岸の事業を行いましたけれども、これについては、遊歩道という表現です。令和3年度の事業については、重要施策の説明では、自転車道と書かれておるんです。その説明の仕方も、遊歩道であったり、自転車道であったり、交通できていませんので、その辺りで説明責任を果たしていなかったことから、私は議会軽視というふうな捉え方をしたんですけれども、この点については、今後、このようなことのないように、住民の皆さんから、それだったら税金の無駄じゃないのかという声まで上がってきております。2つも要らないということもありますので、その辺はよろしく願いいたします。私はこれ、6月議会か何かで、遊歩道の整備事業の全体の計画ということで質問もいたしました。自転車道となることでの整備の違いはあるのかと言ったら、ありませんということでした。工事の内容には変わらないということで、同じように安全柵をつけるということで、同じような道路が2本つくということで、一方が自転車道路という認識をしておりましたので、しっかり振り分けられるものだという認識でございました。今後、このようなことのないように、住民の誤解を受けるような表現でない形で、しっかり説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 今、議員がおっしゃられたとおり、説明不足、当然、その1つになります。でも、今後はもっと早めではないですけど、分かった時点で正確な情報を出していきたいと思っております。申し訳ありませんでした。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今回、この問題はこういう形で明らかになったんですけれども、始まってから一切説明する機会がなかったということですから、今回、議員による議会報告会のための住民からのアンケートの声で回答書を作るに当たり、町の担当機関に確認に行ったところ、明らかになったんです。これがなかったら一切なかったということになりますでしょう。いつということは、説明がないままに事業が進んだということになりますので、本当にこのようなことのないように、私が言いたいのは、いつ説明するつもりだったんですかということ、やっぱり今回、しっかり踏まえていたんですけれども、こちらから聞いたから分かったことですので、やはり説明不足、議会軽視と言わざるを得ないと思います。それで、今後、このようなことのないように、しっかり対応をお願いしたいと思います。

それでは、通行の安全対策をお聞きしますけれども、これは金曜日に遠山議員も少し触れられましたけれども、今回、自転車専用道路でなくなることに伴って、左岸も歩行者専用道路ではなくなるということで、優先道路となりました。本当にしっかり分けられるところは分けていただいて、通行の安全対策をしていただきたいというところで、私も意見は一緒です。左岸は歩行者専用道路で、そのままがいいと思いますので、その辺についてはしっかり検討をお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 前回の遠山議員の答弁とも同じですけれども、その部分については、再度、県高田土木に相談の上、できるだけそのような形になるように考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） その点はよろしくをお願いしたいと思います。

それでは3つ目の親水箇所、水に親しむところの工事は、まだ着工されていないようなんですけれども、この予定について、再度お願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 親水護岸の工事についてということで、今年度、水につかる部分がありますので、その部分について、県からの報告をさせていただきます。県におきましては、12月に入札を行い、業者選定が決まると聞いております。工事期間については1月から5月までということになっておりますが、うちの工事もありますので、ただ5月までの中には、1つは今の親水護岸の工事と、前回から浚渫を行っていただいているレインボープラザ、文化センターの橋のところからまきのは郵便局までの浚渫が今回一緒に行われますので、

その部分も含めて5月までとなっております。それが県からの報告を受けている内容であります。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。いつまでも工事中のままというふうな印象でしたので、1月から工事着工の予定であるということでお聞きしました。

それでは、滝川の新しい住宅開発地への進入路の今後のことですけれども、道路はまだ民間の事業者の工事ですけれども、大変交通量が多いところと、文化センターへの横断する方もいらっしゃるし、大変道路が交錯して危険なところですので、今後、何らかの安全対策が要ると思われましますけれども、見解はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） まず現状ですが、開発業者と相談に、こちらといたしましては、通学、また滝川遊歩道及び中央公民館前の横断歩道等々の隣接していることから、まず工事期間については、安全対策について指導と要望も行っております。また、その一端として、1つはカーブミラーの設置等もお願いしていて、カーブミラーを設置するという連絡を受けています。あと、ほかのいろんな対策はあると思うんですけども、その件については、今、警察とも相談しながら、今後の対応を決めていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。お聞きをしておきます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、2つ目の公共施設の共同利用の件をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、2つ目の公共施設の共同利用の検討についてのその後の状況について、ご回答させていただきます。

令和2年度におきまして、各市町村の体育施設及び文化施設の簡易評価、また、施設の利用者と主催者にそれぞれアンケートを実施させていただきました。その中で見えてきた課題等の内容をまとめまして、令和2年度、新たな広域連携促進事業成果報告書を、事務局である広陵町で作成いただきまして、国に報告をさせていただいたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 広陵町が事務局ということで、窓口といいますか、総務省宛ての報告書。インターネットで62ページにわたっておりまして、私もざっと目を通させていただいた

んですけども、そもそもこの事業は、100%国の補助事業で、予算440万円が広陵町の会計に下りて、そこでいろいろ検討されているということで、対象の3市4町からも代表の方が入られて検討が行われているとはいえ、住民の見えないところで、広域連携の検討会議というところで行われているんです。この内容を見ますと、施設の統廃合、施設を廃止したり、統合する計画も含んでいます。それぞれの市町村で義務づけられています公共施設の管理計画でも、やはり廃止や統合を含む形で補助金が出ておりますので、今回はこの広域連携で、タイトルは中和・西和広域連携における公共施設の共同利用等検討支援というふうに、公共施設がお互いに共同で使えるというふうなところだけが強調されて、ちょっと誤解を受ける事業の内容になっているところも問題ですし、100%国の支援金が出て、県からも担当者が来て強力に進められているところに関しては、市町村合併に少し似た形で行われているということで、私はやり方が大変問題だと思います。議会のチェックするところであるとか、なかなか公表されませんよね。広陵町の議会だけの予算審議になりますので、なかなか見えてこないというのを、まず1つ、最初に申し上げておきたいと思います。

それで、令和2年度では広域連携検討会議を5回開催されたというふうな内容でした。アンケートも上牧町が行ったのではなくて、事務局から郵送で行われ、個人の利用者や主催者に対してアンケートを行ったという内容でした。そのアンケートの内容とかは町で把握されていますか。私は、利用者だけにアンケートを取っているというやり方も問題だと思います。これから利用しようという方も対象で、本来なら、公共施設、誰でも使えるんですから、これからも使っていただく施設になるんですから、アンケートの取り方も問題だと思います。アンケートは1回だけ取られていますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） アンケートは令和2年12月に実施させていただきまして、各町の施設等にご利用いただいた時点で、特に、直接利用いただいた方については利用者、主催者側につきましては、今、議員からもお話ありましたように抽出したような形でのアンケートでございますので、本町の場合におきましては、両施設におきましても、町内、町外の方々からご利用いただいていることもございますので、広くの方にアンケートに協力していただけたのかなという認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 令和3年度も会議が何回か行われていると思いますけれども、令和3年度においては、利用料金の見直しを含む実施計画の策定を検討するというところで、予約シ

システムの導入準備、将来的には共同管理、運用を実現すると書かれていますけれども、上牧町において共同利用というメリットはあまりないと思います。体育館においては、既に町内の方でほとんど使われていますし、町外の方からも既に使われています。ペガサスホールにおいては貸し館だけですので、どの町の方からも使えますので、共同利用で広がるというふうなところは、ペガサスホールでも当てはまらないのではないかと思います。北葛4町ということで入っておられると思いますけれども、広域連携事業に上牧町が入っている意味はどのようにお考えですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 確かにこの辺、北葛城郡であったり、次は7町であったりということで、いろいろ広域連携ということでさせていただいております。その他以外におきましても、山辺広域のごみであったり、各市町村が抱える課題について、1町ではなかなか財政的に厳しい中で、共同利用、市町村の連携という部分でさせていただいている部分でございます。今回、アンケートも多分、議員も見ていただいたと思うんですけど、現在、アンケートを取らせていただいて、報告書という形で、出来上がってきておるところでございますが、この中にもいろいろ課題等も明記されておりますし、まだ、本町におきましても、昨年度、文化センターの検討委員会でも開催させていただきまして、町としても一定限度、施設の今後の利用についてということで、上牧町におきましても、いろいろ検討させていただいてる中でございます。この3市4町での共同利用につきましても、先ほど、議員おっしゃっていただいたとおり、利用料金であったり、予約システムであったり、こういった形の共同利用をしていくのかということで、少し課題等もございますので、今後、整理していかない部分もあると思っているところがございますので、現状におきましては、いろいろ考え方等はございますが、他町村におきましては、本町にないような施設、トレーニングジムであったりというのは、香芝市さんであったり、少し近隣の市町村でもありますので、本町にはない部分がございまして、そういうことをすることによって、他町村でそういう施設を利用いただけるというメリットもございまして、今後は、最終的にはどういう形になるかどうかは、共同利用でという検討はありますが、実情、まだ事務方のほうで現在整理中ですので、一定限度決まった時点で、議会等にもご報告をさせていただければと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） その報告書の中には、令和4年度を正式な相互利用の開始というふう

な目標になっていたんですけれども、目標は目標だと思えますけれども、その中で見ますと、やはり、将来的には廃止して、1か所に体育館を新たにつくるというふうな構想も入っていましたので、それぞれの町で抱えている施設が、今後なくなるところもあるというのは、間違いではないですね。

私はちょっと気になるところだけ見たから、偏った見方かも知れませんが、それぞれの施設について評価をしているところがありました。1から4まで、悪いほうから1、2、3、4のランクをつけているところがありまして、1は廃止などの在り方を検討する。2番は更新を検討する、建て替えということだと思いますけれども、3番については利用を検討する。用途変更、複合利用などで利用を変更する。4番目が継続運用ということで、引き続き使うということで、4番がそのまま扱われるんだらうなという項目でした。上牧町の施設で見ましたら、第1体育館については、3番目の利用を検討するというので、いろいろな分析がなされておりまして、グラフ等たくさんありましたので、いろんな立地条件とか、利用状況から分析をされた結果がありました。第2体育館については、継続使用ということにありました。文化センターも継続使用というランクになっておりました。

河合町の施設については、廃止なども検討の中に入ってきていまして、その体育館においては、将来的には河合町の今のところに新しい体育館を建てるというふうな構想もこの案の中には入ってきてましたので、統合して新しくつくるというふうなことで、中心地に使い勝手のいい施設をつくるというふうな計画も示されておりまして、上牧町では、既に今年の3月に個別施設計画というところで、それぞれの施設をどうするかという計画も立てておられます。それぞれの体育館については継続使用ということで、第1体育館については、今後の学校の適正化によって、また検討がありますというふうな項目を、順番に見ましたらありましたので、だから、上牧町での施設を十分町内の方に使っていただけているということでは、共同利用という、わざわざ検討する意味が、私はあまりないように思って、要は統廃合して、新しい施設がまた建てられるというふうなことについては、大変財政の負担もありますし、危惧をするんです。計画については、また今後の報告等もお願いしたいと思います。令和4年度を正式な相互利用の開始目標になっていますので、料金体制とか申込みの方法、そういうのが一番大変だと思いますので、また順次、お聞きをしたいと思います。できれば上牧町議会にも要点などの資料などをつくっていただけたらと思いますけれども、自分で調べないと、このようなことが行われているということもできませんので、よろしく願います。ちなみに令和3年度も広陵町に予算が下りているということですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今年度、令和3年度におきましては、予算は一切広陵町においても計上されておりません。今のところ、報告等に基づきまして課題等が見えてきている部分につきまして、議員がおっしゃっていただきました令和4年度に向けてということで、いろいろ調整会議を開かせていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） よろしくお願ひいたします。やはり町民への十分な説明と意見を聞くという観点で進めていただきたいと思いますので、この観点でよろしくお願ひしたいと思います。以上でこの項目は結構です。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） では、子どものインフルエンザ予防接種の助成事業の提案についての答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 3つ目の子どものインフルエンザ予防接種への助成についてでございます。本町におきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延も相まって、ともに重症化、重篤化のハイリスク対象者となる65歳以上の高齢者につきましては、インフルエンザ予防接種自己負担額を無料とさせていただいているところでございます。子どものインフルエンザ予防接種につきましては、現状、予防接種法に基づく定期接種の対象ではなく、あくまでも任意の接種となっておりますところでございます。インフルエンザウイルスは毎年少しずつ変異を繰り返し、その年の流行するだろうウイルスの予想の下、ワクチンが製造されますので、毎年ワクチンを接種することが必要となるため、定期予防接種のようにはいかないのかなど、現状、当課では考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 確かに子どものインフルエンザのワクチン接種は、任意の接種ということで、大変心配される方はお金を出して受けておられるというふうに向っております。子どもと大人と家族ですると1万円を超えるんですというふうなのは、確かに聞いているんです。全ての方がされるのではないと思っておりますが、やはり子育て支援の観点から助成されている自治体もあります。特に5歳未満は重症化のリスクが高いと言われておりますし、それと、昨年はインフルエンザの流行が、日本全体でもなかったということで、コロナ対策でマスクとか手洗いなどで流行がなかったことで、大丈夫だろうという反面、社会全体でのイ

インフルエンザへの免疫が下がっているとも、専門家からは言われておりますので、引き続き、インフルエンザもそうですし、コロナもそうですし、マスクの着用、手洗いなど、必要なことは必要なことだと思っています。今年の事業とは、もう時期的には効果が少ないということですので、例えば、助成の年齢を生後6か月から中学3年生までであるとか、未就学児のみであるとか、そういうふうに区切ってされているところもあります。上限を3,000円で2回までとか、1回1,700円とか、そういうふうに区切って助成もできると思います。期間についても、効果は大体5か月ぐらいというふうに言われているようです。期間は10月頃から翌年1月末ぐらいということで、そういうふうな町独自の助成も考えていただけたらと思ったところですが、いかがでしょうか。いろんな予防接種とかワクチンとかをあまりされたくないという方もいらっしゃいますし、予防のために接種を受けられる方のための助成として、ぜひ一考いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、石丸議員からご提案いただいた、高齢者だけでなく子どものインフルエンザ予防接種につきましても町独自で費用助成することにつきましては、確かに子育て支援の観点から大変意義のあるものではないかという認識はしております。まだ、先ほど申されたように、近隣におきまして、名前を上げさせていただくと、王寺町なんか、年齢や学年を決め、費用助成されているところも伺っておるところでございます。ただ、本町といたしましては、もう少し時間をかけさせていただいて、国や県の動向を注視しながら、近隣市町の実施状況など調査、研究を重ねながら、子どものインフルエンザ予防接種への助成につきましては、慎重に検討してまいりたいと、現状、考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 町独自策として、ぜひ取り上げていただきたいと思いますので、しっかり検討いただきますようお願いしておきます。ありがとうございます。

では、次の項目、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 4つ目のデジタル化と個人情報保護についてということで、個人情報やプライバシーを保護するための上牧町個人情報保護条例の保持が大切であるということで、町の見解はというご質問でございます。これに関しましては、令和3年5月19日付で、個人情報の保護に関する法律の改正等が行われ、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴いまして、本町におきます個人情報保護条例につ

いても整備改廃を行う必要があり、現在、改正等に向けまして所要の事務を進めているところでございます。今回の改正の内容といたしましては、活性化する官民の地域の枠を超えたデータの利活用に対応するため、別個の法律や条例により生じておりました旧法制の不均衡や不整合を是正し、個人情報の保護のために必要な全国的に共通のルールを、法律で今回定められたということでございます。今後、国から個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを示されると聞いておるところでございますので、法律の趣旨並びにガイドライン等に基づきまして、今、議員ご心配いただいている部分につきましても、適切に対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） このデジタル化はなかなか難しい問題で、既にいろんなところで進められているんですけども、人類の英知で最新の技術を駆使したデジタル化を進めて、暮らしに役立てることはもちろん大切ですけども、それとは反対に情報が漏えいすると。悪用されると。また、全国一律の規定なりシステムをつくるということで、大変危惧しているんです。今まで国で持っている情報と地方自治体が持っている個人情報をつなげて、それを管理するところも、それぞれの自治体ではなくて、企業が管理する、保管するというあたりからも大変危惧されます。国ではそれに支障のある個人情報保護条例、それぞれの自治体の個人情報保護条例を一旦リセットすることも必要だと言われておりますので、地方自治体の役割が本当に崩されると。町民の大事な個人情報を預かっている上牧町が、本来守るべき情報を漏えいさせてしまった場合の責任まで問われるということでは、職員の皆さんも大変な事業だと思います。これに当たっては、事業の目標までありますけれども、令和7年、デジタル化の推進計画が言われておりますけれども、2025年、令和7年度中に地方自治体の情報システムを標準化するというので、クラウドを保存機関で利用するというので、国が定めるガバメントクラウドへ移行するのも努力義務として上げられております。それと、行政手続の98%をオンライン化する目標を上げておりまして、AIやマイナンバーカードを活用した無人の窓口もできるということで、職員が要らなくなるのではないかとということで、大変便利になるかもわかりませんが、AIとかパソコンとかになかなか取付けない。そこから外されてくる方、高齢者であるとか、障害をお持ちの方であるとか、私もどちらかというところ、この辺さっぱり難しく、大変な部門ですけども、便利にしようということで、本来の町の役割、窓口での相談体制、少人数でいいのではないかとということになってきますので、地方自治体の仕組みそのものも問われてくるということと、個人情報が本当にしっかり守ら

れるかということでは、大変大きな問題だと思います。単純にいろんな手続が、役場に行かなくても自宅からパソコンとかタブレットで様々な届出ができて便利になるだけのものではありません。また、職員の皆さんも、文書の作成とか、事務の手続がデジタル化で楽になるという観点ではなく、そのデータが集められて、もし使われて悪用されたらと思うと、私は大変恐ろしいですし、ましてや今、クレジットカードなどの情報が流れて悪用されるということも、いろんなところから流れてきておりますので、本当に住民の皆さん、国民の皆さんが一番心配するところだと思います。このデジタル化の推進には、やはり国での情報、個人情報保護の法律を緩めるのではなくて、しっかり強化して、町としても個人情報保護条例をしっかり足りないところは補うぐらいの姿勢が要ると思います。この点はどなたもそうだと思います。その点をしっかり踏まえていただいて、進めていただきたいと思います。

体制なども大変だと思われかもしれませんが、いろいろ読ませていただきますと、自治体のデジタルトランスフォーメーションの推進計画というのは、中身4つほど上げられていますけれども、組織体制の整備もありました。2つ目には、デジタル人材の確保、育成。3つ目には計画的な取組、国が示す目標に向かってしっかり計画を進めなさいというものだと思います。4つ目には、都道府県による市町村支援ということで、やはりここでも県がいろいろ指導してくる場面で、きっと人材もつける、費用もつけるという形で、危険なデジタル化の進め方は、私は大変危惧するところですので、その辺はしっかり踏まえていただきたいと思います。この問題については、また順次、次の機会でも取り上げていきたいと思っておりますので、課題と認識させていただきたいと思っております。何かご意見ありましたらお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員からいろいろご提案、ご意見等いただきまして、事務局といたしましても、おっしゃっていただいている個人情報保護という部分については、大切であるというふうに認識もしておるところでございますので、今後におきましても、国からお示ししていただいている部分等もあると思っておりますし、それに基づきまして、計画的に、組織体制であったり、計画についても進めていかなければならないというふうには考えているところでございますので、そういったものに基づきまして、適切に対応できるように取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ご答弁ありがとうございます。大変難しい問題で、いろいろ横文字が出てきて、私も意味を理解するのが大変でしたけれども、皆さん、心配されていることは、

やはり情報漏えい、悪用されたらどうなるのかということだと思imasので、その辺はしっかり対応できますように、していただきますようによろしくお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は11時。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇服 部 公 英

○議長（吉中隆昭） 次に、6番、服部議員の発言を許します。

6番、服部議員。

（6番 服部公英 登壇）

○6番（服部公英） 6番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い通告を行います。

まず、私の質問は、大きな項目で3点になっております。

1つ目の項目、都市環境について。6月度の一般質問で、公園の草刈り及び遊具管理について質問させていただきました。それを踏まえて、町の職員が公園の遊具の安全性を確認され、使用禁止の状況になっております。

①町全体の公園の遊具が使用禁止になっているのか。安全対策の基準と今後の公園の遊具の扱いについて説明してください。

②服部台明星線都計道路の歩道にある植木用の土の部分について、現在72か所中10か所に木が植えてありますが、あとの62か所が土のままで草刈りの対象になっております。今後は木を植えるのか、また舗装するのか説明してください。

③上牧町個別施設計画の中で、町民交流施設について。

④同じく行政施設について、同じくその他施設について、個別施設計画の資料を見ながら説明していただきます。

再質問については、通告していますのでよろしくお願いいたします。

大きな項目の2番目、西名阪側道について。9月度の一般質問で側道の舗装工事については、5年計画の1区画をする予定になっているという答弁を頂きましたが、まだ着工していない状況になっています。今回の第5住宅の前の側道については、歩道の状況が状態が悪く、幅の狭いところもあり、歩道の舗装も一緒にすればよいのかと思います。現場を確認されて、どのようにすれば効率がよいのか、答弁をください。

大きな項目の質問3、教育環境について。学校適正化協議会において協議中ですが、どのように進めているのか説明ください。

①小学生と中学生の人数が今後どのようになるのか説明してください。これについては、教育委員会から資料を出していただきましてありがとうございます。資料を見ながら質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

②教育環境の整備について、現時点での町長の考え方を聞かせてください。

以上が私の質問項目です。再質問につきましては、質問者席から行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、1つ目の質問、6月の一般質問で公園の草刈り及び遊具の管理について質問しました。それで今、公園全体に使用禁止の遊具が、各全域にテープが巻かれた状態になっています。最初に質問するのは、使用禁止になっている、安全対策の基準についてまずお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 使用禁止になっている遊具、安全対策の基準といたしましては、日本公園施設業協会策定しておる遊具の安全に関する基準に基づいて、専門の公園施設製品安全管理士によって判定された部分で、Dランクになった場合は、即使用禁止という形を取っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） これまで数年にわたって公園が使っておりました。突然Dランクになるという理由、それと、Dランクになる明確な判断の基準を聞かせてほしいと思うんですけど。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 突然、Dランクが増えたわけではありません。前からのDランクについては、修繕ということで手を尽くしてきましたが、やっぱりそれだけではできないのと、また、Cランクとランクされていたものが、多くある施設の中で経年劣化等が進むことによって増えたということで、現状になっております。

基準につきましては、Aランクにつきましては、現状、異常がなく、修繕が必要でないもの、全く問題ないもの。Bランクはやや劣化し摩耗の兆しがあるが、現状では問題がないもの、Cランクは部分的に劣化及び摩耗があり、基本的な修繕を必要とするものです。Dランクは重要な部分に異常があり、また全体的に老朽化等で至急対策が必要のあるものという基準になっております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、Dランクは至急対策が必要であるという答弁もありました。今後の遊具についての計画というか、修繕ないし新設の計画があれば聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） そのことを受けまして、遊具の修繕、交換、撤去等について、自治会に対して意見聴取をさせていただきました。その結果、同じ遊具の入替えがいいのか、少子高齢化の現状を踏まえた施設にするのがいいのか、または、もう利用がないので撤去していいのか等の話合いを行い、ある程度の意見は頂いております。現在、その意見を頂いた上で、町で再度、計画をつくっているところであり、随時更新等をやっていきたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） これは急に出てきた問題で、個別施設計画には入っていないんですけれども、今後、早い時期に計画を立てて修理していく考えはおありですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） できるだけ早く計画も立てながら、予算もありますが、その辺も踏まえて進めていきたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 予算が伴いますので、時期なりというのはなかなか答弁できないと思うんですけれども、公園というのは、テープが剥がれて、現在、また使える状況にもなっております。そういうのをいつまで繰り返すのか。剥がれてしまえば、子どもさんであるとか、知らない方は使いますので、危ない状態で使うというのは、町で黙認しているようになりま

すので、もう一度しっかりとテープを巻くなり、使ったら危ない遊具がはっきりとしているのであれば、しっかりと徹底していただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） できるだけ早く修繕等できるようにするとともに、パトロールをもう一度強化しながら、そのようなことがないようにしていきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） その遊具ないし設備の中にあるベンチであるとか、テーブルであるとか、そういうふうな要望を聞いていると思うんですけども、今、子どもさんの数がすごく減っています。公園に置く遊具、テーブルにしても、屋根のある施設にしても、年寄りから子どもまで使えるような施設とか、備品とかそういうふうなのを考えていただきたいというのは私の希望ですので、また、各自治会長並びに自治会にも、どういうものがいいかというアンケートを取っているという話ですけども、またその点は、はっきりと自治会、自治連合会のほうから自治会長に通達が行き、自治会ごとに話をするんじゃなくて、全体の自治会として話をしてください。でないと、個別の自治会に有利になってもいけませんし、町全体の公園、町全体の自治会の意見をしっかりと取りまとめて話を進めるようにお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 全体として計画を立てながら、そういう部分を進めたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、次に服部台明星線都計道路にある植木のますの部分、私のほうの説明の仕方がちょっと分かりにくいかもわかりませんが、理解していただけましたか。それでは、それについてお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 服部台明星線、都市計画道路の植木ますにつきましては、当初、全箇所植樹されていましたが、根腐れや強風の台風等により、倒木などが原因で、現在、まだ何も植わっていない状況が生まれております。

今後につきましては、当該道路も開通することから、安全性の面も重視しつつ、維持管理を考慮した対策を講じたいと考えており、また地元の自治会、住民等の意見も聞きながら、完全に埋めてしまうとか、また植樹が必要とかを一緒に考えていきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 町としては、新しく植樹するとかいう考えはないという、今、住民の意見を聞いてからするというふうな考えに聞こえたんですけども、木を植えるか、舗装するか、町としてどちらがいいかという方向性を持っていないんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 町といたしましては、特に都市計画道路ということもありますので、できれば景観よりも見通しと安全性ということから言えば、事業部といたしましては、できればもう舗装に変えたほうがいいかなとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今、私もずっとあそこ毎日歩いているんですけども、景観ないし足元の舗装の面が悪くなっているんで、舗装面をきれいにするときにも一緒にバリアフリーの引っかけられないように、真っすぐ全部舗装にするほうがいいとは考えているんですけども、自治会に帰って、また皆さんの意見も聞いてみますけども、個人的には、今おっしゃっているように、真っすぐ全部舗装するほうが、今後草刈りもしなくてもいいし、いつもきれいな状況になるというふうに考えるんですけども、その辺はまた今後、相談してやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、個別施設計画、提出していただいたこれを見ながら質問したいと思っておりますので、まず、1つ目の20ページですけども、上牧第1集会所及び第2集会所について、方向性として廃止、除却というのは決まっているんですけども、検討を3年間すると記載されている意味、読み取り方がちょっと分からないので、説明してほしいんですけども、除却が決まっているのに3年間検討するというのはどういうことなんですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、上牧第1集会所及び第2集会所の件についてご回答申し上げます。この件につきましては、令和3年第2回定例会において、一般質問におきまして、除却も視野に検討させていただいている旨、回答させていただいたところでございます。現在、北上牧地区における町民交流施設といたしましては、先ほどご提起のございました上牧第1集会所、上牧第2集会場に加え、町営第5住宅集会所及び貴船台集会場の4か所がございます。それに加えまして、北上牧には、文化館の施設も合わせると5か所が現存するということになっております。これからは、これらの施設の在り方につきまして、除却もしくは集約等を視野に、総合的に検討させていただく必要があることから、一定期間をかけて慎重

を期して進めるという趣旨に基づき、3年程度の検討期間が必要であるという認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 3年かけて予算をつけられないから、予算をつける見込みがある間は3年を検討するという捉え方でいいんですか。これ、廃止、除却というのは、一つずつ聞いているんですけども、全体は聞いてないです。上牧の第1集会所と第2集会所については、廃止、除却という答弁もありましたし、個別施設計画にも除却というふうに記載しているので、計画期間が3年間要る必要があるのか。それが、予算をつけてもらえるのが3年間要るから3年間になっているのかというところを聞きたいんですけども。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、答弁申し上げました理由につきましては、基本的に第1、第2集会所については除却するという方向性でございます。ただ、その除却後の北上牧地区における町民交流施設の在り方について、貴船台集会所は比較的建築年数も浅いので、それらの除却の上における集約をする施設であるというふうな位置づけをしておりますので、その辺についての方向性を見定めた上、予算にも反映させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） その点については結構です。この下に貴船台集会所がありまして、転用というふうに書かれていまして、これも検討期間は3年だったんですけども、何に転用するのか、どういう形になるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 貴船台集会所につきましては、個別施設計画におきまして、存続、転用という方向性をもって指名させていただいているところでございます。ただ、現実的な転用の可能性や具体的な用途については、現在、政策形成の段階でございまして、確定には至っていないというふうにご理解を頂ければというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今のところは、何に転用するか考えていないけれども、転用を考えると。廃止は、除却はしないというふうに理解しています。北上牧文化館についても、検討3年間になっているんですけども、長寿命化というふうな書き方しているんですけども、長寿命化というのはどういう意味なのか、そこを説明もらえますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 北上牧文化館につきましては、現在、耐震等が行われていない施設であると認識しております。この上におきましては、耐震、長寿命化を含めた今後の方向につきましては、先ほどご説明させていただきましたそれぞれの北上牧地区における集会所等の除却、集約という観点から、引き続き、文化館の在り方については検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。当該検討に係る期間につきましては、北上牧地区における他の町民交流施設と同様、総合的に考える必要がございますので、おおむね3年程度の期間が必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。北上牧地区にある集会所について、検討期間が他の施設より長い3年間かかるというところは、総合的に考えるということで、理解できました。

それでは、服部台の老人憩いの家について、存続、転用あり、集会所に条例改正するということですが、ほかの部分についても条例改正する必要があるようですが、その点について説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今のご質問でございます。条例改正という部分でございますが、自治会連合会で、少しご説明もさせていただきます。現在、老人憩いの家とか公民館という位置づけで、各町内、各自治会等に指定管理等をお願いしていただきまして、施設の管理等をしていただいているところでございますが、少し内容を見せていただきますと、扱い方が、どちらかといいますと集会所的なのということで、お使いいただいていることもございまして、一旦集会所というふうな形で位置づけを整理させていただきたいということから、現在、こういう形で書かせていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、特に条例改正をしないと、今後の計画を進められないという意味ではないということですね。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） それも併せて、今後検討していきたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。それでは、個別施設計画の22ページになるんですけども、

スポーツレクリエーション施設になって、第1テニスコートについて、令和3年と令和4年、5年に実施予定になっています。実施予定になっている個別施設計画の種類はなかなかないんですけども、この実施予定ははっきりしていますので、今でわかる時点のテニスコートについての事業の説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、第1テニスコートについてご説明をさせていただきます。

第1テニスコートにつきましては、コート表面にひび割れや凹凸が度々生じており、その都度、部分的な補修で対応させていただいているところでございます。また、施設全体的な老朽化に加え、南側の部分におきましては、コート面に若干の傾きが生じているなど、使用に際しまして危険が危惧される状態となっております。

今後におきましては、当該施設の安全性の確認、並びに原因究明のための調査を行い、安心、安全にご利用いただけるよう、全面的な改修も視野に検討を行うこととしているところでございまして、令和4年度、令和5年度にかけて調査並びに改修に着手してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。また令和4年に聞かせてもらいます。

それでは、次、28ページになるんですけども、行政系施設の上牧町消防団、第1分団第2分隊、第2分団第1分隊の令和3年、4年に実施予定になっております。この計画について説明してください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） そしたら、行政系施設についてご回答させていただきます。

消防団におきます施設等の更新計画につきましては、現在、消防車両の更新を令和2年度で完了させていただいたところでございます。ご質問の屯所につきましては、個別施設計画におきましては、方向性を存続、長寿命化とし、必要な取組及び対策といたしましては、令和4年の間で耐震診断を実施、結果により耐震、長寿命化していくと期待しておるところでございまして、屯所の老朽化等も進んでいることから、今後、耐震診断をするのかどうかも含めまして、現在、検討しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 令和3年度に実施予定となっているので、今、令和3年度ですので、何も実施予定、聞いてないんですけども、実施予定はないわけですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今現在、確かに3年度、4年度で実施予定というふうに記載させていただいているところでございます。屯所につきましては、耐震診断を先にさせていただきまして、その結果を踏まえて、工事を考えておったんですが、少し先ほども説明させていただきましたが、両方とも昭和50年ぐらいの建築ということでございまして、かなり老朽化等もしているということで、今後、どういった方法がいいのかということで、現在、違う方向からも含めて検討させていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 欲を言えば、きれいに新しく改造してもらえばいいんですけども、ゼイタクは言えないので、上牧町第1分団第2分隊と上牧町第2分団第1分隊、この2つ、トイレが和式トイレなんです。ほかの屯所は全部洋式になっています。その大きな計画が進まないのであれば、この2つのトイレについては、特に第2分団西部第1分隊のトイレは、公園の横にありまして、祭りとかをするときには、住民の方に開放してトイレも使わせてあげている状態なので、洋式に変えてあげたいと思うんですけども、その点の修理の方向は、個別施設計画とは別に行ってもらえるものなのか、そこはちょっと教えてもらえますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、トイレのお話を頂きまして、第2分団西部第1分隊につきましても、両方とも昭和50年1月、3月に竣工ということで、46年経過しておりますので、今、トイレのお話を頂きましたが、施設を新しく更新するのであれば、同時にそういった部分もできるのかなと思っておりますので、現況等も含めまして、どういった形の方向性にするのかも、再度検討させていただきたいと思えます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今言いましたけれども、第2分団西部第1分隊については、老朽化が激しくて、窓のサッシが下に落ちて、団員の車に当たったという事故も起きています。特に危険なので、早急に考えていただきたいと思って、お願いしておきます。

それでは、次の質問に移ります。その他の施設、31ページ、旧上牧温泉除却と決定しておりまして、これも検討になっているんですが、必要な取組及び対策という、備考のところを除却設計800万円、除却7,600万円という金額が書き込んであるんですけども、ほかの部分については金額が書き込まれてないんですけども、北上牧の旧上牧温泉については、除却工事代も決まっているんですか。この辺についての説明をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） この金額については、あくまでも概算であります。当然、銭湯施設としての設備等がありますので、ただ単に潰すということもできないと。設計も必要となることで、今は概算で、また、個別施設計画自体が、公共施設による適切な公共サービスの提供と財政負担の軽減、平準化を実現するための方針でありますので、このように、ある程度の金額がかかるものは計上していたほうが良いという考えから載せております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。

それでは、大きな項目の2つ目、西名阪側道について、説明、答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） まず、工事の期間につきましては、今年度予定している区間につきましては、この12月に契約を予定しております。工期につきましては、1月から年度内には収まるように計画しております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 聞こえにくかったんですけども、12月に契約して、工期が1月までに終わる、今日は12月13日、議会が終わったらすぐという理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） これにつきましては、入札を計画しておりますので、12月に入札が近々行われますので、それで契約させていただいて、工期は1月からになると思いますので、1月から年度内に終わらせていただきたいと思いますと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 質問項目にも書かせてもらったんですけども、歩道の確認は行ってもらえましたか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 歩道の確認はさせていただきました。確かに、歩行に対して危ない部分もありますので、そういう部分は修繕していきたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 確認していただいたときに、歩道に足が入るぐらいの穴が空いているところも見ていただきましたか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 僕自体は見てないんですけども、確認していると思います。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） そしたら、今回、入札して舗装をかける場所に届かない距離である可能性があるので、その舗装の修理は別途緊急に舗装して、修理していただけるというふうな理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 修繕といたしまして、させていただきます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。よろしく願いいたします。

それでは、最後の3つ目の項目、教育環境について質問していきたいと思います。まず、出していただいた資料を、皆さん、見ていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 回答に先立ちまして、過日、資料として提出をさせていただきました児童、生徒数の推計等の中の資料1、資料2におきまして、当該推計期間の表記に誤りがございました。改めて修正文を提出させていただいておりますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今日、1回目に出していただいた資料と違うのがまた出ているんですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 改めて送らせていただいて、今、タブレットに掲載の部分が、修正後の資料でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） この資料を見ながら質問するんですけども、まず、令和3年度から令和12年度まで資料を提出していただいております、小学校1年生のクラスだけを見ていきます。そうすると、令和3年度が39名、令和8年度まで上牧小学校40名と40人前後が続いて、令和9年度から令和10年、11年になると、30人前後の児童数になっていくというふうになっているんです。2年生、3年生は卒業していくので、1年生だけを見ていくと分かりやすいので、1年生で話をしているんですけども、この表を見ていますと、令和9年度になりまして極端に減るんですけども、各学校、二小、三小とともに減っていくので、結果的に人口推移だけを見て、小学校を1つにまとめるのはなかなか難しいというふうに僕は捉えているんで

すけども、今、教育委員会としては、小学校についてはどのように検討されているんですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、現時点における上牧町学校適正化協議会の進捗状況について説明させていただきます。現在、上牧町の学校適正化協議会の会議におきましては、望ましい教育環境の整備に取り組むための協議を重ねているところでございますが、中学校につきましては、現在2校ある中学校を1校にする方向性のもと、一方、今、議員からご提起のございました小学校につきましては、現在3校ある小学校のうち、いずれかの学校において、全ての学年が単学級、いわゆる1学区になる時期までに、その枠組みや明確なビジョンを示すコンセプトのもと、学校適正化基本計画の素案の策定に向けて、最終的な協議、調整を行っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今回、補正で会議が4回延びたというふうな話も聞きました。今、答弁聞いた中で、中学校は2つを1つになるというのは明確に決まっているというふうに答弁を受けたんですけれども、それであれば、中学校はどちらの中学校をメインに校舎などを使うような考えになっているのか、聞かせてもらえますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、どちらの学校にするかということも含めて、適正化協議会で、その後、どちらかを拠点とするという方向性が出ていただきましても、一定の整備等が必要となつてまいりますので、その辺の事業費等も精査をさせていただきながら、協議会での決定を受けて、パブリックコメントを付す予定をしておりますが、その中では明確にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。そしたら、そのパブリックコメントを受けて、発表を待ちます。

今、小学校の資料を提出いただいて思うんですけれども、各3校の学校が、3校ともに継続していくという考え方もしてもいいんじゃないかなと個人的に思うんですけれども、それと校区を1回全部廃止して、校区全体をもう一度2つに割って考えるとか、そういうふうな考え方もいけると思うんですけれども、そういった考え方は、今、協議会の中で出ていますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） このたびお示しをさせていただいている資料の中に、最後のページ

で参考1及び参考2という形で資料を提出させていただいております。この部分につきましては、現存の3校を存続させて、その3校における児童数の平準化を図って運営した場合のシミュレーションでございます。この部分については、基本的に令和9年度以降については、この考え方においても単学級になる学校が相当数出てまいりますので、いわゆる統廃合をせずに、3校そのまま存続させて、校区編成等を見直す中で平準化をさせるということについても、一定期間においては効果的なんですけれども、将来的なビジョンを考えますと、支障が出てまいるという結論に至ったところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） やっぱりみんな考えることは一緒なんですね。

それでは、意見なんですけれども、運動会など、そういうふうな行事だけ、3校1つになって、県民体育大会みたいに、小学校3つであっても、運動会は3つ集まってすとか、クラブ活動は3つ集まってすとか、そういうふうな形を考えていくというのは、私、意見として持っているんですけれども、協議会の中では出ていませんか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのような議論については、協議会では出てはおりません。ただ、小学校について各諸行事、体育大会、運動会について、3校ですとなると、やっぱりそれぞれ学校には個性もございますし、やり方もございます。その部分を統合してやるというのは、担当としてはちょっと難しいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。その辺はプロに任せます。

それでは、最後になるんですが、町長から、今、どのように学校案件について考えているのか。現時点での考えを聞かせていただきたいと思うんですけれども。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 服部議員おっしゃっている教育環境も幅が広いので、今の議論の中で、学校の統廃合をどうするのかという考え方で回答をしていただきたいということでよろしいんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今回はその点に絞って答弁いただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、松井部長からも説明がございましたように、中学校については、ま

ず1校でということは、大筋協議会の中で示されたと。今の段階で、まだ答申という形で、まとまったものが出ておりませんので、どちらの中学校をとということは、今、この場で答えにくいんですが、いずれにしても、中学校は2校を1校にすると。1校については、他の目的で利用したいというふうに考えているということでございます。

それと、小学校3校については、説明いたしましたように、将来、子どもの数がどんどん減ってくるというのが、その表で一目瞭然でございます。これについても、3校を2校にするのか。それとも、服部議員がおっしゃっているように3校そのまま、現状のままで学校運営を続けていくのか。それについても、最終的に協議会の中で、意見として出てくるだろうというふうに思います。ただ、私の考え方としては、いずれにしても、合理性というものの考え方もする必要があるのではないのかと。将来的には必ず子どもの数が減ってくるわけでございますので、3校を2校にした形で、子どもたちがしっかりと育つような形、仲間意識、人のつながりがしっかり持てるような人数配置がこれから子どもたちに必要でないのかなというふうに、今現在は考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） なぜこういうこと聞くかといいますと、やはり協議会でも行き詰まっているようです。なかなか、どういうふうにしたら一番いいのかというのは、リーダーシップを持った考えの方の意見も参考にしながら、協議会の中で検討していくほうが、先が見えてくるのかなというふうに、私は考えております。

それでは、丁寧な答弁ありがとうございました。資料も出していただきましてありがとうございます。

これで私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、6番、服部議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時より。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

◇富木つや子

○議長（吉中隆昭） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

7番、富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 7番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書どおりに一般質問させていただきます。

コロナ禍生活で始まった2021年も気づけば12月です。今年最後の定例会となりました。皆様からいただいた貴重なお声をお伝えできますよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

質問の事項は大きく2点です。

大きな1番目、不登校の児童、生徒への支援について。不登校の問題は、学校を取り巻く大きな問題となっています。不登校のために学校で勉強する機会がない児童、生徒に対して、学校への登校を強制せず、それぞれに合った学習環境を保障するため、2018年、教育機会確保法が施行され、不登校児童、生徒への支援の基本的な指針が示されました。本町の現状や対応、学校以外の居場所づくりなど、不登校の児童、生徒への支援についてお伺いたします。

大きな2番目、感染予防策としてワクチン接種の取組についてお聞きします。予防接種には、自らが病気にかかりにくくなるだけでなく、社会全体でも流行を防ぐ効果があります。過去には命に関わることや、障害の原因となっていた重い感染症も、誰もが予防接種を受けることで効果が現れ、現在では、感染症が急速に減少し、流行しなくなりました。新型コロナウイルスワクチンの追加接種も12月から始まりました。そこで、感染予防として3回目のコロナワクチン接種、子宮頸がんのワクチン勧奨、带状疱疹のワクチン助成の3点についてお伺いたします。

以上が質問の内容です。理事者の皆様には前向きなご答弁よろしくお願いたします。再質問は質問者席で行ってまいります。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、大きな1番目からになりますが、この質問については、不登校の子どもさんの保護者より、親子で悩んでいる切実なご相談を頂きましたので、そのご

相談に寄り添って質問をさせていただきます。

それでは、1番からお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、まず1つ目の項目でございます。町内小・中学校の不登校児童、生徒の現状と対応について、順次、回答させていただきます。

まず、現状でございます。本町における令和3年度、不登校児童、生徒につきましては、本年10月末時点の集計におきまして、小学校で11名、中学校で15名の合計26名が不登校の状態になっております。一方、昨年度、令和2年度における不登校児童、生徒につきましては、小学校が14名、中学校が22名の合計36名となっており、令和3年度における人数は、前年度、10名の減少となっておりますが、本年度におけます人数におきましては、年度途中における集計による人数でございます。本年度末には昨年度を超える人数に達するものと想定しておりまして、本町における不登校児童につきましては、年々増加傾向にあることに変わりはありません。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。今、部長から、現状等についてのお答えがありました。この不登校の問題は度々、これまでも議員からの一般質問で取り上げてきました。その内容からは、児童、生徒が不登校になると、学校、教育委員会は、本人や保護者に対して家庭訪問や相談体制をはじめ、様々な寄り添った支援などを行われ、今の部長のお話と同じような内容のやり取りが、これまでも繰り返して行われております。中でも、早朝や放課後などの先生方による家庭訪問や、それから、個人の児童、生徒の状態に応じた対応、また、実際、多忙な先生方も、悩みながら、手探りしながら大変ご苦労されていることが、これまでの答弁、また、現状とお伺いしておりまして、今、不登校の数字のお話をさせていただきました。文科省が2020年度の問題行動・不登校調査では約19万6,000人と、不登校の児童が過去最多になっています。本町においても、令和2年、3年度をお聞きしますと、やはり不登校の増加傾向にあるということで、今お話がございました。そこで今回の質問については、私は特に居場所づくりの必要性についてお聞きをしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

そこで質問ですけれども、先ほど、令和3年度では小学校が11名、中学校が15名で合計26名、2年度で小学校が14名、中学校は22名で36名ということでした。今、この話をお聞きしますと、30日以上欠席者ということで理解してもよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） ここで質問ですけれども、30日以上欠席でなくても、それに近い日数を欠席している児童、生徒を入れると、もっと多くの不登校児童、生徒がいる現状だと思います。そのような捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご指摘の出席日数が、国の基準の30日に満たない場合であっても、いわゆる不登校予備軍と言われる児童、生徒につきましては、本町におきましても相当数存在するものであると認識しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。

それでは、次ですけれども、不登校の要因についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 不登校に至った要因につきましては、その要因が往々にして複数以上にまたがるということで、複雑に絡んでいることもございまして、原因を究明、特定することは困難であると認識しておりますが、全国的な傾向といたしましては、文部科学省の取りまとめによりますと、学校生活に起因するものとしたしましては、いじめ、また、いじめ以外の友人関係、教師との関係、学業不振、また、家庭環境に起因するものとしては、親子の関わり方、本人に起因するものとしたしましては、無気力、不安、怠惰などとされているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 不登校の問題についての要因は、様々な角度からまた、その子の状況は、環境によるものも大きな要因と思います。それで、一人一人という、先ほどもお話をしましたけれども、先生方の手探り状態の中で、いろいろとご苦労しながら対応していただいているということで、お話がございました。次に、対応と相談体制の状況ということで、回答いただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 不登校児童、生徒、本人並びに保護者への相談体制の状況につきましてご回答させていただきます。

まず、本人への相談体制といたしましては、学校の担任教員、養護教諭などがチームで相談に応じ、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談につなげているところでございます。

一方、保護者への相談体制といたしましては、まず、学校の担任教諭が一時的な相談に応じ、適宜、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談を受けられるようにしております。併せまして、教育委員会におきましては、常に保護者の気持ちに寄り添うことを基本的な考えとしておりまして、学校指導主事による教育相談や、奈良県教育研究所の電話相談や、あすなろダイヤルと称するものでございますが、来所相談を紹介しており、県内にはまた大学カウンセリングセンターと民間の不登校を支援するグループ等も相当数存在することから、保護者の求めに応じて、それらを適宜紹介しているところでございます。また、不登校の状態が一定期間以上継続し、児童、生徒本人の心身へのダメージが、著しく大きいと判断した場合には、奈良県立医科大学附属病院の思春期外来など、医療機関の受診を勧奨することもございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） ただいま本人、また保護者への対応及び相談体制ということでお話しいただいたんですが、相談体制の中で、スクールカウンセラーや心の相談員と、それからスクールソーシャルワーカーの配置をされて、充実した形で行われていることが分かりました。その中で、スクールカウンセラーの方については、以前もご説明いただいて、私も理解しているつもりです。その中のスクールソーシャルワーカーの役割を教えてくださいと思います。

また、現在、スクールカウンセラーは町で3人配置されていまして、スクールソーシャルワーカーについては、町として三小に1名おられて、町内全体を対応していただいているとお聞きしたことがありますけれども、三小に1名配置され、月2回だけという対応状況となっているんですが、相談対応の回数など、相談待ちがないのかとか、皆さんに相談がしっかりと行われているのか、ちょっと不安に思ったものですから、その辺をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、まずスクールソーシャルワーカーの任務、役割についてご説明を申し上げます。児童、生徒の日常生活での悩みや学校でのいじめ、不登校といった問題に対して、当該児童、生徒を取り巻く環境への働きかけ、アプローチを行うなど、家族や学校の先生、関係機関との連携を取りながら解決に向けた支援を行うところでございます。

なお、本町におけるスクールソーシャルワーカーの状況といたしましては、現在、先ほど議員のほうから指摘がございました上牧第三小学校に1名、年間24日間、県費支弁により配置を頂いているところでございます。

また、この配置に係る状況でございますが、現在、予約の状況等から、相談までの期間に相当な時間を要するという保護者からの要望も聞いているところでございます。この上は、相談に係る体制の拡大、日数及び人数の拡大について、県に強力に要請させていただくなど、本町におけるスクールソーシャルワーカーの運用につき、円滑かつ速やかに行えるような体制を整えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） そのように対応していただければと思います。実はこの点についても、保護者から、なかなかソーシャルワーカーの順番が回ってこないということで、ご意見もございましたので、やはりタイミング的なこと、また、その保護者、本人との状況で緊急性であることも考えられますので、また、県にもしっかりと要望していただきたいと。お金のかかることですが、その辺はしっかりと協議をしていただきたいと思います。

それとあと、県の相談機関の紹介や情報提供についても、必要な保護者への、先ほども言いましたように、タイミング等々もありますので、この点もしっかり対応をお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） スクールソーシャルワーカーについての相談等、もろもろの相談体制につきましては、速やかに、困り事があることについては、的確かつスピーディーに把握させていただいて、後の取組に有効なことにつなげていきたいという考えのもと、粛々と進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） では、よろしくお願ひしたいと思います。

では、③に入っていきたいと思います。学校以外の居場所づくりとフリースクールのような居場所の設置でございますが、ここで、不登校児童の保護者よりお便りを頂きましたので、事前に了解も得ておりますので、読ませていただきたいと思います。聞いてください。

私は上牧町に移り住み、37年勤過ごしてきました。上牧幼稚園、小学校、中学校と通い、教育を受けてきました。自分が育ったこの上牧で子育てしていきたいと、希望や夢を持ち、家も建てました。ところが、昨年9月から小学校5年生の娘が学校へ行けずに家が過ごす姿

に葛藤の毎日を過ごしています。学校へ行くことができない娘にとって、学校へ行くか、家で過ごすかの選択しかなく、屈辱で世間から置き去りにされているような孤独感でいっぱいになります。初めの頃は行きたくない理由や原因にばかり目が行き、当たり前のように学校に行くということがどうしてこんなにも困難なのかと、娘を追い詰めたり、責めることしかできなくなっていました。親子の関係までめちゃくちゃになりそうでした。こんなとき、相談することがもちろん必要ですが、ほかの居場所が存在していたらと何度も思いました。不登校児本人は学校へ行けず、休んでいることへの罪悪感がどんどん増してきて、休んでいても、実際は学校から解放されている状態ではなく、息苦しい日々が続きます。保護者は学習の遅れや家族以外の人とコミュニケーションを取らない子どもの将来が不安になっていきます。こんなとき、自分たちの気持ちを理解してくれる、受け入れてくれる場所があれば、どんなに救われるだろうと思います。多様な人との関わりの中で違いを認め合うこと、その子らしく生きていける居場所づくりが必要です。今でもこうして各家庭の中で悶々とした日々を過ごし、不安を抱えている方のためにも、フリースクールのような不登校児、生徒を受け入れてくれる居場所が不可欠だと思っています。未来ある子どもたちのためにも、ありのままを受け止めてくれる大人の存在や、同じ悩みを抱えた仲間との関わりの中で、成長の土台が築かれると思います。誰一人置き去りにしないまちづくりを切に願います。

このようなお手紙を頂いておりました。今のお手紙からも、不登校本人、保護者のどうしようもない、やり場のない家族の不安や葛藤、学校に行きたくても登校できない子どもにも、学校以外に行く場所がないという現実を改めて深く考えさせられました。

ここで、教育長にお伺いしたいと思います。不登校の子どもに対して、支援校は特例校や適応指導教室やサポート校など様々ございますが、2018年の教育機会確保法では、国は不登校はどの児童、生徒にも起こり得ることとして、フリースクール等の重要性を認め、小・中学校との連携も求めるなど、子どもたちへの支援が本格的に始まっております。このように、学校の在り方も問われ、子どもの気持ちを尊重した運営に変えようとする動きの中で、長年、教育長、教育現場のトップとして、不登校等の問題について、どのようにお考えをお持ちでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） まず初めに、フリースクールとは一体どういう学校で、どんな子どもが通い、何を学んでいるのかということまで整理をする必要があるのかなと考えております。フリースクールとは、不登校の小・中・高生が一般的に呼ばれている学校とは違う場所で学

んだり、友達と過ごすことのできる居場所であるということが第一の定義であり、不登校だけでなく、学習や発達に障害のある人たちのための施設も多く存在します。ご存じのとおり、公的な機関ではなく、個人や民間企業、NPO法人によって運営されることが多く、特徴としては、入学資格を設けず、異年齢の子どもが集まって、学校のような決まったカリキュラムがなく、それぞれの学習進度や興味、関心に合わせて、子どもの思いや希望で学ぶ内容や方法を定めることが中心となっているように考えております。

次に、フリースクールとは、3つの特徴があるとよく言われております。1つ目は、いろいろなことを強られる学校の雰囲気や苦手ということから、学習指導要領に縛られていないということでございます。2つ目、3つ目は、先ほど来より申し上げておりますように、異年齢の子どもたちが一緒に学習することや、個別指導、少人数グループ学習が主であるということでございます。先ほど来、出ておりましたように、学校に行けなくなってしまった理由は、個別様々でございます。学校の雰囲気が苦手、先生や友達、家庭での人間関係、勉強がよく分からないといった理由も結構多く、また、最近では、ADHDやLDといった発達障害を抱え、学校での集団生活や一斉授業になじめないことが原因になることもあるようでございます。何よりも、これまで何度もお答えさせていただいておりますように、その原因はどこにあるのか分からない不登校児童、生徒数が非常に多く、町内学校では、手を変え品を変え、日々担任学年と不即不離の関係。すなわちつかず離れずの関係を大切にしていたきながらお取組いただいているところに感謝して、期待しております。

ただ不登校の形が違うことから、やり過ぎると逆効果に至る例も少なくありません。具体的に申し上げますと、登校を促す、あるいは促さないという画一的な対応にならないようにすること。また、子どもには、そっとしておいてほしいという気持ちと、ほっておかれると寂しいという複雑な気持ちを抱えていることもあり、家庭訪問というのは、本人や保護者の必要としている支援を行うことが大切だと考えております。

先ほど議員申されましたように、2018年に教育機会確保法が施行されて、続く2019年の文科省の通達では、学校に復帰することを目指すのではなく、社会的な自立を目指すことを基本的なベースとしておるということが方向づけされております。フリースクールは、義務教育期間中であるため、もともと通っていた小・中学校、また、住民登録をされている市町村の定められた学校に籍を置いたまま利用することから、よく出席扱いや卒業資格はどうなるのかという質問もございます。基本的には、適切な指導が行われており、かつ在籍学校の校長先生が認めてくれれば、出席扱いとなるケースがほとんどでございます。そんな中、私と

いたしましては、フリースクールの設置、開校につきましては、やぶさかではございません。一定の理解はさせてもらっているつもりでございます。ただ、その設置に当たっては、人がパン屋さんやケーキ屋さんや、また飲食店を開店するのと同様、3つの力が必要と考えております。どこにどのようなタイプの施設を設置するのかという地域力、運営支援するための財力、そして献身的でやる気のある人、すなわち専門的知識を有するスタッフと、知識基盤と人間力を兼ね備えた人的配置をする必要があります、このたび、ご提案のフリースクールにつきましては、途中、尻切れとんぼになってしまったら大変でございます。その調整がスムーズに行政で行われ、条件が整えればと期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、子どもと学校、保護者とのかけ橋となり、精一杯、積極的なサポート体制の構築に向け、努力をしてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくご理解を申し上げたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 教育長、本当に貴重なご意見、ありがとうございます。私も先ほど、お手紙を読みながら、コロナ禍で、親子で葛藤する毎日の中で、学校以外の居場所が存在していたら、何度もそのように思ったという辺りでは、本当に胸がつまされた思いがいたしました。ありがとうございます。

そこで、今、教育長のお話を聞いて、それでは、町長に最後にお伺いさせていただきたいと思っております。現在、上牧町では、子どもたち一人一人の成長を願いながら、町長は教育に前向きに取り組んでいただいております。通級指導教室、まきっ子塾等充実した中で、現在、不登校児童に対する学校以外の居場所などの支援はありません。先ほど話したように、不登校で悩んでいる児童、生徒、保護者の相談の訴えの多くは、学校以外の居場所のご要望です。いろいろ述べさせていただきましたが、結論として、不登校の児童、生徒の支援の1つとして、本町にも、学校以外の居場所、フリースクールのような居場所が必要でないかと思っておりますがいかがでしょうかということと、もちろん財源や場所、人的配置もクリアしなければならない重要な課題でございますが、そこは十分に承知をした上で、町長にお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今のご質問でございますが、まず結論的に申し上げましたら、不登校の子どもたちが一定数いることは事実でございますので、我々としては、前向きな検討が必要であるというふうに考えております。

今、教育長からも回答がありましたように、その専門的な知識を持った人たちの協力がなければ、かなり難しいこれは施策であるというふうには考えております。やっぱり、人、場所、財源と、この3つがどうしても必要であろうかというふうに思います。居場所づくりだけでございましたら、空いた施設を使いながらやるということは簡単でございますが、人を集めてくること、大変難しいんだろうなど。それと、誰がやるのかと。行政がやるのか。例えばNPO的なものがやるのか、専門的な業者、そういう人たちにやってもらうのか、こういうことも決めていくことになるというふうに思います。いずれにいたしましても、この問題については、以前からも質問も出ている内容でございますし、人数がこのように増えてくると、我々は、学校へ戻すということではなしに、社会に出ていけるように考えていくことが大事でございますので、やれる方向でしっかりと検討していきたいというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 町長、ありがとうございました。今、町長の前向きなお話がありました。先ほど教育長からもありましたように、やはり、ただ、居場所をつくるということではなくて、専門的なこと、それからその環境づくり、それから人の問題等も、様々に準備期間の中で、大変ご苦勞をおかけするかと思います。どうか上牧町で生まれ育ち、未来ある子どもたちのためにも、その子らしく、日々楽しく。そして上牧町の学校生活の中で、また、この居場所づくりの中で、しっかりと人間教育、また自立した自分自身、また、それで自信をつけて社会に送り出していきたい、その上牧町の取組を望んでおりますし、保護者の方々もそのように切にお願いしたいということで、希望、要望されておりますので、また、ご苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

では、この質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） がらっと変わりました。次、感染予防としてワクチン接種の取組3点についてお伺いいたします。

初めに①、コロナワクチン3回目の接種ですが、12月から始まりました。医療従事者から開始されて、年明けから高齢者、一般向けということで、順次始まっていくと思います。国内では、2回目接種を終えた割合が11月26日時点で全人口の76.5%に達しており、世界的にも高い接種率は、新規感染者数が激減した要因の1つと見られています。上牧町においては、11月末時点での接種の割合は、全体で見ますと79.64%です。感染者もずっと見られておりません。3回目の接種も希望者全員が円滑に受けられるように、本町の運用が求められると思

いますが、今回、オミクロン株ということで、いろいろと接種期間、18歳以上の全員が対象としたもので、6か月以上も可能とするということで、ちょっと混乱が起きている状態になっています。先日、議員総会の際にも、生き活き対策課から、3回目の接種に向けて準備、それからスケジュール等の説明がございましたが、その確認と、ここでは2点です。

1点目は、12月の広報では、予約方法について、追ってお知らせということで、広報の中に説明、皆さんにお知らせがありました。このお知らせについて少し教えてください。

それから質問の2は、3回目の設置について、これも大変重要な点ですが、今回、交互相種が実施されますので、初めてワクチン接種がスタートした当初等も大変に混乱いたしましたので、皆さんにご迷惑をおかけしたと同時に、担当者も大変ご苦労した経験がありますので、今後、混乱が生じないように、皆さんに丁寧な説明等も必要となりますので、その点、お知らせの周知等、またしっかり取り組んでいただきたいということもお聞きしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは、今後の予定と周知の方法、続けて回答させてもらってよろしいですか。

まず、先行接種の医療従事者の方々につきましては、11月末に接種券を送付いたしました。その後におきまして、順次、2回目の接種をされてから、おおむね8か月を迎える方々に8か月になる前、ちょうど年明けの1月からになるんですけども、順次、接種券などを送付していく予定をしております。その後におきまして、予約をコールセンター、またはウェブで取っていただくこととなります。また、接種会場につきましては、今年度同様、2000年会館での集団接種、それと3つの医療機関での個別接種を想定しておるところでございます。

3回目の接種につきましてはですが、年明け早々に住民周知を考えております。その内容といたしまして、3回目接種の必要性、それと、先ほど議員からも出ておりました交互相種。この交互相種と言いますのは、3回目の接種からは、使用されるワクチンがファイザー製だけでなく。モデルナ製のワクチンが供給される見通しとなっております。この15日、厚労省のモデルナ製のワクチンの薬事承認が下り次第、正式にファイザーとモデルナの配分量が決定してくると考えておるところでございます。このワクチン2種類を使用されることにより、2種類どちらかを住民の方々に接種していただく選択をしていただく必要があります。そういった旨の住民周知を、接種券を送る前に、まず年明け早々に文書にて全戸配布を考えておるところでございます。住民の皆様には、接種に対してのご協力、ご理解をお願いしたいと思っておるところでございます。また、同時にホームページ等にもお知らせを随時させてい

たきます。また、本町においては、接種するワクチンごとにしっかりと会場を分けて実施する方向で、現在、調整を取っておるところでもございます。トラブルや事故のないよう進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。まだ、私、少し整理ができてないんですけども、まずは、今回は8か月間期間を、6か月とかいろいろ言い出してますけれども、8か月ということで、上牧町はそのような形でやります。年明けに、2回目をして8か月になる前に接種券を送付します。それから、予約方法については、コールセンターとウェブということですが、コールセンターに電話で予約をする、ウェブについては、自分でパソコンなり携帯からやるということで、そうすると、以前のやり方と同じような形になると思いますが、そのような理解でよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、議員からご指摘いただきました。当初、我々現場サイドといたしましても、ファイザー製薬のみであった場合を想定して、8か月を迎える前の方から順次、ある程度、こちらで日にちを設定させていただきたいというふうに考えておりました。今年度の予約の状況を振り返ってみると、かなり混乱された部分もございまして、予約がなかなか取れないというトラブル等もございましたので、ある程度、こちらで事前に調整させていただきたいところがあったんですが、先ほどご答弁させていただきましたように、どうしても3回目のワクチン接種から、モデルナ製というのがどれだけの比率で供給されるかというのは、今後の状況によりますが、100%ファイザー製での接種は多分ないであろうというところで、まずはこの旨を住民の方々にご理解いただいて、ご自身で選択していただくのが、一番トラブルにならないのかなという方向で、また最初に戻ってしまうんですけども、ご自身で予約を取っていただくという手法を、今現在考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） そうなりましたら、2回目から8か月間ということで、65歳以上の方々からいくと思うんですけども、今、マスコミ等もいろんなことが流れているので、その辺りは理解に苦しむところもあるし、いろいろと考えながら聞いているんですけど、これは、ファイザーが、比率については、今、まだ確定をしてないから、比率が分かった時点で、医療機関とそれから集団接種会場等とで分けてやっていくという話だったんですけども、これまだ、要は分かっていることが、100%ファイザーではないということですよ。だから、

今おっしゃったように、ファイザーとモデルナなどの、そこら辺の一番大事なことは、以前にも、そのときはファイザーだけであれだけ混乱したわけですから、今回はそれにモデルナも入ってくるということで、さらに混乱する状況と違うかなと思ったりもするんですけども、その辺りはしっかり、選択をしていただくということは、どのような感じになるんですか。要は選択するというのは、ファイザーかモデルナかということになるんですけども、年齢的なことであるとか、それから会場別、集団なのか病院なのか、そこあたりが疑問ですが、その辺、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今後のファイザーとモデルナの供給の配分にもよるんですけども、まず、2000年会館で行う接種会場と3つの医療機関をワクチンごとに接種会場をきちんとすみ分けさせていただこうというふうに考えております。ただ、どちらがどれだけの比率で入ってくるかというのが、まだ定かではございませんので、どちらがどちらのワクチンの接種会場になるというのは、この場ではちょっと決めかねておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。2000年会館と3つの医療機関しかございませんので、そこで比率が分かった時点で、しっかりすみ分けをして、あとは住民さんへのしっかりとした、ファイザー、モデルナ等の内容を、ワクチンの効果であるとか、いろいろもっと突っ込んだ形の分かりやすい説明を皆さんに周知していただくのが、最初に必要なことかなと思いますので、その点もしっかりとよろしくをお願いします。

それから、あと、予約もちょっと混乱するかなと思うんですけど、コールセンターでは、電話で予約ということになるんですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） コールセンターでは電話のみの予約となります。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） もう最後にしたいと思います。先ほどからも私、以前も予約でお助け隊で、何人かさせていただいた経験がありまして、高齢者の方がなさるということは、やっぱり本当に難しいんです。私も痛感したところです。それでやっぱり、そのような方々についても、もちろん無事故で、現場の方々についての配慮というか、混乱が生じないような、皆さん丁寧にお知らせをしっかりとっていくことが一番重要だと思いますので、その点は全町を挙げて、やはり担当課だけでは大変な作業になりますし、いろんなお知恵も、いろんな情報、

それから考え方等もみんなで出し合いをして、話し合いをして、協議をしていただいて、次の3回目の接種、しっかりと、大変ですけれども、またご苦勞をおかけすると思いますが、よろしくお願ひしたいと思いますが、よろしくお願ひします。答弁お願ひします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今年度、ある程度ノウハウというか、多少の経験はいたしましたので、年明けの3回目の接種に関しましても全町体制で臨んでいきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願ひしたいと思いますが、では、②、お願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 続きまして、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨に至った経緯の回答でよろしいですか。厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会、副反応検討部会及び薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策長調査会におきまして、子宮頸がんワクチンの有効性及び安全性に関する評価、子宮頸がんワクチン接種後に生じた症状への対応、子宮頸がんワクチンについての情報提供の取組等について、継続的に議論が行われ、第72回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第22回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会におきまして、改めて子宮頸がんワクチンの安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことにより、積極的勧奨が再開されることになりました。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） これについては、2013年から通知してきまして、積極的勧奨、今、部長おっしゃっていただいたような内容で、来年からまた再開するというので、厚労省が発表しております。

質問ですけれども、子宮頸がんワクチンは小学6年から高校1年相当の女性を対象に、無料で2013年4月から定期接種となっております。全身の痛みとかそういうふうな副反応の報告がございましたので、同6月には自治体のほうへ積極的勧奨しないよう通知がされたということです。質問ですが、子宮頸がんは毎年1万人がかかって、約2,800人が亡くなっています。この勧奨通知の間、中止の間、70%以上だった接種率が1%以下となり、接種の機会を逃した人は全国で200万人、上牧町についても、機会を逃した女性がいらっしゃいますけれ

ども、その状況と、それから、その一方で、上牧町のホームページには個別通知について掲載されておりますが、その点についてもご説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず、この8年間のうちで接種機会を逃された方でございます。

平成9年4月2日生まれから平成22年4月1日生まれまでで1,264人おられます。その間、接種をされた方が34人おられますので、接種機会を逃した方は、1,231人おられるということでございます。この8年間に、先ほども議員申されましたように、あまりにも接種率が低かったせいで、昨年10月に、厚労省及び接種勧奨にならない程度の通知をしなさいという指令がございましたので、今年6月、高校1年生、接種対象となる最終学年の女子に対しまして、情報提供及びホームページでその旨を掲載させていただいたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。接種勧奨、積極的勧奨を8年間中止してきたわけですが、それ自体では接種率が1%になってしまった、だけれども、ほかにも子宮頸がんの接種率も、ここ一、二年は増加傾向にあるという統計がありましたので、そこら辺は何でかなと思いましたが、6月からそのように積極的じゃないけれども、個別接種については、厚労省はしてもいいという形になったということで、判断をさせていただきました。

そしたら次ですけれども、接種勧奨で、また来年4月から再開しますが、1,231人、ワクチン接種を逃したということで、先ほど発表がありましたけれども、来年4月から再開について、本町の取組をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 来年の4月に、まず、対象者には予診票を同封するなど、積極的勧奨を実施する予定をしております。まだキャッチアップの年齢が決定されておきませんので、それが決定され次第、その年代の方々に対しましても、積極的勧奨をさせていただきますと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 毎年約1万人かかって、2,800人が亡くなっているということで、大変若い女性にとっては、命を途中で、こういうふうな病気で絶つというのは、本当に無念だし、残念だと思います。そこで、来年からまた始まりますので、上牧町においても、逃された方々についても、しっかりとご連絡、通知していただきまして、積極的勧奨をしていただきまして、取り組んでいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは3番目、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 3番目の带状疱疹ワクチン接種の費用助成についてというご通告でございます。带状疱疹の発症や重症化を予防するワクチンにつきましては、効果の持続性や発症頻度などから、導入に適切な対象年齢と期待される効果、安全性などについての議論が、現在、国の厚生科学審議会において慎重に行われ、定期接種化に向けた調整が進められているところと聞いております。本町といたしましては、带状疱疹ワクチンの費用助成について、今後も国の動向を踏まえながら、また、近隣市町村の状況も研究しながら、慎重に考えてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 带状疱疹は、今まであまり聞かなかったんですけど、最近、お目にかかる方が案外と带状疱疹にかかって、「もうえらい目に遭いましてん」という話を聞くことが多くなったので、また、テレビ等でも流れておりました。やっぱり接種、ワクチン予防は大変に効果があるということで、お医者さんにこのことをお聞きしましたら、皮膚の湿疹が治った後も、約2割の方に長い期間、神経痛といいますか、痛みがずっと残って、そして、失明や耳鳴り、難聴などの偽証が残る場合があるということをお聞きをいたしました。日本人の成人で90%以上は、原因となるウイルスが体内に住んでおり、80歳までに約3人に1人かかると言われています。50歳以上の方であれば、このワクチンを接種することで発症率が抑えられるということで、患者さんの負担が大きいものとなるために、早期治療が必要であるということをお聞きいたしました。ちなみに、生ワクチンは8,250円で、発症予防効果が約50%から60%、不活化ワクチンは2万4,200円、かなり高いですけども、発症予防効果が97%とお聞きいたしました。いろいろこれについても、定期接種ということで検討が行われているということで、今、お話も伺いました。

最後に、町独自でやるとなると、いろいろ財政的なことも大変になってくると思うんですけども、皆さんやはり、高齢化になりますと、抵抗力がなくなるということで、ワクチンは大変に発症率が抑えられるということで、医療費の抑制にもつながっていくということで、この効果的なワクチン、また、高いワクチンですけども、その辺、しっかりと費用助成の検討もまた、定期化に進めていくということでございますけれども、国がしっかり、上牧町においても、いろんな情報等も仕入れていただいて、今後、ご検討をお願いしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、議員からもお話がありましたように、带状疱疹のワクチンの自己負担の費用、一番安い簡単な皮下注射であれば、4,000円台から2万2,000円とか、なかなか額の上下ありますので、実際、例えばどれだけ町は負担するののかもございませし、現在、国が定期接種化に向けて調整をしているという情報も仕入れましたので、いましばらく時間を頂いて、町としてはじっくり検討させていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。やはりこれだけワクチンが高いと、しんどい思いするよりはワクチンと思うんですけれども、やはり高いとなるとやめとこうみたいな話にもなってきます。しかし、今おっしゃるように、定期接種でというのが一番いいのかなというふうに思っているところですが、まだしばらく時間もかかると思いますので、また、いろんな情報等もしっかりと吸収していただいて、検討もまたお願いしたいと思います。ありがとうございました。では、带状疱疹のワクチンの質問は終わりたいと思います。

これで私の質問は全て終わらせていただきたいと思います。いろいろとありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は2時5分。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時05分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

◇ 木 内 利 雄

○議長（吉中隆昭） 次に、9番、木内議員の発言を許します。

9番、木内議員。

（9番 木内利雄 登壇）

○9番（木内利雄） 9番、木内利雄でございます。議長より指名、発言の許可を頂きましたので、通告書に従い、順次質問をさせていただきます。

質問事項は、1点目が2021年、令和3年4月13日に、消防団員の報酬等の基準の策定等についてと消防庁長官から通知が発出されましたので、その内容についてお伺いいたします。

2点目は、主として、松里園地域の児童、生徒が利用する通学路において、路面の凹凸が顕著です。安全の確保が困難である通学路の整備についてお伺いいたします。次に、3点目でございますが、いじめ、長期欠席、暴力行為、自殺など、学校における諸課題について、それぞれお伺いいたします。

内容に入る前に、少し時間を頂きます。それは、町長、町職員についてうれしい話をお聞きいたしましたので、今中町長をはじめ、ここにおられる官房職員、皆さんにも聞いていただきたく思います。先々月の10月31日は衆議院議員選挙の投票日でした。私ども松里園地域は、第1投票区で、つまり、南上牧公民館が投票所となっております。町の選挙管理委員会から要請を受け、投票立会人2人を推薦、決定されたところでございます。ちなみに、私どもの投票立会人は、2人とも女性で、松里園自治会の役員です。松里園議会は、毎月1回、13人で構成している役員会を開催しております。そこで、先月11月28日の第11回の役員会で、投票立会人を務められた2人に感想等をお話ししてもらいました。2人からは、寒かったとか、いろいろな感想が告げられました。一番時間を割いての内容は、2人とも異口同音に、受付担当者の職員の礼儀正しさ、明るくてきばきとした態度は、見ていて気持ちがよかった等々と笑顔で話しておられました。私はもちろん投票しに行きましたが、私たちが場内に滞在するのがたかが数分程度ですが、立会人の場合は、前半、後半、それぞれ6時間程度任務に就くわけです。職員をじっくり、しっかり見た上でも感想だったと思います。

以上、すばらしい職員の報告をさせていただいたところでございます。

それでは、質問の内容に入らせていただきます。

1点目の消防庁長官通知についてです。まずは、その通知内容について、一部を抜粋して紹介いたします。消防団は地域の消防、防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後、数年間で80万人を割り込むおそれがある、極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、消防団員の処遇等に関する検討会を開催することとしました。同検討会では、

昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇の在り方について議論を行ってきたところです。消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や年額報償費及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け、今後、必要な措置として取り組むべき事項や留意点を取りまとめました。つきましては、市町村にあっては、本通知の内容や消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条において、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとするを踏まえて、適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の昇任の改善について積極的な取組を行うように周知し、適切に助言されるようお願いいたします。以上、消防庁長官通知の一部を紹介させていただきました。そこで、まずは、上牧町消防団の現在の団員数、出動手当、年額報酬について、それぞれ答弁を求めます。

次に、通学路の整備について伺います。皆さんには別紙で当該通学路の位置が分かる地図を示させていただいておりますが、同通学路は、松里園地域から南上牧公民館へ通じる旧道で、古くからある道で、幅員が狭く、車両が通過するときには、子どもたちは慌てて車両をかわせる場所まで走っているという現状です。また、路面の凹凸が顕著で、安全の確保が困難であります。よって、早急な対応、整備を求めるものであり、町当局の見解を伺います。

次に、学校における諸課題についてお伺いいたします。その1点目はSPS、セーフティープロモーションスクールの認証取得については、さきの9月議会で一般質問を行わせていただきました。そのときに松浦教育長から、10月1日の校園長会で早速伝えるとの答弁があったところでございます。よって、その校園長会の顛末はどのような内容であったのか等、答弁を求めます。

次に、文部科学省が全国の小・中学校などを対象に実施した令和2年度の問題行動、不登校と生徒指導の諸課題に関する調査が10月13日に公表されました。そこで上牧町立小・中学校でのいじめ、長期欠席、不登校、暴力、自殺等、それぞれに関してお伺いいたします。また、うち病気、うち経済的理由等についても答弁を求めるものでございます。

それでは、初めにいじめについてお伺いいたします。このことについては、2020年、令和2年度に、いじめの認知事実があったのか否か。あったのであれば、小・中学校の認知件数をお伺いいたします。また、年度途中ではありますが、2021年度、令和3年度についてもお伺いいたします。

次に、長期欠席、不登校などについてお伺いいたします。2019年度、令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した児童、生徒についての調査であったが、2020年、令和2年度調査においては、児童、生徒指導要録の欠席日数欄及び出席停止、忌引き等の日数欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童、生徒について調査、また、2020年、令和2年度調査においては、長期欠席の理由に、新型コロナウイルスの感染回避を追加したとされています。

そこで伺いいたします。先ほども申し上げたとおり、長期欠席者数、次にうち不登校者数、次にうち病気者数、うち経済的理由者数、5番目に長期欠席者のうち、新型コロナウイルスの完成回避者数、そして6番目にその他について、小学校、中学校別の人数をそれぞれ伺いいたします。また、年度途中ではありますが、2021年度、令和3年度についても伺いするところがございます。

次に、暴力行為の状況、及び自殺の状況について、それぞれ答弁を求めます。

質問事項内容は以上でございます。再質問に関しましては、質問者席で行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1つ目の上牧町消防団の現状についてご回答させていただきます。団員数といたしましては113名、うち男性が103名、女性が10名でございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） まず、そのことからお聞かせいただきますが、例規集の条例定数を見ると、138名ですね。つまり、今答弁いただいたように、団員数は、男女合わせて113名。よって充足率は81.9%、25人が条例定数よりも欠員となっております。このことに対しては、どういうふうな対処をされる予定でしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員おっしゃっていただけたとおり、充足数で82%ということで、条例定数には達していないのが現状でございます。この部分につきましては、団員ということで募集はさせていただいておるが、現状、なかなかないということで、活躍していただける方がいらっしゃらないと。特に若い世代について、人数的にはかなり厳しいものがあるのかなと思っているところがございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 壇上でも申し上げたとおり、消防庁長官等も、大変消防団員数が減って

いるということで、いろんな意味で危惧をされているので、このことについても、しっかりと町としてお取組をされるように申し上げておきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、2つ目の出動手当についてというご質問についてご回答させていただきます。この部分につきましては、上牧町消防団に関する条例の中でも少し規定させていただいております。

1つ目といたしましては、水火災の場合、1回につき2,000円。警戒の場合、1回につき2,000円。訓練の場合、1回につき2,000円でございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） そこで、今回の消防庁長官の通達の中には、この出動手当に関しては、7,000円、8,000円程度の額を標準額とすることというふうに、災害、火災、風水害に関する出動報酬になりますが、これに関しては、現在ではどのようにお考えなのでしょうか。答弁をいただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今回、消防庁長官通知におきましては、今、議員少し述べていただきましたように、最終的には報酬額といたしましては8,000円という根拠でということで、少しお示しされているところでございます。本町におきましては、先ほど少し説明させていただきましたように、1回につき2,000円ということで、いただいた通知から少し下回っている部分でもございますので、こういった部分につきましても、少し見直しをさせていただきたいということで、現在、検討させていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 3つ目の年額報酬についてでございます。この分につきましては、少し条例等でも定めさせていただいております。階級ごとにご説明させていただきます。団長といたしまして15万円、副団長として11万円、分団長として9万円、副分団長として5万円、分隊長として4万円、班長として4万円、団員として3万5,000円と規定させていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） これについても、長官の通達では、団員の階級について、年額3万6,500円を標準額としということになっているんですね。団員より上位の階級にあるものについて

は、市町村においては、業務の負荷や職責等を勘案して、均衡の取れた額となるよう定めるといふようになっておると。現在、団員は3万5,000円ですから、長官通達とは1,500円の差があると。これらのことについては、いかがお考えなのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この部分につきましても、標準額というんですか、標準単価につきましても、本町におきましては、3万5,000円ということで、現在、下回っているところがございますので、先ほども少し答弁させていただきましたが、出動手当と年額の報酬につきましても、併せて検討させていただきたいと思ひまして、現在、消防団でも少し協議を進めさせていただいているところがございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） そのことについてもしっかりとお取組をされるように申し上げておきたいと思ひます。

そこで、何でこうやっているのかちょっと疑問なんですけど、例規集の一部、上牧町消防団に関する条例を告示したものでございまして、その12条に報酬があつて、先ほど議論しているところですが、12条の2に、報酬は団長を経て各団員に支給するとなっておりますが、今現在、このようにされているんですか。なぜこうなっているんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 支払いの報酬という部分でございます。今回のこの数字につきましても、消防庁長官通知の中でも少し触れられておられる部分もございます。現在、この部分につきましては、条例に書いていただいているとおおり、最終的には分団のほうにお支払いさせていただいておるんですけども、直接、団のほうに振り込みをさせていただいているということで、個人のほうには直接支給させていただいておりません。

至った経緯でございますが、過去からの通知等にもよりまして、いろいろ検討された結果、団への支給というふうになっていると思ひますけども、最終的にはいろんな形で、再度、消防団活動におかれまして、会費というとなんなんですけど、いろいろ費用等徴収されることもあるということで、それを直接、事務処理上、そういう形で団に振り込んでいると思ひているところがございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ちょっと確認したいんですが、団というのは、団長の口座へ振り込んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

- 議長（吉中隆昭） 総務部長。
- 総務部長（中川恵友） 分団長への口座になっております。
- 議長（吉中隆昭） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 分団長のところへ団員の分も含めて振り込んでいるということなんですか。分団長というのは、今現在、何名おられるんでしょうか。
- 議長（吉中隆昭） 総務部長。
- 総務部長（中川恵友） 9分団でございます。9分団に振り込んでおります。
- 議長（吉中隆昭） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 先ほども部長も触れられたんですけども、今回の通達では、今の部分、出動手当、並びに年額報酬については、団員個人に直接支給すべきであるというふうな通達ですが、それはそのようなお考えでよろしいでしょうか。
- 議長（吉中隆昭） 総務部長。
- 総務部長（中川恵友） その部分につきましても、通達にもありますように、個人への支給にということで、現在、協議を進めているところでございます。
- 議長（吉中隆昭） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 消防団については、先ほど壇上で長官の通達事項を紹介させていただいたんですが、大事な消防団でございますので、今申し上げているような、定数並びに手当、報酬、また団員直接に支給する、ここら辺は長官の通達に沿って今回、条例を改正していただきたいと思います。それをお答えいただくのと、条例改正については、長官通達では、令和4年4月1日から条例を制定するようということでございますが、上牧町としてはいかがお考えでしょうか。
- 議長（吉中隆昭） 総務部長。
- 総務部長（中川恵友） もちろん1つ目の改正時期におきましては、消防庁長官通知でございますので、令和4年4月に間に合わせたいということで、3月での条例の予定をさせていただいております。ですので、そこまでに、今言っておりました報酬であったり、手当であったり、報酬の個人への直接請求、支給という部分につきましても、条例の中で明確に表していきたいと思っているところでございます。
- 議長（吉中隆昭） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 一連の定数をきちっと充足するように努力されることや、報酬の点、今、長々とお話しさせていただきましたけど、大事な消防団でございますので、しっかりと

お取組をされるように申し上げておきたいと思えます。ここは結構でございます。

次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 松里園地域と南上牧をつなぐ町道についての舗装等改修についてということで説明いたします。舗装修繕につきましては、舗装についての個別施設計画及び自治会からの意見聴取の結果を基に、順次実施しているところではありますが、緊急性のあるところにつきましては、部分補修等により、早期の対応が理由であると考えております。よって、当該路線につきましても、部分的に損傷が激しい箇所を確認しておりますので、通学路でもあることですので、児童の安全を確保するために、早急に修繕をしたいとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 部長も見ていただきましたか。見ていただいたということで、今の答弁でおおむね結構ですが、私が言っているところの近所に、この間、新築の家が建ちました。そのとき、建てるときに、道路幅が狭いから、重機等を通るために、道路を少し、50センチから75センチぐらい拡幅しておったんです。その新築の家は完成しましたので、拡幅しておった50センチから70センチの部分を撤去します。それで、私、写真も撮ってきたんですが、どういうことか境界が分からないんです。この間、拡幅等も見ておったんですけども、狭いものですから、できるだけ、20センチでも30センチでも、法面の部分を広げられるようにしていただきたいと思っているんですが、そこら辺はいかがお考えですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） その町道について、地元自治体からも、拡幅等の話があります。ただ、先ほど議員もおっしゃられたように、境界について、境界明示は過去に行っておりますが、側面の法下になっておりますが、今まで地道部分に舗装だけあったということで、増えている可能性もあり、また、個々の家の問題が出ていないので、その件につきまして、自治会と話しているところは、各所有者の方とまとまって話合いをして、拡幅または舗装等の話をしたいとは協議しているところでもあります。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） しっかりお取組いただくようにお願いします。あそこは、ご存じのとおり、グレーチングが入っておって、水路にもなって、道を横断しているんです。ご近所の方に聞いたりすると、大雨のときは、あそこら辺が池のようになると。子どもはびしょびしょ

になって歩いているような状況でございますので、そこら辺も水はけのこともしっかりと公表いただけたらよろしいかなと思います。

昨日、西館の3階で防災の関係がございまして、南上牧の辻本自治会長がそばへ来られて、道幅、南上牧も、先ほど部長からあったように、要望を出しておるので、またひとつよろしくという話でございました。またタッグを組んでやりましょうという話をしておりましたので、よろしく願い申し上げたいと思います。しっかりお取組いただくよう、お願いしておるところでございます。

それでは、次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、さきの定例会の一般質問で、議員から質疑がございましたセーフティープロモーションに係るその後の校園長会での周知について説明をさせていただきます。セーフティープロモーションスクール、以下SPSと表現させていただきます、の認証取得に関する校園長への周知につきましては、去る10月1日開催の定例校園長会の冒頭の教育長指示伝達の中で、SPS認証の趣旨及び意義を教育長自ら説明されたところでございます。また、本町各小学校では、従前から安心安全な学校づくりに日々努力しておりますが、さらなる児童、生徒を守り、保護者や地域の方々からの信頼を獲得するため、認証に向けて前向きに取り組んでもらうよう、強く要請されたものでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 早速、相応の取組を頂いたようで感謝申し上げます。この1か月2か月でも、愛知県の弥富市で同級生を刺した、刺されたみたいな新聞報道もあります。愛知県警は殺人未遂の疑いで、刺したと見られる男子生徒を現行犯逮捕している。その男子生徒も、私がやったことは間違いないというふうな報道もありました。また、これは12月8日の夕刊でございますが、群馬県ですけれども、17歳が女儿殺人未遂の疑い、群馬県警は8日、路上小学4年生の女子児童10歳を包丁で刺し殺そうとしたとして、殺人未遂の疑いで少年17歳を逮捕したということ等、こういう事件が本当に毎日のように起こっているんです。このことについては、しっかりお取組をされるようお願いしておきたいと思います。

それでは、次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、次、いじめの状況ということでよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 今の部長の答弁でよかったんですね。何か補足していただくとか、なければ次に進みますけど。教育長、恐縮です。ここは、通告書に教育長の名前が入っているんですね。申し訳ない。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 今、部長から答弁ございましたら、そのとおりでございますが、この12月にも、実は町の校園長会がございまして、合わせて2回、プロモーションスクールについては説明をさせていただきました。指標が7つもあるということで、町内、学校5つございますが、学校主導でございますので、認証に向けての学校独自の意思決定が一番大事でございます。私ども、強いてこうしなさいとはなかなか言えない中ではございますが、私なりに丁寧に説明をさせていただいたところでございます。

そんな折、11月の初旬にタイムリーに、県の教育委員会の保健体育課から通達がございました。どういう中身だと申しますとセーフティープロモーションスクール推進員養成セミナーがございまして、12月24日、来週でございますが、そのセミナーに参加しようということで、数校、校長先生自ら手を挙げてくれました。私も開催についてのペーパーを確認させていただきますと、開会行事から始まって、大変タイトなスケジュールでございますが、校長先生なり、また教諭が、学校によってまちまちではございますが、オンラインによるこの研修に参加してくれるということです。そんな中、せんだって、私、実は勝手なことながら、このSPS協議会の発起人、代表の方、大阪教育大学の藤田大輔教授ですが、電話を個人的に取らせてもらいました。校長先生方にさらに私なりの積極的なアプローチ、SPSについての中身をもっと正確に説明するために、この教授にお話をさせていただいたら、「教育長、会いますよ」ということで、前向きなご返事を頂いて、来月1月の中旬に大阪教育大学、関屋の向こうにある大学に足を運ばせていただいて、そこでさらに私なりの勉強もしっかりさせていただこうと考えております。「上牧町へ私が出向いて、校園長会で話してもいいですよ」まで、電話の中では言っていたので、私は個別には興味を持っておる中身ですので、蛇足でございますが、大阪ではかなりのSPSの学校に追加されているところがあると。奈良県はゼロと。小学校、中学校の割合はどうですかと聞かせていただきますと、大阪は小・中学校平均していると。九州の宮崎のほうでは中学校がちょっと多いですと。奈良県としても、上牧町でしっかりお取組いただけたらという返事を頂いているということ、この場ではございますが、付け加えてご説明をさせていただきました。時間取って申し訳なかったです。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 教育長、先ほどは大変失礼しました。今、貴重なご意見をお聞きして、感激しております。教育長自らしっかりとお取り組みいただくことに感謝申し上げます。今後とも、藤田先生と連携を取っていただき、やっていただくように、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それでは、次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、続きまして、本年度の本町におけるいじめの状況について回答させていただきます。

令和2年度本町におきましては、議員ご案内のとおり、認知事案はございました。その内容につきましては、小学校における認知件数は83件でございます。うち解消したものは77件、現在においても見守り中の事例が6件となっております。中学校につきましては、認知件数が13件で、その全てが、現在見守り中となっているところでございます。

続きまして、本年度の状況について触れさせていただきます。本年度の状況につきましては、小学校におきましては、認知件数が122件、うち解消したものが72件、見守り中が50件となっております。中学校につきましては、認知件数は13件で、うち解消したものは3件、見守り中の案件が9件となっております。

なお、本年度の件数につきましては、6月に実施されました奈良県教育委員会による児童、生徒に対するアンケート調査に基づくものでございまして、当該調査につきましては、児童、生徒それぞれの主観的な申告による集計でございますので、実際の件数とは若干乖離があるというふうに考えておりますので、そのようにご理解いただければと思っております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ありがとうございます。いじめで、私、中学生など多いのかなと思っておったんですが、いろいろ資料等を見ていると、小学校がやっぱり多いんだなと、断トツで中学生よりも多いと気づかされたところでございます。それで、令和2年度に関しましては、小学校の認知件数は83とあるんですが、それから中学校は13という数字が出ているんですが、それぞれ解消しているものもあるわけですけども、解消に向けて取組をしているところもあると。小学生のいじめというので、最も印象に残っているというか、悲惨というか、そういったものはどうなるか。一、二例挙げていただきたい。それと中学生についても同様に、一、二例、挙げられるなら挙げていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** 小学校、中学校それぞれの実例について、全体は把握しておりませんが、基本的に小学校の場合については、身体的な理由であったり、肥満傾向であったりということだと思っておりますけど、そのことを原因として、いじめに発展するという可能性が高い、そういう形の実例が多いのかなと認識しております。中学校については、現状、その辺の事情を把握しておりませんので、件数のみの把握にとどまっているところでございます。

○**議長（吉中隆昭）** 木内議員。

○**9番（木内利雄）** いじめるほうも、どの程度の深刻さと言うたらあれかもわからんけど、いじめられているほうはむちゃくちゃしんどくなるんです。やっているほうはそんなことはないです。受けているほうは、すごく深刻だと思うんです。先ほど、愛知県弥富市の中学生の刺した刺されたという話を申し上げたんですが、これは12月1日水曜日の産経新聞ですが、愛知県の弥富市の中学生の刺した刺されたという話がある。産経新聞の解説みたいところで、学校はその生徒たちの心の声を本当に拾ったのかという見出しで、大きく報道されています。少しご紹介を申し上げますと、いじめの捉え方は難しい。事実の確認も容易でないだろう。ただ、当時、学校をもっと少年の心の声を拾い上げ、日常的にフォローしていれば、その後の展開が変わった可能性がある。少年の言葉の真意をどこまで深く確認したのか。学校の対応が丁寧なケアを欠いていたと言わざるを得ないというふうに記事として掲載しているんです。だから、先生もお忙しいのかもしれませんが、ここに書いてあるとおりです。学校は心の声を拾ったのか。協議会も結構ですが、このことがしっかりとまた現場でもお伝えいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、次、願います。

○**議長（吉中隆昭）** 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** それでは、続きまして、令和2年度の本町におけます長期欠席児童、生徒の状況についてご説明申し上げます。

小学校における長期欠席者は32名で、うち不登校が14名、新型コロナウイルス感染症の感染回避が10名という状況でございます。それ以外には、病気その他の理由による者がそれぞれ4名の8名となっているところでございます。

中学校につきましては、長期欠席者が29名でうち不登校が22名、新型コロナウイルス感染症の感染回避を要因とする事案はございません。それ以外には病気6名、経済的1名の合計7名が存在しているところでございます。

○**議長（吉中隆昭）** 木内議員。

○9番（木内利雄） 令和3年度年度途中ですけれども、10月頃までの数字についても答弁いただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、令和3年度の状況につきましてご説明申し上げます。

小学校における長期欠席者数は13名で、うち不登校が11名、新型コロナウイルス感染症の感染回避が2名という状況でございます。

中学校につきましては、長期欠席者が17名でうち不登校が15名、新型コロナウイルス感染症の感染回避を要因とする事例はございません。それ以外には、病気による者が2名となっているところでございます。

なお、本年度の、令和3年度の状況につきましては、10月末日現在の集計でございますので、年度末における最終な人数につきましては、今回、答弁させていただいた人数よりも増えるものと認識しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ありがとうございます。今から申し上げることで、部長の立場、また教育現場の立場から、答えづらかったらはっきり答えられないとおっしゃっていただいて結構です。今、数字をそれぞれ言っていただきました。小学校で長期欠席者数は32、中学校29、うち不登校は14の22とございまして、中学校で29のうち経済的理由が1というのが計上されています。この経済的理由の1というのは、どういったものなのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 経済的な理由ということで、学校からカウントされてまいりましたので、その辺の個別の事情については、教育委員会として確認しておりませんので、現状、状況については分かりかねるということで、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） この経済的理由、中学生が1名おるんですが、これはきっちり、現場の担当の職員である先生にお聞きして、町としていろんな支援策があるわけですから、しっかりとフォローして、経済的理由で長期欠席をしているというのは、行政がしっかりとバックアップすれば解消されると思うんですが、そこら辺はしっかりやっていただけますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ただいま議員ご指摘のとおり、当町には、生活保護に至らなくとも経済的な困窮状態にあるというところ辺で、準要保護という制度がございます。その制度に

についても十分にまた、学校からも連絡させていただいて、それで、経済的理由が解消されるようになって、登校につながるというふうな取組もさせていただきたいとは考えております。ただ、学校の中でも、当該制度については、保護者の方には連絡はさせていただいていると思うんですけど、それをもってしても、経済的理由というものが残っている状況は、教育委員会としても重く受け止める必要があると考えておりますし、さらなる周知、伝達について取組をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 悲しいんです。病気やったら病気という理由があるんですけど、経済的な理由で長期欠席せざるを得ないというのは、誠に悲しい。だから、しっかり行政として最大限のバックアップをして、経済的理由の生徒事例は早急に解消されるように、強く申し入れしておきたい。この答弁は結構ですけど、町長も副町長も教育長も、しっかりこの1年、解消に尽力いただきますようお願いしておきたいと思います。

そこで、お願いしたところで、長期欠席者等に対して、勉学の上でどういったバックアップをされているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 長期欠席が続いている児童、生徒に対しましては、その時々学習に資するようなプリントを作成させていただいて、自宅に届けさせていただいている現状がございます。先ほど、教育長の話もありましたとおり、不登校となっている子どもたち、家庭へのアプローチについては、いわゆるつかず離れずというのが大事と思っております。あまりに執拗に家庭訪問をすることによって、また、子どもの気持ちがさらに悪化することも危惧されますので、その辺については、適時適切なきに、プリントについては、ほぼ毎日持って行っていただいている状況ではあるのかなというふうには認識しておりますが、その辺の学校としての今後の対応に、教育委員会としても支援させていただきたいと思っておりますし、今後とも、そのような形の徹底を図っていただく旨を、学校には通知、指導をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 新聞報道にもあったんですが、これは奈良県の報道資料です。県教育委員会事務局、学校教育課、丹下さんという方ですか、担当で、不登校等児童、生徒へのインターネットを活用した学習支援についてということで、報道資料としてまとめられています。インターネットを活用した、学校に行くことができず、学習に悩んでいる皆さんへというこ

とで、インターネットを活用したオンライン学習支援のご案内というプリントがありますが、これらは本町の小・中学生が活用、利用されていることはあるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 県が推し進められております部分について、使用されているのかは、把握には至っておりません。ただ、当町におきましては、各子どもたち一人一人に情報端末を配付させていただいて、家庭での接続環境につきましても、調査、研究を進めさせていただいております。一定の方向性が定まりつつございます。当然、インターネットですから、パソコン環境が必須となつてまいりますので、その辺も当町から配付をさせていただいている情報端末の使用についても、総合的に町としての指針をお示しさせていただき、できましたら、どちらの方法も使える体制を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ご家庭の事情、また、児童、生徒本人が病弱であったり、いろんな形があると思うんですけども、オンラインだけじゃなくして、家庭への訪問指導等々も含めて、学校現場にしっかりと取り組むようにご指導を賜りたいと思います。それから、今言うてるオンライン学習等については、利用しているかどうかは、また調べといてください。

それでは、次、暴力行為の状況、また自殺の状況についてお伺いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 暴力行為及び自殺の状況でございます。本年度、前年度を通しまして、本町小・中学校においては、当該事案は発生しておりません。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） あつたら最悪でございますので、幸いでございます。また今後もそういった事例が一例もないように、しっかりと現場と意思疎通を図りながら、自殺や暴力行為が1件も発生しなかったというふうにお取組を頂くよう、教育長、申し上げておきますので、よろしくお取組いただきますように。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、9番、木内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は3時15分。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（吉中隆昭） 次に、11番、東議員の発言を許します。

11番、東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、東 充洋です。議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。

今回の一般質問は、2022年度予算編成について、安心、安全対策について、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律についての3点質問いたします。

初めに、2022年度予算編成についてです。2022年度の予算編成方針、予算規模、重点施策及び新規施策、公共料金の動向についてお伺いいたします。

2つ目は、安全、安心対策についてです。現在、服部台明星線の工事が進められています。

1つは、服部台明星線の開通予定について、期日はいつになるのかを教えてください。

2つ目は、服部台と履物団地入り口、交差点の安全対策について伺います。

3つ目は、現在、履物団地と町道下牧高田線の三差路交差点が存在します。服部台明星線が開通すると、町道下牧高原線との三差路交差点となり、並行する交差点になります。安全確保について、どのような施策を講じられるのか伺います。

4つ目は、町道下牧高田線に今後、服部台明星線、履物団地の道路、そして米山新町線の三差路交差点がという状況になるわけでありますが、どのような交通走行の流れになるのか。そのイメージについて説明を求めます。

3つ目は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律についてです。この法律は、6月4日の国会において全会一致で成立しました。その中でプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、海洋プラスチックごみ問題や廃棄物輸入規制の強化などに対応するため、多様な物品に使用されているプラスチックという素材に着目し、製品の設計から廃棄物の処理に関わるあらゆる主体がプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を設け

た新法です。プラ製使い捨てスプーンなどの削減や製造事業者などによる自社製品の廃プラの自主回収と、一般家庭が排出する廃プラを容器包装プラの自治体回収ルートで一括回収するなどの仕組みを設けました。プラごみの大量廃棄に一定の規制をかけるものですが、プラスチックごみ問題の解決のためには、生産そのものを規制する措置にまで踏み込んでいく必要があるのではないかと思います。この新法についてご説明を求めると同時に、上牧町の対応状況について説明を求めます。

以上です。再質問につきましては質問者席から行いますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） それでは、1つ目の予算編成方針につきましてご説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症は、人々に大きな不安や各地間の変化をもたらすなど、住民生活や経済活動に甚大な影響を与えています。令和4年度の予算編成に当たっては、このような状況が続くことを想定し、新型コロナウイルス感染症への対応を着実にこなし、住民の生活と健康を守ることを最優先として、デジタルトランスフォーメーションといった社会経済環境の変化に対応した行政サービスを提供していく必要がございます。このような状況の中で、上牧町においても、将来の人口変化を見据えた持続可能なまちづくりや支援が必要な人への途切れのない支援体制づくり、教育、子育て環境の充実、公共施設の管理や老朽化への対応、ごみ処理など、多くの課題解決が求められる中、第5次総合計画を意識し、目指す将来像、ほほ笑みあふれる和のまちづくりの実現に向け、着実にかつスピード感をもって施策を推進しなければなりません。一方で、新型コロナ感染症の影響により、今後も歳入の見通しが不透明である中、依然として扶助費や繰出金等の社会保障経費の増加が見込まれます。さらに公共施設等の老朽化対策、ごみ処理の広域化に伴う山辺・県北西部広域環境衛生組合への建設負担金など、様々な課題に取り組む費用の計上が必要であることから、昨年度に引き続き、大変厳しい予算編成となると予想されております。

また、財政状況につきましても、類似団体と比較すると、依然として厳しい状況でございます。持続可能な財政運営実現のために、職員一人一人が現状に課題意識を持ち、限られた財源を有効に活用するため、これまで以上の質の高い事務事業を目指す必要がございます。これらを踏まえまして、来年度においても町民ニーズを的確に見極め、町民の視点を大切に事業展開を図ることとし、政策立案と予算編成の視点に基づき、町政運営をしていくこととしております。

以上でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 方針は分かりました。

次に、予算規模について説明をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） それでは、2番目の予算規模につきましては、今現在、各課とのヒアリングを進めているところでございます。どのくらいの規模になるか、まだ見ていないという状況でございます。3年度におきましては85億、27年には76億円程度でしたけど、今後、70億から80億程度かなというふうには想像しておるんですけども、今のところはまだ見えてない状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） こういう時って、これまでの2021年度と22年度という状況の下で、大きく財政が変わるところが、今のところ、どのような状況が考えられるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 令和3年度等におきましては、ワクチン接種等がございました。それとまた、地方創生臨時交付金事業もございましたが、そういったところで、各計画で予算的には規模が大きかったと考えております。また、来年度におきましても、コロナは収まってきているところでございますが、まだ、どのような状況になるか分かりませんので、そういったところにつきましても、見えてくるかなというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 今、まだヒアリングとかそういうことで詰めていっている状況というふうに思うんですけども、これと言ってきちっとした予算が編成されている状況ではないのはよく理解できるんですけども、しかし方針が、先ほども述べさせていただいた状況を鑑みて、予算を編成していくという状況になれば、今年度と来年度との違いはどこに出てくるのかと。今年はやっぱり違ったのは、コロナの大きな影響によって、予算の規模が変わるという状況が生まれたわけですが、基本的に上牧町が行政運営をしていく状況のもとで、予算の限度が大きく変わるということは、私はそう想定はできないというふうには想像していませんので、もしコロナがない場合として、やはり70億から75億程度のところが推移されるというふうに私は考えているわけです。それは後で聞きますけども、施策として大きく変わる状況があるのかどうかを、またお聞かせいただければというふうに思うんですけども、そのよ

うに考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 今、議員おっしゃられたような考え方でいいと思っております。

それと、3点目の令和4年度の重点施策及び新規施策につきましてお答えさせていただきます。また、来年度におきましても、コロナで産業面に影響が出ると考えております。また、総合計画等にもございますように、社会保障関連、子育て支援、教育の充実など、住民の方にとっては必要な事業はしっかりと計上していきたいと考えております。

また、来年度につきましては、町制50周年記念の事業を計画しております。町民の方々と一緒に事業を進め、上牧町を盛り上げていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 来年度におきましても、コロナ関係で言えば、あと5億円分どうするというふうな話も出てくるんでしょうし、それが本当に今、国会でも言われているように、10億円を一括に払うことが可能なのかどうなのかというところも出てくるというふうに思うんですけども、そういうのはちょっと置いたとして、やはり、それも本当に各住民の皆さんの家庭においては、非常に大きなウエートを占めるのかもわからないんですけども、それじゃなしに、一般的に我々が上牧町に住んでいて、どのような環境変化が起こっていくのかがやはり一番大きな基礎になるというふうに思っていますので、コロナのことは外させていただいた状況なんです。

それで、次に、重点施策及び新規施策についてですけれども、財政計画を頂いたという状況があるわけですが、この中で2021年、令和3年から2030年、令和12年度における主なハード事業一覧ということで示していただいているわけですが、ここで福祉センター外壁改修事業は補正予算で計上されたということで、実質は来年度に完成する状況だというふうに思います。また、保健福祉センターの空調も同じく事業が執行されるということで、ここで、主な事業として計上されている部分が執行されることになったと。まちづくり創生の部分におきましては、1つは道路長寿命化事業、それから、橋梁長寿命化事業、滝川水辺周辺地区整備事業、それから服部台明星線道路改良事業、あとでこの部分も質問の項目には上げているんですけども、これらにおいても、道路におきましては、令和3年から12年までの期間を示していると。橋梁も同じなんですけれども、この滝川の水辺というのは、さっき石丸さんの分もあったんですけども、左岸の部分が4年度中に終わるというふうな状況になっているということによろしいんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 今、中長期財政計画の中から、主なハード事業一覧ということで、議員のほうからお話がありました。今言われましたように、滝川水辺周辺地区整備事業につきましては、4年度で完成というふうな形にはなっております。また、服部台明星線に関しましても、4年度完成、5年度に供用開始というふうな形になっております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 生活環境におきましても、焼却場の解体事業は請負契約まで済んだということで、実質は4年度で解体されて終わるという状況になるというふうに思うんです。不燃ごみ等中継施設も今、建設されているという状況、そして、山辺・県北西部は、ここでは2024年、令和3年から6年までの間というふうになっているんですけども、令和7年4月にオープンするというふうに計画が変わっているわけです。ここの部分で、その間、当然、1年分またごみの焼却については委託しなければならないという状況になるかというふうに思うんですけども、その辺は、大体、どれぐらいの費用がここで支出されるというふうに踏んでいるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） まず、焼却場解体事業につきましては、3年度、補正させていただきました。それと保健センター、福祉センターの外壁工事につきましても、今年度させていただきます。この2事業につきましては、繰越明許させていただきます。4年度までになろうかと思えます。

次に、山辺・県北西部広域環境衛生組合建設負担金につきましては、令和3年1月20日出させていただいた中長期財政計画の中では、6年度までとなっておりますか、今、1年延期されまして、7年度までというふうになっております。こういったところも見直しながら、新しい中長期財政計画を、今現在、作成しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 1年延びたということで、実際の終わりというのはまだ出てこないのかもわからないんですけども、例年どおりの目標というふうに想像はつくんですけども、しかし、後でも言おうと思ったんですけど、久渡古墳の分も、ここでは2億3,100万というふうな計画をされているんですけども、実際には5億を超えるという状況に、この間からの話になっているわけで、それを踏まえたら、やはりこの中長期財政計画というのは、早いところ見直す必要があるというふうに私は思っているわけですが、例えば、教育総務課の

部分ですけれども、水泳プールの改築事業、それから給食室の改修事業、学校 I C T 整備事業、学校情報環境整備事業ということで、2030年、G I G A スクールの部分においては、2027年度というところまでなっているんですけども、この辺の整合性はどうなるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） まず、教育総務課の部分でございます。この部分につきましては、今現在、学校適正化部分がございます。中長期財政計画におきましては、5校全て、そのまま継続した形での予算組みとさせていただいております。今後は、学校適正化の内容によりましては、この部分は変わってこようかと思っております。

それと、先ほど言われました上牧久渡古墳群でございます。計画年次当初ですけれども、2億3,100万円が今度5億ほど増えまして、8億少しというふうな感じになります。それとまた、事業期間におきましても、令和3年から4年となったところが、令和8年までというふうな形になりますので、そのような形で、また、財政計画を見直していきたいというふうには考えているところでございます。また、見直しができましたら、また、議会には報告させていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。どちらにしても新たな新規の事業は、ここに加えて何か考えておられるとかあるのでしょうか。その辺は町長に聞いたほうがいいんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 先ほど3番目で新規生活施策の中で言わせていただきましたが、新たな事業といたしましては、来年度が50周年を迎えますので、その事業が新たな計画として上げさせていただこうと考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そしたら、中長期財政計画は、見直しは早急にされるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） 早急に考えているところでございますが、まだ、久渡古墳群におきましても不透明なところがございますので、その辺が精査できましたら、お示しできるかなとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） やはりここで詳しく説明、計画などをきちっと網羅されておれば、非

常に牧町の財政運営だとか、そういうところにおいては、我々議員にとっても非常に分かりやすいというふうに思いますので、ぜひ見直しを早期に行われるようお願いしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、総務部理事から説明がございました。もう1つ、学校適正化協議会で検討していただいております。予定は3月末までにまとめていただくという計画にはなっておるんですが、議論が大変白熱しておりまして、若干、話の流れによれば、新年度に入る可能性も多少あるのかなというふうに考えております。それがまとまりましたら、設計の関係で、当初予算に組めるようでしたら、若干組みながらいくことになるんですが、その辺をうまく調整できなかつたとしたら、補正予算で設計費を対応しなくてはならないのかなというのが、今の適正化の状況でございます。そういうものが少し入ってくるというふうには思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。それは当然、これからの流れによるわけですから、近々になって、年度末を迎える新たな予算を審議を審議するというふうな状況のときに、補正で対応しなくてはならないような状況になっているということだけは、みんなに知らせていただいて、それで審議していくという方向で進めればと思います。

それで、次に公共料金についてはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部理事。

○総務部理事（山下純司） それでは、4つ目の公共料金の動向についてでございます。こちらにつきましても、現在、ヒアリングを実施しているところでございます。令和4年度につきましても、国民健康保険につきましても、令和6年度の奈良県内の保険料水準の統一化に向けまして、段階的に引上げを行う年度となっております。また、ヒアリングの中でのその他の公共料金につきましても、出てきてない現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。ありがとうございました。そしたら、1つ目の質問は終わりたいと思います。

次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 服部台明星線の工事についてで、まず、開通予定につきましても

は、令和4年度にも、まだ信号機や交差点改良事業でありますので、令和4年度末が開通となり、令和5年度4月からの開通と考えております。

○11番（東 充洋） 次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 服部台、履物団地の交差点の安全対策ということで、まず、服部台明星線の開通により、服部台明星線と下牧高田線では、香芝方面への通行に対しての分散はあるとは見込まれますが、ただ、全体的に交通量が集中することが予想され、増加されると考えております。また、履物団地の交差点については、信号機が設置が難しいことから、2つの信号を避けるためのショートカットを目的とした通行もあるとも考えております。そのような部分も含めて、できる限りの対策ということで、今も西和警察署との協議も進めているところです。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） あその部分については、服部台から服部台明星線に出ようと思えば、その道路しかないんです。ですから、そこを使われるということと、それから履物団地のほうを向いて真っすぐ直進する車があるのかなというふうに思って、その辺が非常に心配だなというふうに思うんですよね。それから、今の状況の中でも、アパートみたいなハイツみたいなところから道路がついているというのがあるんですけども、あれはみんな服部台と一体となった道路ではないんです。ですから、その辺、あそこしか出てくるところがないというのが、1つの条件としてあるというふうに思うんです。当然、さきの町道下牧高田線のところまでの間で、それなりに距離はあると思うんですけど、その辺が警察とか安全委員会の判断で、そこに信号機がつけてもらえるのかどうかは、私も想像ができませんけども、安全を図るのであれば、やはり信号機も必要ではないかなというふうには考えられるんですけども、その辺はどのような要望などをされているんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 当然、信号機の要望はしているところですが、なかなか難しいという答えが返ってきております。ただ、まだまだ話もできるので、これからもその要望をしながら、考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） その辺、しっかりと、今後、いろんな状況を鑑みながら、安全を図っていくということで、ここの場所においてもしていただきたいというふうに思います。

もう1点は、ちょうどその交番所に出てくる道と、今の服部明星線の道と並行にして出てくるんです。信号が南側にあるところで、この三差路のところを、どう安全を図るんでしょうか。1つは、道路も大きいわけですから、服部台明星線のところには信号がつくんであろうなど。ところが、交番所のところの三差路はどういう形になるのかなど。ここは南へ行く車、北へ来る車で、ひっきりなしに来るはずで、三差路ですので、役場のほうから来る直進する車もあるでしょうし、信号が変われば、当然、米山新町線を右折する車だって出てくるわけですから、交番所のところから出てくる車はなかなか出にくいし、出にくいということは、それなりに危険がはらんでいるのではないかなというふうに想像ができるんですけども、その辺と、今度は信号がつくであろう服部台明星線との間の部分はどうのように規制されようとしているのか、どのような安全を図ろうとされているのか、どういう状況でしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 連動におきましては、当然、交通ルールの中でということになっておりますが、今、議員がおっしゃられたように、履物団地から出てきたとき、特に右回りの車が危険と思いますし、また、役場方面から来た車については、信号が2つを見えるということで、逆にスピードを増す方もおられるし、また、役場方面から1つの審議を超えたけれども、次の信号が変わるということで、あえて履物団地に入る方も出てくると考えております。ただ、今の段階で、いろんな方策は取りたいとは考えておりますが、ただ、方策については、僕らにもなかなか難しいところもありますので、その件についても警察と相談しながら、できる限りの方策は、看板等とか、道路に危険表示をするとかの部分は、今、相談しているところです。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 十分調査なりやっていたら、最大の努力を、安全な努力を図っていただくというふうにしていただくことにして、最後ですけども、今度は米山新町線があると。こっちに2つの並行した道路が全部三差路だと。ここをどのような状況で通行がされていくのかということが、ちょっとイメージ的に湧かなくて、先ほどからも繰り返し言っているんですけども、例えば、南へ行く車は、服部台明星線の場合は、信号があるから、一旦信号で止まりますよね。南に行こうとするならば、服部台、履物団地の入り口のところから瀬川池のところですか。あそこから右折して、そのまま交番所のところへ出てきたほうが、交通量が多いですけども、スムーズに信号を擦り抜けていくのには、非常に早く行けるといふふうに捉えられて、右折はそのほうが多くなるということも、考えられないことはないと思う

んです。そういう流れがあるのと、それから、ちょうど銀行での米山新町線において、右折してそのまま真っすぐ行って、次の服部台明星線の信号で止まってしまうのか。いや、そのまま右折する車は流れるのかというような信号の間隔、間隔のところ。我々としても全く読めないわけなんですけども、その辺はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 渋滞状況というか、車の動きというのは、僕が予想しているところは、まず、下牧方面から来た車については、香芝方面に行く方が絡みますので、ある程度の分散はされるのかなと。信号も右折ラインもつくろうと考えておりますので、この辺はスムーズだと考えております。ただ、一番困るのが、今の服部台明星線を来た方が、逆にラスパ方面に行く方が右に行くと。ここで左に分散するということが1つの渋滞要因、また、この場合において、先ほどおっしゃられました履物団地をショートカットする車が出てくるのが予測されます。また、逆に上牧方面から来た車については、今までどおり、あまり変わらないと考えております。今度は、ラスパ方面から来た車については、同じ香芝方面になるんですけども、渋滞状況によっては右回りも増えるかなという考えをしております。そういう3つの三差路を含んだところなので、先ほど言いましたように、注意喚起の方法をとるしかないとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。いずれにしても、上牧町の中心部となるところですよ。メインなところなわけですから、やはり最も弱者にも強い、有意義な、また安全なという箇所ではなくてはならないわけですから、そこでの事故とかは絶対避けなければならないわけですから、その辺は十分しっかり研究していただきたいというふうに思うのと、やはり、多くの人たちの声を十分お聞きいただいて、それを反映させていただく。楽まちの皆さんも、これについては非常に興味を持っておられるということですので、ぜひ、そういうプロの方々の意見も十分聞き入れていただいて、安全な道路にさせていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 確かに、本当に問題点の多い道とは考えております。3回目はいろんな方のご意見を聞きながら、1年ちょっとしかないので、頑張っていきたいとは思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。ひとつよろしく願いいたします。

そしたら、次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について、答弁させていただきます。現在、既存のリサイクル法として、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自転車リサイクル法など上げられますが、これらは全て製品に焦点を当てた法律であります。

今回のプラスチック新法は、プラスチックという素材に焦点を当て、プラスチックを使用した製品の設計、製造から廃棄物の商品までのライフサイクルの全てを、資源循環を促すことが目的となっております。プラスチック新法では、ライフサイクルの各段階でプラスチック資源循環の取組を促進するための措置として、段階別に盛り込まれております。それは、使用の合理化、市町村の分別収集、再商品化、製造販売事業者による自主回収、排出事業者の排出抑制と再資源化と各段階においてプラスチック使用量の削減を進める上で、必要不可欠な使用分を再生素材や再生可能資源へ切り替えて、リサイクルプラスチック資源を循環していきます。

また、プラスチック新法では、次のような消費者の責務も規定されております。分別排出に努めること。プラスチック製品をなるべく長期間使用すること。過剰な使用を控えて廃棄物の排出を減らすこと。再資源化された製品を使用するよう努めること。以上は、今回のリサイクル法となって考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そういうことを法律で決められたということですね。先ほども言いましたんですけども、これは令和3年6月4日に成立しました。そして令和3年6月11日に公布されました。令和3年法律第60号となったんですけども、そして、できたんですけども、今後、上牧町はどうするんですか。1つは、ここに書かれているのは、公布後1年以内の政令で定める日から施行することとされており、主な政省令、それから告示事項について、本審議会にて検討するというふうになっているんですけども、今、法律ができたからといって、上牧町が何をするというふうにしようとしても、まだ何も決まっていませんという理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） そのとおりでいいと思います。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） そしたら、そういうふうに審議会で決められて、やると言った場合、上牧町はそうなった場合、1町でできるんですか。例えば、この間、山辺のリサイクルの請負契約もできたところで、それらの絡みとして、本町との部分はどういうふうに関わっていくというふうにお考えでしょうか。1町でやるものなのか、それとも、そうなった場合、もうやるというのは目に見えているわけですから、令和7年4月まで、上牧は何もしなくて、山辺がやるというふうに決めたときに動くというふうな状況になるのか、そういう状況でなかった場合、その住民の方々が協力するということにおいて、そういうのでは間に合うのかどうかというふうなことも、心配の1つになるというふうに思うんですけど、その辺はいかがお考えですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部長。

○都市環境部長（塩野哲也） 当町のごみについては、令和7年から山辺と一緒にやるということになっております。当然、ルールとしてもそこで決めるべきだと考えております。ただ、それまでの間に、ルールは7年から施行ではないと考えておりますので、これからも山辺のほうに声をかけながら、できるだけ全町が足並みをそろえて、各その前段階からできるようにして、7年には完全にできるという形がとれたらとは考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。そういうことも含めて、やはり住民の協力もなければ、うまいこといく法律でもないわけですから、十分に住民の皆さんに情報を伝えていただける方法も、常に考えていただきたいというふうな要望をしておくのと、ちょっとこのプラスチックのところでも聞きたいんですけども、今、有料の黄色の袋が不足しているという話をよく聞くんですけども、今、プラスチック製品、ナイロンだとかそういうものを、ただの袋に詰めて出せば、持っていつてもらえるということで、黄色の袋を使う状況が、少し、以前と比べたら減っているのかなと。そういう状況で、どこへ買いに行ったけどもなかったとかいう話はよく聞くんですけども、その辺はどのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 建設環境課長。

○建設環境課長（吉川昭仁） 今、議員おっしゃっておられましたご指摘の話ですが、45リットル、黄色の燃えないごみの袋は不足している現状でございます。これにつきましては、例年、同じような形で入荷させていただいているんですが、今年度、予想以上に売れている状況でございます。ですので、次回のお入荷につきましては、1月下旬に予定を聞いているので

すが、緊急的にどうしても対策とれないかとも、業者さんにも詰めさせていただいたんですが、事実、コロナ禍の加減で、製造については海外でつくっておりますので、なかなか入荷できないという答えの中で、住民さんのご協力いただいている中で、30リットルの袋ないし20リットルの袋を利用して、できるだけそういった形で搬出していただくとかいうご協力は賜らなければならないのかなというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。そういう事情があるのは分かったんですけども、しかし、これから、各家庭は大掃除をやるんです。燃えるごみが出るんです。ですから、その辺もやっぱり考慮して、十分配慮して、住民の皆さんに提供できる方法をぜひ考えて、安心、安全という観点からも、十分な施策を講じていただきますようお願いしておきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

散会 午後 4時02分

令和3年第4回（12月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和3年12月14日（火）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について
- 第 3 文教厚生委員長報告について
- 第 4 議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第2号 奈良広域水質検査センター組合理約の一部を変更する規約について
- 第 6 議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第 7 議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第 8 議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第 9 議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について
- 第10 議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について
- 第11 議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
総務部理事	山下純司	都市環境部長	塩野哲也
住民生活部長	井上弘一	健康福祉部長	青山雅則
教育部長	松井良明	総務課長	山本敏光

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎総務建設委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、総務建設委員長報告について。

牧浦委員長、報告願います。

牧浦委員長。

（総務建設委員長 牧浦秀俊 登壇）

○総務建設委員長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。総務建設委員長の牧浦秀俊でございます。総務建設委員会の報告を行います。

当委員会に付託されました、議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）の議案については、12月6日午前10時から全委員出席の下、全議案を慎重審議し、採決の結果、全議案について異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、各委員からの議案の主たる質疑を報告いたします。

議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について。

歳入。問い。国庫補助金で、歴史いきいき史跡等総合活用整備事業費補助金は、当初2,640万1,000円計上され、今回1,959万1,000円減額されました。これは歳出において、史跡上牧久渡古墳群整備事業費3,918万2,000円を減額されたための国庫補助金の減額と理解していますが、そもそも歴史いきいき史跡等総合活用整備事業補助金について説明を。答え。歴史いき

いき史跡等総合活用整備事業補助金は、文化庁の文化財保存事業費関係補助金交付要綱の歴史いきいき史跡等総合活用整備事業費国庫補助金要綱に基づき補助を受けています。

次に、歳出です。問い。防災行政無線管理費について、防災行政無線管理費の説明を。答え。5年に1回、使用箇所を定期的に点検しており、今回UPSバッテリー交換作業の時期により、交換修繕のため49万9,000円の増額補正を行いました。

問い。総務費の地方創生臨時交付金事業費で、香芝市・葛城市・北葛城郡コロナ検査センター共同運営事業費219万7,000円減額計上されています。これは香芝市、上牧町の病院でPCR検査が行われていましたが、今年9月末をもって閉鎖されました。10月から今日までPCR検査が必要とされた上牧町民はおられるのか。答え。町のほうに何ら情報は届いていません。また、PCR検査についての相談は毎月2件程度ありました。PCR検査を実施している病院や医院は5か所と把握していますが、公表はされておられません。

諸証明コンビニ交付事業について。問い。諸証明コンビニ交付事業の現状と内容の説明を。答え。マイナンバーカードの普及に伴い、コンビニ交付が2倍以上増加した。令和3年度の発行率を想定し、700枚分の補正予算8万2,000円の計上を行った。

次に、妊婦一般健康診査委託料について。問い。妊婦一般健康診査委託料の説明を。答え。妊婦と赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行う妊婦健康診査に係る費用のうち、10万円を助成する事業。令和3年度は妊娠届届出数が9月末時点で64件となっており、年間180件くらいの届出が予想されるため、増加分の補正予算計上を行った。

次に、一般廃棄処理事業費について。問い。一般廃棄物処理事業費の説明を。答え。原油価格の高騰の影響と資源ごみの収集台数増のための燃料費44万6,000円の補正額増額計上を行った。

問い。史跡上牧久渡古墳群整備事業について、12月1日付の議員懇談会資料によると、同事業は当初計画と比較して大規模な設計変更、それに伴い事業費も増大し、約3倍の8億1,500万円となった。また、整備工事の完了は2026年、令和8年度と大幅な延期となっている。そこで、年次計画変更の理由及び総事業費8億1,500万円の財源内訳について、答弁を求めます。答え。まず、年次計画変更の理由は、令和元年度に策定した史跡上牧久渡古墳群整備基本計画及び基本設計を基に、令和2年度から3年度にかけて実施設計業務を行っていたが、近年の大雨などの自然災害を防ぐための治水対策、防災調整池の整備や丘陵外面の保護、擁壁工事等が基本設計と基本設計完了後に、開発行為許可申請を進める上で必要であることが判明した。このことにより、工事内容が大幅に増えることが見込まれることとなり、当該工

事に係る事業費の増加に伴う一般財源の増加に加え、起債の償還による財政負担を考慮し、令和5年度までとしていた年次計画を3年延長し、令和8年度に整備工事完了予定としたものである。

次に、総事業費8億1,500万円の財源内訳ですが、国費は50%で4億750万円、県費は15%で1億2,225万円、そして本町としては起債充当率90%で2億5,670万円、一般財源で2,855万円となり、町としての合計額は2億8,525万円という内訳である。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第2、議第3号 令和3年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◎文教厚生委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第3、文教厚生委員長報告について。

富木委員長、報告願います。

富木委員長。

（文教厚生委員長 富木つや子 登壇）

○文教厚生委員長（富木つや子） 皆さん、おはようございます。文教厚生委員長の富木でございます。文教厚生委員会の報告をいたします。

文教厚生委員会は、去る12月7日午前10時より、6名全委員出席の下、本委員会において付託されました全議案を慎重審議いたしました。議案と審議結果は以下のとおりです。

議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議第2号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について、議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について、議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結について、以上、全8議案について慎重審議し、採決の結果、全8議案、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

それでは、議案の主な質疑内容について報告いたします。

議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

問い。出産に係る費用助成は、特に若い世代の父母になる住民の方々にとっては有意義な政策と考える。特に出産費用が高額な東京都では助成をしている区もあるが、上牧町の独自施策として検討することはできないのか。答え。奈良県より、県下の市町村では42万円以上をしてはいけないという指示があるので、独自施策は難しい。問い。産科医療補償制度が見直されたが、補償内容の説明を。答え。補償については、対象者に一時金600万円と20年間毎年120万円が支給される。

議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

問い。医療費の増加を約1億5,000万円見込んでいるが、要因の説明を。答え。前年度はコロナによる受診控えがあったが、元に戻り、1人当たりの医療費が増えてきている。問い。一般被保険者療養給付費の増額補正1億851万円の積算根拠は。答え。今年度4月から10月までの月当たり最高値1億3,849万9,205円を11月から3月までの5か月分として決算見込みを

計算し、不足分を増額補正として計上した。問い。一般被保険者高額療養費の増額補正4,667万4,000円の積算根拠は。答え。今年度4月から10月までの月当たり最高値2,194万520円を11月から3月までの5か月分として計算見込みを計算し、不足分を増額補正として計上した。問い。一般被保険者療養給付費は当初予算から率にして7.4%の増額補正に対し、高額療養費の補正額は当初予算から23.5%の増額となっている。これはコロナ禍により受診控えを起因とする重症化が原因ではないかと思うが、いかがか。答え。高額療養費は年度によって高額な医療を受ける方がいるので、コロナによる受診控えによる重症化も考えられるが、年度によつての差によるものと考えている。

議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について。

問い。現年度分の後期高齢者医療保険の増額の要因は。答え。6月に所得が確定したためである。問い。保険基盤安定繰入金231万4,000円の減額補正について説明を。答え。7割、5割、2割分の軽減分の減額分である。これに関しては、一般会計から繰入金マイナス231万4,000円で一般会計に繰り入れる分である。問い。コロナ感染の影響はあるのか。答え。7、5、2割の該当者の軽減に多少コロナの影響があるかと思うが、対象者の減少による減額である。

議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について。

問い。介護予防サービス計画費収入10万円の増額補正の理由は。答え。当初予算をコロナの影響があったので控え目に組んでいたが、最近ではコロナが収まってきており、介護予防計画のプランが増えてきたので増額補正をした。

議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について。

問い。9月の補正予算での審議より工事の内容の変更はあるか。また、工期が予算審議のときより3か月延長となっているが、その要因は。答え。工事内容の変更はない。工期の延長は、解体工事の特質上、何が起こるか分からないということもあり、年度内ぎりぎりまで工期を延長した。

議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について。

問い。9月議会で予算化された事業だが、コロナ対応として換気や除菌の機能が必要との意見があったが、性能はどうか。答え。現状把握と調査を行った結果、換気はできる。また、空気清浄機の設置を仕様書の中に入れている。問い。予算審議の際に、適切な休館時期を設定するとあったが、現段階で休館スケジュールが決まっていれば、分かる範囲で開示を。答え。具体的な一時休止の時期は決まってないが、図書館については、例年実施している棚卸

し作業のときを利用して工事を実施することで、住民の方々への影響を少なくしたい。中央公民館については、文化教室の開校スケジュールとの調整を行い、大ホールを除く文化センターについては、5月の第4週目から6月の第2週目、中央公民館1階及び図書館については、5月第2週目頃から第5週目頃までの期間、小ホール及び楽屋については、5月第5週目頃から6月第3週目頃までの期間での調整を予定している。問。工事期間中は各施設を閉鎖せず、安全面に考慮しながら工事を進めると聞いているが、具体的な安全対策の説明を。答。一斉に工事を行うのではなく、エリアごとに工事期間を設定する。工事以外の場所についても、クレーン等も使用するので、安全を確保しながらスケジュールどおりに進めていきたい。

議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結について。

問。工事延期の理由内容について。答。昨今の社会情勢の変動により、鉄骨材料の納入期間が当初予定よりも延びたための延期になった。問。工事期間の延期が7月28日までとなるが、この期間は小学校の新1年生が通学をしており、各学年で下校時間が異なるため、安全面の確保が懸念されるが、どのような安全対策をされるのか。答。4月上旬に工事自体は終了している予定であり、安全対策については十分に考慮して周知をしていく。

以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第4、議第1号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第5、議第2号 奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第6、議第4号 令和3年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算

(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第7、議第5号 令和3年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第8、議第6号 令和3年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第9、議第7号 塵芥焼却場解体工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第10、議第8号 文化センター空調機更新工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第9号 不燃ごみ等中継施設建設工事請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（吉中隆昭） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案議決を頂きまして、ありがとうございます。今年1年間、皆さん方からご指摘、ご提案いただきました事柄につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。また、特にこの議会でご指摘を頂きました資料等のタイトルであったり提出の年月日であったり、そういう不備について、そしてまた資料の内容について、差し替え等があまりに多い。しっかりと確認ができていないのではないかと、こういうご指摘も頂きました。こういう事柄につきましても、間違いのないよう我々職員一同これから取り組んでまいりたいというふうに思いますので、どうぞ皆さん方にご理解をよろしく願いたしたいというふうに思います。

それと、寒さも本格的な冬の到来という感じになってまいりました。また、コロナも落ち着いているようではございますが、新しいオミクロン株が少しずつどうも出てきているようでございます。これが大きく広がらなければいいなというふうに思っておりますが、年末、年明け、どのような状況になるか、いまだ分かりません。みんな十分注意をしながら年末年始を過ごしていきたいというふうに考えております。議員の皆様方も十分ご注意をさせていただいて、輝かしい新年をお迎えになられるよう祈念を申し上げまして、御礼のご挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） これをもちまして、令和3年第4回上牧町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 富 木 つ や 子

署 名 議 員 康 村 昌 史